

平成22年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成22年 9 月 17日 開会

平成22年 10月 14日 閉会

} 28日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	7
1. 開会日に応招した議員	9

○第1号（9月17日）

1. 開会年月日時	11
1. 議事日程	11
1. 本日の会議に付した事件	11
1. 出席議員	12
1. 説明のため出席した者の職、氏名	12
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	13
1. 開 会	13
1. 諸般の報告	13
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	13
1. 日程第2 会期の決定	13
1. 日程第3 甲第1号議案、甲第2号議案、乙第1号議案から乙第10号議案まで及び 認定第1号から認定第23号まで	13
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	14
1. 先議案件の委員会付託（乙第9号議案）	15
1. 日程第4 陳情第151号、第156号、第157号、第159号、第165号から第167号まで、 第168号の3及び第171号の付託の件	15
1. 委員会付託	15
1. 休会の議決	15
1. 散 会	15

○第2号（9月28日）

1. 開議年月日時	17
1. 議事日程	17
1. 本日の会議に付した事件	17
1. 出席議員	17
1. 欠席議員	18
1. 説明のため出席した者の職、氏名	18
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	18
1. 開 議	18
1. 諸般の報告	18
1. 日程第1 乙第9号議案	18
1. 委員長報告（総務企画委員長）	18
1. 採 決	19
1. 日程第2 特別委員会の付議事件の変更の件（米軍基地関係特別委員会）	19
1. 採 決	19
1. 日程追加 陳情平成20年第167号の付託の件	20
1. 委員会付託	20

1. 日程第3 議員派遣の件（第10回都道府県議会議員研究交流大会）	20
1. 採 決	20
1. 日程追加	20
1. 一括議題 { 議員提出議案第1号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議 議員提出議案第2号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議 }	20
1. 當間 盛夫君の提案理由説明	20
1. 採 決	21
1. 日程第4 代表質問	21
辻野ヒロ子さん	21
仲田 弘毅君	33
当銘 勝雄君	45
崎山 嗣幸君	53
1. 散 会	61

○第3号（9月29日）

1. 開議年月日時	63
1. 議事日程	63
1. 本日の会議に付した事件	63
1. 出席議員	63
1. 説明のため出席した者の職、氏名	63
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	64
1. 開 議	64
1. 諸般の報告	64
1. 日程第1 代表質問	64
奥平 一夫君	64
西銘 純恵さん	75
當山 眞市君	84
平良 昭一君	91
1. 散 会	103

○第4号（9月30日）

1. 開議年月日時	105
1. 議事日程	105
1. 本日の会議に付した事件	105
1. 出席議員	106
1. 欠席議員	106
1. 説明のため出席した者の職、氏名	106
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	107
1. 開 議	107
1. 諸般の報告	107
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案、乙第1号議案から乙第8号議案まで、 }	107

J

1. 一般質問・質疑	107
嘉陽 宗儀君	107
瑞慶覧 功君	114
比嘉 京子さん	120
渡嘉敷喜代子さん	128
新垣 安弘君	136
仲村 未央さん	144
玉城ノブ子さん	152
1. 散 会	161

○第5号（10月1日）

1. 開議年月日時		163
1. 議事日程		163
1. 本日の会議に付した事件		163
1. 出席議員		164
1. 欠席議員		164
1. 説明のため出席した者の職、氏名		164
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の名、氏名		165
1. 開　　議		165
1. 一括議題	{ 日程第１　一般質問 日程第２　甲第１号議案、甲第２号議案、乙第１号議案から乙第８号議案まで、 乙第10号議案及び認定第１号から認定第23号まで }	165
1. 一般質問・質疑		165
上里　直司君		165
山内　末子さん		174
渡久地　修君		181
前田　政明君		188
新垣　清涼君		196
仲宗根　悟君		203
新里　米吉君		210
1. 散　　会		219

○第 6 号 (10月 4 日)

1. 開議年月日時	221
1. 議事日程	221
1. 本日の会議に付した事件	221
1. 出席議員	222
1. 欠席議員	222
1. 説明のため出席した者の職、氏名	222
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	223
1. 開 議	223
1. 諸般の報告	223

(

1. 一括議題 { 日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案、乙第1号議案から乙第8号議案まで、 乙第10号議案及び認定第1号から認定第23号まで }	223
1. 一般質問・質疑	223
照屋 大河君	223
玉城 義和君	230
玉城 満君	239
當間 盛夫君	247
赤嶺 昇君	255
1. 病院事業局長（伊江朝次君）の発言	263
具志 孝助君	263
嶺井 光君	268
1. 散 会	274

○第7号（10月5日）

1. 開議年月日時	277
1. 議事日程	277
1. 本日の会議に付した事件	277
1. 出席議員	278
1. 説明のため出席した者の職、氏名	278
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	279
1. 開 議	279
1. 諸般の報告	279
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案、乙第1号議案から乙第8号議案まで、 乙第10号議案及び認定第1号から認定第23号まで }	279
1. 一般質問・質疑	279
島袋 大君	279
吉田 勝廣君	287
照屋 守之君	296
座喜味一幸君	302
翁長 政俊君	309
金城 勉君	314
新垣 哲司君	320
上原 章君	323
1. 決算特別委員会の設置	331
1. 決算特別委員会委員の選任	331
1. 委員会付託	331
1. 日程第3 甲第3号議案	331
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	331
1. 委員会付託	331
1. 日程第4 陳情第172号及び第184号の付託の件	332
1. 委員会付託	332
1. 休会の議決	332
1. 散 会	332

1. 開議年月日時	335
1. 議事日程	335
1. 本日の会議に付した事件	336
1. 出席議員	337
1. 欠席議員	337
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	337
1. 開 議	338
1. 諸般の報告	338
1. 日程第 1 乙第 1 号議案	338
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	338
1. 乙第 1 号議案の閉会中の継続審査を求める動議の提出	339
1. 討 論	339
西銘 純恵さん	339
桑江朝千夫君	340
仲村 未央さん	341
比嘉 京子さん	341
1. 採 決	343
1. 日程第 2 乙第10号議案	343
1. 委員長報告（総務企画委員長）	343
1. 採 決	343
1. 日程第 3 乙第 2 号議案から乙第 8 号議案まで	343
1. 委員長報告（土木文化環境委員長）	343
1. 採 決	345
1. 日程第 4 甲第 1 号議案及び甲第 3 号議案	345
1. 委員長報告（総務企画委員長）	345
1. 採 決	347
1. 日程第 5 甲第 2 号議案	347
1. 委員長報告（土木文化環境委員長）	347
1. 採 決	347
1. 日程第 6 議員提出議案第 3 号 不発弾等問題の早期解決に関する意見書	347
1. 當問 盛夫君の提案理由説明	348
1. 採 決	348
1. 日程第 7 議員提出議案第 4 号 駐留軍等労働者の雇用の確保等に関する意見書	348
1. 玉城ノブ子さんの提案理由説明	348
1. 採 決	348
1. 一括議題	349
日程第 8 議員提出議案第 5 号 嘉手納飛行場滑走路改修工事に伴う 普天間飛行場及び那覇空港等へのダ イバートに関する意見書	349
日程第 9 議員提出議案第 6 号 嘉手納飛行場滑走路改修工事に伴う 普天間飛行場及び那覇空港等へのダ イバートに関する抗議決議	
1. 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明	349
1. 採 決	349
1. 議員派遣	349

1. 日程第10 陳情平成20年第139号、同第158号、陳情平成21年第48号、同第53号、 陳情第158号の2、第161号及び第182号	349
1. 委員長報告（経済労働委員長）	350
1. 採 決	350
1. 日程第11 陳情第41号、第81号、第94号、第100号、第138号、第152号及び第178号	350
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	350
1. 採 決	350
1. 日程第12 陳情第105号及び第168号の2	350
1. 委員長報告（土木文化環境委員長）	350
1. 採 決	350
1. 日程第13 陳情第74号、第124号、第140号、第151号、第157号、第165号及び第171号	350
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	351
1. 採 決	351
1. 日程第14 閉会中の継続審査の件	351
1. 採 決	351
1. 閉 会	351

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	353
1. 議員提出議案	389
1. 諸般の報告	397
1. 議案付託表	401
1. 委員会審査報告書	403
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	411
1. 議員派遣の件	427
1. 決算特別委員名簿	429
1. 陳情文書表	431
1. 議案等処理一覧表	453

平成22年第4回沖縄県議会（定例会）会期日程				
			会期28日間	自 平成22年9月17日 至 平成22年10月14日
	月 日	曜日	日 程	備 考
1	9月17日	金	（会議録署名議員の指名） 本 会 議（会期の決定） 委 員 会（知事提出議案の説明） （先議案件審査）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	18日	土	休 会	
3	19日	日	休 会	
4	20日	月	休 会	敬老の日
5	21日	火	議案研究	
6	22日	水	議案研究	代表質問通告締切（正午）
7	23日	木	休 会	秋分の日
8	24日	金	委 員 会（議会運営委員会）	一般質問通告締切（正午）
9	25日	土	休 会	
10	26日	日	休 会	
11	27日	月	議案研究	
12	28日	火	本 会 議（先議案件委員長報告、採決） （代表質問）	
13	29日	水	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
14	30日	木	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
15	10月1日	金	本 会 議（一般質問）	
16	2日	土	休 会	
17	3日	日	休 会	
18	4日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
19	5日	火	本 会 議（一般質問） 決算特別委員会設置	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
20	6日	水	委 員 会（常任委員会）	
21	7日	木	委 員 会（常任委員会）	
22	8日	金	委 員 会（常任委員会）	
23	9日	土	休 会	
24	10日	日	休 会	
25	11日	月	休 会	体育の日
26	12日	火	委 員 会（特別委員会）	
27	13日	水	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
28	14日	木	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
玉 城 義 和 君
上 原 章 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君
桑 江 朝千夫 君
平 良 昭 一 君
仲 村 未 央 さん
照 屋 大 河 君
渡久地 修 君
瑞慶覧 功 君
新 垣 清 涼 君
上 里 直 司 君
吉 田 勝 廣 君
當 山 眞 市 君
吉 元 義 彦 君
座喜味 一 幸 君
佐喜真 淳 君
玉 城 満 君
仲宗根 悟 君
崎 山 嗣 幸 君
西 銘 純 恵 さん
奥 平 一 夫 君
山 内 末 子 さん

前 島 明 男 君
新 垣 良 俊 君
仲 田 弘 毅 君
照 屋 守 之 君
辻 野 ヒロ子 さん
嶺 井 光 君
赤 嶺 昇 君
当 銘 勝 雄 君
渡嘉敷 喜代子 さん
前 田 政 明 君
玉 城 ノブ子 さん
比 嘉 京 子 さん
新 垣 安 弘 君
金 城 勉 君
糸 洲 朝 則 君
翁 長 政 俊 君
浦 崎 唯 昭 君
池 間 淳 君
新 垣 哲 司 君
具 志 孝 助 君
當 間 盛 夫 君
新 里 米 吉 君
嘉 陽 宗 儀 君
大 城 一 馬 君

平成22年 9 月17日

平成22年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成22年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 1 号）

平成 22 年 9 月 17 日（金曜日）午前 10 時 1 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成22年9月17日（金曜日）

午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案、乙第 1 号議案から乙第10号議案まで及び認定第 1 号から認定第23号まで
（知事説明）

第 4 陳情第151号、第156号、第157号、第159号、第165号から第167号まで、第168号の 3 及び第171号の付託の
件

----- 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案、乙第 1 号議案から乙第10号議案まで及び認定第 1 号から認定第23号ま
で

甲第 1 号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）

甲第 2 号議案 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

乙第 2 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 3 号議案 財産の取得について

乙第 4 号議案 債権の放棄について

乙第 5 号議案 訴えの提起について

乙第 6 号議案 違約金存否確認等請求調停事件の調停について

乙第 7 号議案 違約金存否確認等請求調停事件の調停について

乙第 8 号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

乙第 9 号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第10号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について

認定第 1 号 平成21年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第 2 号 平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第 3 号 平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第 4 号 平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第 5 号 平成21年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第 6 号 平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第 7 号 平成21年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第 8 号 平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

認定第 9 号 平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

認定第 10 号 平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

認定第 11 号 平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について

認定第 12 号 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定に

ついて

認定第13号 平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

認定第14号 平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について

認定第15号 平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

認定第16号 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

認定第17号 平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

認定第18号 平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

認定第19号 平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について

認定第20号 平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

認定第21号 平成21年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

認定第22号 平成21年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

認定第23号 平成21年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第4 陳情第151号、第156号、第157号、第159号、第165号から第167号まで、第168号の3及び第171号の付託の件

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	新垣清涼君	35番	比嘉京子さん
11番	上里直司君	36番	新垣安弘君
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君
21番	奥平一夫君	47番	嘉陽宗儀君
22番	山内末子さん	48番	大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	総務部長	兼島規君
副知事	上原良幸君	企画部長	川上好久君
知事公室長	又吉進君	文化環境部長	下地寛君

福祉保健部長 奥村啓子さん
 農林水産部長 比嘉俊昭君
 観光商工部長 勝目和夫君
 土木建築部長 仲田文昭君
 企業局長 宮城嗣三君
 病院事業局長 伊江朝次君
 会計管理者 米蔵博美さん
 知事公室 饒平名知成君
 秘書広報統括監
 総務部 新垣郁男君
 財政統括監

教育委員会 比嘉梨香さん
 委員長 金武正八郎君
 教育長 翁長良盛君
 公安委員会 黒木慶英君
 委員長 比嘉正幸君
 警察本部長 仲吉朝信君
 労働委員会 又吉春三君
 会長
 人事委員会
 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 局長	龍野博基君	主 査	佐久田 隆君
次 長	新城博君	主 査	仲宗根 章君
参事兼議事課長	嘉陽安昭君		
副参事兼課長補佐	平田善則君		

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成22年第4回
 沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

より御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案12件及び決算23件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成21年度沖縄県歳入歳出決算書、平成21年度基金の運用状況書、平成21年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、平成21年度沖縄県病院事業会計決算書、平成21年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、平成21年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、平成21年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、平成21年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、平成21年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び同沖縄県資金不足比率審査意見書、平成22年8月31日現在の平成22年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情17件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

25番 新垣良俊君 及び

31番 当銘勝雄君

を指名いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月14日までの28日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月14日までの28日間と決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 甲第1号議案、甲第2号議案、乙第1号議案から乙第10号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成22年第4回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案2件、条例議案1件、議決議案7件、同意議案2件、認定議案23件の合計35件であります。

それでは、まず甲第1号議案及び甲第2号議案の予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費のほか、沖縄特別振興対策調整費に係る事業などの経費について11億8022万5000円を計上しており、これを既決予算額6105億5552万2000円に加えました改予算額は、6117億3574万7000円となっております。

歳出の主な項目について御説明申し上げますと、投資的経費は3億6257万1000円で、そのうち、普通建設補助事業が県立学校の防音工事などで2億7857万1000円、普通建設単独事業は、奥武山弓道場の改築工事に伴う実施設計費などで8400万円などとなっております。

その他の経費は、8億1765万4000円となっており、そのうち、物件費は、島しょ地域循環資源活用促進事業など7億2103万5000円、補助費等は、デイゴヒメコバチの防除に要する経費など6213万6000円などとなっております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金 3億8144万9000円

繰入金 3億5829万4000円

繰越金 2億1469万9000円

などとなっております。

甲第2号議案「平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、宜野湾浄化センターの増設工事のための所要額を計上しております。

次に、乙第1号議案の条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」は、沖縄県立浦添看護学校について民間事業者に移譲することに伴い、同校を廃止する必要があるため条例を廃止するものであります。

次に、乙第2号議案から乙第8号議案までの議決議案について御説明申し上げます。

乙第2号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、伊良部大橋橋梁整備第4期工事の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更するため議決を求めるものであります。

乙第3号議案「財産の取得について」は、与那国空港に配備する空港用化学消防車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

乙第4号議案「債権の放棄について」は、継続中の調停事案のうち、沖縄県企業局及び沖縄県病院事業局に係る分について調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、損害賠償金等の債権を放棄する必要があることから、議決を求めるものであります。

乙第5号議案「訴えの提起について」は、建物明け渡し等請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第6号議案及び乙第7号議案「違約金存否確認等請求調停事件の調停について」は、いずれも継続中の調停事件について調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第8号議案「那覇港管理組合同規約の一部変更について」は、那覇港管理組合同規約の一部を変更することについて那覇市及び浦添市と協議するため、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

次に、乙第9号議案及び乙第10号議案の同意議案について御説明申し上げます。

乙第9号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員1人が平成22年7月15日で任期満了したので、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

乙第10号議案「沖縄県土地利用審査会委員の任命について」は、土地利用審査会委員7人が平成22年10月31日で任期満了するので、その後任を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、乙第9号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、認定第1号から認定第23号までの議案につ

いて一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成21年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について議会の認定に付するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

この際、申し上げます。

ただいまの知事の提案理由説明の中で、乙第9号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、本議案についてはこれより直ちに質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち乙第9号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

-----◆・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 陳情第151号、第156号、第157号、第159号、第165号 から 第167号 まで、第168号の3及び第171号の付託の件を議題いたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情9件のうち、陳情第151号、第157号、第165号から第167号まで及び第171号の6件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第156号及び第159号及び第168号の3の3件については観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

-----◆・◆-----

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。
議案研究のため、明9月18日から27日までの10日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。
よって、明9月18日から27日までの10日間休会とすることに決定いたしました。

-----◆・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、9月28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 新 垣 良 俊

会議録署名議員 当 銘 勝 雄

平成22年 9 月28日

平成22年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成22年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成22年9月28日（火曜日）午前10時2分開議

議事日程第2号

平成22年9月28日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第9号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 特別委員会の付議事件の変更の件（米軍基地関係特別委員会）
- 第3 議員派遣の件（第10回都道府県議会議員研究交流大会）
- 第4 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第9号議案

乙第9号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

日程第2 特別委員会の付議事件の変更の件

日程追加 陳情平成20年第167号の付託の件

日程第3 議員派遣の件（第10回都道府県議会議員研究交流大会）

日程追加 議員提出議案第1号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議

議員提出議案第2号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議

日程第4 代表質問

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	19番	崎山嗣幸君
副議長	玉城義和君	20番	西銘純恵さん
1番	上原章君	21番	奥平一夫君
2番	島袋大君	22番	山内末子さん
3番	中川京貴君	24番	前島明男君
4番	桑江朝千夫君	25番	新垣良俊君
5番	平良昭一君	26番	仲田弘毅君
6番	仲村未央さん	27番	照屋守之君
7番	照屋大河君	28番	辻野ヒロ子さん
8番	渡久地修君	29番	嶺井光君
9番	瑞慶覧功君	30番	赤嶺昇君
10番	新垣清涼君	31番	当銘勝雄君
11番	上里直司君	32番	渡嘉敷喜代子さん
12番	吉田勝廣君	33番	前田政明君
13番	當山眞市君	34番	玉城ノブ子さん
14番	吉元義彦君	35番	比嘉京子さん
15番	座喜味一幸君	36番	新垣安弘君
16番	佐喜真淳君	37番	金城勉君
17番	玉城満君	38番	糸洲朝則君
18番	仲宗根悟君	40番	浦崎唯昭君

41 番 池 間 淳 君
42 番 新 垣 哲 司 君
43 番 具 志 孝 助 君
44 番 當 間 盛 夫 君

46 番 新 里 米 吉 君
47 番 嘉 陽 宗 儀 君
48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（１名）

39 番 翁 長 政 俊 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井真 弘 多 君
副 知 事 上 原 良 幸 君
知 事 公 室 長 又 吉 進 君
総 務 部 長 兼 島 規 君
企 画 部 長 川 上 好 久 君
文化環境部長 下 地 寛 君
福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長 勝 目 和 夫 君
土木建築部長 仲 田 文 昭 君
企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
病院事業局長 伊 江 朝 次 君
会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん

知 事 公 室 監 査 長 饒平名 知 成 君
秘書広報統括監 新 垣 郁 男 君
総 務 部 監 査 長 比 嘉 梨 香 さん
財 政 統 括 監 査 長 金 武 正八郎 君
教 育 委 員 会 長 翁 長 良 盛 君
教 育 長 黒 木 慶 英 君
公 安 委 員 会 長 平 良 宗 秀 君
警 察 本 部 長 岩 井 健 一 君
警 務 局 長 又 吉 春 三 君
労 働 委 員 会 長
事 務 局 長
人 事 委 員 会 長
代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 龍 野 博 基 君
次 長 新 城 博 君
参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
副 参 事 兼 補 佐 平 田 善 則 君

主 査 佐久田 隆 君
主 査 仲宗根 章 君
政 務 調 査 課 長 城 間 正 彦 君
副 参 事 知 念 正 治 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、當間盛夫君外13人から、議員提出議案第1号「尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議」及び議員提出議案第2号「尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため本日から10月1日まで、10月4日及び5日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長岩井健一君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正行君は、所用のため本日から10月1日まで、10月4日及び5日の会議に出席

できない旨の届け出がありましたので、その代理として労働委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第9号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第9号議案の同意議案

1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第9号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員3人のうち1人が平成22年7月で任期満了したことに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、人事委員会委員3人の選任に当たり、それぞれ専門分野別に人選するという基準があるのかとの質疑がありました。

これに対し、人事委員会委員の選任に当たり、特に分野別に選任するという基準はないが、職員の措置要求に対する審査や不利益処分に係る不服申し立ての審理等を行うため、3人のうち1人は法律の専門家である弁護士から選任するという基本的な考え方は持っているとの答弁がありました。

次に、今回、税理士から選任する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回税理士から選任する理由は、人事委員会の重要な役割の中に職員の給与に関する勧告があり、給与勧告は民間企業の給与の実態等と比較しながら行われることから、民間の経営及び給与に明るい者という視点から選任したためであるとの答弁がありました。

そのほか、今回と前定例会とで提案する専門分野が異なった理由、人事委員の不在による影響、今回提案した者の税理士開業状況などについて質疑がありました。

なお、執行部から行われた今回の議案の重要性及び先議案件としての緊急性に関する説明に対し、委員から、臨時議会での対応や先議案件としての適否に関する問題提起がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第9号議案は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、これに同意することに決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 特別委員会の付議事件の変更の件を議題といたします。

本件につきましては、米軍基地関係特別委員長から、付議事件の変更の申し出を受け、9月24日の議会運営委員会において同特別委員会の審査範囲中、「駐留軍用地跡地利用計画等にかかわる諸問題に関する事」については、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会において審査するため、米軍基地関係特別委員会の付議事件を「軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立」に変更することに意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

米軍基地関係特別委員会の付議事件を「軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立」に変更することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

—————

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

ただいま米軍基地関係特別委員会の付議事件変更が決定されたことに伴い、現在、米軍基地関係特別委員会に付託されている陳情平成20年第167号については、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会に付託がえする必要があります。

よって、お諮りいたします。

陳情平成20年第167号の付託の件を日程に追加し議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、陳情平成20年第167号の付託の件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 陳情平成20年第167号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情1件につきましては、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件につきましては、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◆・・・◆

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を第10回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・・◆

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

昨日、當間盛夫君外13人から提出されました議員提出議案第1号「尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議」及び議員提出議案第2号「尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議」を日程に追加し、一括議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号を日程に追

加し、一括議題とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 議員提出議案第1号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議及び議員提出議案第2号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當間盛夫君。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号につきましては、9月27日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関して関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議朗読〕

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議」及び議員提出議案第2号「尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日から10月1日まで、10月4日及び5日の6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん おはようございます。

自民党を代表いたしまして質問を行います。

去る9月18日、19日に八重山諸島を襲った台風11号は、被害額約2億円余という大きな損害を与えました。仲井眞知事が早速現地に駆けつけていただき、農家の皆さんを初め関係者を激励していただいたことに心から感謝を申し上げます。後継者がいなく高齢で農業をしておられる方が、この年になって初めて知事に励まされてとてもうれしいと、涙ぐんでおられたのがとても印象的でした。どうぞ一日も早い復旧と県の力強い御支援をよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、知事の政治姿勢についてであります。

11月県知事選について。

去る9月14日に行われた民主党代表選挙は、菅直人総理が小沢一郎前幹事長に勝利し、17日には菅改造内閣が発足しました。わずか3カ月前に政治と金の問題で国民の批判を受け、その責任をとって辞任した本人みずからが代表選に出ること自体、常識では考えられず、また、政策をめぐる非難合戦は党内での議論がい

かに不在だったかを物語っており、小沢派對反小沢の対立の深さを国民の前にさらけ出した代表選でもありました。

このような民主党政権と対応する沖縄県知事の果たす役割は大きく、その責任も重大であります。

来る11月に行われる県知事選は、普天間飛行場移設問題に対する対応だけでなく、県民の政治に対する信頼の回復、「沖縄21世紀ビジョン」の実現など、将来の沖縄のあるべき姿を決定する重要な選挙であり、民主党政権への対応が問われる選挙でもあります。

今後とも、我々は民主党の本県への対応を注視しなければなりません。県知事選は政党選挙である国政選挙とは違い、県経済や県民生活に直結する選挙であることを忘れてはなりません。

本県は、本土から遠隔地ゆえの地理的不利性や財政依存経済からの脱却を図り、自立への展望を開くという県政の重要課題が残されております。仲井眞知事は、この4年間で公約に掲げた14の政策目標と170の施策については、強いリーダーシップのもと、そのすべてにおいて着手なされております。知事の政治手法は現場主義をモットーに、前例主義にとらわれず、愚直と言われるほどみずからの信念と誇りのもとに県民視点で取り組んでおられる姿勢は、広く県民の支持を得ているあかしだと思います。これまで一生懸命取り組んでこられました。失業率の全国平均化や基地に依存しない経済の自立を目指すための県の長期計画である「沖縄21世紀ビジョン」や平成23年で切れる沖縄振興計画にかわる新たな振興計画の策定など、県政の抱える重要課題の解決を仲井眞知事みずからの手で実現してほしいと強く願うものであります。

仲井眞知事は、去る15日の後援会主催の激励会で、来る11月の県知事選に出馬することを表明されております。今、多くの県民や団体などから、他県に類がない沖縄の特殊事情の解決を図るには仲井眞知事の経験と実績が必要との声が高まっております。どうぞ県民に向けた仲井眞知事の力強い決意をお聞かせ願いたいと思います。来る11月の県知事選に向けた仲井眞知事の決意をお伺いします。

次に、尖閣諸島沖での中国漁船の違法操業について。

去る9月7日、尖閣諸島久場島沖の東シナ海、日本領海内で中国船が海上保安庁の巡視船に衝突し、船長が逮捕されるという事件が発生、9月25日に処分保留で釈放されております。尖閣諸島は、明治政府が尖閣諸島が他国の支配が及んでいないことを確認して、1895年に日本領土に編入したものであります。現に石

垣市には1919年、中国福建省の漁民31人が遭難し、尖閣諸島魚釣島に漂着し、当時の石垣村の住民に救助されたことで、中国からの感謝状に、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」と明記された感謝状が残されています。当時の中国政府は、尖閣諸島を日本の領土と認めていたことは明白であります。中国漁船や台湾の船による違法操業問題はたびたび繰り返されており、尖閣諸島は我が国の固有の領土であり、尖閣諸島には領土問題は存在しないというのが我が国の一貫した姿勢であります。沖縄にとって中国は、琉球王朝時代からの歴史的な結びつきが深いところであります。また、近年は本県の海外観光客誘致の最重点地域として、中国は知事を先頭にトップセールスを行うなど、友好関係を深めているところであり、本県としては対応に難しい面があることも確かです。

そこで伺います。

尖閣諸島周辺の日本領海内で中国漁船が違法操業し、海上保安庁の巡視船に衝突事故を起こしたことで船長が逮捕されたことについて、県の見解を伺います。

2、普天間飛行場移設問題について。

米軍普天間飛行場の移設については、移設先をキャンプ・シュワブの名護市辺野古崎の水域とし、そこに滑走路の2本のV字案と1本のI字案の2案を併記することで日米合意がなされました。しかしながら、地元名護市が受け入れ反対を明確にしていたところに、去る12日に行われた名護市議選挙で受け入れ反対の議員が多数を上回ったことで、今や県内移設は不可能に近いと言わざるを得ないと考えます。また、移設問題とパッケージとされる在沖海兵隊8000人のグアム移転についても、グアムにおける移設・移転に向けたインフラの整備が追いつかず、移転計画そのものがおこなわれることも明らかとなっております。

このように民主党政権は、自公政権との違いを殊さら強調し、県民の期待を高めるだけ高めながら、結局は何も決められず、すべてが先送りされるだけであります。このような状況が続けば日米の溝は拡大し、いずれ日米の協議や移設計画そのものが破綻することは目に見えております。仲井真知事も辺野古への移設は極めて厳しい、不可能に近いと何回も言っておられますが、政府はわかっていない。当事者である県民の了解もなく進めても意味がないと述べておられます。

また、民主党代表選を争った小沢一郎前幹事長は、日米合意は尊重するとは言いながら、沖縄の海兵隊は必要ないと明言しており、党内実力者の発言だけに菅政権としても無視できるはずもなく、辺野古移設での

挙党一致は難しいと考えます。21世紀の現在、政府が強権を行使してまで米軍基地を建設できるような時代になく、もはや辺野古移設の実現性はゼロに近いと言わざるを得ないと考えます。

そこで伺います。

日米両政府は、普天間飛行場移設工法や位置に関し、滑走路2本のV字案と1本のI字案の両案併記で合意した。県に対する説明は納得できるものであったか伺います。

政府は、当初8月末決着としていたが、具体的な位置決定は11月の県知事選後まで先送りが決定的となった。沖縄の頭越しに事が決められていく状況に対し知事の見解を伺います。

日米間の協議で飛行経路のあり方に大きな違いが表面化した。が、検討結果、報告書には明記されず、逆にI字案での陸地上空飛行が想定されている。米側は、MV22オスプレイの米軍基地への配備を認め、前岡田外務大臣もオスプレイ配備による飛行経路見直しを発言した。環境影響評価手続との関連を含め県の見解を伺います。

在沖海兵隊のグアム移転について、グアムの受け入れ体制の問題で2014年からおけるとの見通しが示されたが、グアム移転そのものが難しい状況になっているのではないか。県はどのように考えているのか伺います。

政府は、移設問題を協議する沖縄県との協議機関の設置を先送りするようだが、これまで県は政府と協議を進めてきた経緯があるか伺います。

北澤防衛相は、代替施設の自衛隊との日米共同使用に言及しているが、県に対する説明はなされているのか伺います。

民主党政権は、具体的な位置決定は11月の県知事選後まで先送りしたが、沖縄は県内移設に反対であり、計画を推進する状況になく、普天間の現状固定化が懸念されるが、知事の見解を伺います。

3、基地返還跡地の利活用について。

本県は、県土面積の約10.2%を米軍基地が占めており、計画的な都市づくりや体系的な陸上交通網の整備、産業用地の確保などで大きな制約となっております。しかも、本県には全国の米軍基地の約75%が集中しているだけでなく、実に県内の21市町村にまたがって存在していることから、地域経済や住民生活にも大きな影響を与えております。このため、SACO合意による11施設の返還予定基地や在沖米軍再編に伴う嘉手納飛行場以南の大規模基地返還に対応した対策が急がれております。これだけの大規模な基地返還は、今

後の中南部都市圏における都市構造を一大変革するだけでなく、復帰後最大の跡地利用となることから、県としても周回の準備と綿密で大胆な計画が必要であると考えます。

また、本県独自の長期構想である「沖縄21世紀ビジョン」に基づく2030年後の本県のあるべき将来像を実現する観点からも、返還跡地の有効利用を円滑に進めることが必要であります。本県の駐留軍用地跡利用に係る法制度は、軍転特措法と沖振法及び沖振計に代表されますが、それぞれ2012年3月末には期限切れとなるのであります。これからの基地跡地利用の取り組みは長期にわたることが予想されることから、これまでのような時限立法でなく基地のある限り続く恒久法とすべきであると考えます。また、返還から跡地利用が完了するまでは長期間を要していることから、返還から跡地の整備が完了するまでの間、補償できるような地権者の土地使用収益保護を図ることも必要であると考えます。

そこで伺います。

軍転特措法及び沖振法跡地利用促進特例措置が2012年3月で失効するが、同法について指摘されている問題点、課題と県が考えている改善策を伺います。

県は、嘉手納飛行場以南の大規模な基地が返還されると、その跡地利用は県土の再編につながると位置づけているが、現在の軍転特措法で十分に対応できていると考えているか伺います。

米軍基地の地権者は、これまでの一定期間支給される給付金制度から、返還から跡地の整備が完了するまでの間の補償を求めているが、県の考えを伺います。

本来、米軍基地の跡地利用は基地を米軍に提供する国の責任で行うべきと考えるが、現行軍転特措法の期限切れ後については、時限立法ではなくすべての基地跡地の整備が完了するまでの恒久法とすべきだと思えるが、県の考えを伺います。

4、観光振興対策について。

県の発表によれば、2009年、県内への修学旅行状況は、学校数、生徒数とも3年連続減少したということです。この結果について、県は、新型インフルエンザの影響や少子化による観光マーケットの縮小、他観光地との競合も考えられると分析しております。しかし、都道府県別に減少傾向を見ますと、観光人口が最も多く将来の観光客として期待できる東京、大阪の学校、生徒が最も減少していることは、今後に向けた懸念材料であると考えます。

民間の国内旅行人気調査によれば、観光の魅力7項目の都道府県別調査で、本県は特産品や土産品、地元

の人のホスピタリティー、宿泊施設の3項目で1位になっています。しかしながら、本県は観光案内が少ない、車が多く排気ガスが多い、観光地やショッピングのための交通アクセスが不便など、苦情が多いのも確かであります。

一方、本県は夏場観光だけでなく、観光立県として通年を通しての観光に力を入れており、そのための新たな観光資源の開発が求められております。県も本県の伝統文化を生かした観光づくりを目指しておりますが、今、政府が観光立国を打ち出し観光庁を設置したことを受けて、世界的に多様性と水準の高さを誇る我が国の古典芸能を観光資源として活用しようとの動きがあり、その中で沖縄の伝統芸能が注目されております。

横浜能楽堂副館長・中村雅之氏は、琉球王朝時代に日本や中国、東南アジア各地からさまざまな文化を取り込んで文化の華を咲かせたとして、沖縄を丸ごと「芸能と工芸の島」に仕立て、観光立国・日本の牽引車とする「アートアイランド構想」を提唱しており、県としても大いに参考になると考えます。

そこで伺います。

誘客対策について。

本県観光客数が減少傾向にあり、特に修学旅行は3年連続減少している。その要因と県の対応策について伺います。

企業ミーティング、国内・国際会議、イベントなどを目的とするMICEの県内受け入れ状況と現在進めている誘致対策、今後の効果について伺います。

政府は、中国人への個人観光ビザの発給条件を緩和した。外国人観光客誘致にどう生かしていくか。また、中国からの観光客誘致について、知事のトップセールスの成果と今後に向けた課題等について伺います。

横浜能楽堂副館長・中村雅之氏は、沖縄を丸ごと「芸能と工芸の島」に仕立て、観光立国・日本の牽引車とする「アートアイランド構想」を提唱しているが、県はどのように考えているのか伺います。

海外からの観光客誘致を図るため、航空路線の拡充・増便や那覇空港での受け入れ地上支援業務（ハンドリング）への対応について、県の基本的考え方を伺います。

次に、離島観光の推進について。

石垣ー台北路線の開設に向けた地元の取り組みに対する支援について、知事の考え方を伺います。

日本航空の路線廃止などによる本県離島観光への影響について、県はどのように考えているか伺います。

離島振興を図るには離島観光の柱を構築する必要がある、宮古・石垣などの県内離島を周遊するクルーズ船導入は波及効果が大きいと考えるが、県の認識について伺います。

現在、石垣島ではゴルフ場が新石垣空港用地にとられ一つありません。観光振興と経済活性化のためにはぜひゴルフ場が必要です。地元でもプロジェクトチームを立ち上げ動き出しております。石垣島ゴルフ場建設推進の支援について、地元の要請に対し知事の見解を伺います。

ことは特に水難事故が去年を上回る非常事態となっております。マリンレジャーの安全確保と品質保持のため県条例で営業を許可制にできないか、県の見解を伺います。

県内小学校修学旅行の離島地域への誘致について、旅行日数を特例で原則2泊3日とすること、旅費の父兄負担軽減について伺います。

5、離島・過疎地域振興について。

本県の離島・過疎地域振興について、沖縄県離島振興計画や過疎地域自立促進特別措置法に基づき各種施策を実施しており、上下水道や道路、ごみ処理施設などの生活基盤の整備に一定の効果を果たしております。しかしながら、本県の離島・過疎地域は慢性的な人口減少や高齢化の進展、若者の流出に歯どめがかからず、生活環境の低下、医師不足など依然としてさまざまな問題点や課題が残されております。

県においては、振興計画に基づく施策の展開とあわせ、過疎市町村の制度の有効活用と地域の特性を生かした計画づくりを積極的に支援していくことが必要であります。

そこで伺います。

離島航空路線補助の対象路線選定について、国庫補助選定と県・市町村単独補助選定の判断基準と市町村負担割合の減額について県の考えを伺います。

石垣島周辺の離島を結ぶ船舶の安全確保のため、周辺海域のサンゴ移設や水深の浅い場所のしゅんせつへの要請があるが、国・県の対応状況を伺います。

地上デジタル放送への完全移行まで1年を切ったが、本県は全国最下位の普及率である。特に、離島の普及率は大きく下回っているが、県や市町村の相談窓口での対応状況を伺います。

漂着ごみは、中国、韓国など東南アジア全域にわたっており、これ以上の増加を防ぐには各国の協力が必要である。政府に対し対策を強く求めるべきではないか伺います。

県が実施する海岸漂着物対策事業について、その概

要と実施期間について伺います。また、抜本的な対策として県として基本方針の策定が必要ではないか伺います。

今議会9月補正で特別調整事業「島しょ地域循環資源活用促進事業」の予算を計上しているが、その内容と効果について伺います。

6、土木建築関係について。

県内土木建築業の活性化について。

本県は、戦後の米軍統治下にあって本土における戦後復興の波から取り残され、大きく発展がおくれ、本土復帰後も広大な米軍基地はほとんどそのまま残され、県土の主要部分が使えないといういびつな都市計画や地域開発を余儀なくされてきたのであります。また、本県は鉄軌道の恩恵を受けることもなく自動車中心の交通体系がしかれ、ようやく一部区間でモノレールが動いたとはいえ、全国と比べ依然特殊な交通事情にあります。

このような状況から、本県においては道路を初めとする社会資本の整備はいまだ道半ばであり、民主党政権の公共事業関連費の大幅削減は県経済への影響のほか、土木建築業に対する死活問題でもあります。

確かに4次にわたる本県への国による振興策により県民の生活基盤など社会資本の整備は大きく進展しましたが、道路、港湾、空港などの交通基盤の整備を初め、なお多く課題が山積しており、産業の振興や県民の新たなニーズへの対応を含めなお一層の施策展開が必要であります。しかしながら、民主党政権においては、今後も公共事業費のさらなる削減が予想されることから、県においては、県経済の振興と県内建設業の活性化を図るため、国に対する積極的な働きかけが必要であります。

そこで伺います。

県内建設業は国発注工事の受注機会の拡大を求めているが、民主党政権の公共事業費の削減により公共事業は激減している。県内建設業支援のため、県としてどのような対応が可能か伺います。

国土交通省は、凍結していた道路の新規事業を次年度から再開する方針のようだが、県関係の対象事業と採択に向けての条件整備について伺います。

県が進めている米軍発注工事に係るボンド支援対策としてのワーキンググループにおける検討状況と、今後の見通しについて伺います。

重点港湾に那覇港と中城湾港が選定されたが、運天港や金武湾港、平良港、石垣港は漏れている。継続事業及び新規整備への対応はどうなるのか伺います。

県発注工事に係る賠償金支払い問題について、和解

が成立した業者以外に残る業者等に対する対応はどうなるのか伺います。

老朽化の激しい県営新川団地、県営真喜良団地の建設について伺います。

新石垣空港建設整備事業について。

暫定供用とはどういうことなのか。計画どおり全面供用開始すべきと考えるがどうか伺います。

2011年度の概算要求枠が1割減となる見通しだが、事業推進には影響は出ないのか伺います。

C I Q施設整備がターミナル基本設計になく、地元の強い要請もあり必要不可欠だと考えるがどうなっているのか伺います。

7、地域福祉・医療の充実について。

2009年度の県立6病院の決算見込みで31年ぶりに経営収益の黒字化を達成しております。恒常的な赤字体質からの脱却を目指し、経営再建計画に基づく再建に取り組んでいる中、各病院間での改善状況に濃淡があるとはいえ、5つの病院で黒字となったことは評価できるものであります。しかしながら、恒常的な産婦人科医師不足による妊婦の不安増大や小児科医師不足から来る小児救急医療の危機など、不安要因は依然解消されてなく、医師や看護師等の過重勤務に対する懸念も指摘されております。経営再建計画の各病院の取り組みには、経営参画の意識や改善の進捗に濃淡があるようではありますが、本県における地域医療を担っている県立病院の果たす役割は依然大きく、医療サービスの低下は避けなければなりません。特に、産婦人科や小児科医師不足の解消がなく、看護師等の過重な負担の上に経営再建だけが目的化されてはならないと考えます。医師や看護師等の適正配置を確保し、その上で本来あるべき病院経営の再建に努めていただきたいと願うものであります。

そこで伺います。

県立病院における産科・小児科医師の配置状況と不足数、また、医師確保に向けた取り組み状況を伺います。

県立病院で助産師外来の開設がふえているが、その背景と今後の産婦人科医師確保との関連について伺います。

小規模離島における助産師外来の開設や巡回妊婦健診の現状はどうか。また、県の助産師の確保計画について伺います。

小児科医師不足の影響で県内の小児救急は危機的状況にあると言われ、小児科医師も過重勤務の負担を強いられている。県はどのような対策を講じているのか伺います。

全国的に住民登録上は生存しながら実際は所在不明の100歳以上の高齢者が問題となっているが、本県における状況はどうか。また、生存確認ができず、戸籍上生き続ける超高齢者が本県は異常に多いようですが、特殊事情があるのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

辻野ヒロ子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢についてという御質問の中で、県知事選挙の決意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、雇用の創出・拡大や企業誘致など産業振興に取り組みますとともに、医療・福祉、教育など、県民福祉の向上や過重な基地負担の軽減など、沖縄が抱える諸問題の解決に全力で取り組み、あらゆる面で施策を展開してまいりました。県民とお約束をしました公約に係る14の政策目標と、そして170の施策につきましては、そのすべてに無論着手をし、全力で推進してまいりました。

これまでに沖縄 I T 津梁パークの整備、沖縄県中小企業振興条例の制定、ドクターヘリの導入、沖縄国際アジア音楽祭の開催などにつかまして実現をしてまいりました。また、沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の展開、そしていわばトップセールスによります観光客の誘致、県産品の県外・海外への販路拡大、情報通信関連産業の集積、畜産、園芸などのおきなわブランド産地の育成によります農林水産業の振興、製造業や建設業の振興、雇用拡大と産業振興に取り組んでまいりました。さらに、大学院大学の設置推進、那覇空港拡張整備の促進、国際物流拠点の形成に向けました国際航空物流ハブ事業の実施など、沖縄県の持続的発展を支える基盤の整備を進めているところでございます。加えまして、保育所入所待機児童の解消対策や妊婦健診の拡充、離島・僻地の医師確保対策、県立病院の経営健全化に向けました取り組み、伝統芸能公演の開催を初め、新石垣空港の建設や伊良部架橋の整備によります離島地域の活性化、環境共生型社会の構築に向けました全島緑化の推進及びサンゴ礁の保全・再生など、多くの施策について事業化いたしております。これら施策の実施によりまして、就業者数の増加や失業率の改善、そして入域観光客数や国際貨物取扱量の増加など、県民福祉の向上につかまして着実に成果を上げてきたものと考えている

ところでございます。

今後ともこれまでの公約に係る取り組みを踏まえ、さらなる施策の展開を図りますとともに、産業振興と雇用創出、そして自然・社会・人文などの科学技術の振興、世界に誇る沖縄の伝統芸能・文化の継承及び発展、沖縄空手の普及、スポーツの振興、医療・介護・福祉の充実、子育て支援の強化、並びにあらゆる分野において、沖縄の活力を生み、未来を開く人材の育成を積極的に進めてまいります。また、過重な基地負担の軽減、普天間飛行場問題の解決に全力で取り組むなど、県民が望む沖縄の将来像であります「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けあらゆる施策を展開してまいります。

復帰38年、そして本土に比べ立ちおくれた社会資本の整備や産業の振興に邁進してまいりました。琉球舞踊の国の重要無形文化財指定、そして宮里藍選手の全米ゴルフツアーでの優勝、そして先ほどの興南高校の春夏甲子園連覇などに象徴されますように、そしてまた幾つかの社会指標、経済指標に示されますように、これまで沖縄県が目指してきました指標が幾つか現実のものとなっております。

今や我々はさらなる新しい方向に向けて、そして新しいベクトルを見据えて子供たちや孫たちが「独立独歩の精神」と「独立自尊の精神」を持って時代を切り開いていくべく方向を示し、堂々と踏み出していくのを見届けることが私の責務と考えております。そのような思いから、私は来る11月の知事選挙への出馬を決意した次第でございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、中国漁船の違法操業と船長逮捕についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

報道等によりますと、今月7日に尖閣諸島周辺の日本領海内において、中国漁船が立入検査のため停船を命じ追跡中の巡視船「みずき」に衝突し、海上保安官の職務の執行を妨害したとして、翌8日に当該漁船船長が逮捕され、25日に釈放されております。

沖縄県といたしましては、報道等により承知している限りであり、日本政府に事件の経緯や日本政府の措置について説明を求めていると考えております。また、今後どのように事態が進展するか不明ですが、今後とも沖縄県の領域において県民の生命財産や漁業を初めとする諸権利が侵害されることがないよう、日本政府に対し外交上の適切な対応を要望していきたいと考えております。

次に、普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、沖縄の頭越しに決定されることについてという御趣旨

の御質問に答弁いたします。

県といたしましては、去る5月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて難しいと繰り返し申し上げてきたところであります。そして、名護市長選挙や県議会の意見書議決、そして県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえますと、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう強く求めてまいりました。しかしながら政府からは、この間の県民の怒りと失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておられません。したがって、県といたしましてはこのような状況にかんがみ、政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく普天間飛行場問題に係る御質問の中で、在沖米海兵隊のグアム移転についての御質問にお答えいたします。

現時点における在沖米海兵隊のグアム移転につきまして外務省へ照会いたしましたところ、米側からは、環境影響評価決定書が公表された現時点において、2014年の移転完了についていかなる変更もないとの説明を受けているとの回答でございました。

県といたしましては、在沖海兵隊のグアム移転は沖縄県の過重な基地負担を軽減するため、確実に実施される必要があると考えており、日米両政府において計画どおり取り組まれていくものと認識しているところでございます。

同じく普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、政府との移設問題に関する協議についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、これまで移設措置協議会やワーキングチーム会合などにおいて、政府と協議を重ねてきたところでありますが、昨年9月の新政権発足後はこれらの協議会等は開催されておりません。県は、政府に対し、県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めているところであります。現時点で辺野古移設を前提とした協議に応じることは考えておりません。

同じく普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の現状固定化についての御質問にお答えいたします。

これまでも申し上げてきましたとおり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて難しいというのが県の考えでございます。一方、この問題の原点は、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去でありま

す。同飛行場が現状のまま固定化されることは決してあってはならないと考えており、政府に対し、県民の納得のいく解決策を示すよう求めているところでございます。

基地返還跡地の利用に係る御質問の中で、大規模基地返還跡地利用における現行軍転特措法での対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還跡地は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、中南部都市圏の都市構造のゆがみを是正し、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持つものであると考えております。

跡地利用に関する現行の軍転特措法及び沖振法においては、基地返還に伴う環境浄化、地権者の負担軽減策、財源の確保、事業実施主体の確立などの課題がございます。県といたしましては、今後の大規模な跡地利用を円滑かつ最適に進めるため、特別立法を含む新たな法制度が必要であると考えているところでございます。

基地返還跡地の利活用についての中で、跡地利用における国の責任と恒久法の制定についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、軍用地として長期間提供されてきました基地跡地の迅速な整備は、日米安全保障条約に基づく基地提供義務と対をなす国の責任であり、財源の確保、事業実施主体の確立及び行財政上の措置など適切な国の関与が不可欠であると考えております。

軍転特措法及び沖振法の期限切れ後の法制度につきましては、すべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法とすべきであると考えているところでございます。

次に、観光振興に係る御質問の中で、MICEの受け入れ状況、誘致対策、効果についての御質問にお答えいたします。

平成21年度の県内でのコンベンション開催件数は637件、うち国際会議は29件であります。県外・海外から約7万6000人が参加いたしております。

沖縄県では、MICEを通年型で付加価値の高い旅行と位置づけ、セミナーや商談会の開催、そしてキーパーソンの招聘、各種メディアを活用したプロモーションなどの誘致活動を実施いたしております。今後の大規模MICEとしましては、10月に開催されるAPEC電気通信・情報産業大臣会合のほか、来年6月には宇宙技術及び科学の国際シンポジウムなどが予定されております。地域への経済波及効果が期待される

ところでございます。

同じく観光振興に係る御質問の中で、中国人へのビザ緩和の活用とトップセールスの効果と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、中国における個人観光ビザの発給要件緩和を受けまして、8月には各主要都市でセールス活動を展開しました。北京定期便就航や上海定期便拡充の意向が表明されるなど、一定の成果があったと考えております。課題といたしましては、那覇空港のハンドリング体制強化や国際線ターミナル整備のほか、訪日観光ビザの一層の緩和が必要との意見がございました。今後は、路線拡充や課題解決に向けて、航空会社や県内事業者との連携を図りますとともに、関係省庁への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

同じく観光振興に係る御質問の中で、石垣―台北路線の開設についての御質問にお答えいたします。

石垣―台北路線の開設は、外国人観光客を誘致し、八重山地域の振興を図る上で非常に重要なことであると考えております。

県といたしましては、石垣市や産業振興公社台北事務所と連携をし、台湾政府、航空会社及び国土交通省への要請活動の支援を行っているところでございます。

同じく観光振興に係る御質問の中で、石垣島のゴルフ場建設推進の支援についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

八重山地域につきましては、平成24年度末の新石垣空港の供用開始を間近に控えまして、魅力ある観光地づくりを一層推進していく必要があるものと考えております。石垣市におけるゴルフ場など観光資源の充実を図ることは、八重山観光のみならず沖縄観光全体の発展に資するものと認識いたしております。

県としましては、地元の意向を踏まえながら、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域振興に係る御質問の中で、国外からの漂着物への対応策いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国外由来の漂着物対策につきましては、九州地方知事会におきまして海岸域の良好な生活環境や自然環境、そして漁場環境の確保が図られるよう国に対し要望書を提出いたしております。国においては、韓国、中国及びロシアと「北西太平洋地域海行動計画」を推進いたしますとともに、オーストラリア、中国等の加盟する「東アジア海域調整機関」との情報交換等の取り組みを進めているところであります。

県といたしましては、今後とも国内外からの漂着物

の状況を把握するとともに、その対策につきまして知事会等を通じ国に求めていると考えているところでございます。

同じく離島・過疎地域に係る御質問の中で、「島しょ地域循環資源活用促進事業」の内容と効果についてという御質問にお答えいたします。

「島しょ地域循環資源活用促進事業」は、離島における資源循環コストの構造的な不利性を解消する新たな資源循環システムの構築を目指し、海上輸送費の低減化及びリサイクル企業の集約化によります効率的な利用を目的に実証事業を行うものでございます。本年度は、リサイクル企業の共同化を図りますとともに、石垣島及び宮古島から発生する建設廃棄物に係る輸送費の低減化を行う循環資源回収船社会実験を実施する予定であります。この事業の実施によりまして、離島地域におけるリサイクル資源の効率的な利用が図られますとともに、県域におけるリサイクル市場の拡大や雇用の促進につながるものと考えているところでございます。

次に、土木建築関係に係る御質問の中で、県内建設業支援のための県の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、国等が発注する公共工事の県内建設業への優先発注を促進するため、平成20年度から毎年要請を行っているところでございます。その結果、入札参加資格要件の緩和、総合評価方式の見直し等が行われ、県内の建設業への発注金額の割合は、平成19年度と平成21年度を比較いたしますと、沖縄総合事務局におきましては54.6%から59.4%へ、沖縄防衛局におきましては45.0%から72.4%へ上昇いたしております。また、県におきましては、県内建設業者の経営改善や新分野進出等を支援するため、「ちゅらしま建設業相談窓口」を開設をしております。相談対応や専門家派遣、そして新分野進出セミナー等を実施いたしております。さらに、県単融資制度や経営革新支援事業費補助等も行っております。今後とも、建設業者の経営支援に引き続き強力に取り組んでまいり所存でございます。

土木建築関連に係る御質問の中で、道路の次年度新規事業と採択に向けた条件整備についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

道路事業の平成23年度新規事業につきましては、国直轄事業として那覇空港自動車道小禄道路を要望しております。去る8月の国土交通省社会資本整備審議会道路分科会におきまして、新規事業化は妥当であるとの審議結果を得ております。また、県事業につきまし

ては、浦添西原線前田工区や宜野湾南風原線喜屋武工区を要望いたしております。

沖縄県といたしましては、引き続き、平成23年度の新規事業採択に向けまして積極的に取り組んでまいり所存でございます。

同じく土木建築業に係る御質問の中で、新石垣空港の暫定供用に係る御質問にお答えいたします。

暫定供用につきましては、去る8月25日に国土交通大臣が、「平成23年度の航空機燃料税の引き下げを求めることに関連をし、整備は抑制的になる。例えば、新石垣空港は予定どおり供用はするが、一部施設の整備は少し先送りする暫定供用というやり方もある。」と発言したとの報道があったことは承知いたしております。

航空機燃料税の軽減は、観光立県の沖縄県にとりまして歓迎すべきものであります。しかしながら、新石垣空港の整備は、これまで平成25年3月の供用に向けて着実に推進しており、平成23年度予算につきましても全面供用に必要な予算を国へ要求しているところであります。

県といたしましては、今後とも地元市町村、そして郡民の会等と連携をし、所要の予算の確保に向けまして積極的に取り組んでまいり所存でございます。

同じく土木建築関係の御質問の中で、国際線ターミナルビルの建設に係る御質問にお答えいたします。

国際線ターミナルビルの建設につきましては、平成24年度末の国内線ターミナルビルとの同時供用に向け、現在、石垣空港ターミナル株式会社、県、石垣市など関係機関から成ります調整会議を設置し、施設規模、整備資金等に関し協議を進めているところでございます。

なお、石垣空港ターミナル株式会社においては、今後の建設スケジュールを勘案して、ことし10月から国際線ターミナルビルの基本設計に着手することといたしております。

次に、地域福祉・医療の充実に係る御質問の中で、小児科医師不足及び小児救急対策についての御質問にお答えいたします。

県内の小児科医師数は、小児人口当たりで全国平均より少ないものの、各関係機関の努力により年々増加いたしております。

県におきましては、琉球大学医学部等との連携によりまして、離島などに派遣する小児科医師の確保を図りますとともに、県立病院の臨床研修事業を活用して小児科医の養成を行っております。また、夜間救急の多くを小児患者が占め、小児科医の加重負担が課題と

っており、本年7月から「小児救急電話相談事業#8000」を実施し、医師の夜の負担を軽減するとともに、保護者の育児不安軽減にも努めているところでございます。

県としましては、引き続き、小児科医師の適切な確保を行い、小児救急医療体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場移設問題につきまして、日米専門家検討会合の報告に関する政府の説明についてお答えいたします。

県は、去る8月31日に「普天間飛行場の代替の施設に係る二国間専門家検討会合の報告」につきまして、政府から説明を受けましたが、名護市辺野古への移設を受け入れることは極めて厳しいという県の考えに変わりはなく、説明内容にかかわらず、現時点で辺野古移設を前提とした代替施設の位置、配置、工法等について議論する状況にはないと考えております。

次に、オスプレイ配備及び飛行経路見直しについての御質問にお答えいたします。

去る9月9日の参議院外交防衛委員会において、岡田前外務大臣は、オスプレイに関して申し上げますと、配備されるかどうか現時点でははっきりしていない。しかし、可能性はある。2プラス2（日米安全保障協議委員会）の折には、飛行経路について示さなければならなくなる可能性が高い。それまでにオスプレイについてきちんと方針を決め、そのことを前提に飛行経路を描き、説明しなければならないと答弁しております。また、オスプレイの配備計画につきまして、外務省沖縄事務所に照会しましたところ、オスプレイの沖縄配備については、現時点で具体的に決まっているわけではないと米側から回答を得ているとのことであります。

いずれにしても、環境影響評価手続については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の規定に基づき適切に対応することになります。

次に、代替施設の自衛隊との共同使用についての御質問にお答えいたします。

県は、普天間飛行場代替施設における米軍と自衛隊との共同使用について政府から具体的な説明は受けておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 基地返還跡地の利活用についての御質問の中で、軍転特措法及び沖振法跡地利活用促進特例措置の問題点、課題と改善策についてお答えいたします。

駐留軍用地跡地利用に關する現行法制度の問題点、課題については、基地内立ち入りの制限による埋蔵文化財調査等のおくれ、土地引き渡し後の不発弾や土壤汚染の発見、給付金支給における地権者の不利益及び跡地整備のための財源不足や事業実施主体の不確定などが挙げられます。

改善策としましては、返還前の埋蔵文化財、環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化、返還から使用収益開始までの期間について給付金を支給する制度への見直し、財源の確保、国の責務としての事業実施主体の確立や行財政上の措置、及び跡地利活用を促進するための大規模公園等の国家プロジェクトの導入などが必要であると考えております。

次に、駐留軍用地跡地に係る給付金制度の見直しについてお答えいたします。

駐留軍用地跡地に係る給付金については、軍転特措法による3年間の給付金と、沖振法による大規模跡地及び特定跡地の給付金制度が定められております。しかしながら、特定跡地での給付金支給実績が最大4年半なのに対し、跡地整備期間はおおむね10年以上を要しており、地権者の負担が大きくなっております。

県としましては、跡地整備事業の実施により土地が使用できるようになるまでの間は、土地利用制限に対する補償的な意味合いで返還前の賃借料に見合う給付金の支給が必要であると考えております。

次に、観光振興対策についての御質問の中で、那覇空港におけるハンドリングについてお答えいたします。

那覇空港の国際線においては、主に日本航空や全日本空輸などがハンドリング業務を行っております。当該業務は、基本的に民間企業が中心となり取り組むべきことと考えておりますが、新規路線開設やチャーター便の就航は、観光客誘致の上で非常に重要なことであることから、県は、関係企業間の連携を促したところであります。その結果、航空会社からは、受託体制の強化に向けて関係企業間で検討を進めているとの報告を受けております。

次に、離島・過疎地域振興についての御質問の中で、離島航空路補助についてお答えいたします。

国庫補助及び単独補助とも補助金交付決定前年度において、経常損失を計上している離島路線が対象と

なっております。国庫補助対象路線は、最も日常拠点性を有する地点を結ぶ路線であること、船舶等の代替交通機関による所要時間がおおむね2時間以上であること、2社以上による競合路線でないことが要件となっております。単独補助対象路線は、日常拠点性や代替交通による所要時間を1時間以上とするなど、国庫補助の要件を一部緩和しております。航空路線を維持確保するためには、国・県・市町村がそれぞれの役割に応じて対応していくことが必要であると考えております。なお、市町村負担分につきましては、その6割が特別交付税で措置されているところであります。

次に、地上デジタル放送移行に向けての県や市町村の対応状況についてお答えいたします。

平成22年3月に実施された地上デジタル放送に関する浸透度調査において、地デジ対応受信機の世帯普及率は県全体で65.9%であり、離島についてはそれを下回る数字であったと聞いております。

県としては、ことし7月より13市町村役場に相談窓口を設置するとともに、広報キャラバン隊による公営住宅での個別相談を実施しているところであります。さらに電器店のない離島において、市町村及び総務省等と地デジ準備支援デーを開催し、受信機の展示販売会、県支援事業の申請相談を行うなど、地上デジタル放送への移行促進に取り組んでいるところであります。

次に、地域福祉・医療の充実についての御質問の中で、高齢者所在不明問題の本県の状況についてお答えいたします。

県内市町村に住民登録がされている100歳以上の高齢者について、県内全市町村で調査を行った結果、所在不明者はいないとの報告を受けております。また、戸籍上は生存しているが所在が不明な者は、那覇地方法務局の発表によると、平成22年3月31日時点で1万718人となっております。

沖縄県においては、去る大戦で戸籍簿等が焼失し、その後、琉球政府の戸籍整備法に基づき戸籍が再製されましたが、戦時の生き別れ等で死亡が確認されない者について死亡届等がなされていないものが多数あると思われます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目と夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目と夫君） 観光振興対策についての中で、修学旅行の減少要因と対応策についての御質問にお答えします。

沖縄県としては、本県への修学旅行が減少した要因

について、少子化の進展によるマーケットの縮小、各自治体の修学旅行費用上限額の設定、修学旅行向け航空運賃の値上げ及び海外修学旅行の増加等があると考えております。

このような状況を踏まえ、県としては、修学旅行運賃について去る7月に航空会社や旅行社と意見交換を行ったところであり、今後、航空会社に対して修学旅行運賃の引き下げを要請していきたいと考えております。

また、県は、沖縄への修学旅行を促進するため毎年県外における説明会及び教員招聘事業を実施しており、特に今年度は旅行代理店の担当者を沖縄に招聘する予定であり、今後とも誘致に努めてまいりたいと考えております。

同じく観光振興についての中で、「アートアイランド構想」についての御質問にお答えします。

沖縄県では、平成21年度より地域の文化資源を活用した新たな誘客イベントの創出を公募により支援する「文化資源活用型観光戦略モデル構築事業」を実施しております。本年度は、現代版組踊「肝高の阿麻和利」のバックステージツアーや「首里城祭」とあわせて実施される世界遺産関連イベント等について旅行商品化の支援を行っております。

さらに、これらのイベントの支援に加え、沖縄の特色ある文化・芸能を観光資源として活用するための戦略について検討を始めたところであり、「アートアイランド構想」についてもその中で研究してまいりたいと思います。

同じく観光振興についての中、日本航空の路線廃止などによる本県離島観光への影響についての御質問にお答えします。

県内離島と本土を結ぶ航空路線のうち、神戸－石垣線の廃止や福岡－石垣線の年間運航期間の短縮により八重山地域の観光客数の減少が懸念されております。また、本土－那覇間の航空路線も一部廃止・減便されており、今後の離島観光に影響を及ぼすものと考えております。県内離島の豊かな自然や独特の伝統文化等は、沖縄観光における貴重な観光資源となっており、離島観光の振興は重要であると認識しております。

沖縄県としましては、国内外での観光展などにおける離島地域の魅力発信や修学旅行の誘致強化に努めるとともに、今年度においては、定期路線のない地域からのチャーター便に対する支援を行うなど離島観光の需要を喚起してまいりたいと考えております。

同じく観光振興対策についての中で、離島へのクルーズ船導入効果についての御質問にお答えします。

県では、クルーズ船寄港可能な港湾を有する石垣市、宮古島市など離島地域を含めた行政関係者、国の関係機関、旅行事業者等で構成される「沖縄県クルーズ促進連絡協議会」を設置し、官民一体となった誘致活動に取り組んでおります。

クルーズ船の寄港は、オプションツアー、買い物、飲食費用などさまざまな経済波及効果をもたらすことから、離島観光の振興に大きく貢献するものと考えております。

今後とも手つかずの自然など離島ならではの観光資源をPRし、離島周遊クルーズを含む沖縄県へのクルーズ船誘致を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） マリンレジャー事業に対する許可制の導入についての御質問にお答えいたします。

まず、許可制とは、一般的に禁止されている行為ないし活動を、一定の条件を満たした場合に行政庁の許可をもってそれを行うことを認めることを言います。したがって、マリンレジャーに関する営業を許可制にするということは、通常県内全域または一部の地域においてマリンレジャーに関する営業を罰則をもって禁止することが前提になります。

他方、憲法におきましては、公共の福祉に反しない限り職業選択、営業の自由を保障していることから、その営業を禁止することは行政目的を推進するために、より制約的じゃない他の手段がないかといった点の検討を含め、慎重に判断すべきものと考えます。したがって、許可制の導入の必要性ないし相当性を説明することは、現時点では難しいものと考えております。

県警察におきましては、平成5年に制定されました「沖縄県水難事故防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」による安全対策を引き続き強化するとともに、条例のあり方についても改善すべきところはないのか、今後研究していくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは観光振興対策についての御質問で、修学旅行の離島への誘致等についてお答えをいたします。

小学校における修学旅行の旅行地と日程につきましては、県の「公立小学校・中学校の修学旅行実施基

準」に基づき、「本県の範囲内において、1泊2日以内の日程により実施すること」となっております。

修学旅行の実施に当たっては、学習指導要領に示されたねらいを達成するため、児童の心身の発達に応じた日程や健康、安全を確保するとともに、保護者の経済的な負担等を考慮することとしております。

僻地から本島への修学旅行の旅費については、「へき地児童生徒援助費等補助金」が支給されていますが、本島から離島への修学旅行については適用されません。また、要保護、準要保護の世帯の児童を除いては、全額保護者の負担となっております。

なお、旅行地と日程につきましては、学校と所管の教育委員会の相談の上、変更も可能となっております。

本県の離島地域には、世界に誇れる恵まれた自然やすばらしい文化があります。本島内の児童が離島の豊かな自然や文化に触れる機会が持てるよう奨励してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 離島・過疎地域振興についての御質問で、石垣島周辺の離島を結ぶ航路の安全確保のためのしゅんせつについてお答えいたします。

石垣島周辺の離島を結ぶ竹富南航路整備事業については、国が平成23年度の事業化に向けた調査を実施しているところであります。本事業を円滑に進めるため、国がことし5月に「竹富南航路拡張関係者連絡調整会」を設置し、沖縄県、石垣市、竹富町と連携し調整をしております。

県としましては、竹富南航路から県管理港湾への航路について、今後国と連携して対応していきたいと考えております。

次に、土木建築関係についての御質問で、「米軍発注工事に係るワーキンググループ」における検討状況と今後の見通しについてお答えいたします。

県では、関係部局で構成する「米軍発注工事に係るワーキンググループ」において、米軍発注機関や保険会社、金融機関、建設業界等に対するヒアリングを実施するなど、現状把握や課題整理を行っているところであります。これらを踏まえ、今後、制度創設の可能性も含め、新たな仕組みや支援策について検討していきたいと考えております。

同じく土木建築関係の御質問で、運天港、金武湾港、平良港、石垣港の継続事業及び新規事業への対応

についてお答えいたします。

国は、直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、重要港湾103港のうち、新規事業の着手対象とする港湾として43港を去る8月に選定しました。運天港、金武湾港、平良港、石垣港については、重点港湾とは別に、離島に対する特別な配慮として選定された12港湾に含まれており、施設の損傷や劣化の程度などに応じ最小限の新規事業を行うことができると聞いております。また、継続事業については、引き続き国の直轄事業として行うこととなっております。

同じく土木建築関係の御質問で、談合事案に係る和解成立業者以外への対応についてお答えいたします。

県発注工事に係る談合事案の調停については、賠償請求対象業者のうち、今議会で提案している案件も含めた145社について裁判所の調停案が提示されております。また、新たに2社が8月10日付で那覇簡易裁判所に調停を申し立てております。

県としましては、残っている業者についても調停申し立てがあれば、これまでの枠組みで合意する考えであります。なお、調停申し立ても行わず、賠償金納付にも応じない業者については、提訴を含めた対応を検討し、早期解決を図りたいと考えております。

同じく土木建築関係の御質問で、県営新川団地、真喜良団地の建設についてお答えいたします。

県営団地の整備については、平成13年度から22年度までを期間とする「沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画」に基づき、効率的な建てかえ事業等を行ってきたところであります。

今後は、平成23年度を初年度とする新たな10カ年計画を策定し、老朽化や耐震性等の観点から、建てかえや改善が必要な団地について整備に係る手法や事業時期を定める予定であります。新川団地や真喜良団地についても、同計画において建てかえや改善を検討していきたいと考えております。

同じく土木建築関係についての御質問で、概算要求の1割減による新石垣空港への影響についてお答えいたします。

先般公表された平成23年度航空局概算要求概要によれば、航空機燃料税の大幅軽減に伴い、一般空港の整備予算は対前年度比で約11%減となっております。このことによる事業進捗への影響については現時点では明らかではありませんが、県としましては、新石垣空港整備の必要性、緊急性にかんがみ、平成25年3月の供用に支障がないよう所要予算の確保に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 離島・過疎地域振興についての関連で、海岸漂着物対策事業と県の基本方針についてお答えいたします。

沖縄県の海岸漂着物対策事業については、国の地域グリーンニューディール基金を活用し、平成21年度から23年度までの計画で実施しております。

平成21年度には、行政や地域関係者などから成る「沖縄県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を定めております。平成22、23年度は、これらの重点対策区域において回収処理作業を実施するとともに、漂着実態の詳細調査や漂着物等の発生の抑制に係る普及啓発事業を推進していくこととしております。また、海岸漂着物処理推進法に基づき、本県の基本方針として「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を平成22年3月に作成し、これに基づいて平成24年度以降も海岸漂着物対策を着実に進めることとしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 地域福祉・医療の充実について、県立病院における産科・小児科医師の配置状況と不足数、また、医師確保に向けた取り組み状況についてお答えいたします。

産婦人科医師については、北部病院2名、中部病院10名、南部医療センター・こども医療センター6名、宮古病院3名、八重山病院4名を配置しておりますが、北部病院において2名の医師が不足しております。

小児科医師については、北部病院4名、中部病院4名、南部医療センター・こども医療センター15名、宮古病院5名、八重山病院4名を配置しておりますが、中部病院において1名の医師が不足しております。

病院事業局では、臨床研修による医師養成、大学医局との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークやホームページによる医師募集など、あらゆる手段を講じて医師の確保に努めているところであります。

次に、同じく地域福祉・医療の充実について、県立病院での助産師外来の開設とその背景、今後の産婦人科医師確保との関連についてお答えいたします。

助産師外来は、助産師と医師が役割分担を行うことで、助産師が自律して健診や保健指導を行うことができるようにすること等を目的に開設しております。助

産師外来の開設が促進されることで産科医師の負担軽減につながり、産科医師の確保に好影響が出ることを期待しております。なお、現在県立病院で助産師外来を開設している病院は、中部病院、宮古病院及び八重山病院となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 地域福祉・医療の充実についての御質問の中の、助産師外来、巡回妊婦健診及び助産師確保の計画についてお答えします。

県立や町村立の診療所を設置している小規模離島における医療は、医師による総合診療を基本としており、助産師外来を開設する計画はありません。

また、巡回妊婦健診については、多良間村が宮古病院と契約を結んで実施しております。

助産師の養成確保については、琉球大学等の選択コースに加えて、平成20年度から県立看護大学で定員20人の別科助産専攻を開設したことから、毎年ほぼ30名の助産師が確保されるようになり、助産師の供給体制は改善されていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん 仲井真知事、誠意ある数多くの御答弁まことにありがとうございました。

1期4年間、本当に県民や県勢発展のために県政運営に御尽力を賜り、心から感謝と敬意を表します。

これまでのすばらしい実績を踏まえて、普天間飛行場の移設返還を初め県経済の活性化、そして何よりも新たな法整備による沖縄県の振興策に引き続き2期目も頑張っていただきたいと思います。私たち自民党も全面的に支援いたします。決意を申し上げまして、代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 こんにちは。

自由民主党、仲田弘毅でございます。

党を代表して通告に従い、代表質問を行います。

まずは、県経済の振興についてであります。

(1)、新たな振興計画の策定について。

本県は、復帰して38年が経過しております。その間、3次の振興開発計画と現振興計画を通して本県に投入された振興予算は9兆円に上ると言われ、これにより自立的発展のための基礎条件の整備が進められてきました。しかしながら、沖縄振興予算は年々減少を続け、2010年度は約2000億円となり、2002年度の予算3508億円の半分近くまで激減をしております。今や県債残高は6000億円台に達し、さらなる財政需要の増大で今後1000億円余の収支不足が見込まれるなど、県財政は一層厳しさを増していくものと思われます。現在、県においては新たな振興計画の策定に向け作業が進められており、4次にわたる振興計画の検証、総括の中で自立的発展の基礎条件の整備が限られた効果になったのは国主導の計画であったからだと結論づけられております。政策を提示し実施する県と、予算を握る国との調整がうまくいかなかったということであれば、今後の沖縄の振興策は県が計画する沖縄振興一括交付金と同様、新たな振興計画も県の自由裁量が働く法制度への転換が必要と考えます。

そこで伺います。

ア、県と政府で沖縄振興について話し合う沖縄政策協議会が5年ぶりに再開され、2011年度以降の新たな振興を議論する部会と基地負担軽減を議論する部会が設置されました。県の評価と協議に臨む基本姿勢をまずは伺いたいと思います。

イ、「沖縄21世紀ビジョン」の理念を実現するための実施計画策定について、その基本的考え方と検討を進めている新たな振興計画との整合性をどのように図るのか伺いたい。

ウ、沖縄振興一括交付金制度の考え方として、沖縄振興に資する各種施策を実施するための予算を国が継続的に確保するというを法律に明記することも挙げておりますが、地方の負担を伴わない内閣府沖縄担当部直轄事業も一括交付金に係る法律に明記されると考えておりますか、伺います。

エ、政府は、経済成長の拠点となる都市への投資を支援する特定地域の創設を決定したようですが、本県的那覇旭橋駅開発地域の指定の可能性について伺いたい。

(2)、酒税の軽減措置延長について。

本県において製造業は、雇用の確保に大きな効果が期待されることから、育成・拡充は必要不可欠であります。しかしながら、県内市場を取り巻く環境は厳しさを増しており、もともと市場規模の小さい本県企業は本土企業との対等な競争には、資本金、物流面など

で到底太刀打ちできません。このため、2012年5月に切れる沖縄県産の酒類に対する酒税の減税について、県内酒造業界は今回の売上高の減少や市場における価格競争の激化などで経営状況が悪化している状況から、制度のさらなる延長を求めています。本県の置かれた経済状況や産業の振興の観点から、県においては復帰特別措置法に基づく酒税減税措置の再延長に向けた取り組みを強化する必要があると考えます。

そこで伺います。

ア、復帰特別措置法に基づく酒税減税措置が2012年5月末で期限切れとなりますが、酒造業界は景気低迷による出荷数量の減少や県外メーカーとの競争激化など経営環境が厳しい状況にあり、制度の延長を求めています。特別措置が終了した後の県民生活や県経済への影響を考え延長要請を決断すべきだと考えておりますが、知事の決意をお伺いします。

イ、県は2011年度末に切れる沖縄振興特別措置法にかわって新たな「沖縄振興法」の制定を国に求めるとしております。酒税減税措置についても同法の中で独自の施策として位置づけできないかお伺いしたい。

2、平成23年度国庫支出金について。

仲井眞知事は就任後、県民の参画と協働のもと経済の自立を目指し、さまざまな政策を展開してこられました。本県の経済社会環境は、若年者を中心とした構造的な高失業状況や財政依存の経済構造など解決すべき課題が山積しております。このため、県は、平成23年度国庫支出金要請で沖縄振興計画に基づく諸施策を具体的に提示し、継続プロジェクトや新たなプロジェクトの芽出し、国直轄事業の推進を求めています。これらの諸施策を実現する上からも、また本県の置かれた特殊事情からも、沖縄振興特別措置法等に基づく補助率等の特別措置が今後とも講じられる必要があります。

そこで伺います。

(1)、平成23年度内閣府沖縄関連予算要求額が示されましたが、振興計画最終年度として特徴は何か。また、新たなプロジェクトなど主な施策について県の要望が満たされた予算になっているかお伺いします。

(2)、政府の概算要求基準では、前年度予算額から10%削減した額を要求額とし、削減された10%分の1兆円超を要望額として要求が可能とされました。内閣府の沖縄担当部局の概算要求もこの基準に基づいたものとなっているが、どう受けとめるかお伺いします。

3、雇用失業問題について。

本県の雇用状況は、新規学卒者内定状況の下落により、依然、失業率の高どまりが慢性化しており、全国

的な景気悪化の改善がおくれる中で企業は人員抑制を続け厳しい状況が予想されます。にもかかわらず、県内新規大卒者は、就職しても早期の離職傾向が高く全国よりも10から15ポイント高いと指摘されております。県は国と協力し、2010年度の新規学卒者の内定率を6月末には82%以上にするという数値目標を設定しております。慢性的な高い失業率や雇用主の都合により解雇する割合が自己都合で離職する割合よりも上回っている現状の中、効果的な対策を打ち出すのは容易ではないと思われませんが、県には不退転の覚悟で取り組んでほしいと願うものであります。

そこで伺います。

(1)、求職者が希望する職種や雇用条件と、企業が求める人材とのずれによる雇用ミスマッチの解消に向けた県の取り組みを伺いたい。

(2)、県内新規大卒者の就職状況調査によると、新規就職者で3年目までに約5割前後が離職していると言われ、早期離職者の高さが指摘されておりますが、その要因はどこにあるのか伺いたい。

(3)、改正障害者雇用促進法が施行されたことに伴い、障害者の社会進出を支援するため、企業の意識改革と職場の受け入れ体制の整備が求められておりますが、本県の状況についてお伺いします。

(4)、地域主権改革の観点から、ハローワークの地方への移管が議論されておりますが、県の考えと本県に移管された場合のメリット・デメリットをお伺いします。

4、中小企業育成対策について。

離島県である本県の企業は、そのほとんどが中小企業で占められており、経済のグローバル化による競争の激化や昨今の景気悪化による経済の低迷など、県内中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。このため、国や県においては、厳しい経済環境の中、県内中小企業に対する緊急保証制度や金融円滑化法に基づく沖縄公庫によるセーフティネット貸付、県の中小企業セーフティネット資金融資などを実施し、企業支援に大きな効果を上げてまいりました。本県は経済の自立を目指しており、そのためには、県内企業の育成対策の拡充は必要不可欠であります。戦略的視点からの施策展開と本県に特化した比較優位性にある産業、いわゆる県の進める「オキナワ型産業」の育成をしっかりと推進することが必要と思われれます。

そこで伺います。

(1)、県経済の自立的発展を図るには、県内中小企業の持続的育成・振興が必要であります。現下の中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中で県の総合支援対

策を伺います。

(2)、県は産業振興の一環として、ものづくり基盤の強化と新製品の開発を進めておりますが、そのねらいと産学官協働体制はどのように進められているのか伺います。

(3)、沖縄 I T 津梁パークの情報通信関連産業の新たな拠点施設が完成いたしました。入居企業の状況と雇用への波及効果について伺います。

(4)、企業に活力と雇用意欲を高めるには、県民的支援も必要としますが、そのためには県産品に対する県民の意識啓発と消費意欲の促進が必要であります。県の県産品消費拡大運動は効果を発揮しているのかどうか伺います。

5、基地経済について。

米軍人による事件・事故は、復帰38年を経過して今なお一向に改善はされておられません。知事を会長とする軍転協は、米軍基地から派生するさまざまな問題を解決するよう、政府や民主党に対し7項目の要請を緊急に行っておりますが、その要請をしり目に米兵による事件・事故等が多発しております。これまでの運用改善は法的拘束力がなく、その犯罪が凶悪であるかどうかの解釈もあいまいで、常に米軍優先で解釈されております。政府においては、本県における基地負担の現実を真摯に受けとめ、普天間問題と絡ませることなく米軍と交渉を開始してほしいと願うものであります。

そこで伺います。

(1)、嘉手納飛行場は、相次ぐ外来機の飛来で騒音や悪臭による被害が増大しております。政府は具体的な改善策を検討するのか。また、県はどのような要請行動を行ってきたのか伺います。

(2)、米軍人による事件・事故が後を絶たないのは、米軍優先の日米地位協定の存在があると言われております。民主党政権は「日米地位協定の改定を提起する」と公約しておりますが、民主政権になって何が変わったか伺います。

(3)、前岡田外務大臣は、普天間飛行場移設問題のめどがつかない間は、地位協定の改定交渉には入らないとの考え方を示しました。本県の米軍基地問題に対する認識不足で配慮に欠けた発言であると言わざるを得ません。県の見解をお伺いします。

(4)、軍転協は、政府や民主党に対し、米軍基地から派生する諸問題の解決を求める7項目の緊急要請を行いましたが、政府の反応と今後の見通しについて伺います。

(5)、報道によりますと、米軍は、嘉手納基地のF15

戦闘機が普天間飛行場を使用して訓練を行うと発表しておりますが、戦闘機が普天間飛行場を使用することはこれ以上危険を伴うことであり、到底容認できるものではありません。県の見解をお伺います。

6、農林水産業の振興について。

民主党政権は、国民生活に不可欠な食料を確保し、農業の競争力を高めながら成長産業として育成していくという本来国に求められる農業政策ではなく、ばらまき政策と言われる農家戸別所得補償制度の導入を優先させております。この制度に要する財源は、今年度は国の農業予算の4分の1に当たる5600億円が計上されておりますが、次年度で米以外に拡大されれば、予算額は1兆円以上に膨れ上がると言われ、米以外の農業品目に対する予算措置がどうなるか懸念されるところであります。特に本県は、小規模零細農家が多くを占め、農業経営も厳しく、全国一律の基準から常に不利益をこうむってきております。地域に合わせた農業政策が必要とされており、民主党政権には地域農業の実態に即した政策を打ち出してほしいものであります。

そこで伺います。

(1)、本県における耕作放棄地は増加傾向にあると言われておりますが、現状と農地の流動化を含めた県の対策について伺います。

(2)、地域振興のためには、農林水産業における特産物の開発や地域ブランドの確立等を推進し、産業を育成することによる雇用の創設もまた重要であると思われます。県の対策をお伺いしたい。

(3)、産業振興のためには、その基盤整備は基本中の基本であります。農業農村整備事業予算の確保の取り組みはどうなっているのか伺います。

(4)、県の畜産業、特に肉用牛は、戸数、頭数ともに専門的に顕著な推移を見せておりますが、飼料の主原料を海外に依存している状況にあり、価格や為替の動向が経営に与える影響も大きいものがあります。県の安定的で安価な飼料供給体制の確立について伺いたい。

(5)、県内の食料自給率が40%に上昇しておりますが、その要因とこのことによる県内農水産業全般に与える影響や効果について伺います。

7、陸上交通網の整備について。

本県は、全国唯一鉄道がなく自動車中心の交通体系になっておりますが、国道58号周辺道路や那覇市を初めとする都市部の交通渋滞は慢性化し、車依存社会は限界に達していると言われております。県は、沖縄本島への鉄道導入の可能性調査を実施しておりますが、

本県は戦後鉄道の恩恵を受けておらず、逆に米軍基地の過重負担を強いられてきております。この実情を踏まえ、国に対し強く主張すべきだと考えております。この上で、新たな法制度の創設による導入をしっかりと訴えていただきたいものであります。

そこで伺います。

(1)、中南部都市圏の渋滞解消と体系的な交通ネットワークの構築を図るため県の基本方針とクリアすべき課題、鉄道導入の位置づけについて伺いたい。

(2)、県は、沖縄本島への鉄道導入の可能性調査を行っておりますが、膨大な建設コストが試算されております。導入に向けての前提条件について伺いたい。

(3)、調査は、今後の返還跡地を含む中南部都市圏における公共交通システムの導入可能性を検討するということになっておりますが、これは普天間飛行場の移設返還が前提にあるのか伺う。

(4)、膨大な建設費用は事業化に向けて足かせになると言われておりますが、現行の法制度のもとで県は負担に耐え得るか。また、運行会社の運営費を含めた負担軽減が図られるか、新たな法制度の創設が必要ではないか、お聞きします。

8、子育て支援について。

(1)、待機児童の解消について。

本県は、全国と比べて待機児童が多く、その解消をいかに図るかが重要な課題となっております。そのためは、安心子ども基金や保育所入所待機児童対策特別事業基金の2つの基金を活用して、保育所の整備や無認可保育所の認可化を進めており、大きな効果を上げてまいりました。一方、国は待機児童の解消を図るため、働き方の見直しによる仕事と生活の調和、親の就労と子供の育成、家庭における子育て支援のための新たな次世代育成支援のための枠組み構築が必要であると提言しております。その目標を実現するためには何よりも都市と地方・地域に区別なく、希望するすべての人が子供を預けて働くことができるような社会の仕組みづくりが重要であります。

そこで伺います。

ア、県は、平成23年度までに20施設を認可化し、1200人の定員増を図るとしております。市町村の主体的取り組みが重要であり、財政負担を含め市町村との協議をどのように進めていくのか、お聞かせください。

イ、認可外保育施設を活用した家庭的保育・保育ママについて、本県の待機児童解消策となり得るか。また、認可外保育所の多い本県の特性から実現の可能性はどうか。

ウ、政府が幼稚園・保育所・認定こども園を統一した幼保一体化を進めるとしておりますが、その概要と本県における導入について伺いたい。

エ、保育所整備と認可化の促進、認可外保育所の施設・設備の改善費への補助、無利子融資制度の創設について伺いたい。

オ、認可外保育所の給食費の認可保育所並みの支援について伺いをします。

(2)、児童虐待について。

全国的な児童虐待が社会問題化する中で、児童虐待で全国の警察がことし上半期に摘発した件数は、前年同時期比で24件増の181件と過去最多であり、このうち県内は5件となっております。改正児童虐待防止法は、虐待のおそれのある家庭に対し強制的に立ち入ることを認めておりますが、2009年度は全国でわずか1件しか立入事例はなかったとのことであります。しかし昨今、虐待の事態を見れば、積極的に立ち入りを行使すべきだと考えております。一方で、虐待に対応する児童福祉司が増加する虐待通告への対応で手いっぱいになり、ケアにまで行き届かないという状況が指摘されております。虐待された児童にとって最も大切なことは、心に傷を残さないためのケアをいかに行うかであると考えております。

そこで伺います。

ア、児童虐待は、全国的に増加しており、警察における摘発も過去最多となっております。本県における摘発件数の推移と特徴について伺います。

イ、虐待を受けた場合のケアについてはどのようななされておりますか。また、児童福祉司が虐待通告に対する対応に追われケアに支障が出ておりますが、本県の状況はどうか伺います。

ウ、政府は、虐待の疑いがあるとの通報を受けてから48時間以内に児童相談所の職員が実際に目で見て確実に把握するよう通知したようですが、県はどのような対応のあり方を指導しておりますか。

9番、教育の振興について。

国の中央教育審議会初等中等教育分科会の提言を受け、文部科学省は現在1学級40人から35人に引き下げ、小学校低学年は30人学級を検討するとの考えを示しております。本県は、小学校1、2年で30人学級を導入しておりますが、それでも全国平均より低いのが現状であります。少人数学級の本格導入には教員の大幅増が不可欠であり、他県と同様人件費等の財政問題が大きな壁となっております。しかしながら、少人数学級にすることで教員の増加は避けられないにしても、担当する教員の児童生徒に接する度合いは格段と

広がり、きめ細かい教育・指導が容易になると考えております。

そこで伺います。

(1)、中央教育審議会は、少人数学級や教職員の定数増を求める提言を行いました。ゆとり教育からの転換で、学習時間や指導内容がふえることとあわせ、教育庁においてはどのようなとらえ方をしておりますか。

(2)、少人数学級について、本県は全国平均と比べ低い状況にありますが、その要因と解消策について伺います。

(3)、昨今、企業においても社内で英語を公用語とする動きがふえており、今後、学校における英語教育がますます重要となってくると考えられますが、本県における英語教育の取り組み状況を伺います。

(4)、2010年度全国学力・学習状況調査を受け、教育庁としてどのように評価し、今後生かしていくのかお伺いします。

(5)、本県で初めて開催されました全国高等学校総合体育大会「美ら島総体」は、本県で各県持ち回りは一巡し、来年度からはブロック開催になるということですが、本県開催の評価と総括をお願いいたします。

(6)、珊瑚舎スコーレ夜間中学に対する財政支援を含めた支援策について、現在の状況と今後の見通しについてお伺いをします。

(7)、海外における県人会からの「海外留学生受入事業」が事業仕分けで「不要」とされましたけれども、母県である沖縄県の果たす役割は大きいものがあります。県の考え方はどうかお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、県経済の振興についてという御質問の中で、沖縄政策協議会に関する御質問がございます。お答えいたします。

沖縄政策協議会は、総理を除く全閣僚と沖縄県知事が沖縄に関する基本政策に関し協議する最も大きな枠組みの協議会となっております。今回は、菅総理も出席して9月10日に開催され、総理が冒頭のあいさつで、沖縄の振興のためには、成長が著しいアジアの活力をとらまえて、沖縄の独特の文化や自然に代表されるソフトパワー等を活用した振興策を進める必要があり、政府においては、沖縄県と連携し、沖縄の自立的かつ持続的な発展のための取り組みを強力に進めたい。そのため、沖縄県の意見を十分に伺いながら

平成24年度以降の沖縄振興についてしっかりと検討していきたいと述べられたことは、大変意義深いものと考えております。また、協議会の中に、新たに2つの部会を設置することが確認されております。これは国家戦略を見据えた沖縄振興策の検討と、そして米軍基地負担軽減及び地位協定をめぐる課題への対応に関して協議することとなっておりますのでございます。

沖縄県といたしましては、「沖縄21世紀ビジョン」を実現するため、沖縄政策協議会において、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の制定や沖縄振興一括交付金（仮称）の創設、駐留軍用地跡地利用促進法（仮称）の制定、過重な基地負担軽減に関する抜本的な取り組みに向けての対応等につきまして政府と協議をしていきたいと考えているところでございます。

次に、同じく県経済の振興に係る御質問の中で、「沖縄21世紀ビジョン」の理念の実現と新たな振興計画との整合についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン」の目指すべき将来像を県民一体となって実現していくため、期間10年の基本計画を策定することといたしております。これまで沖縄の振興につきましては、国計画によりまして総合的な施策の展開が図られ、立ちおくりておりました社会基盤の整備、そして沖縄県の経済社会の発展のため大きな役割を果たしてきたと考えております。しかしながら、復帰後38年が経過し、地域主権改革が展開される中、地域の主体性を生かした計画を策定し、地域のニーズに的確に対応した各種施策の展開を図っていくことが求められております。

県といたしましては、国に対して、県が策定した計画について沖縄の特殊事情を踏まえ、現行の沖縄振興特別措置法後の新たな法律を制定し、計画に基づく施策に対して支援することを求めていると考えているところでございます。

次に、同じく県経済の振興に係る御質問ですが、酒税軽減措置延長要請についての決意及び新たな沖縄振興法への酒税軽減措置の位置づけについてという御趣旨の御質問にお答えいたしますが、この1の(2)のAと1の(2)のイは関連いたしておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきます。

県内酒造業は、離島も含めてそれぞれの地域の重要な地場産業であります。そして大きな雇用を提供いたしております。加えて沖縄の歴史・文化に根差した魅力ある、いわば文化財とも言える性格も持っており、観光資源でもございます。酒造業界及び国等と無論意見交換をしっかり行い、酒税軽減措置の延長を確実に

実現できるように、議会の先生方、仲田議員ともどもぜひともお力を得て頑張ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、平成22年度国庫支出に係る御質問の中で、平成23年度内閣府沖縄関連予算についての御質問にお答えいたします。

内閣府沖縄担当部局の平成23年度概算要求は、総額2304億500万円で、前年度予算と比べまして0.3%の増となっております。平成23年度は沖縄振興計画の最終年度であります。今後の沖縄振興のあり方を見据えた極めて重要な年度でもございます。このため、内閣府としては、現行の沖縄振興計画の総仕上げを行うとともに、沖縄県が策定いたしました「沖縄21世紀ビジョン」の実現を後押しすべく、効果的な対策を盛り込んでおります。沖縄県の要望に配慮した内容となっているものと考えております。具体的には、新規事業といたしまして、「万国津梁」人材育成事業や「沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業」などが盛り込まれております。継続事業といたしましては、新石垣空港や伊良部架橋など社会資本の整備につきましても引き続き盛り込まれているところでございます。

沖縄県といたしましては、今後とも内閣府沖縄担当部局等との連携を密にし、必要な額の確保に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、農業農村整備事業関連予算につきましては、農林水産省の事業を活用するなど、引き続き所要額の確保に努めますとともに、一括交付金についても沖縄県の要望に沿った形で実現されるよう、求めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業育成に係る御質問の中で、I T津梁パーク事業の入居状況及び雇用についての御質問にお答えいたします。

沖縄I T津梁パークにつきましては、昨年6月に完成いたしました中核機能支援施設A棟に続きまして、6階建て、延べ床面積約5200平米の「中核機能支援施設B棟」及びI T関連企業の円滑な進出を支援いたします2階建て、延べ床面積約2800平米の「企業立地促進センター」がことし9月に供用開始されております。現在、中核機能支援施設に9社、そして企業立地促進センターに2社の入居が決定いたしております。これら施設での就業者数は約800人まで拡大する見込みでございます。

次に、基地問題に係る御質問の中で、日米地位協定の改定についての御質問にお答えいたします。5の(2)と5の(3)は関連いたしておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきます。

日米地位協定は一度も改正されないまま締結から50年が経過しております。人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていること等から、沖縄県におきましては、11項目にわたる抜本的な見直しを要請してきたところでございます。

政府は、「日米地位協定の改定を提起する」としているもののこれまで改定の方針等が示されておられませんことから、去る8月6日、県は軍転協と連携をして政府に対し緊急要請を行い、早急に方針等を明示し、見直し作業に着手するよう求めたところでございます。

岡田前外務大臣の発言につきましては承知しておりますが、ことしは日米地位協定制定50年の節目の年であり、県といたしましては、軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、粘り強く地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、軍転協緊急要請についての御質問にお答えいたします。

私は、鳩山前総理が来県された際に、負担軽減につきまして強く申し入れを行い、その結果、去る5月31日に政府から回答をいただいたところでございます。これを受けて、具体的に行動を起こす必要があると考え、去る8月6日に軍転協として緊急要請を行い、県民の目に見える形で基地負担の軽減を図るため、具体的かつ実効性のある対応策を講じるよう、政府に対し強く申し入れたところでございます。これに対し、仙谷官房長官や北澤防衛大臣、岡田前外務大臣から、要請について真摯に受けとめ、解決に取り組みたい旨の発言がございました。

県としましては、引き続き、軍転協とも連携をし、あらゆる機会を通じて、日米両政府に対して負担軽減を求めていきますとともに、沖縄政策協議会のもとに設置されました米軍基地負担軽減部会におきましても検討がなされるよう、求めていきたいと考えているところでございます。

次に、子育て支援に係る御質問の中で、認可化促進の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

認可外保育施設の認可化につきましては、待機児童対策特別事業基金により進めており、今年度、本基金の施設整備の補助限度額を700万円から3000万円に引き上げたところでございます。平成22年度は、市町村からの要望を受けまして、当初予定いたしておりました10施設の認可化に向け手続を進めているところでございます。

県といたしましては、今後とも同基金のさらなる充実に努めますとともに、市町村と連携をし、認可化の促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく子育て支援に係る御質問の中で、認可外保育施設の給食費の支援についての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成につきましては、平成20年度から牛乳代に加えまして新たに米代の助成を行うなど、これまで段階的に支援の拡充を図ってまいりました。当該事業が入所児童の処遇向上に資するものであることを踏まえ、今後とも持続して抜本的な充実に取り組んでまいり所存でございます。

次に、教育の振興についての中で、「美ら島沖縄総体2010」の評価と総括についての御質問にお答えいたします。

「美ら島沖縄総体2010」は、去る7月28日から8月20日までの24日間、県内27市町村及び県外1市で選手・監督・観客等、延べ約53万人の参加のもと開催され、成功裏に終えることができました。県民、市町村並びに関係者の皆様方に心から感謝申し上げる次第でございます。

今大会で沖縄県選手は、団体・個人合わせて優勝11種目、準優勝12種目、3位12種目など入賞が56種目と目覚ましい活躍を見せ、過去最高の成績を上げることができました。選手以外の県内すべての高校生も「一人一人が主役」をモットーに、「イチャリパチョーデー」の精神で大会を支えるとともに、県外の選手・役員・応援団と交流を深め大会の成功へ導きました。

単独県開催の最後となった今大会は、沖縄県高校生のスポーツ振興と競技力向上に大きく寄与したとともに、大会に参加した高校生の達成感、そして成成感は大なる教育的効果があったものと考えております。経済面におきましても、大会参加者の約25万泊に上る宿泊や大会期間の7月、8月の入域観光客数が過去最高を記録するなど、県経済にも寄与していると考えられます。

今後とも、将来の沖縄を担う子供たちの人材育成に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県経済の振興についての御質問の中で、内閣府沖縄担当部局直轄事業の一括交付金化についてお答えいたします。

地域主権改革において一括交付金化は国のひもつき補助金を対象にしており、国の直轄事業に係る予算は対象となっておりません。一方で、地域主権改革においては単一の都道府県の地域内で完結する業務については原則地方へ移管することとされており、沖縄における国の直轄事業に係る予算については、その役割分担に基づき検討されるものと考えております。

次に、特定都市再生緊急整備地域（仮称）の創設による那覇旭橋駅東地域の指定の可能性についてお答えいたします。

国は、成長著しい中国、シンガポール等に比べ、アジアの中核拠点としての競争力が急激に低下しつつある我が国の大都市の国際競争力を強化するため、都市再生特別措置法を改正し、「特定都市再生緊急整備地域（仮称）」を創設することとしております。特定地域の指定については、今後、都市再生特別措置法の改正や都市再生基本方針の改定等を踏まえ国により決定されることとなります。

沖縄県としましては、これらの内容等を確認するとともに、那覇市と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、陸上交通網の整備についての御質問の中で、鉄道導入の位置づけ等についてお答えいたします。

中南部都市圏における渋滞緩和及び体系的な交通ネットワークを構築するためには、都市の一体的発展を支える骨格性、速達性及び定時性等の機能を備えた新たな公共交通システムの導入が必要であると考えております。

昨年度の調査において、鉄道、LRT及びモノレールなどの公共交通システムを比較した結果、鉄道が最適なシステムであると評価する一方で、膨大な建設コストや維持コスト等の課題があると整理しております。

次に、鉄道導入の前提条件と新たな法制度について一括してお答えします。

鉄道導入に要する負担額は、現行制度では建設コストや維持コストなど膨大な額が見込まれ、経営及び財政上の大きな課題があると考えております。したがって、鉄道の導入については、その整備及び運営に要する費用を軽減することが前提であり、そのための新たな仕組みについて検討し、必要に応じて国に求めてまいりたいと考えております。

次に、鉄道導入の前提についてお答えいたします。

昨年度、県が実施した調査は、嘉手納以南の返還跡地の活用を前提にした新たな公共交通システムの導入可能性について検討したものであります。鉄道を含め

た新たな公共交通システムは、体系的な陸上交通ネットワークの構築、都市圏における渋滞緩和、効率的な土地利用などを考える観点から、着実に検討を進めていくべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 平成23年度国庫支出金に関する質問のうち、内閣府沖縄担当部局の概算要求についてお答えいたします。

国の概算要求基準は、前年度予算額の90%以内の額を概算要求枠とし、前年度予算と概算要求枠との差額を特別枠として要望できるとしております。そのため、内閣府沖縄担当部局は、概算要求額2304億500万円のうち特別枠として、「万国津梁」人材育成事業や「若年者ジョブトレーニング事業」など、216億2100万円を要求しております。

概算要求は、現行の沖縄振興計画の総仕上げを行うとともに、県が策定した「沖縄21世紀ビジョン」の実現を後押しすべく、観光振興、雇用対策、新産業育成、社会資本の整備などが盛り込まれており、県の要望に配慮した内容となっていると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 雇用失業問題について、雇用のミスマッチの解消に向けた県の取り組みについての御質問にお答えします。

雇用のミスマッチ解消に向けた県の取り組みとして、求職者に対しては、求人の多い業界の理解促進を図るため、情報通信関連産業や観光・リゾート産業などのフォーラム及び企業合同説明会を開催しております。また、求められる技術と技能の不一致を解消するため、公共職業訓練施設等における職業訓練に取り組んでいるところであります。さらに、若年者の職業観の形成のため、沖縄県キャリアセンターにおいて就職支援セミナーやインターンシップなど各種施策に取り組んでおります。求人企業に対しては、雇用条件や職場環境の改善を図るため、各種フォーラムの開催や企業の取り組みを支援するコンサルタントの派遣などを実施しております。

同じく雇用失業問題について、新規大卒者の離職率が高い要因についての御質問にお答えします。

沖縄総合事務局の調査によりますと、初めて就職した者の離職の理由としては、仕事内容が合わなかった、給料に不満があった、会社の将来性に期待が持て

なかった、職場の人間関係がつかったなどが挙げられております。

その要因としては、学生の就業に対する知識や理解が不十分であること、また、企業側において勤務条件の明示が十分でないことやキャリア形成プランが整備されていないことなどが挙げられます。このため、離職防止にはキャリア教育の充実や魅力ある職場づくりが重要であると考えております。

同じく雇用失業問題について、改正障害者雇用促進法に伴う企業の意識改革と職場受け入れ体制の整備状況についての御質問にお答えします。

今回の改正は、障害者雇用納付金制度の対象となる事業主の範囲を従業員301名以上から201名以上までに拡大するとともに、短時間労働者を障害者雇用率制度の対象に加えるなど、障害者の雇用機会の拡大を図ったものであります。

沖縄県では、毎年9月の障害者雇用支援月間に合わせ、県内の経営者団体に障害者の雇用を促進する要請を行っているほか、障害者の雇用に理解のある企業や障害を持つ優秀勤労者の表彰を行っております。また、雇用を前提として企業で職業訓練を行う職場適応訓練事業や、障害者を生活から就業まで一貫して支援する障害者就業・生活支援センターの設置等を行っております。

沖縄県としては、今回の法改正も踏まえつつ、引き続き障害者の雇用の促進に向けて取り組みを強化してまいります。

同じく雇用失業問題について、ハローワークの地方への移管についての御質問にお答えします。

ハローワークの地方への移管については、去る7月の全国知事会議において、今後最優先で国に移管を求めていくことを全会一致で確認したところであります。

その理由として、1、就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられること、2、企業支援と雇用政策の一体化が可能であること、3、学校教育との連携を強化できること、4、行政改革を強力に推進することなどを挙げております。

これに対し厚生労働省からは、移管後も全国規模の職業紹介機能が確保されるのか、雇用保険の適切な運用が確保されるか、全国一斉の機動的な対応が可能かなどの意見が出されております。

沖縄県としては、地方の実情に即した雇用対策が主体的に実施できるよう、全国知事会と厚生労働省において議論を深める必要があると考えております。

中小企業育成対策についての御質問の中の、沖縄県

の中小企業総合支援対策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、経済界からの要望を踏まえ、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、平成20年3月に「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を策定しました。本条例に基づき、これまで沖縄県中小企業振興会議を5回開催し、中小企業団体等との意見交換を行うとともに、その意見などを参考にして「沖縄県中小企業支援計画」を作成し、経営革新の促進や経営基盤の強化、資金調達の円滑化を図るなど、県内中小企業者のための総合的な支援策を推進しております。ここ数年では、原油・原材料高騰対策支援資金や中小企業セーフティネット資金の融資枠を拡充してきたほか、今年度は求人企業や求職者等へ雇用相談窓口を提供するワンストップ型雇用相談窓口設置事業や県の海外事務所にスタッフを増員するなど、県内中小企業の海外への販路開拓などの支援を行うグローバル市場展開強化事業を実施しております。

今後とも「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる「持続的発展の基礎となる地域産業の振興」を図るため、引き続き中小企業の総合的支援に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく中小企業育成対策の中の、「ものづくり基盤」強化等のねらいと産・学・官共同体制についての御質問にお答えします。

「ものづくり基盤」の強化と新製品の開発については、製造業等地域産業の振興のための重要な施策として位置づけ、製品の高品質化、生産性の向上及び市場競争力の強化等に取り組んでいるところであります。

このため、県では、企業間の連携促進と技術導入支援を図るための「ものづくり基盤高度化支援事業」や企業の新製品開発を支援する「沖縄イノベーション創出事業」などを実施しております。そのほか、金型産業振興のために金型技術研究センターを設置し、技術人材育成等に取り組んでおります。

これらの事業の実施に当たっては、工業技術センター等の県公設試験研究機関や琉球大学、国立高等専門学校、産業界へ大学の研究成果の移転を進める株式会社沖縄TLOなどの産・学・官が連携し、技術協力や共同開発等の技術支援を行っております。

同じく中小企業育成対策について、県産品消費拡大運動の効果についての御質問にお答えします。

県では、本県製造業の振興を目的に、関係団体と連携して県産品奨励運動を展開しているところであります。

具体的には、県産品展示会の開催や県産品奨励月間

街頭パレード、大型小売店への県産品販売促進の要請活動などを実施しております。また、県産品の魅力を広く知ってもらうために、沖縄本島・宮古・八重山で開催される産業まつりを支援しております。

このような関係団体と連携した活動により、産業連関表によると平成17年の製造業自給率は32.7%と、平成12年の32.5%と比較して0.2ポイントでありますが増加となっています。さらに、消費者ニーズに対応した製品づくりが促進され、県産品の品質、製造技術、デザイン等は近年大きく向上するなど、県産品奨励運動の効果は着実に発揮されていると考えております。

教育の振興についての中で、事業棚卸しで「不要」とされた「海外留学生受入事業」についての御質問にお答えします。

平成22年度「県民視点による事業棚卸し」における「海外留学生受入事業」については、40年間事業を続けてきたこと、その間、移住先国の経済状況の向上等により県費での移住者子弟の教育支援といった所期目的が達成されたこと、市町村による子弟受け入れ事業が実施されていること、そのほか財政難等を理由として「不要」との意見が出されました。

沖縄県としては、棚卸し委員の意見を踏まえ、現在、現行事業の廃止や新たな施策の実施も含め全体的に事業の見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題につきまして、嘉手納飛行場での騒音と悪臭についての御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時配備などにより依然として目に見える形での負担軽減が行われているとは言えないと考えております。

こうした状況を踏まえ、去る8月6日、県は軍転協と連携して政府に対して緊急要請を行い、嘉手納飛行場における航空機騒音の軽減等について具体的かつ実効性のある対応策を講じるよう求めたところであります。また、去る9月14日には、県は米軍及び日米両政府機関に対し同様の要請を行ったところであります。

これに対し、沖縄防衛局から、海軍駐機場の移転等の改善策について、今後取り組みを進めていく旨の説明がありました。

県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等と

も連携しながら、騒音や悪臭を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く取り組んでまいります。

次に、嘉手納基地所属機の普天間飛行場の利用についての御質問にお答えいたします。

米軍によれば、嘉手納飛行場の滑走路改修工事に伴い、滑走路1本で運用が行われる18カ月の間、嘉手納飛行場に着陸できない事態が発生した際に、航空機が普天間飛行場を含む他の飛行場へ着陸地を変更するいわゆるダイバートの可能性が高くなるとのことです。

普天間飛行場周辺住民の過重な負担を踏まえ、県としては、米軍に対し安全管理を徹底し、ダイバートが発生することがないように、適切な運用を要請したところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興の中で、耕作放棄地の現状と対策についてお答えします。

沖縄県における耕作放棄地面積は、平成20年度が2950ヘクタールで、平成21年度は2693ヘクタールとなっており減少しております。

県といたしましては、耕作放棄地の再生利用を図るため、沖縄県耕作放棄地対策協議会や27市町村に地域協議会を設置しております。

平成20年度から耕作放棄地対策事業により再生作業、土壌改良、営農対策等を支援し、平成21年度までに約73ヘクタールが再生されております。平成22年度は地域協議会において耕作放棄地の出し手、受け手間の調整を図り、約150ヘクタールの再生作業のほか、土壌改良、営農定着等を支援する計画となっております。

今後、平成23年度を目途に、農業上重要な地域を中心に、約350ヘクタールの耕作放棄地の再生利用を行い、担い手への農地利用集積を進めていくこととしております。

次に、特産物の開発やブランドの確立等産業育成による雇用の創設についてお答えいたします。

県では、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立や拠点産地の形成による生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化や地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

具体的な取り組みとしては、パイナップル、ゴー

ヤー等、オリジナル品種の育成・普及、琉球在来豚「アグー」を活用したアグーブランド豚や、沖縄独自で改良したおきなわブランド豚の安定供給体制の整備、モズクやシークワサー等を活用した加工品開発、ファーマーズマーケット等、農産物直売所の整備、JAおきなわのハーブセンターの整備、恩納村の水産物加工流通施設の整備などにより、特産物の開発や雇用機会の創出に取り組んでいるところであります。

今後とも、特産物の開発や地域ブランドの確立等を推進し、地域経済の発展と雇用促進に努めてまいります。

次に、農業農村整備事業予算の確保の取り組みについてお答えいたします。

本県農業の振興を図るためには、農業生産基盤の整備を計画的に進めることは重要であると考えております。

このため、県としては、平成23年度農業農村整備事業関係予算を確保するため、市長会、町村会等と連携して国に要請したところであります。

平成23年度の内閣府概算要求における農業農村整備事業関係予算は、国庫ベースで前年度に対し4%増の約193億円となっております。また、農林水産省においては、新たに220億円の戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業を概算要求しており、その事業の中で沖縄枠が確保できるよう、国に対して要請しているところであります。

次に、飼料供給体制の確立についてお答えいたします。

飼料の自給率については、沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画の平成27年度目標60%に対して、平成21年度の飼料自給率は59%に達しております。

県といたしましては、飼料自給率の向上を図り安定的な飼料供給体制の確立のため、草地基盤の整備による草地面積の拡大、優良牧草の育成・普及による粗飼料の増産、耕作放棄地の解消やさとうきびとの輪作による飼料作物作付の推進、ビールかすや食品残渣等の低利用資源のエコフィードの推進などの取り組みを行っております。

また、JAにおいては、飼料を均一に混合し、栄養バランスのとれたTMR飼料を製造する施設を県内の4地域において設置し、飼料自給率の向上を図っております。

今後とも、JA、市町村等関係機関と連携して飼料供給体制の確立に努めてまいります。

次に、食料自給率上昇の要因と農水産業への影響に

についてお答えいたします。

沖縄県における平成20年度の食料自給率は、カロリーベースで40%となっており、平成19年度の食料自給率33%から7%上昇しております。

その要因といたしましては、平成20年産のさとうきび生産量が約3万3000トン増産し88万2000トンとなったことなどが挙げられます。これは、比較的気象条件に恵まれたことに加え、かんがい施設や圃場整備などの生産基盤の整備、耕作放棄地の解消、ハリガネムシ等の土壌害虫の防除、堆肥投入、点滴かんがい施設導入などの取り組みによるものと考えております。

また、食料自給率の上昇に伴う主な効果といたしましては、さとうきび増産に伴い生産額が約7億4000万円増加し、さらに関連産業への経済波及効果は約30億円と試算されます。

県といたしましては、今後とも食料自給率の向上を図るため、生産供給体制の強化や農林水産業の基盤整備など、各種施策・事業を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 子育て支援についての御質問の中の、認可外保育施設を活用した保育ママについてお答えいたします。

「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言書において、今後の具体的施策の例として、「認可外保育施設の一部を「家庭的保育（保育ママ）の共同実施施設」として位置付け、保育ママが複数人集まる形式で家庭的保育を実施することを検討する。」となっております。

県としましては、保育ママの共同実施が多様な利用者ニーズへの対応や待機児童解消策の一つとして考えられることから、先進的な取り組みを実施している他県の状況を視察・調査したところであります。

今後、実現可能性について課題等を整理し、国及び市町村や関係団体と協議を重ねてまいります。

次に、幼保一体化についてお答えいたします。

国においては、本年6月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定しております。同制度案では、「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供することも園（仮称）に一体化する。」こととしております。また、平成23年度に法案を提出し、国及び地方の財源を確保しながら平成25年度の施行を目指すとしており、

県としましては、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、保育所整備と認可化促進、認可外保育施設の施設改善費の補助等についてお答えいたします。

平成22年度の安心こども基金を活用した保育所整備については、創設や増改築等による29施設の整備を予定しております。そのうち、認可化によるものは3施設となっております。

待機児童対策特別事業基金における施設改善費については、市町村から要望のある施設について、必要な予算を確保の上、対応することとしております。

なお、無利子融資制度の創設についてはさまざまな課題があることから、県としては、当面、基金事業の活用を図ることで認可外保育施設の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、虐待を受けた児童へのケアの対応状況等についてお答えします。

虐待を受けた児童に対しては、児童相談所に配置している児童心理司及び嘱託の児童虐待専門カウンセラーを中心に心理療法やカウンセリング等を実施し、心理的ケアを行っております。また、虐待通告に対しては、主として児童虐待初期対応専任の児童福祉司と嘱託の児童虐待対応協力員が担当しており、児童のケアを行う職員との役割分担により対応しているところであります。しかしながら、心理ケアには一定の時間を必要とするため、今後、虐待のケースが増加した場合でも適切なケアを実施できるよう、児童相談所の体制整備に努めてまいります。

次に、48時間以内の安全確認における県の対応についてお答えします。

児童の安全確認については、国が平成19年4月に「児童相談所運営指針」を一部改正した際に、虐待等の通告受理から48時間以内に行うことが望ましい旨を明記しております。

今般の国からの通知は、大阪市での虐待死亡事件を受けて改めて安全確認の徹底を求めたものでありますが、県の児童相談所においては、従来から48時間内での安全確認を行っているところであり、引き続き適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 本県における児童虐待の摘発件数の推移と特徴についてお答えいたします。

本県における過去5年間の児童虐待事案の検挙件数、検挙人員は、平成17年が8件10人であり、被

害児童が9人、うち1人が死亡しております。平成18年は4件4人、被害児童は4人、平成19年は7件7人、被害児童は7人、うち1人が死亡しております。平成20年5件5人、被害児童は5人、平成21年は8件8人で、被害児童は8人、うち1人が死亡しております。

また、本県上半期の検挙件数は5件5人——これは被害児童は5人のうち1人が死亡されております——でありまして、昨年同期と比較しますと1件1名、被害児童1人減少しております。

本年上半期事件化した児童虐待事案5件の原因、動機について、被疑者を取り調べた結果、いわゆるしつけと称して暴力を繰り返していた事案が3件、生活苦のストレスによる事案が1件、性的虐待が1件となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育の振興についての御質問で、中央教育審議会からの提言についてお答えいたします。

平成22年7月26日、中央教育審議会初等中等教育分科会において「今後の学級編制及び教職員定数の改善について」、30年ぶりに40人学級の見直しや教職員定数の改善などが提言されました。新学習指導要領や複雑・多様化する生徒指導への対応、教員が子供と向き合う時間の確保など、教育環境の改善を図ることは重要なことであると考えております。

県教育委員会としましては、中央教育審議会初等中等教育分科会から提言されました内容の実現に向けて、財源の確保とあわせて全国都道府県教育長協議会等を通じて国へ要望を行ってまいりたいと思います。

次に、少人数学級の状況についてお答えいたします。

平成22年5月17日に文部科学省が公表した35人以下学級の児童生徒数の集計結果によりますと、鳥取県や秋田県、岩手県など児童生徒数の減少が大きな県においては、自然減によって標準学級編制でも35人以下学級の割合が高い状況にあります。

一方、沖縄県や千葉県、埼玉県など児童生徒数の減少が比較的緩やかな県においては、35人以下学級となる割合が低い傾向にあります。少人数学級を実施するためには、児童生徒数の減少が大きな県に比べ沖縄県など減少が比較的緩やかな県は、より多くの教職員の配置を講ずる必要があります。

県教育委員会としましては、現在、文部科学省にお

いて策定されている「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」の動向を注視していくとともに、他府県の状況等を踏まえながら今後とも少人数学級について研究してまいりたいと思います。

次に、英語教育の取り組み状況についてお答えいたします。

時代の進展に適切に対応できる能力を備えた国際性豊かな視野の広い人材の育成を図っていくために英語教育の充実が求められております。本県では全国に先駆けて教育課程に位置づけ、すべての小学校で5、6年生を対象に外国語教育を実施しております。特に浦添市、宜野湾市、那覇市、嘉手納町は教育課程特例校を、南城市においては英語教育研究開発校の指定を文部科学省より受け、小学校低学年から外国語活動を推進しております。

県教育委員会としましては、小中高マスターイングリッシュ推進事業を主要事業に位置づけ、小学校では英語に親しむ、中学校では英語を聞き・話すことができる、高校では英語で発信することを目指し、児童生徒の発達段階に応じた英語力の向上に取り組んでおります。

今後とも、小学校から高等学校まで継続した指導を行うことによって、コミュニケーション能力の育成と発信型英語力の育成に努めてまいります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてお答えいたします。

本年度の本県の結果は、小学校、中学校ともに昨年度とほぼ同様の状況であります。小学校においては、正答率、無解答率ともに全国平均との差が着実に縮まっており、これまで推進してきた取り組みが功を奏しているものと考えております。中学校においては、特に数学に関して基礎的・基本的な知識・技能の定着などに課題があり、今後とも取り組みの強化を図る必要があると考えております。

県教育委員会としましては、年度ごとの結果をこれまでも真摯に受けとめ、それを検証・分析し、対応策を立てて学力向上を図る取り組みを推進してきたところであります。

今後とも、学力向上に関する事業及び各学校における校内研究等を充実させるなど、わかる授業の構築を基軸に、幼児・児童生徒一人一人に確かな学力などをはぐくむ取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、珊瑚舎スコールの支援策等についてお答えいたします。

珊瑚舎スコール夜間中学は、戦中戦後の混乱期に義

務教育を受けることができなかった方々に対し学びの場を提供しており、重要な役割を果たしていると考えております。

財政面の具体的な支援につきましては、現行の制度上、厳しいものがありますが、戦中戦後の義務教育未修了者の方々へ学ぶ機会を提供することは大切なことだと認識しております。現在、これらの方々への支援事業という視点で、未修了者の実態把握や学習支援に係る予算措置について国に要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 こんにちは。

社民・護憲会派の代表質問を行います。

普天間飛行場の返還問題は、1996年に合意されてから14年が経過しております。米軍人による少女暴行事件に端を発し、県民の基地返還要求の運動の高まりと危険な普天間飛行場を放置することは許されない状況から起こったものであります。依然として進まない背景には、全国の米軍基地の75%を一つの県に過重負担させていること、2つ目には、米軍基地から派生する人権を無視する事件・事故が多発していること、3つ目には、米軍基地があるため産業経済が伸展しないこと、4つ目には、自然や青い海を売りにする観光立県の産業政策と共存できないことなどから、県民の75%が反対しております。また、貴重なサンゴやジュゴンの生息する海を埋め立てることは、世界的な環境保護団体などからの反対等もあって進展していないのであります。

鳩山前総理は、このような状況を認識して、衆議院選前には普天間は国外、最低でも県外移設と約束したが、せっば詰まって抑止力の面から辺野古移設を日米合意してしまい、社民党の政権離脱などで総理の座からおりてしまった。菅総理も日米合意を踏まえると発言し、参議院選挙では民主党県連は党本部とねじれ現象を起こした。

さて、県内政局においては、県内移設を容認していた自民党や公明党の県議の皆さんも稲嶺名護市長の当選後は、国外・県外移設に方針転換をしてきた。県議会でも国外・県外移設を決議し、オール沖縄の県民総意を伝える体制ができた。残念ながら、これまで県民を差別してきた日本政府の立場は変わっていない。安保条約は必要とするが基地の受け入れはできないと立場を明確にする都道府県知事たちもおります。もっと理解できないのは、75%の県民が反対をし、支える与

党議員の皆さん方も反対している辺野古移設へ明確に反対せず、辺野古は厳しい、あるいは不可能に近いというふうなことで固執する本県知事の態度であります。そのために日米政府に辺野古移設を推進する条件を与えていると私は思います。

そういうことで質問をいたします。

1、知事の政治姿勢。

(1)、米軍基地問題。

ア、名護市議選挙は辺野古移設反対の市議が多数を占めた。知事の認識を問います。

イ、5月28日の日米合意の辺野古移設反対を求める考えはないか。

ウ、8月末の日米専門家による報告について伺います。

(ア)、V字型案とI字型案の併記をどう考えるか。

(イ)、オスプレイの配備の隠ぺいについてどう認識するか。

(ウ)、飛行経路が集落上空になるが、知事の認識を問います。

(2)、沖縄政策協議会の再開について聞きます。

沖縄は、戦後この方、米軍基地を県民の意思とは別に背負わされ、あらゆる面で本土各県とのおくれや格差が生じさせられた。それを是正するための振興策であるべきと認識します。そのために復帰以来、特別措置法等によって本県の振興策がとられてきた。4次にわたる振興計画を実施しても本土各県との格差は縮まっていない。本来の沖縄施策はこれまでのおくれをどう取り戻すかでなければならない。しかしながら、政府の沖縄政策は、米軍基地を引き続き受けさせるための手法がとられているのであります。北部振興策などあめとむちの沖縄振興策の延長であってはならないと思います。

問います。

ア、協議会は知事が就任して一度も開かれてなかったのはなぜなのか。

イ、なぜ今開かれるか。辺野古移設推進ではないか問います。

大きな2、次に知事の選挙公約について問います。

政治家にとって公約は大切なものと認識しております。「最低でも県外」を守れず、県内移設に転換したために総理の職を辞した方もおりました。知事の公約は140万県民の生活に直結し、多くの県民がその実現を期待しているものであります。これまで知事は、けさの答弁ではほとんどの公約――14の柱、170項目にわたるもの――に着手したと言っておりますが、着手だけでは成果にならない。成就して初めて公約を果た

したことになるのではないか。特に、失業率など4%台にすると取り組んだかもしれないが、何ら改善がなされておりません。

そこで問います。

(1)、待機児童ゼロは達成できたか。

(2)、毎年100人の海外留学生派遣の実績はどうなったか問います。

(3)、小学校30人学級の達成状況と実践外国語教育の導入の実績と成果について問います。知事は、多くの父母や学校関係者の期待にこたえていないというふうに思います。

(4)番、観光客1000万人の誘致の達成状況と観光収入の伸びについてであります。

ア、1000万人達成は可能か、その手だてを示してください。

イ、観光の経済効果が伸び悩んでおります。人数だけではなく、観光消費額を含めてふやす必要があるがどう改善されるか問います。

大きな3、沖縄振興特別措置法の今後の方向について問います。

4次にわたる振興計画もあと2年で終了することになりますが、当初の目標であった本土との格差は正は依然として縮まっておりません。我が国の南の表玄関としての位置づけも遅々として進んでおりません。ようやくアジア・ゲートウェイ構想で手をつけたばかりであります。

そこで問います。

(1)、特別措置法をどう継続させていくか。

(2)、21世紀ビジョンやそれを受けた振興計画策定にどう結びつけていくか問います。

(3)、一括交付金制度の導入を要請しておりますが、これまでの特別措置の確保は可能なのか伺います。

大きな4、農林水産業についてであります。

アリモドキゾウムシの根絶事業について伺います。

中国から伝来した芋は、琉球を経て鹿児島県などに普及をし、菓子やしょうちゅうの原料として重用されております。本県は、アリモドキゾウムシやイモゾウムシの害虫があるため、利用価値を低くし生産が伸びず、焼き芋などは県外から移入をしている状況です。本県は芋の栽培に適し、生産を伸ばして県外出荷を奨励すべきであるというふうに考えます。

そこで問います。

ア、久米島における根絶の進捗状況。

イ、根絶後のカンショの生産、加工、出荷計画について。

ウ、久米島のゾウムシ根絶後の新たな展開方法につ

いて問います。

(2)、22年度予算で県全体では前年並みに確保されたが、農林水産予算が11%も削減されました。どう政府要請をしたか問います。

5、酒税軽減措置の延長についてであります。

泡盛は、沖縄県の人から人へ長年にわたって蓄積された酒文化であり、本県の誇る産業であります。海外や県外でも評価を得ており、今後、移・輸出産業として振興すべきであるというふうに考えます。県は、さきの議会で再延長は厳しいが努力すると答弁しているが、厳しいと前置きせずに取り組むべきではないか問います。

そこで、軽減措置による効果について伺います。

2つ目には、業界からの要請はあるか、県の対処方針について問います。

大きな6、県の生活保護速報によりますと、平成5年から平成22年の17年間で保護世帯は2倍になっております。

そこで問いますが、加速度的にふえた理由は何なのか。

(2)、保護率は市部が高く、市町村間においても3倍以上、3.96の開きは何なのか問います。

(3)、保護率の増加に対応したケースワーカーの配置はなされているのか問います。

7、教育関係についてであります。

(1)、ゆとり教育の推進について。

ア、教職員の労働実態は把握されているか。

イ、勤務実態調査における教職員の労働条件の改善は何なのか。

ウ、職員が50人に満たない学校は、市町村教育委員会単位に労働安全衛生委員会を設置する考えはないのか。

(2)、幼保一元化についてであります。

ア、国の幼保一元化推進の現状と方向について問います。

イ、県の対応方針について問います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 当銘勝雄議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、名護市議会議員選挙の結果についての御質問にお答えいたします。

今回の名護市議会議員選挙の結果につきましては、各候補者の市政全般にわたるさまざまな政策に対し、名護市民が下した民意のあらわれとして真摯に受けと

める必要があると考えております。一方、普天間飛行場移設問題につきましては、今回の選挙結果によって、名護市辺野古への移設案は一層困難になったと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、日米共同発表の辺野古移設に反対することについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、去る5月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと繰り返し申し上げてきたところであります。そして、名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえ、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてきましたが、政府からこの間の県民の怒りと失望にこたえ得る説明と解決策は依然として示されておられません。

県としましては、このような状況にかんがみ、政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、沖縄政策協議会が知事就任後開かれなかった理由、そして今回開催された理由及び辺野古移設についての御質問にお答えいたしますが、1の(2)のアと1の(2)のイは関連しておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきます。

沖縄政策協議会は、これまで「沖縄振興計画」や「沖縄振興特別措置法」など、沖縄の極めて重要な課題を協議する場合に開催されております。今般、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の終期が平成24年3月に迫ったため、協議の再開を求めたところであります。

沖縄県としましては、「沖縄21世紀ビジョン」を実現するため、沖縄政策協議会において、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律や駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定、沖縄振興一括交付金（仮称）等の創設、そして過重な基地負担軽減に関する抜本的な取り組みに向けての対応について政府と協議してまいりたいと考えております。

本協議会は、あくまで今後の沖縄振興と基地負担の軽減について話し合うためのものであり、辺野古移設に関することは協議の対象としないこととされております。

次に、選挙公約についての御質問の中で、待機児童の解消に係る御質問にお答えいたします。

待機児童の解消につきましては、保育所整備や認可化の促進等により、平成19年度から平成22年度までに2022人の定員増を図ってまいりました。これらの取り組みの結果、平成22年4月1日現在の待機児童数は1680人で、前年度に比べて208人減少いたしております。

県としましては、今後とも国及び市町村や関係団体と連携をして、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく選挙公約に係る御質問の中で、海外留学100人派遣の実績いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るため、平成22年度の予算におきましては、海外留学生派遣事業を拡充し、9月現在での派遣人数は98名に上っております。なお、公約であります100人は年度内に達成できるものと考えております。

次に、同じく選挙公約に係る御質問の中で、観光客1000万人達成の可能性とその手だてについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、2016年までに観光客数1000万人の達成を目標として掲げております。昨年度の実績は569万人で、目標に対し約60%の達成状況となっております。国際的な観光・リゾート地として沖縄の持つポテンシャルは、世界的にも非常に高いものがあると考えております。さらに国内外の誘客活動を強化し、引き続き目標の達成に向け全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、沖縄振興特別措置法の今後の方向についてという中で、沖縄振興特別措置法をどう継続させていくかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、県民が望む将来像を描く「沖縄21世紀ビジョン」を実現し、日本とアジア諸国の交流に貢献し、我が国の発展に寄与する地域として貢献していくため、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の制定を含む新たな沖縄振興の枠組みが必要であると考えております。このため、8月30日に前原前沖縄担当大臣、9月9日に政府の沖縄振興審議会、そして9月10日に沖縄政策協議会で全閣僚へ、「新たな沖縄振興の必要性」につきまして説明をしたところであります。今後、沖縄政策協議会等を通じまして新たな法律の制定を目指して政府と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、酒税軽減措置の延長に係る御質問にお答えいたします。

復帰特別措置によりまして酒税が軽減されてきたこ

とによる最大の効果は、酒造業界が近代化設備投資を進め、品質の向上や省力化に取り組み、企業体質の強化が図られ、昭和47年の復帰時の事業規模から大きく拡大したところでございます。また、県内市場におきましては、他の酒類と比較しまして低価格の商品を県民に提供しており、酒税軽減措置は県民生活や県内酒造業の経営基盤強化に大きく貢献しているものと考えております。

次に、同じく酒税軽減措置に係る御質問の中で、業界からの要請状況と県の対処方針いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

復帰特別措置法に基づく酒税軽減措置につきましては、去る8月18日に沖縄県酒類製造業連絡協議会から、業界の現状は売上高の減少傾向など極めて厳しい経営環境にあり、真に自立した企業を確立するためには、復帰特別措置の継続が不可欠であるとの要請を受けたところでございます。

県といたしましては、長期化する景気低迷の影響など、県内酒造業を取り巻く経営環境は厳しさを増していると認識いたしております。

県内酒造業は、離島も含めてそれぞれの地域の重要な地場産業であり、さらには、沖縄の歴史・文化に根差した魅力ある観光資源でもございます。このようなことから、県といたしましては、酒税軽減措置延長の実現に向けて強力に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、V字とI字の両案の併記及び集落上空の飛行経路についての御質問にお答えいたします。1の(1)のウの(ア)と、1の(1)のウの(ウ)は関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

県は、去る8月31日に「普天間飛行場の代替の施設に係る二国間専門家検討会合の報告」について、政府から説明を受けましたが、名護市辺野古への移設を受け入れることは極めて厳しいという県の考えに変わりはなく、説明内容にかかわらず、現時点で辺野古移設を前提とした代替施設の位置、配置、工法、飛行経路等について議論する状況にはないと考えております。

次に、オスプレイ配備についての御質問にお答えいたします。

去る9月9日の参議院外交防衛委員会において、岡田前外務大臣は、オスプレイに関して申し上げますと、

配備されるかどうか現時点でははっきりしていない。しかし、可能性はある。2プラス2（日米安全保障協議委員会）の折には、飛行経路について示さなければならなくなる可能性が高い。それまでにオスプレイについてきちんと方針を決め、そのことを前提に飛行経路を描き、説明しなければならないと答弁しております。また、オスプレイの配備計画について、外務省沖縄事務所へ照会したところ、オスプレイの沖縄配備については、現時点で具体的に決まっているわけではなく米側から回答を得ているとのことであります。

県としましては、オスプレイの沖縄への配備計画及びその安全性や騒音等については、政府から事前に十分な説明が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは選挙公約についての御質問で、30人学級と外国語教育についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、小学校1、2年生で実施しております。本年度の実施状況は、小学校1年生で86.6%、2年生で85.0%が30人以下の学級となっております。

外国語教育につきましては、国際性豊かな視野の広い人材の育成を目的に小学校から外国語教育を積極的に推進しております。本県では平成21年度から全国に先駆け、すべての小学校で5、6年生を対象に教育課程に外国語活動を位置づけて実施しております。とりわけ、南城市の研究開発学校や那覇市、浦添市、宜野湾市、嘉手納町の教育課程特例校においては、低学年から外国語教育を実施し、外国語学習に関する興味・関心、意欲やリスニング力の向上などの成果が報告されております。

県教育委員会としましては、小中高マスターイングリッシュ推進事業を主要事業と位置づけ、小学校では英語に親しむ、中学校では英語を聞き・話すことができる、高校では英語で発信することを目指し、児童生徒の発達の段階に応じた英語力の育成に取り組んでまいります。

次に、教育関係についての御質問で、教職員の労働実態把握についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の労働実態を把握するために、平成20年7月に「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」を実施いたしました。その結果によりま

すと、ほとんどの教員が時間外業務を行っており、過半数の教員が1時間以上の持ち帰り業務を行うなど、教員の時間外勤務が常態化している状況があります。また、勤務時間外に業務を行った理由としましては、9割近くの教員が「勤務時間内には時間がとれなかった」、「勤務時間内に処理できる業務量ではない」と回答しており、業務に関して負担感を持っております。

次に、教職員の労働条件改善についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、教職員の労働条件改善に向けて、定時退校日やノー部活動日等の設定、会議の精選、報告書の簡素化等を推進しているところです。また、働きやすい職場づくりを目指して全県立学校に負担軽減検討委員会等を設置し、業務の簡素化に向けて各学校の実情に応じた取り組みを行っているところであります。さらに、今年度から2年間で全県立学校に負担軽減推進員を配置し、負担軽減検討委員会等の活性化を図っております。

具体的な改善としましては、平成22年2月現在、定時退校日を設定したのが県立学校61校、小中学校53校、ノー部活動日を設定したのが県立学校57校、中学校40校となっております。また、年休等の奨励、職員朝会の回数の縮減、勤務終了後の早期帰宅の奨励、時間外超勤の回復措置の推進、教職員の悩み相談、休憩時間の確保などが挙げられます。今後とも多忙化解消に向けて取り組んでまいります。

次に、衛生委員会の市町村教育委員会単位での設置についてお答えをいたします。

労働安全衛生法では、50人以上の学校には衛生委員会を設置し、50人未満10人以上の学校には衛生推進者の選任が義務づけられております。市町村教育委員会においては、衛生委員会の設置率が72.7%、衛生推進者の選任率が83.5%となっており、教職員の健康保持・増進と職場環境の改善に取り組んでいるところであります。なお、各学校の衛生委員会及び衛生推進者をサポートするため、市町村教育委員会単位で任意の総括的組織を設置することは、有効な手だての一つと考えられます。

県教育委員会としましては、今後とも労働安全管理体制の整備・充実について、市町村教育委員会への指導助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、幼保一元化の現状と今後の対応について一括してお答えいたします。

近年、少子化や核家族化、働く女性の増加等、社会の変化に伴うさまざまな要因から、幼稚園と保育所の

連携が一層促進され、幼稚園と保育所とで区別なく、小学校就学前の子供の育ちを支える体制を整備するために「認定こども園」の制度がスタートいたしました。そのような中、新たに本年6月、国では少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定し、幼稚園と保育所、「認定こども園」の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供する「こども園（仮称）」に一体化することとしております。平成23年に法案を提出し、国及び地方の財源を確保しながら平成25年度の施行を目指すとしております。

県教育委員会としましては、国の動向を注視しながら、本県幼児教育の基本方向を示した「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」に基づき、市町村や関係部局と連携し、幼児の健やかな成長と幼児教育の一層の充実を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 選挙公約についての中、観光消費額をふやすためにどう改善するかについての御質問にお答えします。

沖縄県の観光消費額は、長引く景気低迷による個人消費の停滞や旅行商品価格の低下により、平成21年度は対前年度比8.4%減の約6万6000円となっております。観光消費額を引き上げるためには、消費額の高い観光客の誘致強化や旅行商品の付加価値の向上、滞在日数の長期化及びサービスの質の向上等が必要であります。

沖縄県としましては、富裕層などの外国人観光客の誘致を強化するとともに、関連産業への波及効果が大きいMICEの誘致や音楽・映画などをテーマとした国際的なイベントを開催しております。今後は、医療・スポーツ・文化などを活用した新たな付加価値の高い観光メニューの開発に取り組むとともに、これらを支える高度な観光人材の育成を図り、観光収入の増加に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興特別措置法の今後の方向についての御質問の中で、21世紀ビジョンやそれを受けた振興計画策定についてお答えいたします。

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン」の目指すべき将来像を県民一体となって実現していくため、期間10

年の基本計画を策定することとしております。この計画により、なお一層の県民福祉の向上や豊かな住民生活を図るため、県民の思いを酌み取り、地域のニーズに的確に対応した各種施策の展開を図っていく必要があると考えております。このため、県としては、国に対して県が策定した計画について沖縄の特殊事情を踏まえ、現行の沖縄振興特別措置法後の新たな法律を制定し、計画に基づく施策に対して支援することを求めていると考えております。

次に、一括交付金制度の導入でこれまでの特別措置の確保が可能かについてお答えいたします。

政府が一括交付金を導入するとしたことを踏まえ、沖縄県は「予算の一括計上方式」の継続及び「高率補助により措置されている予算の総額確保」を目的として、より自由度の高い「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を要請しております。

一括交付金の制度設計は予算編成作業を通して決まるとされており、現時点では明らかになっておりませんが、沖縄県が行う施策に必要な財源の確保が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の中で、久米島におけるアリモドキゾウムシの根絶の状況と新たな展開については、関連しますので一括してお答えいたします。

久米島におけるアリモドキゾウムシの根絶防除事業は、平成6年度から性フェロモンによる密度抑圧防除、平成10年度から不妊虫放飼法による本格的な根絶防除事業を実施しているところであります。久米島のアリモドキゾウムシについては、県による防除効果確認調査を終了し、現在、国による駆除確認調査を実施しており、発生がなければ来年度には根絶宣言を予定しております。

県といたしましては、今後、久米島におけるアリモドキゾウムシ根絶防除事業の成果を踏まえ、事業規模拡大に向けた大量増殖技術の確立や低コスト人工飼料を開発するなどにより、宮古、八重山、沖縄本島に防除地域を拡大する考えであります。

次に、アリモドキゾウムシの根絶後のカンショの生産、加工、出荷についてお答えいたします。

平成21年度における久米島町のカンショの生産は、栽培面積11ヘクタール、生産量111トンで、青果用、加工用それぞれ50%となっております。加工用は、主に菓子用やしょうちゅうの原料として出荷され、今後

の食品業界への原料供給等で生産拡大が期待されております。

久米島町においては、アリモドキゾウムシ等の根絶を見込み、去る8月10日に町、JA、生産者等で構成する「久米島町かんしょ生産協議会」を設立し、拠点産地の認定に向け、現在、生産出荷計画の策定や出荷体制の確立に取り組んでいるところであります。

県においては、拠点産地市町村、JA、生産者、流通業者、製造メーカー等を構成員とする「沖縄県かんしょ生産振興協議会」を平成22年2月に立ち上げております。この協議会において、本県カンショの生産振興、消費拡大、新製品開発等について検討しているところであります。

次に、平成22年度農林水産業予算の削減に係る政府への要請についてお答えいたします。

平成22年度農林水産一般会計当初予算は、505億5856万円で、平成21年度に比較して約67億円、11.8%の減となっております。国は、平成22年度の予算の概算決定において「コンクリートから人へ」の予算編成の基本理念のもと、農業農村整備関係予算を、国庫ベースで前年度に対し全国で約37%、沖縄で39%と大幅に削減しております。そのため、平成22年度の農業農村整備予算の確保について、昨年の12月に国に対し要請しております。このような中、国は新たに農山漁村地域整備交付金を創設し、農業農村整備事業関連予算を、前年度に対し全国で約63%、沖縄で約75%を確保しております。農林水産業振興計画の着実な実施と本県農業の振興を図るためには、今後とも農業生産基盤の整備を計画的に進める必要があると認識しております。

県としては、平成23年度農林水産業関係予算を確保するため、市長会、町村会等と連携し、国に要請したところであります。平成23年度内閣府概算要求における農林水産業関係予算は、国庫ベースで対前年度比102%、金額にして約277億円となっております。そのうち、農業農村整備事業関係予算は、対前年度比104%、金額にして193億円となっています。また、農林水産省においては、新たに220億円の戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業を概算要求しており、その事業の中で沖縄枠が確保できるよう、国に対して強く要請しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 生活保護についての御質問の中の、生活保護世帯が増加した理由について

てお答えします。

沖縄県における生活保護の動向を見ると、平成9年度以降増加傾向で推移しており、特に平成20年度のリーマンショック後の経済状況の悪化の影響を受け、平成21年度は対前年度で9.5%、1569世帯の増となっております。

保護の主な開始理由を見ますと、傷病によるもの、失業、高齢等による収入減、働いていた者との離別等となっており、所得状況の不安定さが増加の背景にあるものと考えられます。

次に、保護率に市町村間で開きがあることについてお答えします。

平成21年度の沖縄県における保護率は、町村を管轄する県福祉事務所平均が13.41パーミルに対し、市福祉事務所平均は20.50パーミルで、市部が町村部を約7ポイント上回っております。また、福祉事務所間で比較しますと、南城市が7.32パーミルで最も低く、那覇市が30.17パーミルで最も高くなっており、約3倍強の開きが生じている状況にあります。突出している那覇市の状況を見ますと、保護開始の主な理由としては、他の地域と同様に傷病によるものや失業、高齢等による収入減などとなっておりますが、ここ数年の傾向として転入者やホームレス等からの相談がふえており、生活不安から社会資源の充実した都市部において生活保護を受給する者がふえているものと考えられます。

次に、ケースワーカーの配置状況についてお答えします。

ケースワーカーの配置については、社会福祉法において標準数が定められております。この間、ほとんどの福祉事務所において標準数は充足されておりましたが、最近の被保護世帯の急激な増加に伴い、平成22年4月1日現在で16事務所中7カ所の福祉事務所において合計で33名の不足が生じております。

沖縄県としましては、県機関における標準数の確保に努めるとともに、福祉事務所を設置している市に対しては引き続き生活保護法施行事務指導監査等により、ケースワーカーの標準数の確保について指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、当銘勝雄君の再質問は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後4時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き当銘勝雄君の再質問を行います。
当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 再質問を行います。

知事の政治姿勢の中の米軍基地問題なんですが、普天間の移設先は「厳しい」から、名護市の市議選後の状況等から見て「極めて困難」になったと、こういうことで県外移設を求めていくときょう初めて知事は言うておりますが、そういうことならば辺野古容認ということで見ていいのか。県外へということをしてるんだが、しかし、内実は辺野古容認だと、こういうふうに受けとめていいのかということを問います。

それから「極めて困難」と言うならば、辺野古に絶対反対とこう言ってください。そうしないと県民もわかりません。これは、地元紙の社説でも両紙とも知事の態度がよくわからない、あいまいであるということまで書かれております。そういうふうに明確に答えてください。

それからオスプレイの問題ですね、岡田前外務大臣は、これについてまだ配置するとも配置しないともわからないとこういうことを言っているというが、政府がまだわからないというんだったら、もう隠してるんですよ。そういうことで公室長、もう一度そこら辺は、僕はだまされているというふうに見るんですが、それについてお答えしてください。

それから政策協議会の再開の問題なんですが、これまでの一連の答弁の中でも沖縄振興特別措置法も切れるわけですね。そうするとそこら辺は振興計画をつくります、あるいは特別措置法を延長しますよという形での取引材料になるだろうと。だから、辺野古を認めなければこれもだめですよという形に私はなりかねないというふうに懸念します。これについてもう一度お答えください。

それから知事の選挙公約の問題ですが、待機児童ゼロということはできたのかということに対して、当初は2208人あったのが1680人になりましたということなんですが、これはゼロではない。要するにわずかしは達成していないということなんです。

それから海外留学について、毎年100人とうたっているわけですね。ところが、それはことしは98人、あるいは年度末までには100名に達すると言っているんですが、じゃ4年間では幾らだったのかということをお聞かせ。

それから30人学級についてなんですが、教育長は、1、2年生については基本的生活習慣を勉強するため

に30人学級を入れるというふうなことを言っておりますが、じゃこの公約には2年生までと書いてあったのか。要するに3年、4年、5年、6年については別の目的での30人学級があるんじゃないのか、そこら辺でなぜできないのかお答えください。

それから生活保護率の格差の問題ですが、これについて一つにはケースワーカーが全体として33人不足しておりますと、標準からすると33人。ということで、今、地域間格差がありますよというのは質問の中でも言いましたが、例えば南城市が保護世帯が7.9パーミル、それから豊見城市が10.83、低いほうですね。今度は高いほうとしては那覇市が31.8、沖縄市が27.05、これは実に3倍ないし4倍の差があるわけです。これはケースワーカーが足りないためにその保護率が低いのか、それとも市町村が怠けているのか、そこら辺を明確に答えてください。

それからゆとり教育の問題、教育長、これは定時退校日設定とかノー部活動日を設定したということなんです。定時退校日を設定したらその後が問題で、じゃ自宅に持ち帰って仕事をしているのかどうか、そこら辺がわかりません。そこら辺もやってください。

それからノー部活動日だったら、これは確かに部活動しないわけだから、これについてはある程度効果があるだろうと思うんですが、そこら辺についてお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘議員の再質問に答弁いたします。

まず第1に、辺野古容認かという御質問ですが、ちょっと御趣旨が正確につかめてないのでお答えいたしますけれども、ことしの1月24日の名護市長選挙のときまでは、条件つき辺野古容認ということで島袋市長を当時私、前面に出て応援いたしました。容認だったんですが、それから後は民主党さん、御存じのように3党でいろんなまた場所を、ゼロベースとかいうようなことであっちこっちあっちこっち検討されてわけがわからなくなり、共同声明の結果、辺野古へ戻ってきているわけですね。それについては容認も何も受け入れもしていません。説明を受けてないんです。だから、私その中に入っていないというのは前から申し上

げてきたとおりです。だから容認以前の問題で、説明を受けていない、ただ共同声明が出ましたというだけなんです。ですから、私は中に入って協議を実はしていないんです。それをだからちゃんと説明を県民にも私にもしてもらいたい。なぜなら、内容ががらっと変わり過ぎているから。ですから容認以前の問題で、説明を受けていません。

そして次に、ここもまた恐縮ですが御質問の趣旨がいま一つ正確にわかりにくいんですが、「極めて困難」というのは、日米共同声明の内容というのは新聞その他で報道されておりますから、マスコミで。ですから、その内容については、辺野古に戻るという話は非常に困難だと私は言って「極めて困難」、「不可能に近い」という表現も使っております。ですから、基本的にもう事実上不可能ということでもあろうかと思っております。ですから、いよいよこれは納得いく説明もないままであるとすれば、県内はもうほとんどないんですから、ですから県外ということを申し上げると言って、県外を要求すると申し上げた次第でございます。

それから4番目なんですが、政策協議会を今の段階で開くと、つまり沖縄振法とかそれにかわる法律等々の協議会を政府とつくるということは、辺野古へ政府が戻していくときの取引材料になるんじゃないかという御趣旨の質問じゃないかと思いますが、これはわかりません。ですから、今度の政策協議会では辺野古の話はやらないでこうということで決めているわけで、これは官房長官がその前日の記者会見でもたしか発言しております。ですから、それは触れないで、沖縄振興についてと一般的な基地負担の軽減について部会を持って取り組もうとこういうことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 待機児童のゼロとはなっていないという趣旨の再質問についてお答えいたします。

保育所の待機児童につきましては、親の就労開始、働く女性の増加と、それから認可外入所児童の新たな入所希望者の増等により常に待機児童というのは変動するという状況がございます。これまでも保育所の整備等につきましては、着実に定員増を図ってきたところであります。今後とも市町村等と連携の上、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、保護率が福祉事務所間で開きがあることについての再質問にお答えいたします。

福祉事務所間の保護率の格差は、人口、失業率、高

齢化、離婚率、病院や施設等の設置状況、所得状況や資産保有状況等の諸要因が複雑に関連して生ずるものと考えられます。

現在、格差要因については把握しておりませんが、今後、動向分析等により要因把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 当銘議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、留学生の4年間の推移ですけれども、平成19年度が66名、それから平成20年度が59名、平成21年度が65名、そして現在平成22年9月現在が98名になっております。毎年100名ということにつきましては、これからも予算の確保等に努めまして、100名の継続に努力してまいりたいと思っております。

それから30人学級についての再質問でしたけれども、30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ることから、小学校1、2年で実施をしております。そして、小学校3年生以上につきましては、少人数指導のための指導方法工夫・改善による加配教員を配置して、習熟の程度に応じた指導、それからチームティーチングの授業を行う等指導の充実を図っているところでございます。

また、市町村の教育委員会に行いましたアンケートによりますと、小学校低学年については少人数学級の要望が高く、そして小学校4年以上については少人数指導の要望が高くなっております。小学校3年生以上につきましては、全国の状況や教育効果等を検証しつつ研究してまいりたいと思っております。

それから職員の多忙化で持ち帰りの件についてでございますけれども、実態調査から、ほとんどの教員が時間外業務を行っており、また、過半数の教員が1時間以上持ち帰りの業務を行うなど教員の時間外勤務が常態化しております。

それを受けまして、私たちは、各学校に負担軽減推進検討委員会を設けまして、さらにことしから2年間、その推進委員という加配をいたしまして、その中で業務の簡素化、それから会議の精選、報告書の簡素化等を推進しております。

定時退校に係るその持ち帰りににつきましては、現在その委員会の中で業務の改善等に取り組んでいるところでありまして、今後とも職員の多忙化解消に向けて

取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイに関する御質問にお答えいたします。

オスプレイにつきましては、過去に開発段階で死亡事故を起こしていること、現在米本国において実戦配備されていることは承知しております。また、2010年海兵航空計画においては、普天間飛行場のCH46型ヘリとの代替が計画されているとされております。

以上を踏まえ、県は、政府に対し再三照会し、去る9月9日にも外務省沖縄事務所に対し問い合わせをしているところですが、政府は、依然として具体的な配備計画は決まっていないと米国から聞いているとの回答であります。

県としましては、政府において配備の有無を含め県民に説明をすべきだと考えており、引き続き具体的な説明を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 代表質問ですから余りくどくどとやりたくないんですが、知事の公約について、要するに普天間飛行場についても3年以内とか、それから今の小学校1、2年までの30人学級とか、あるいは失業率についても全国並みに4%以内とか、ことごとく今求めた資料というのは全然達成されていない。ほんの一部しか達成されていないという状況で全部着手したと言うものだから、つい言いたくなるんですよ。

そういうことで、やはり約束したのは明確にしたいということは要望を申し上げて終わります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 社民・護憲ネットを代表しまして代表質問を行います。

今度の議会は、知事任期の最後の議会でありますので、多岐にわたって質問を出しております。答弁は簡潔に、具体的にお願いをしたいというふうに思います。

では1番目、沖縄への自衛隊配備増強についてでありますけれども、防衛省は、沖縄への陸上自衛隊の配備、現在約2000人を、2020年までに宮古島等南西諸島を含め10倍の2万人規模とする構想を新防衛大綱の中で検討することを明らかにしております。そして、宮

古島や石垣島に陸上自衛隊の国境警備隊約数百人、与那国には沿岸監視部隊約100人を5年から8年後をめぐりに配備する計画であります。このことは、日米同盟を深化させ、南西諸島の警戒監視活動の連携強化を図るものであります。南西諸島の海域で軍拡競争を繰り広げる危険があり、近隣の中国、台湾との緊張関係をつくり出し、紛争を引き起こす要因をつくることとなります。日本最南端の自然・文化の薫る平和な島を軍事の島にさせてはならないと思います。知事の見解を伺います。

2番目、在日米海軍・空軍の軍事強化についてであります。

(1)番、在日米海軍が台湾海峡有事を想定をし、米海軍掃海艦が平良港に入港しました。さらに、宮古空港には輸送機をおろし、宮古島市で米海軍第7艦隊音楽隊の演奏会も計画をしております。民間空港を軍事利用し住民の宣撫工作を行うものであり、看過することはできません。県は、空港管理者として明確に反対し中止を求めるべきではないか、知事の所見を伺います。

(2)番目、嘉手納基地所属のF15戦闘機が米軍普天間飛行場で訓練を行うと発表されました。普天間飛行場の危険性が大きな問題となっているさなか、新たな訓練は到底容認することはできません。断固反対の姿勢を貫き、普天間飛行場の即時閉鎖・返還を求めるべきではないか、知事の所見を伺います。

3番、不発弾対策について。

那覇市首里で米軍製の8インチ艦砲弾が見つかり、腐食で起爆の可能性があるため、住宅街で爆破処理をするとしております。また、糸満市でも2000発の不発弾が見つかり、北中城村では、泡瀬ゴルフ場跡で大量の火薬や銃弾、砲弾が発見をされました。相次ぐ大量の不発弾の発見に、県民は危険とまさに隣り合わせに住んでいることを物語っていると思います。早急に残された不発弾の処理を急ぐべきではありませんか。

(1)番、県内の不発弾は残り幾らぐらい埋没しているのか。また、完全処理までの計画はどうなっているのか伺います。

(2)番、民間工事での不発弾探査や処理の課題はどうなっているか。

(3)番、那覇市首里の現地処理の安全対策は万全か伺います。

それから、4点目の消防広域化推進計画についてであります。

県は、全体の消防力と防災体制の合理的な強化のため、県全体の広域化と消防本部の一体化を必要として

県消防広域化推進計画を策定し進めております。この問題点を伺います。

(1)番、広域化の目的と意義を伺います。

(2)番、進捗状況を伺います。

(3)番、消防体制の現状と広域化後の比較を伺います。

ア、各地域の消防署の数について。

イ、消防職員の充足率について。

ウ、高額資機材の整備についてであります。

大きな5番、那覇市の新都心地区のまちづくりについて。

那覇新都心地区は、総面積214ヘクタールで市の6%を占め、返還前は牧港住宅地区でした。現在は新都心地区の顔である中心地に官公庁、放送局、金融機関、美術館・博物館、公園、大型スーパー、高層マンション、大型カラオケ店、パチンコ店、遊技場等が混在する町となっております。果たして当初の構想はどうなっていたのか問われております。

では、次のことを伺います。

(1)番、開発の構想は「住商混在」まちづくりだったのか。

(2)番、現状と課題は何か。

(3)番、総投資額は幾らだったのか。

(4)番、人口変動の実数は幾らか。

(5)番、経済効果は幾らか。

大きな6番、地籍調査の実施について。

国土調査法に基づく地籍調査は、正確な土地の境界線や面積を確定し、地籍簿や地籍図を作成をして登記簿を改める事業であります。戦後65年を経ているにもかかわらずいまだに地籍が確定していない状態は行政の怠慢だと言えます。早急に未調査の地域を実施すべきであります。

(1)番、県内の未調査市町村の実態を伺います。

(2)番、特に那覇市は65%の進捗率で極端に未調査地域が存在をしております。この地域はどこか伺います。

(3)番、古波蔵4丁目の一部は住居表示が変更となり、取り残されております。行政手続が原因であり、早急に地籍調査を実施すべきではないか伺います。

大きな7番、古島団地の建てかえ問題について。

元郵便協から建てかえを前提に譲渡を受けたパークレー社は、約束を履行しようとはせずに入居者住民に明け渡し訴訟を起こしております。建物の老朽化を理由にしておりますが、老朽化しているから建てかえの譲渡をしたのであって、問題をねじ曲げ協定書をほごにしようとするねらいがあると思えません。県

は、譲渡した責任者として住民の安心した暮らしを保障するためにも、協定書の履行と明け渡し訴訟の取り下げを求めるべきではないか、知事の見解を伺います。

8 番、福祉・医療行政について。

(1) 番、県は、平成24年に浦添看護学校を民間に移譲する条例案を提案しています。県内の看護師不足は依然として深刻であり、公的な看護師養成施策を放棄するものであり、この条例案を撤回する考えはないか伺います。

(2) 番、国は、平成18年に「がん対策基本法」を策定し、「がん対策推進基本計画」を策定をしています。県は、県民の健康と命を守る観点から、がん対策基本条例を制定する考えはないか伺います。

(3) 番、介護保険制度がスタートしてから10年、日本の高齢化率は世界最速であります。高齢化社会のピークを迎える2015年に向けての介護基盤の体制整備が求められております。

ア、県内の特別養護老人ホーム入所者の実数と待機者の実数を伺います。

イ、特別養護老人ホーム、介護保険施設、介護療養型医療施設の整備計画はどうなっているか伺います。

ウ、住みなれた暮らしが続けられる小規模多機能施設、グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームなど多様な施設の整備状況を伺います。

大きな9 番、国際生物多様性年について。

今、世界じゅうで数多くの野生生物が絶滅の危機に瀕しております。この根絶の原因のほとんどが開発や乱獲、外来種の持ち込みなど人間の活動にあると言われております。ことしの10月には名古屋で第10回の締結国会議が開かれます。県としても生物多様性の保全と対策が求められております。

(1) 番、この締結国会議の意義と目的は何か。

(2) 番、沖縄の野生生物の現状はどうなっているか。

(3) 番、県として、自然環境の保全の対策はあるか伺います。

10 番、泡瀬埋立事業について。

この事業は、経済的合理性を欠き、公金支出は違法とした一審判決が下され、控訴審でも県・市の主張は退けられました。その後、県と市は、経済的合理性を根拠づけるために土地利用計画の見直しを進め、このほど明らかにしております。この内容は、需要、採算性、環境への影響等合理的根拠を持ち、県民が納得できる内容と言えるか伺います。

11 番、県の水産業振興について。

県内の水産業は、諸外国の漁業規制、水産資源の減

少、後継者不足、輸入水産物の増大等厳しい局面に置かれております。この中で、水産業振興と地域活性化の目的を持つ「全国豊かな海づくり大会」の誘致は大きな希望と展望を持ちます。県は、積極的に開催の取り組みをすべきではないか伺います。また、漁業従事者の推移と漁業種別生産量の推移を伺います。

以上、答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、消防広域化推進計画に係る御質問の中で、消防広域化の目的と意義についてお答えいたします。

消防を取り巻く環境は、災害や事故の大規模化、住民ニーズの多様化など大きく変化しており、住民の生命、身体及び財産を守る消防の責務はますます大きなものとなっております。しかしながら、県内の消防は総じて小規模であり、このような変化に的確に対応していくためには、県内の消防体制の基盤を強化する必要があります。消防の広域化を図ることにより現場対応職員の増加、専門的な人材の育成、はしご車等の高度な資機材の整備など県内の消防力が強化され、住民サービスの向上につながるものと考えております。

次に、国際生物多様性年についての御質問で、締約国会議の意義と目的についての御質問にお答えいたします。

ことしは、国連が定めた「国際生物多様性年」であると同時に、2002年に採択されました締約国は「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標年に当たることから、今回のCOP10は、生物多様性条約締約国にとって節目となる重要な会議であります。

その目的は、2010年目標の達成状況の検証や新たな目標の設定、そして遺伝資源の利益配分に関する国際的な枠組みの策定などであります。

次に、県の水産業に係る御質問の中で、「全国豊かな海づくり大会」の誘致に関する御質問にお答えいたします。

沖縄県の漁業就業者数は、平成14年の4940人に対し、平成20年には3929人に減少いたしております。漁業種類別生産量につきましても同様に平成14年と平成20年を比較いたしますと、マグロはえ縄漁業が8095トンから7965トン、そしてモズク等の養殖漁業は1万8506トンから1万7044トンとなっております。

県といたしましては、水産業の振興策としまして、

第1に、漁港整備や浮き魚礁の設置、第2に、モズクやミーバイの養殖等によるつくり育てる漁業の推進、第3に、漁業就業者フェアの開催や漁業研修などによる後継者育成などに取り組んでいるところであります。

また、「全国豊かな海づくり大会」は、水産資源の維持培養と海の環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的として開催される国民的行事でございます。

「全国豊かな海づくり大会」の沖縄県開催につきましては、南部市町村会、糸満市、水産関係団体から要請などもあり、大会の誘致を進めていきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 沖縄における自衛隊の増強についての御質問にお答えいたします。

北澤防衛大臣は、9月21日の記者会見において、先島諸島への自衛隊の部隊配備について調査をスタートさせていきたい旨の発言をしております。自衛隊の配備につきましては、政府において我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきものでありますが、県民の理解なしに進めることは困難であると考えております。

次に、在日米海軍・空軍の軍事強化についての御質問の中の、米軍の民間空港、港湾利用についての御質問にお答えいたします。

民間空港、港湾は、民間航空機、船舶の運航施設として設置されたものであり、緊急時以外は米軍は使用すべきでないというのが県の一貫した方針であります。県は、当該方針を踏まえ、日米両政府に対し寄港の自粛を要請したところであります。

次に、嘉手納基地所属機の普天間飛行場の利用についての御質問にお答えいたします。

米軍によれば、嘉手納飛行場の滑走路改修工事に伴い、滑走路1本で運用が行われる18カ月の間、嘉手納飛行場に着陸できない事態が発生した際に航空機が普天間飛行場を含む他の飛行場へ着陸地を変更する、いわゆるダイバートの可能性が高くなるとのことであります。普天間飛行場周辺住民の過重な負担を踏まえ、県としては、米軍に対し安全管理を徹底し、ダイバートが発生することがないように適切な運用を要請したところであります。

次に、不発弾対策につきまして、不発弾は幾ら埋没しているか、また、完全処理までの計画についてお答

えいたします。

沖縄戦における不発弾は約1万トンと推定されており、これまでの処理実績約7800トン差し引いた約2200トンが現在も埋没していることになります。直近5年間の平均処理量は約30トンとなっており、推定残量約2200トン処理するためには約70年から80年かかる見込みであります。

県としては、不発弾の早期処理は喫緊の課題であると認識しており、不発弾探査の加速化・効率化を図るため、今年度中に不発弾探査の重点地区や加速化の方策等を内容とする「沖縄不発弾等対策中期プログラム」を策定し、県内不発弾の早期処理に努めていきたいと考えております。

次に、民間工事での不発弾探査や処理の課題につきましてお答えいたします。

県としましては、不発弾対策は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきと考えております。住宅等の民間工事で発見された不発弾等の処理費用については、国庫負担により措置されております。一方、民間工事での不発弾等探査については、事業者負担となっております。

県としては、民間工事においても公共工事と同様に政府の負担で探査すべきと要請してきたところであります。

今後とも、引き続き不発弾等探査の全額国庫負担について、市町村等と連携を図りながら国に要請していきたいと考えております。

次に、那覇市首里の現地処理の安全対策についてお答えいたします。

去る7月26日に那覇市首里で発見された不発弾の現地処理については、10月17日に現地にて爆破処理されることになっております。同処理は、住宅密集地での爆破処理となるため、県は、住民の安全対策を最優先に考え、那覇市、内閣府、陸上自衛隊等の関係機関と十分な調整を行ってきたところであります。

陸上自衛隊や那覇市によりますと、同不発弾の現地処理につきましては、処理のための穴の掘削、爆発の際の衝撃を緩和するための処理壕の構築、処理現場敷地の磁気探査、爆破処理の際に事前・事後の影響度調査を行う等の十分な安全対策をとっていると説明されております。

次に、消防広域化推進計画の御質問の中で、消防広域化の進捗状況の御質問にお答えいたします。

県は、平成20年3月に「沖縄県消防広域化推進計画」を策定し、41市町村による県内消防組織の一本化案を打ち出しております。

市町村においては、平成22年4月1日に全市町村長を委員とする「沖縄県消防広域化等研究協議会」を設置しました。同協議会では、ことし7月に消防の広域化に関する具体的な協議を行うための基本方針を定め、現在同方針に基づき組織体制のあり方等について研究・協議が行われているところであり、今年度中に消防広域化の枠組み等の方向性が得られる予定と聞いております。

次に、広域化前後の消防署の数、消防職員の充足率及び高価資機材の整備について一括してお答えいたします。

消防署の数につきましては、現状では出張所も含めると沖縄本島に40カ所配置され、離島地域では石垣市に4カ所、宮古島市に4カ所、久米島町に2カ所が配置されており、合計50カ所となっております。

消防職員の充足率につきましては、平成21年度消防施設整備計画実態調査によりますと、沖縄県では国の基準に対する充足率は53.1%で、全国の75.9%に比較して22.8ポイント下回っております。

高価資機材につきましては、国の基準に対し消防ポンプ車が18台、はしご車が6台、化学消防車が7台不足している状況となっております。

消防広域化後の状況につきましては、沖縄県消防広域化等研究協議会において定められた基本方針では、施設、人員、車両等については、広域化後5年間は現状を維持することとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 那覇新都心地区のまちづくりについての御質問で、那覇新都心地区の開発構想、現状と課題、人口変動について、5の(1)、5の(2)、5の(4)については、関連しておりますので一括してお答えいたします。

那覇新都心地区は、返還軍用地跡地利用のモデル地区として、地域整備公団、沖縄県、那覇市、地主協議会で組織する「街づくり推進協議会」において、行政、商業業務の各種中枢機能、総合公園と一体となった文化機能及び住宅地等、複合機能を持つ魅力ある新しい拠点として計画され、地域振興整備公団が大臣認可を受け整備を行ったものであります。当地区の中心部は現在、行政施設、商業業務施設、文化施設、住宅等の立地が進んでおりますが、それに伴い交通量が増加しており、その対策などが課題となっております。また、当地区の人口変動については、整備前は約1000人でありましたが、整備後のことしの6月末現在では約

1万9000人にふえております。

次に、古島団地の建てかえ問題についての御質問で、協定書の履行と明け渡し訴訟についてお答えいたします。

郵住協の事業と資産の譲渡に関する協定書は、郵住協とパークレー社との間で締結したものであります。したがって、その履行については、協定締結当事者の責務であることから、県としては当該協定の履行を求める立場にはないものと考えております。しかしながら、県としましては、事業者が行う再開発事業を円滑に推進するため、推進協議会の中で、事業者と入居者の相互理解が図られるよう努めているところであります。また、パークレー社が建物の老朽化などを理由に、居住者に対して建物の明け渡しを求めている訴訟の取り下げについては、民事に係る事案でありますので、県としては関与できないものと考えております。

次に、泡瀬埋立事業についての御質問で、土地利用計画見直し案の内容についてお答えいたします。

沖縄市が作成した土地利用計画の見直し案は、環境への配慮等から第Ⅱ区域は中止し、第Ⅰ区域のみを対象としております。同計画は、入域観光客数や各種施設の需要予測、施設規模、経済波及効果等について、各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもとに作成され、算出方法が根拠を持って整理されていることから、県としましては、経済的合理性を有するものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 那覇新都心地区のまちづくりについての御質問の中で、那覇新都心地区の総投資額及び経済効果について一括してお答えいたします。

平成18年度に県が実施した「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査」によりますと、平成元年から平成17年の那覇新都心地区における土地区画整理事業、その他基盤整備事業費等の総投資額は2164億円となっております。また、新都心地区の商業活動に伴う1年当たりの直接経済効果は608億円、生産誘発額は660億円となっております。

次に、地籍調査の実施についての御質問の中で、県内の未調査市町村の実態についてお答えいたします。

沖縄県の地籍調査については、昭和35年に調査を開始し、調査対象面積に対し、現在まで約97%が調査済みで、全国の平均進捗率が49%となっている中、全国

一の進捗率となっております。県内で一部未調査となっている市町村は、那覇市、石垣市、沖縄市、うるま市、南城市、国頭村、久米島町、竹富町の8市町村であります。なお、一部未調査市町村の平均進捗率は、約92%となっております。

次に、那覇市の未調査地域についてお答えいたします。

那覇市の地籍調査は、昭和35年度に着手しましたが、土地の権利移動が激しいことや人口密集地等が原因で、昭和53年度から平成10年度までの21年間は休止状態となっております。平成11年度から調査事業を再開し、平成22年4月1日現在、62.6%の進捗率となっております。未調査地域は、本庁地区の古波蔵、泉崎、松尾等21地域、首里地区2地域、真和志地区4地域、小禄地区4地域の合計31地域であります。

次に、地籍調査の実施地域についてお答えいたします。

沖縄県の地籍調査は、昭和35年の開始以来、市町村の技術力、財政力等を勘案し、県が事業主体となって実施してきたところであります。しかし、他府県同様に県と市町村との役割分担を整理すべきとして、平成22年3月に策定した「新沖縄県行財政改革プラン」により、県事業を終了することとなっております。今後、地籍調査事業については、各市町村で実施することとなりますが、県としては、市町村が行う事業の指導・支援に努め、地籍調査事業を促進していきたいと考えております。なお、那覇市古波蔵4丁目の一部についても、今後、那覇市において計画、実施されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉・医療行政についての御質問の中の、浦添看護学校に関する条例案についてお答えいたします。

県内の看護師養成機関における卒業者数は、ここ数年毎年470人程度で推移してきましたが、養成機関等の増により平成23年度末には720人が見込まれ、供給体制は大幅に改善される予定であります。県は、看護師養成の重要性にかんがみ、県立浦添看護学校について平成24年4月に学校法人湘央学園へ設置者を変更し、引き続き看護師の養成数を維持することとしております。

県としましては、今後とも、県立看護大学による看護師養成や民間養成所への運営補助など県の役割を充実強化してまいります。

今回の条例案の趣旨は、県内の看護師養成数の維持を図りつつ設置者を変更するものであり、条例案への御理解と御協力をお願いいたします。

次に、がん条例の制定についてお答えします。

県におきましては、がん対策基本法に沿って制定した「沖縄県がん対策推進計画」及び「アクションプラン」を着実に実施し、予防から医療提供に係る適切ながん対策の充実強化を図っていくこととしております。このような中で、がん条例の制定については、その必要性を含め総合的に検討することとしております。

次に、特別養護老人ホーム入所者の実数と待機者の実数についてお答えします。

特別養護老人ホームの入所者は、平成22年3月末時点で4068人となっております。また、待機者については、平成21年11月末時点で1901人、そのうち、要介護3から5の高齢者は865人となっております。

次に、特別養護老人ホームなどの整備計画についてお答えします。

県では、平成23年度末までの第4期沖縄県介護保険事業支援計画において、広域型特別養護老人ホーム160床、小規模特別養護老人ホーム170床、合計330床を整備することとしております。介護老人保健施設については、増床計画はありません。また、介護療養型医療施設については、国のこれまでの方針に基づき、介護老人保健施設等に病床を転換していく計画であります。国は方針の見直しを示す予定としており、今後はそれを踏まえる必要があります。

なお、平成24年度以降の整備については、次年度に策定予定の第5期沖縄県介護保険事業支援計画で見込んでまいります。

次に、小規模多機能施設等の整備状況についてお答えします。

県内の小規模多機能施設等の整備状況は、平成22年3月末現在、小規模多機能型居宅介護事業所が53施設、定員1248名、認知症対応型共同生活介護事業所が60施設、定員546名、ケアハウスが7施設、定員350名、有料老人ホームが平成22年9月現在211施設、定員3204名となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 国際生物多様性年についての御質問の中で、沖縄の野生生物の現状と自然環境保全対策について、関連しますので一括してお答えいたします。

本県には、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコなどの数多くの固有種を含む野生生物が生息・生育し、種の保存法で指定されている82種のうち、約25%に当たる20種が確認され、また県のレッドデータブックに記載されている絶滅危惧種などは動物が837種、植物が846種、菌類が100種、合計で1783種類に上っており、全国的にも極めて重要な地域であります。

一方で、社会資本の整備に伴う開発、人間活動の拡大、マングース等外来種の侵入により、希少野生生物の種の減少や生態系の攪乱が懸念されております。このような状況を踏まえ、県では「自然環境の保全に関する指針」などを定め、事業者みずからが自然環境に配慮するよう、誘導を図るとともに、指導助言を行っております。また、希少種が生息するヤンバルの生態系を保全するため、マングース等外来種の捕獲事業を行うとともに、海域においては、サンゴ礁の現況調査やオニヒトデの駆除事業の実施をしているところであります。

県としましては、今年度から平成24年度にかけて、生物多様性の保全と持続的な利用に係る方向性や目標を示す「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の恵みを持続的に享受できる自然と共生する社会の実現を目指していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では再質問をします。

沖縄への自衛隊の2万人配備についてでありますけれども、先ほど又吉公室長は、県民の理解が得られなければ困難であるということで話をしておりましたが、まさにそのことは反対だということで受けとめていいのか、再度答弁をお願いします。

去る沖縄戦で軍隊が県民を守らなかったということは、歴史が証明をしていると思います。2万人来ようが3万人来ようが、まさにこのことの軍備増強には私は当たらないと思います。また、この2万人の自衛隊配備構想は防衛省だけではなくて、菅首相の諮問機関である新安保懇の報告書に書かれているんですね。これを知事、わかっているのかどうかの確認をしたいと思いますが、このことからすると、これは単なる防衛省の構想ではなくて、国の安全保障政策を根本から大転換をする重要な問題が含まれているんですね。これはこの中には、実は南西諸島への自衛隊の増強だけではないんですよね。専守防衛の見直し、それから集団的自衛権の行使、非核三原則を見直して核搭載艦の入港を承認するというこの中身も入っているんです

ね。これから自衛隊の沖縄の配備ですよ。これはもう憲法を変えて軍事国家へ走ろうとする内容ですよ。だから今、公室長が言った県民の理解を得なければ困難であるということは、知事はこのことも含めて反対であるということで明確なのかどうか、知事から答弁を私はお願いをしたいと思います。

それから2番目の在日米軍の軍事強化の中の、宮古島と民間港、空港の利用であります。緊急時以外は自粛すべきだと述べておりましたが、民間港と民間空港は御承知のように軍艦が入ったり、軍艦は核兵器搭載するかもしれん、毒ガスを積んでいるかもしれん、弾薬を積んでいるかもしれん、危険きわまりないものが県民の物流の拠点であるところの民間港に入港を許すことは私はならないと思うんですよ。だから今回は、この総領事も友好親善と米軍の存在を示す目的を達成したということで、これは知事が交渉した緊急時の問題と別次元の問題であるし、まさにこれは入港を入れてはいけないと私は思うんですね。

それで具体的に聞きますが、知事は安保条約、地位協定容認の立場だと私は思いますけれども、でも独立権国家の日本の中において、住民・県民を危険にさらしてはいけないということでは、民間港、民間空港、民間地域の無法地帯に僕はここを使用させることは許されないと思います。知事はそして地位協定第5条関連、民間港、民間空港の米軍の利用制限に改定する気はあるのか、それを知事から答弁をお願いしたいと思います。

それから、F15戦闘機の普天間基地への配備についてであります。先ほどの答弁も普天間基地への、嘉手納が工事しているからダイバートが発生しないことを求めると言っておりましたが、これはF15もこの前のF18ホーネットももう既に普天間に飛んできて、この騒音も102デシベル、電車通過時の騒音で県民生活が破壊されるということになって、1年半もそれが続けば、もうこれ恒常からの地ならしという意味で、知事がおっしゃる一日も早い普天間基地の危険除去の公約とは相反するんですよ、これ。強い姿勢で私は示すべきだと思いますが、これも知事から答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから先ほど地籍調査の件であります。これは92%きているからもうやらないということ言っていますが、那覇市はいまだに62%の達成率で40%まだ残っているんですが、これはやらないということになるとどういうことが起こるのか。地籍調査しないでほったらかして那覇市がやりなさいということ言っているようではありますが、23年度から那覇市は予算を

組んでいるんですか。県は調整をやったのか、その答弁をまずお願いをしたいというふうに思います。

それから古島団地の建てかえ問題であります。これは先ほど県はもう関係ないかのような答弁をしておりましてけれども、でも再開発のときに県や市町村がつくらないからということで民間が資金面があるからということで売却しておりますよね。これは再開発を前提に売却しているのであって、これは当時の売却したときの理事は、県は県から出向している理事、それから那覇市、沖縄市、公開質問状が弁護士を通じて出ておりますけれども、この責任はこの本人の理事にあるのか、県や市町村はないのかどうか答弁を私はお願いしたいというふうに思います。

以上、答弁よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問にお答えいたします。

初めに、この2万人の自衛隊の配備に関連して幾つか御質問がございましたが、その中で自衛隊の配備について軍隊は県民を守らないとかいろいろなお話をされました。私は議員のおっしゃるようなことは、沖縄ではもともとそういう考えとかお話があることはわかっておりますが、しかし、現在この自衛隊の配備については、先ほど知事公室長からも答弁いたしました。やっぱり政府において我が国の防衛やさまざまな緊急事態、対応などの観点から、やっぱり検討されるべきものでもあると私は考えておりまして、議員のおっしゃるようにこれたしかおっしゃったと思いますが、これに反対すべきであるとかいうような考えは持っておりません。無論、県民の理解を得ないことにはなかなか配備そのものも難しい面がありますよという点は議員と同じ考えです。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 県内空港・港湾等の使用についての再質問にお答えいたします。

県におきましては、かねてから11項目の日米地位協定の見直しを求めているところでございまして、その中で第5条関係といたしまして、民間航空機及び民間

船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は緊急時以外には禁止する旨を明記することを要望しているわけでございます。

日米地位協定の見直しにつきましては、あらゆる機会を通じて日米両政府に申し入れているところでございますが、民主党政権は政権交代に当たりまして、「日米地位協定の改定を提起する」という姿勢でございます。しかしながら、まだ具体的にその動きが見えてこない中で、引き続き県といたしましてはこの第5条関係も含めて政府に要望していきたいと考えております。

次に、嘉手納基地所属機の普天間飛行場の利用についての再質問にお答えをいたします。

先ほど御答弁申し上げたように、今回の米軍の措置は滑走路1本で運用が行われる18カ月の間、ダイバートの可能性が高くなるので普天間を含むその他の飛行場を使用すると、可能性があるというような説明でございしますが、普天間飛行場周辺住民の過重な負担を踏まえたと、これは短期であれ、あるいは長期であれ、そのような事態が生じることはあってはならないと考えておりまして、そのような事態が生じないように米軍は安全管理を徹底するべきであるということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 地籍調査に関する再質問で、那覇市など未調査市町村への対応についてはどうかという御質問にお答えいたします。

県は、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき、平成20年7月1日付で関係する8市町村長あて県事業廃止の周知文の発送をしております。関係市町村とのこの事前調整は9月までに既に終了をしております。

今後、地籍調査事業の意義、重要性を理解をしていただきながら、かつ当該事業の市町村実施に向けての指導・支援のための説明会を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 古島団地の再開発についての再質問にお答えいたします。

再開発については責務はどこにあるのか、理事にあるのか、あるいは県・市なのかという趣旨の御質問にお答えをいたします。

協定書につきましては、旧郵住協と事業者が締結されたものでありまして、郵住協の締結をしたときには理事会の総意でもって決定しておりますので、理事会で理事の方が決めていることでありますので、理事のほうに責務があると考えております。また、県・市につきましては、法的責務はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では、再々質問をしたいと思えます。

自衛隊の2万人増強の件であります。知事は、検討されるべきものだと思って反対すべきではないという話をしています。私はるる説明をしましたが、これは防衛省だけではなくて、菅首相のもとにおける新安保塾の中から出てきている重大な問題と言いましたけれども、知事のその安全保障政策そのものが悲惨な沖縄戦を再現するものと私は受けとめましたけれども、

やっぱりここを含めて専守防衛を見直しするということは、これは憲法見直しと一緒にすよね、自衛隊そのものも。集団的自衛権も、米軍が戦争すれば日本軍も戦争に参加する。また、国是である非核三原則も見直しをしてホワイト・ビーチやその他に核搭載艦が入るかもしれないということぐらい、この新安保塾の報告書の中にあるという前提で私は言ったんですね。だから、知事の安全保障政策はどうかということをお前は聞いたつもりであります。時間がありませんので、そういった沖縄戦が再び繰り返されないために、沖縄を自衛隊の増強にはしっかり反対してもらいたいということを要望して再々質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 新 垣 良 俊

会議録署名議員 当 銘 勝 雄

平成22年 9 月29日

平成22年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成22年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成22年9月29日（水曜日）午前10時1分開議

議事日程第3号

平成22年9月29日（水曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（48名）

議長	高嶺善仲	君	24番	前島明男	君
副議長	玉城義和	君	25番	新垣良俊	君
1番	上原章	君	26番	仲田弘毅	君
2番	島袋大	君	27番	照屋守之	君
3番	中川京貴	君	28番	辻野ヒロ子	さん
4番	桑江朝千夫	君	29番	嶺井光	君
5番	平良昭一	君	30番	赤嶺昇	君
6番	仲村未央	さん	31番	当銘勝雄	君
7番	照屋大河	君	32番	渡嘉敷喜代子	さん
8番	渡久地修	君	33番	前田政明	君
9番	瑞慶覧功	君	34番	玉城ノブ子	さん
10番	新垣清涼	君	35番	比嘉京子	さん
11番	上里直司	君	36番	新垣安弘	君
12番	吉田勝廣	君	37番	金城勉	君
13番	當山眞市	君	38番	糸洲朝則	君
14番	吉元義彦	君	39番	翁長政俊	君
15番	座喜味一幸	君	40番	浦崎唯昭	君
16番	佐喜真淳	君	41番	池間淳	君
17番	玉城満	君	42番	新垣哲司	君
18番	仲宗根悟	君	43番	具志孝助	君
19番	崎山嗣幸	君	44番	當間盛夫	君
20番	西銘純恵	さん	46番	新里米吉	君
21番	奥平一夫	君	47番	嘉陽宗儀	君
22番	山内末子	さん	48番	大城一馬	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君	企画部長	川上好久	君
副知事	上原良幸	君	文化環境部長	下地寛	君
知事公室長	又吉進	君	福祉保健部長	奥村啓子	さん
総務部長	兼島規	君	農林水産部長	比嘉俊昭	君

観光商工部長	勝目和夫君
土木建築部長	仲田文昭君
企業局長	宮城嗣三君
病院事業局長	伊江朝次君
会計管理者	米蔵博美さん
知事公室	饒平名知成君
秘書広報統括監	
総務部	新垣郁男君
財政統括監	
教育委員会	比嘉梨香さん
委員長	

教育長	金武正八郎君
公安委員会委員	安里昌利君
警察本部長	黒木慶英君
労働委員会	平良宗秀君
事務局	
人事委員会	岩井健一君
事務局	
代表監査委員	又吉春三君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	龍野博基君	主 査	佐久田 隆君
次 長	新城博君	主 査	仲宗根 章君
参事兼議事課長	嘉陽安昭君		
副参事兼課長補佐	平田善則君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長翁長良盛君は、別用務のため本日、10月1日、4日及び5日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び10月4日の会議に公安委員会委員安里昌利君、10月1日及び5日の会議に同委員会委員幸喜徳子さんの出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 おはようございます。

それでは代表質問2日目のトップバッターを務めます。社大・結の会を代表しまして代表質問を行います。

今議会は、知事の任期4年の最後の議会となります。沖縄発展の県政基盤は確立できたのか、十分な雇用の場の確保や失業率の改善、医療や福祉の充実で子供や高齢者などすべての人が安心して暮らせる地域づくりができたのか、普天間基地問題は速やかに解決できたのか、基地跡地を沖縄大躍進の起爆剤として活用できたのか等々、この4年間を検証する議会と言えます。

広がる所得や雇用の格差、貧困層の増加、改善しな

い経済、失業問題、ますます拡大する米軍の横暴や目に余る自衛隊の沖縄への過重な配備構想など、沖縄を取り巻く状況は大変厳しい。

以下、質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、基地と経済振興について。

ア、今後の基地と沖縄経済振興のあり方について知事の所見を伺います。

イ、県議会事務局がまとめた経済効果試算によると、基地があるための逸失利益がおよそ5000億円、すべての基地の返還による実現可能な経済効果で9155億円になりますと試算をしております。雇用効果は現在の3万4541人に対して9万4435人、およそ2.7倍の雇用効果が実現できると試算をしております。県としてもこのような試算効果を積極的に広報し、基地がなくなれば沖縄の経済が立ち行かなくなるという誤解を解消して、むしろ積極的に返還をし経済市場として活用することでこそ飛躍的な経済成長につなげることができることを県民や国民、政府にしっかりと示すべきではないのか、見解を伺います。

ウ、基地の返還計画を作成をし、脱基地経済の促進に取り組むべきではないのか、知事の見解を伺います。

エ、沖縄政策協議会の開催を積極的に要求したのは沖縄側だと言われております。協議会によって信頼関係が構築されれば基地問題が議論できる場になると政府関係者は発言をしています。基地問題とはリンクしないと知事は強弁しているが、知事はどのような姿勢

の認識を伺います。

(3)、経営健全化計画について。

ア、これまでの成果と今後の課題について、各病院について伺います。

イ、7対1看護体制は健全化計画にどのような影響があるのか。現在進められている南部・子ども医療センターにおける7対1看護体制の評価を含めて見解を伺う。

ウ、病床・病棟閉鎖は病院経営の損失、あるいは収益にどのように影響してくるのか。

(4)、離島・僻地医療の充実に向けた取り組みについて。

(4)のエ、(6)のウは取り下げます。

ア、病院事業局長は、離島では地域内で完結できる医療体制が必要と答弁をされています。現在の離島医療の体制整備に何が不足し、どのようなことが課題となっているか、見解を伺います。

イ、離島・僻地における政策的医療について、伊江局長の認識を伺います。

ウ、町村立診療所の充実に向けた課題と県の支援を伺う。

オ、県は、北部、宮古、八重山県立病院を「がん診療連携支援病院」として認定するとしています。また、来年度から宮古及び八重山県立病院を地域のがん治療の拠点となる「準がん診療拠点病院」と見なすとしている。それぞれどのような目的でどのような事業を行うのか。この事業は離島・僻地地域にとってどのような医療の展望が開けるのか伺います。

(5)、新県立宮古病院について。

ア、計画の進捗と課題解決及び整備計画の基本方針について御説明をいただきたい。

(6)、病院職員の確保と勤務実態について伺います。

ア、過重な勤務状況は緩和をされたのか、取り組みと成果を伺います。

イ、医師や看護師不足による病棟や病床の閉鎖の現状はどうか。また、再開へ向けた取り組みは行われているのか。そして各病院からどのような要望があるのか具体的に示してください。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

奥平議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、今後の基地と経済振興のあり方についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

軍用地料などで構成されます軍関係受取が県経済に占める割合は、復帰直後の15.5%から平成19年度は5.3%となっており、県経済の成長等を背景にその比重は低下し、その動向が県経済全体を大きく左右することはなくなっております。

沖縄県経済の振興に当たっては、民間企業が十分に力を発揮できるような環境整備を図り、競争力と持続力のある民間主導の自立型経済の構築を図ることが重要であると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、沖縄政策協議会についての御質問にお答えいたします。

沖縄政策協議会は、これまで沖縄振興計画や沖縄振興特別措置法等、沖縄の極めて重要な課題を協議する場合に開催されております。今般、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の終期が平成24年3月に迫ったため、協議の再開を求めたところであります。

今回、協議会の中に新たに2つの部会を設置することが確認されており、これは国家戦略を見据えた沖縄振興策の検討と、米軍基地負担軽減及び地位協定をめぐる課題への対応に関して協議することとなっております。県民の求める「沖縄21世紀ビジョン」の将来像を実現するためには、さらなる県民福祉の向上に向け、産業雇用の確保や教育・福祉の充実を図りますとともに、県民の日常生活に影響を及ぼしている基地負担の軽減を図ることがともに重要であります。このことを踏まえ、国と協議してまいりたいと考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、3年めどの危険性除去の責任等に係る御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、移設措置協議会やワーキングチーム会合などにおきまして政府と意見交換を重ねてきたところであります。しかしながら、昨年9月の新政権発足後はこれらの協議会等は開催されておられません。

県は、総理を初め各大臣との面談など機会あるごとに普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めています。政府におきましても、積極的にこの問題の解決に取り組んでもらえることを期待いたしております。

同じく政治姿勢の中で、普天間飛行場の固定化発言に係る御質問にお答えいたします。

これまでも申し上げてきたとおり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが県の考えであります。

一方、この問題の原点は、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去であります。この飛行場が現状のまま

固定化されることは決してあってはならないと考えております。政府に対し県民の納得のいく解決策を示すよう求めているところであります。

次に、同じく政治姿勢の中で、知事のスタンス及び県内移設に対することについてといいますか、この県内移設に係る点の御質問にお答えしたいと思います。1の(3)のアと1の(3)のイは関連しておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきたいと思っております。

県といたしましては、去る5月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと繰り返し繰り返し申し上げてきたところでございます。そして、名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえ、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてきたところでございます。しかしながら、政府からこの間の県民の怒りと失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておられません。

県といたしましては、このような状況にかんがみ、政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、知事公約についての御質問の中で、全国並みの失業率と4万人の雇用達成についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

知事就任当時の平成18年と平成21年の完全失業率を比較してみますと、沖縄県は7.7%から7.5%と0.2ポイント改善し、全国との差も3.6ポイント差から2.4ポイント差に縮小いたしております。また、就業者数は全国が減少する中、着実に沖縄では増加しており、直近のこし7月は63万4000人と最高値となり、平成18年平均の59万7000人に比べ3万7000人の増となっております。完全失業率も7月は沖縄県が6.5%で、全国の5.2%に比べ1.3ポイント差と近づいております。このことは、県民が一体となって取り組んできました「みんなでグジョブ運動」の相当な成果でもあり、公約の4万人の雇用拡大と完全失業率全国並みの達成にもう少しのところまで来ており、これからも頑張っ

てまいりたいと考えております。

同じく公約に係る御質問の中で、待機児童の解消についての御質問にお答えいたします。

待機児童の解消につきましては、保育所整備や認可化の促進等により、平成19年度から平成22年度までに2022人の定員増を図ってまいりました。これらの取り

組みの結果、平成22年4月1日現在の待機児童数は1680人で、前年度に比べて208人減少いたしております。

県としましては、今後とも国及び市町村や関係団体と連携をし、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、基地返還による経済効果についてお答えいたします。

県議会事務局が作成した「米軍基地に関する各種経済波及効果」は、県内の米軍基地がすべて返還された場合の経済波及効果を試算したものであり、県としてもこの結果を今後の業務の参考にしたいと考えております。

「沖縄21世紀ビジョン」においても、特に中南部都市圏では広大な過密に存在する米軍基地が都市構造をゆがめていることや、経済的発展を妨げている面があることを示したところであります。

県としては、今後とも基地が地域経済社会に与える影響について把握し、県民等に伝える努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、基地返還プログラムの策定についての御質問にお答えいたします。

沖縄県には、戦後65年を経過した今なお広大な米軍基地が存在し、SACOや再編協議の合意に基づく大規模な基地の返還が実現した後も依然として過重な基地負担が続く状況にあります。

沖縄県としましては、将来的に国際社会の相互依存関係が進展し、より安定した安全保障環境が構築されることを期待しつつ、過重な基地負担の軽減や米軍基地の整理縮小に向けた努力を積み重ねることで基地のない平和で豊かな沖縄を目指していきたいと考えております。そのため、県の基本的な方針を示す必要があると考えており、今後、基地の整理縮小に向けた具体

的な道筋を政府に対し提起していきたいと考えております。

次に、自衛隊の先島配備計画についての御質問にお答えいたします。

北澤防衛大臣は、9月21日の記者会見において、先島諸島への部隊配備について調査をスタートさせたい旨の発言をしております。

自衛隊の配備につきましては、政府において、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきものであり、県民の理解なしに進めることは困難であると考えております。

次に、米軍の民間港利用に反対することについてお答えいたします。

民間空港・港湾は、民間航空機・船舶の運航施設として設置されたものであり、緊急時以外は米軍は使用すべきでないというのが県の一貫した方針であります。

県は、当該方針を踏まえ、日米両政府に対し寄港の自粛を要請したところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事公約についての中、雇用、所得の格差及びIT、観光産業の実態についての御質問にお答えします。

就業構造基本調査によりますと、平成19年の沖縄県における雇用者のうち、非正規雇用者は40.8%を占めており、また、年収200万円未満の層は49.8%を占めております。前回の平成14年調査と比べ、沖縄、全国ともに非正規雇用者や低所得雇用者層が増加しております。

情報通信関連の県内進出企業については雇用者が大幅に増加しておりますが、平成21年度の調査では正社員が28.1%、契約社員が36%、パート・派遣社員が35.9%となっております。

観光関連産業については、平成21年度に実施した観光産業実態調査によると、正社員が46.3%、契約社員が14.3%、パート・派遣社員が39.4%となっております。

同じく知事公約について、県内企業の求人倍率の状況及び経営実態、倒産件数についての御質問にお答えします。

沖縄県では、平成20年3月に「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を策定し、県内中小企業のための総合的な支援策に取り組んでまいりました。県内企業の求人倍率につきましては、平成18年の0.46倍をピーク

に、平成21年0.28倍と、ここ数年、景気後退の影響を受けて悪化傾向にあります。

中小企業の経営実態につきましては、観光客数の回復など、ことしに入り一部改善の動きがあるものの、依然として厳しい状況にあります。

倒産件数につきましては、負債総額1000万円以上で見ると、平成18年に83件、平成19年は78件と減少したものの、平成20年は景気後退や改正建築基準法等の影響が重なった結果、98件に増加しております。しかしながら、平成21年には緊急保証枠の拡大等の効果により75件と減少しております。

同じく知事公約についての、各地域の商店街の活性化及び空き店舗率についての御質問にお答えします。

本県の商店街には、那覇市国際通りの各商店街のように観光客が訪れることにより活性化している商店街もありますが、各地域の多くの商店街は大規模集客施設等の郊外への立地や中心市街地における住民人口の減少等の影響によりかつてのにぎわいが低下している状況にあります。また、県が実施した商店街実態調査によると、本県の空き店舗率はここ数年11%前後で推移しており、空き店舗の改善については厳しい状況にありますが、一部の本部町の商店街のように、魅力ある商店街づくり事業により空き店舗が大きく改善された事例もあります。

県としましては、今後とも商店街振興組合指導事業を活用したセミナーや研修会等により、商店街の組織強化等を支援してまいります。その中で商店街活性化の成功事例の紹介等もあわせて実施し、地域商店街の活性化を促進してまいりたいと考えております。

同じく知事公約の中、ここ4年間の製造業振興の取り組みと成果及び生産量、出荷額の推移についての御質問にお答えします。

県内製造業の製造品出荷額等は、ここ4年間でほぼ横ばい状態で推移しております。

生産量については、鉄鋼業など一部伸びているところもありますが、泡盛は、平成16年度の2万8681キロリットルをピークに減少しており、また、かりゆしウエアについても平成18年の38万2000枚をピークに減少傾向にあります。このような製造品出荷額等が伸び悩んでいる原因は、長引く景気低迷等が大きく影響しているものと考えております。

これまで県においては、製造業の振興を図っていくため、新製品の開発支援や物産展・商談会の開催による販路拡大、金型企業などの企業誘致促進、県産品奨励運動などを通しての県産品の消費拡大などに取り組んでまいりました。その成果として、産・学・官連携

による健康食品や化粧品関連商品の開発を初め、キャンピングカー製造業などの立地が進んでおります。

県としましては、引き続き製品・技術の研究開発、経営革新、金融支援、販路拡大の促進など総合的な支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 知事公約についての御質問の中の、認可外保育施設への支援策と成果についてお答えいたします。

認可外保育施設入所児童の処遇向上については、「新すこやか保育事業」を実施し、平成19年度から牛乳代を月20日分に拡充し、平成20年度から新たに米代の助成を行うなど、これまで段階的に支援の拡充を行ってまいりました。また、待機児童対策特別事業基金については、認可化支援事業や施設改善費及び保育材料費の助成など拡充を図りながら実施してきているところであります。

認可外保育施設の認可化については、過去3年間で13カ所を認可化しており、本年度も同基金を活用し10施設の認可化に向け手続を進めているところであります。

県としましては、今後とも市町村と連携し認可化の促進に努めてまいります。

次に、企業連携の託児所設置による支援についてお答えします。

県が市町村を通じて把握している事業所内保育施設数は35施設となっております。

県では、既存の公共施設等を活用したモデル的な保育施設の施設整備費や運営費を補助する「子育て家庭の就労支援モデル事業」を平成17年度から実施し、これまでに6カ所の保育施設に助成しております。そのうち、企業連携による事業所内保育施設として2カ所、定員80人が整備され運営されております。

県としましては、事業所内保育施設が就労家庭の保育環境の向上や待機児童の解消につながることから、今後とも関係部局と連携し、同施設の設置を促進してまいりたいと考えております。

次に、子供を守る環境の整備及び児童虐待件数、死亡事例件数についてお答えします。

県の児童相談所が対応した児童虐待相談処理件数は、平成18年度364件、19年度440件、20年度408件、21年度435件となっており、高どまりの状況にあると考えております。また、児童虐待による死亡事件につきましては、平成18年度以降3件発生しております。

この間、児童虐待防止の取り組みとしましては、児童相談所における児童福祉司等の増員や八重山分室設置などの体制強化を進めてきており、今年度からはコザ児童相談所一時保護所整備事業に着手しております。しかしながら、児童虐待による死亡事件が続いている状況等も踏まえ、今後とも関係機関・団体との連携をさらに強化するとともに、広く県民の協力も得ながら子供が安全に成長できる環境の整備に取り組んでまいります。

次に、沖縄県立病院事業についての御質問の中の、町村立診療所の課題と県の支援についてお答えいたします。

県内の町村立診療所は現在11カ所あり、そのうち離島・僻地の診療所は8カ所となっております。離島・僻地の診療所では、常勤医師の確保及び当該医師の研修等に係る代診医の確保が課題となっております。

県におきましては、ドクターバンク事業により全国からの希望医を紹介するとともに代診医派遣等を行っております。また、琉球大学医学部の学生等を対象に医師修学資金を貸与し、将来、離島に勤務する医師を確保しております。さらに、町村立診療所に対して運営費補助や施設整備補助等必要な支援を行っております。

次に、離島・僻地のがん対策についての御質問にお答えします。

県におきましては、北部地区医師会病院、県立宮古病院、県立八重山病院を「がん診療連携支援病院」としているところであります。

事業内容としましては、がん医療従事者を育成するための研修事業、院内がん登録促進事業、がん患者のための相談支援事業等を実施することになっております。これらのことにより、離島・僻地におけるがん対策の充実を図っていくこととしております。

なお、地域医療再生計画策定時に「準がん診療拠点病院」の名称で本事業を実施する予定でしたが、「がん診療連携支援病院」に名称を変更しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、教員候補者選考試験の対象年齢等について一括してお答えいたします。

教員候補者選考試験の受験年齢の制限については、特に法的な定めはありませんが、平成21年度末現在、年齢撤廃している都道府県は7県、年齢制限を設けているところでは40歳以下が24県と最も多く、次に50歳

以下が12県、35歳以下が4県となっております。また、本県における受験年齢の引き上げ等に関する要望は、今のところ特に上がっておりませんが、優秀な人材の確保は重要であると考えております。

県教育委員会としましては、実施状況を踏まえ、年齢の引き上げや選考試験のあり方等について検証してまいりたいと考えております。

次に、受験年齢の上限が異なることや一次試験免除の3割枠の根拠について一括してお答えいたします。

年齢制限の引き上げや一次試験免除制度の実施につきましては、これまで市町村教育長協会、小中学校校長会、県立学校校長会や職員団体等からの強い要望を受け、大学、教職員団体、PTA、外部有識者等から構成する「教員候補者選考試験に係る有識者会議」を開き、要望事項について検討いたしました。

有識者会議の審議結果の報告を受けて、昨年度から本県の国公立学校で臨時的任用教員または非常勤講師として通算5年以上の勤務経験者に対しては、その実践的指導力や実績などを配慮して37歳まで受験年齢を引き上げることいたしました。また、特に実践的指導力や優秀な実績を持つ教員を確保するために、直近の過去4年間で通算36月以上勤務している者について、一次試験合格予定者数以外に3割を別枠として一次試験免除対象者とする事といたしました。

次に、教員選考試験制度の見直し等についてお答えいたします。

教員候補者選考試験は、人間性豊かで教育者としての使命感と児童生徒への深い愛情のある教員、教科等の専門的知識・技能を有し実践的指導力のある教員などの4つの視点に基づいて優秀な教員の選考に努めております。また、このことを踏まえるとともに、市町村教育長協会等からの強い要望を受け、昨年度から受験年齢の引き上げや一次試験免除等による選考もあわせて実施しているところであります。

県教育委員会としましては、実施状況を踏まえ、年齢の引き上げや選考試験のあり方等について検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 沖縄県の医療ビジョンについて、局長の見解についてお答えいたします。

県立病院の役割は、民間医療機関で対応困難な医療の提供、圏域の地域特性や医療機能を踏まえた医療の提供、その他公的医療機関として担う必要がある医療等を提供することにあると考えております。また、当

該役割を踏まえ、県立病院は救急医療や小児、周産期など一般的に不採算と言われる医療で地域の中核となるほか、高度・特殊医療や離島・僻地における一般医療の提供、医療従事者の養成事業等を行っており、県立病院が本県における地域医療に極めて重要な役割を果たしていると認識しております。特に、県立病院はいかなる救急患者にも対応するという基本理念のもと、24時間365日の救急医療体制をしいており、県内において救急医療のたらい回しがしない大きな理由の一つであると考えております。

病院事業局としては、大学病院や民間医療機関との協力関係の強化を図り、今後とも地域に必要な医療提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

次に、独立行政法人化についてお答えいたします。

県立病院の独立行政法人化については、平成21年6月に策定された「県立病院のあり方に関する基本構想」で示されたとおりであります。現在、病院事業は地方公営企業法の全部を適用して運営されており、その運営責任を負っている病院事業局においては、経営再建計画の目標達成に向けて取り組んでいるところであります。

次に、病院事業についてこれまでの成果と課題についてお答えいたします。

経営再建計画で掲げた3つの目標のうち、不良債務の解消については平成20年度において、経常収支の黒字化については平成21年度において、各病院の経営努力と一般会計からの支援の強化により達成したところであります。残る資金不足の解消についても、昨年度末で計画より大幅に削減が進んでおり、各病院とも経営の健全性を回復しつつあります。今後の課題としては、継続的な医療提供体制の充実に必要な設備投資や、長期債務の償還等が挙げられ、各病院とも収益確保に努める必要があると考えております。

次に、7対1看護体制が健全計画にどのような影響があるかについてお答えいたします。

7対1看護体制は、診療報酬制度改正への柔軟な対応、病院現場の勤務環境の改善、急性期医療に必要な人員の確保等経営環境の変化に適切に対応するためであり、経営の効率化に資するものであると考えております。

今年度8月までの南部医療センター・こども医療センターにおける実績では、看護師等の増員による人件費など費用の増加を上回る収益が確保でき、収支は改善しているものの、病院経営全体に与える影響については、引き続き収支状況を慎重に見きわめる必要があると考えております。

病院現場からは、一人一人の患者のケアに当たる時間がふえたこと、1人当たりの夜勤回数が減少したこと、新人の指導・サポートに当たる時間がふえたことなど、評価する声が挙がっております。

次に、病床・病棟閉鎖は病院経営の損失にどのような影響があるかについてお答えいたします。

現在、県立病院における病棟・病床の閉鎖は、中部病院では1病棟52床、南部医療センター・こども医療センターでは1病棟14床となっております。病棟・病床の閉鎖による病院経営への影響額は、中部病院において年間約2億2000万円の損失を見込んでおります。一方、南部医療センター・こども医療センターにおいては、費用が収益を若干上回る見込みであるものの、経営への影響はないものと考えております。

次に、離島では地域内で完結できる医療体制が必要と答弁していることについて、体制整備に何が不足し、どのような課題があるかについてお答えいたします。

離島地域については、その地理的条件等を踏まえ、可能な限り地域内で完結できる医療提供体制の充実に努めていく必要があると考えております。しかしながら、特定の専門医師の確保ができず診療に支障を来している状況があり、医師の安定的な確保がとりわけ重要な課題と考えております。病院事業局としては、医師確保対策として、県立病院の臨床研修による医師養成、大学医局との協力・連携による医師派遣等、あらゆる手段を講じて医師確保に努めております。

離島・僻地における政策医療についてお答えします。

離島における県立病院は、他の県立病院と比較して、救急医療、小児医療、周産期医療及び精神科医療など、県が政策的に確保していかなければならない医療においてその果たしている役割が極めて大きくなっております。また、地域で不足する一般医療の提供、附属診療所の支援等においても重要な役割を果たしているものと認識しております。

病院事業局としては、引き続き地域に必要な医療提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

次に、新宮古病院計画の進捗状況と課題についてお答えいたします。

新県立宮古病院整備の進捗状況につきましては、現在、同病院整備実施設計に取り組んでいるところであり、今年度中に工事を発注する予定となっております。平成25年5月の開院をめどとして計画を進めていきたいと考えております。また、宮古島市が運営している「休日・夜間診療所」を新病院内に併設すること

につきましては、運営体制等について協議を重ねているところであります。

次に、新宮古病院整備計画の基本方針についてお答えいたします。

宮古病院は、宮古圏域での救急医療を初め、県が政策的に確保しなければならない医療機能等について極めて重要な役割を果たしております。新病院の整備に当たっては、引き続き、同圏域における中核的病院としての役割を果たし、医療機能を十分に発揮するために必要な規模及び設備を整備するとともに、利用者のアメニティー等に配慮した整備をすることにしております。新病院は、病院内に宮古島市が運営する「休日・夜間診療所」を併設することになっており、救急医療の一層の強化及び地域連携の推進が図られるものと考えております。また、圏域における地域災害拠点病院として整備を図ることとしております。

次に、過重な勤務状況は緩和されたかについてお答えいたします。

県立病院は、地域の中核病院として、一般医療はもとより救急医療や高度・特殊医療への対応など重症患者も多いことから、勤務環境は厳しいものと理解しております。このような勤務環境を改善するため、平成20年12月に策定した「業務改善及び時間外勤務の縮減プログラム」に基づき、諸施策を推進してまいりました。具体的には、医療クランク及び看護クランクの配置、看護師等の受験年齢制限の撤廃、年3回の試験の実施、地域連携の推進等により一定の成果があったものと理解しております。

なお、県立病院の勤務環境については、依然として厳しい状況にあることから、今後とも勤務環境の改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

医師や看護師不足による病床・病棟閉鎖の現状についてお答えいたします。

現在、看護師不足によって閉鎖している病棟・病床は、中部病院で1病棟52床、また南部医療センター・こども医療センターでは1病棟14床となっております。看護師確保に関しては、各病院からは、欠員補充や7対1看護体制の導入等の要望があります。そのため、年齢制限の撤廃、採用試験の複数回実施、県内外の就職説明会等への参加、看護学校訪問による学生への県立病院の紹介等に取り組んでいるところであります。今後とも、病院現場と協力しながら積極的な看護師確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、医師不足による病棟閉鎖はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 それではまず最初に、再質問を教育長に行っていきたいと思っておりますけれども、教育庁が発表しました上限年齢の都道府県がどういう流れにあるかというこの資料を私も今見て思うんですけれども、この資料によりますと、受験年齢は大多数の府県で撤廃もしくは39歳より高い年齢まで認めているのが全国的な流れであるということがわかります。それでこの資料からしますと、実は39歳からいわゆる無制限、年齢制限をしない都道府県が43都道府県ありますね。そういう意味でこの沖縄の35歳というのは極めて例外的なんです。そういう意味でやはり沖縄も全国的な流れに沿って門戸をしっかりと開いて年齢制限を撤廃するか、あるいは今の35歳、37歳という年齢制限の上限を上げていく、こういうことを検討すべきじゃないかなというふうに思いますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

それから教育長は私の質問に対してほとんど答えておられない、具体的一つ一つに答えていらっしゃらないんで、なかなかその辺は避けたかなというふうに思いますけれども、1点だけちょっと説明はほしいと思いますね。この二重基準、つまり一般受験者と免除対象者の受験年齢が35歳と37歳というふうに基準が2つになっていますね。これはどうもいわゆる受験生やその父兄やいろんな方からの話を聞きまして、これはまさに公的機関でそういう二重基準があっているのかというふうな不満が非常に聞こえてまいりますから、本来ならば同一年齢にすべきじゃないかというふうな御意見があります。ですから、その合理的な説明、あるいは変更していくおつもりはないのかどうかということについてお伺いをしたいと思います。

それから一次試験免除を例えば許容したとしても、特定の人を対象とした特例であるだけに、受験者や社会から不公平感を持たれて人事行政の信頼が損なわれないように、その対象あるいはその人数については極めて限定的じゃないといけないと思うわけですね、最少であるべきと思うんですね。そういうところがいわゆる有識者会議でどのような話がされたのかわかりませんが、ぜひこういうことをもう一度検討していただけないのかどうか、これができるかどうかについてもお伺いをしたいと思います。

それから知事に質問させていただきますけれども、例えば1の(2)の「3年以内の危険性の除去」、緊急の課題はその危険性の除去であり、代替施設建設とそれは別問題であると知事はずっと述べられております。ただ、私たちがこの間ずっと見ていまして、この危

険性の除去に対して知事はもう日本政府や米軍に丸投げをしているという感じがあります。ですから、結局結果的にその危険性の除去はこの4年間何の解決もできなかったというふうに思いますけれども、知事はそれは解決できたと思うのか、できなかったと思うのか、それをお聞かせください。そして僕はできなかったと思いますんで、この公約を果たせなかった知事の責任というのは非常に重いと思います。

もう一つは、この危険性の除去、今の答弁で答えられておりましたけれども、結局この責任というのは政府にあるのか米軍にあるのか、そしてどこにあるのか、その辺の責任を非常にあいまいにしているところがありますから、どうでしょうか、その辺ちょっとお聞かせください。

それからこの危険性の除去に対して、移設協議会とワーキングチームこれを設置をしていわゆる危険性の除去を検討していた。しかし、この2年間ぐらいその開催がされていないというんですけれども、知事はその辺のいわゆる協議会の開催を求めたいきさつはあるのかどうか。求めたのに政府がそれをやらなかったのかどうか、その辺についてもちょっとお伺いをしたいと思います。

それから知事はようやく県外移設という発言をされておられます。県外移設、ようやくいろんな与党議員の皆さんからの圧力もあり、周りからも選挙も間近だし、選挙目当てにそれはもう県外移設を言うしかないんじゃないかと。この世論の高まりの中で県外移設をやむなく言ったのかなという思いもあります。ただ、どういう戦略でそういう発言をされたのかまだ私にはわかりませんが、知事の県外移設発言ですが、その県外移設を言うなら県内移設はないというふうに理解をしていいか、御答弁をいただきたい。

そして県外移設で政府政策協議会にその開催をリンクさせているのではないかなという疑問があるものですから、その辺についてもお聞かせください。

そして普天間の固定化になるのではないかなという非常に私も危機感を持っていますけれども、その辺については知事はどういう見解を持っていられるかお聞かせください。

もう一つ、知事の発言について、政府サイドからの反応も出ています。非常に好感を持って受けとめられているようですね。辺野古反対は言っていない、県外を求めるのはいい。そういう発言で、知事は相当苦渋で、考えて結論を出したんじゃないかという非常に好意的な政府サイドの反応がありますけれども、好感を持って受けとめられているような感じがいたします。

知事の心境といいますか、その見解を少しお聞かせください。

それから自衛隊について、実は自衛隊の2万人配備について、今、宮古島のほうでももう驚いてそれを受けとめております。1つお聞きしますけれども、これは過重な負担になるのではないか。どういうふうな見解をお持ちかお聞きします。この強引な陸上自衛隊2万人配備は、先島を国境警備の島に変えてしまう。そして経済振興でも持続的な長期的な貢献が全く期待できない軍隊を先島へ駐留させていくという。それは僕らは先島の経済振興にとって全くマイナスだと思います。知事の見解をお聞かせください。

それから知事公約についてですけれども、私は意識してちょっと細かいところをお聞きしたんですね。ほとんどのきのうの質問、答弁あたりを聞いていまして本当にもう手をかけた、ちょっとやったというそれぐらいです。特に経済問題では確かに県内外、非常に厳しい経済状況の中でよく頑張っているとは思いますが、しかしいかんせん、公約の失業率もほとんど達成できない状態、4万人の雇用も確かに頑張っているけれども、結果的にできていない。それから中小企業の支援にしても有効求人倍率だってこれだけ低下をしている、低迷をしている。あるいは児童虐待の問題についてもほとんど横ばい状態でそういう事件が起こっている。ですから、そういう意味で総じて言うならば、知事の公約は私はこれはもうまさに4年前に不当表示したんじゃないかなと。過剰包装で県民に訴えて当選をしたんじゃないかなというふうに、残念ながら結果的にそう思うわけですね。そういう意味で今回の選挙、我々の側からは別の候補者伊波さんが出てくるわけですが、やはりきちんと公約は公約として実現可能性のある公約をしっかりとやるべきじゃないのかというふうに思いますが、知事の見解もお伺いいたします。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 奥平議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、3年めどの閉鎖状態の実現という私の公約について、このワーキングチームその他の設置を政権がかわって後、この再開を求めたかという御趣旨

の御質問だったと思うんですが、これは政権がかわってかなり落ちついていない面もありました。ですから、直接自公政権のときのワーキングチームをつくるようにということはたしか私申し上げていないと思いますし、あのころは悪くても県外ということでしたか当時の3党はおっしゃっておられたと思いますから、ちょっとあれを活用ということは特に必要ないと思っておりましたけれども、ただし当時の鳩山総理がお見えになったときには、私のほうで3年めどの閉鎖状態の実現に向かって、ないしあの普天間の危険性の除去について取り組んでもらいたいという趣旨のことは無論申し上げました。当時の正確な記憶ではありませんが、その趣旨を踏まえてやっていきたいという御趣旨の発言があったと記憶いたしております。

それから県外移設とか、県外を求めるという私の発言は、県内はないというふうに理解していいかという御趣旨の御発言だったと思うんですが、私はいずれにしてもこれまで政府に方針を変えたことを納得のいく説明を5月のあの前後からずっと求め、4月のあの県民大会でもずっと求めてきたわけで、その説明と解決策が提示されていないので、あの報道で聞く日米共同声明の内容については、見直しの中身は県外へということで見直しを求めると申し上げているわけで、これに尽きるというふうに理解していただければと思います。

そしてこの固定化について、たしか政府のどなたでしたか固定化の話がぼろぼろと出てくる部分がありますが、これはもうとんでもない話でして、そもそも当時のアメリカのラムズフェルド国防長官でしたか、それからその前の国防長官でしたか、そして橋龍さんも含めて極めて危険な普天間飛行場だということを両政府の担当の代表がおっしゃっておられるんですから、これは両政府の責任において速やかに固定化というのは日本国民たる沖縄県民をそのまま危険にさらしたまま放置するというのはとんでもない話で、論外です。ですから、これはしっかり政府の責任において早目に取り組んでもらいたいと考えております。実現をしてもらいたいと考えております。

それからきょうのマスコミの皆さんの表現で、何か政府のほうは好感を持ってというのは、私は実はまだ読んでおりませんのでわかりませんが、政府の意向なり考えを確認はしておりません。マスコミの皆さんの表現で適切かどうか私のほうで申し上げるところではありません。

そして次に、宮古島でしたか先島における自衛隊の隊員の派遣ですが、この部分は私は議員とは考えが全

くといえますか、違います。ですから、自衛隊が沖縄の地域でそれぞれの場所で自衛隊の任務を遂行する。そしてその必要な人数を駐在させるというのは、これはすぐれて防衛省、自衛隊で考えて配置すべきだと思います。そしてまた自衛隊そのものが沖縄の若い人ももうたくさん人口比以上にそこに入っておりますし、現実の自衛隊は沖縄周辺では既に夜間の救急であるとか、災害復旧であるとか、いろんな面で自衛隊が県民の福祉向上に貢献してもらっていることは私は評価すべきだと思いますし、防衛も含めて自衛隊が配置されるということは、私はそれは必要性、内容、人数についてはこれはすぐれて防衛省、自衛隊で考えるべきことだと私は思っております。ただし、沖縄のこれまでの戦中戦後の歴史から考えると、いろいろな県民の感情と思考があります。これは本土とは少し違っておりますから、そういう意味では時間を見、状況を見、そして県民の理解とやはり協力が必要であると考えております。

それから私の公約をたしか過剰包装という、ちょっと私としてはむっとする発言をやっておられますが、公約そのものというのは確かに手をつけたという表現が内容によっては適切でないものもありますが、すべての公約実現に全力投球しております、確かに100点満点でないというのがあることは私は認めます。ですが、それを超えているものもありますし、こういうものは総合的にまた判断していただきたいと思っておりますし、私は基本的に全力投球をして前へ前へと進めておりますし、そういう成果もしっかり出ていると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 奥平議員の再質問で、教員採用試験の門戸を広げて年齢の引き上げ、または撤廃をしたかどうかという点と、それから受験年齢の上限が35歳と37歳で異なるのは二重基準ではないのか、そして一次免除の件についても検討する必要があるんじゃないかという3つの御質問がありましたので、一括してお答えいたします。

県教育委員会としましては、やはり教育は人なりということで、すぐれた資質を持った教員が子供一人一人に目を配って適時適切な指導をすることは大変重要なことだと思っています。そういう視点で、実績や実践力のある教員を確実に確保するために、昨年そういう有識者会議を持ちまして、5つの一部試験免除をしております。

まず1つは、今御指摘のあります教職経験者、臨任による選考こういう方々、あと2番目は、教職経験者、他の都道府県で現職でやっている方々に一次免除をしましょうということです。それから3点目は、スポーツ分野で技能や実績による選考、そういう面で優秀な方ということですね。それから4点目に、芸術分野で技能や実績による選考、5点目に、社会人・民間企業等経験者を対象とした選考ということで、その5つの部門で一部免除の制度をやっております。年齢の件ですけれども、その教職経験者、臨任については37歳、残りの4つの一次免除については40歳というふうにして年齢が異なっております。

なぜ臨任が37歳というそういうことになったかと申し上げますと、本県は臨任2000名近くの方々日々、本採用の人たちにも負けないくらい担任など情熱を持って献身的に頑張っております。

それから7月のその試験が開催されるころは、学期の評価、よいこの便り、父母会など大変忙しい時期です、そういうことでもよく頑張っていると。さらにその臨任の中でも長期継続している方々は実践的指導力、それから生徒への適切な対応、父母や地域への対応などそういうのが高く評価されるとともに、保護者や同僚、児童生徒から信頼をされていると。ですから市町村教育委員会とか学校長とかPTAとか、ぜひこういう先生方を何らかの形で救う方法を考えてほしいというのがこれまでずっと寄せられていました。それを受けて、その検討会で検討した結果、まずその臨任の方々にやはり年齢をこれまで35歳まででしたが、35歳を超えてもこれまで頑張っている方々もおられます。そういう方々にももう少し門戸を広げようということで37歳という形になっております。年齢がなぜ37歳になったかと申し上げますと、その委員の皆さんの報告の中には、臨任への応募者の年齢の分布、それから5000名近くの受験者がいるとか、それから年齢構成、それから年金の支給とか昇給、そういうもろもろのものを総合的に勘案して37歳としたということを報告を受けております。

それから一次免除については、今5つの免除制度を活用して優秀な人材の確保に努めております。それから3割枠についても設けてやっておりますけれども、この有識者会議のほうからもこの制度については実施3ないし5年後課題を検証し改善を図っていくことが求められております。ですので、私たちもう3年目に当たりますので、ぜひこの選考試験につきましては、課題を検証しまして改善を図っていく、検討して改善する面があれば改善をしてまいりたいと思ってお

ります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の御質問の中で答弁漏れがございましたので、政策協議会は辺野古移設その他の基地問題でリンクさせられているんじゃないかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、私どもはこの議会での御承認も御意見もたっぷりいただいた21世紀ビジョンを実現するために、次の沖縄振興計画が来年度で切れますから、これを各省が入った政府と協議の場を早目につくってもらいたいという要求はこの何カ月かといいますか1年ぐらい前からやっておりましたが、政権が交代し、普天間問題でいろんな動きがあり、代表がかわり、参議院選挙があり、また代表選挙があり、この中で前へ進まないんです。10年前の今の振興法、振興計画をつくっていたプロセスよりも大分おくらせております。したがって、私どもはもっと早くしっかり協議の場をつくってもらいたいというのを実は申し上げておりました。それが今度の政策協議会の形で実現しております。ですから、あえてまた普天間の移設の問題とはリンクさせないということを申し上げ、官房長官も前日の記者会見でその趣旨のことをおっしゃっておられます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 知事に再々質問、最後の質問でありますけれども、県外移設反対というならば、先ほどに返りますけれども、その県内移設にも反対であると断言できますか。

それから公約についてなんですけれども、100%できない、それはできないよというお話なんですけれども、ずっと皆さんの答弁を聞いてきて、本当に達成できていない。ましてや余りできてない、いわゆる過剰包装だと言ったのは、ゼロにするとか、何年以内だと期限を切つてできないからそういう話をしているわけであって、まさに過剰包装であり、不当表示だと僕は思うんですね。

そういう意味でいよいよ知事の任期も4年間最後になりますけれども、大変お疲れさまでございました。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の再々質問に答弁いたします。

まず県外を求めるということは、県内反対だということに断言したらどうかという御趣旨のことだと思います。

今の日米共同発表の中身については、私どもは正式に話を受けてないんですよ。ですからこれをまずしっかりやってくれというのをまず言っているわけです。まだ途中です。ですから納得のいく説明をしっかりやってくれとこれも言っているわけです。だけど、これができないとすればいつ我々がこれを見切るかですが、これはもう見直して県外を求めるとこう言っているわけです。ですから、これ県内は事実上不可能と私申し上げていますから、それが今の御質問に対する答えになろうかと思います。

そして先ほどのこの過剰包装のあたりは、何もこれは質問じゃございませんね、全くそんなことはありませんので。

○照屋 守之君 議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党県議団を代表して質問を行います。

今議会は、仲井眞知事にとっては最後の議会となりました。それだけに、この4年間の知事の県政運営や政治姿勢に関する総括が求められます。我が党県議団は、仲井眞県政の4年間は、国策の県民への押しつけ、アメリカ追従で県民に苦難を押しつける県政であったと分析しました。

仲井眞県政のもとで自公政権の構造改革路線が県政に持ち込まれ、貧困と格差が広がり、県民の暮らしは耐えがたいものとなっています。米軍再編による日米軍事一体化が進められ、米軍基地の強化で基地被害が拡大し、県民は、人間としての尊厳が踏みにじられ、平和に生きる権利が奪われてきました。

県民の願いに背き、知事は、名護市辺野古の新基地建設を容認してきました。昨日の代表質問で、県内移設反対を言えない知事に県民の怒りと失望が広がっています。また、県民所得は依然として全国平均の7割以下です。働いても青年の2人に1人がワーキングプ

アの貧困、完全失業率は7%の高水準を維持し、失業して住居を失う人まで出て、自殺者は400人を超え、県民の命が脅かされています。

国民年金納付率は38%、国保税は5世帯に1世帯の5万1260世帯が滞納し、子供が医者にかかれません。県内の私立大学で年間500人、学生の4分の1が経済困難で退学する衝撃的実態も公表されています。

米軍基地は、沖縄県経済発展の大きな阻害要因となっています。基地の返還された那覇新都心では、雇用で70倍、税収で100倍余になっていて、北谷町のハンピータウンや那覇新都心などで見られるように、基地をなくして経済振興、雇用が拡大することを示しています。県民総所得に占める基地関連収入は、復帰時の15%から5%と大幅に低下しています。県経営者協会の会長も、米軍基地はもはや沖縄経済発展の阻害要因と述べているように、基地をなくしてこそ沖縄経済の振興・発展の道は開かれます。

それでは、質問いたします。

1、普天間基地、辺野古新基地建設問題などに関する知事の基本姿勢について伺います。

名護市議会議員選挙で、名護市民は1月の市長選挙に続いて辺野古新基地反対の意思を示しました。辺野古新基地建設の日米合意の実行は不可能です。知事は、菅首相に辺野古移設反対を明確に表明すべきではないか。知事は、何で県内移設に反対と言わないのですか。

日本政府は、大型の高速強襲輸送機のMV22オスプレイの配備を故意に隠し、飛行経路も陸上部や住宅地域にはかからないと県民をだましてきました。オスプレイは、轟音をまき散らしてよく墜落する欠陥機です。政府が行った環境アセスは、オスプレイを配備しないことを前提にしたものです。知事は、環境アセスのやり直しを求め、環境破壊のオスプレイ配備は中止せよと日米両政府に強く求めるべきではないですか。

米側のV字案は飛行経路が陸域に広がり、政府のI字案は集落上空を飛行する、いずれも騒音被害、墜落の危険が増大するものです。両案ともに被度の高いジュゴンの藻場が大幅に消失してしまい、どれも受け入れられない案です。稲嶺名護市長は、話にならない、言語道断と8月の日米報告を糾弾しました。絶滅の危機にあるジュゴンを守るためにも藻場が消失する埋め立てに反対し、公有水面の埋め立ては承認しないと知事は明確に表明すべきではないですか。

仲井眞県政の4年間は、県民の願いを踏みにじる海兵隊の普天間基地の辺野古沿岸への移設推進の立場でした。知事はこの間、海兵隊については勉強すると答

弁してきましたが、我が党は一貫して海兵隊は抑止力ではない、侵略の軍隊であると本性を暴露してきました。米国内でも議論が広がり、アメリカのバーニー・フランク下院議会歳出委員長が、海兵隊は65年前に終わった戦争の遺物だ。沖縄に海兵隊がいる必要はないと発言しています。知事は、なぜ海兵隊が沖縄に必要だと考えるのか。海兵隊を撤退せよと強く表明すべきではないですか。

知事は、普天間飛行場の危険性の早期除去を公約したが、深夜・早朝の訓練、爆音被害が激増し、学校や病院、住宅地上空の飛行で危険が放置されたままです。米国内では住宅地上空の飛行は禁止されているのに、普天間基地では異常が放置されています。宜野湾市の伊波市長は、普天間基地の危険性の除去について、知事は何もしてこなかったと批判しています。知事には普天間の危険性の除去はできないのではないのですか。

那覇市において8月に連続して米兵による女性に対する住居侵入、強制わいせつ事件が発生しました。子供や女性に対する米軍犯罪は、1955年の6歳の少女が暴行殺害された事件、1995年の少女に対する海兵隊による暴行事件と何度も繰り返され、人間としての尊厳を奪われ耐えがたい苦痛を押しつけられてきました。女性や子供が被害者になった米軍犯罪・事故はどれだけあったのか。そのうち起訴された件数はどれだけですか。

嘉手納基地の滑走路改修工事のためF15戦闘機が普天間基地に訓練移駐すると、一層危険や爆音被害が拡大します。知事は、普天間基地への訓練移転を中止させるために何をしましたか。

2、医療、福祉、教育の予算を削って貧困と格差を広げる「行財政改革」を転換して、暮らし・福祉を守る県政に。

(1)、教師へのアンケートで8割が「家庭や経済状況が厳しい子がふえた」と答え、食事は給食だけ、虫歯の治療ができず、眼鏡が買えないなどの子供の貧困が深刻になっています。高校生以下の無保険5031人が明らかになり、議会内外での運動で保険証の交付が始まっているが、いまだ無保険の子が1508人残されています。就学援助を受ける子供が増加しているが、県民所得の低い沖縄県は高いはずなのに、大阪は27%、東京が22%に比べて沖縄の15%は低く抑えられているのではないか。必要な子供に就学援助を行うべきではないですか。また、児童虐待の大きな原因は経済問題にもあることが指摘されています。沖縄県が貧困の実態を掌握していないのは職務の怠慢ではないか。直ちに

県独自の貧困対策をとるべきではないですか。

(2)、児童福祉の補助金について、産休代替職員任用事業費の補助金が3分の1に減らされているが、減額の理由は何ですか。ほかに減額されている事業は何か。県は、児童健全育成や子育て支援事業をどのように考えていますか。

(3)、仲井真県政の4年間で、最後のセーフティネットとしての生活保護の申請が増加しています。生活保護世帯、人数はどうなっていますか。生活保護世帯の高校進学率が低下しているが、割合は幾らか、原因は何ですか。生活保護世帯の自立のために高校進学のための支援はとりわけ重要だと考えます。埼玉県では、1億円を超える予算で高校受験のための学習支援の取り組みが始まっているようです。高校進学、卒業への支援をすべきではないですか。また、就職のための必要条件となっている運転免許などの取得に対する支援が必要だと考えるがどうですか。

(4)、障害者問題について、県立南部・こども医療センターの「こころの診療科」の小児精神科医師がやめて以降、医師確保を切望する声があるが配置されていますか。国民世論と関係者の声に押され民主党が公約した障害者自立支援法の障害の重いほど負担の重い応益負担がいまだ抜本改正されていません。当面、県が助成をして利用料の軽減をすべきではないですか。県の障害者関連の補助事業費は、施設整備費を除いて減額となっているのはなぜか。重度心身障害者（児）医療費助成事業費は、関係者の強い抗議を受けて削減を撤回しているが、ほかに事業の縮小・廃止したのは何ですか。

(5)、高齢者福祉について、県も進めてきた政府の介護型療養病床の15万床廃止計画が、「医療的ケアができない」、「療養病床が必要」と中止要求の国民の声に押されて見直されることになりました。県の療養病床の削減計画によって病院や介護施設から退所させられた高齢者が有料ホームに入って、高額な負担で家族が疲弊しています。必要とする人が入るように療養病床をふやすべきではないですか。75歳以上の後期高齢者医療で、保険料の滞納者が5028人、保険手帳のない無保険者が640人もいる制度を、県は廃止の声に背を向けて容認しています。廃止を求めるべきではないですか。無保険者などの支払い困難者に支援をすべきではないですか。高齢者福祉は県政の重要課題となっているが、県単独で行われていた高齢者住宅改造補助事業を廃止しています。ほかに削減・廃止されたのは何ですか。

(6)、国保制度について。

政府が国保への負担金を半分に減らし、市町村と国保世帯に負担を押しつけた結果、国保税がどんどん高くなって滞納世帯がふえ、医療費の3割自己負担も重く医者にかかれない事態が広がっています。1世帯当たりの国保税額、1人当たり税額はどれだけふえ、滞納世帯はどうなったのですか。県の調査で、国保税の独自減免などのために11市が41億円余の政策的な繰り入れをしています。ところが、県は1円も補助をしていません。国保税を引き下げるために県が補助をすべきではないか。1世帯1万円の引き下げに必要な県の予算額は幾らですか。

3、本土企業誘致による非正規雇用の拡大路線から、農業、水産業、地場産業の育成、観光振興による経済振興と雇用を守る県政に。

(1)、知事は、企業誘致で失業率を全国平均にすると公約をしたが、経済危機によって政府が緊急雇用政策を行った臨時雇用のほか、失業率解消で見るべき改善策はなかったのではないですか。

(2)、知事の雇用政策は、正規雇用の減少、不安定労働の非正規雇用を拡大したのではないですか。正規と非正規雇用の人数と割合はどう変わったのですか。

(3)、県の20代の非正規職員が、手取り10万円余では生活ができないと生活保護の申請に行っています。県の臨時職員の時給810円を引き上げるべきではないですか。また、県の知事部局で正規職員が何人減らされ、臨時職など非正規の割合はどうなったのか。県民の福祉や県民生活を守るための公務労働者が非正規に置きかえられてきたのではないか。正規雇用にすべきではないですか。また、教師は多忙で子供と向き合えない、一人一人を大事にする教育が困難となり、精神疾患も急増しています。教師の教える力の蓄積ができない臨時任用の不安定教師を正規雇用にすべきではないですか。

(4)、県民所得は向上しましたか。米軍基地があるために農業、水産業、地場産業などの発展が阻害されてきました。基地によって失われている沖縄県経済の逸失利益を、県の統計資料を使って県議会事務局が年間4948億8900万円と試算をしています。沖縄県は、21世紀ビジョンで基地のない沖縄を目指していますが、基地が全面返還された場合の沖縄県経済はどうなるのか、経済波及効果を試算すべきではないですか。

(5)、経営が逼迫している中小業者が、県の小規模企業対策資金や小口零細企業資金などの融資制度を据置き2年間、返済を10年間に要請をしています。他府県においては改善がされているが、本県はいまだ改善されず、業者の倒産が危惧されています。早急な改

善が必要ではないですか。また、政府の経済危機対策臨時交付金を活用して、全国で「中小企業の仕事おこし」として小規模工事登録制度や住宅リフォーム助成制度が進められています。県内各市では、130万円以下の公共工事に分割して年間数千万円の予算で業者の経営を支えています。県は検討を約束しているが、制度創設を急ぐべきではないですか。

4、年末に策定する新たな「防衛計画の大綱」に、沖縄の陸上自衛隊を現在2000人から2万人にふやすと報道されているが、自衛隊増強に対して知事は明確に反対すべきではないですか。

5、浦添看護学校の民間移譲問題について。

元県医師会副会長の當山氏は、県は看護師不足の解決策を模索しているか疑問が多い、一貫した看護師養成施策に欠けると厳しく指摘しています。看護師の育成は、基本的に県の責務です。最低でも県立病院の看護師は、県が養成をすべきです。浦添看護学校の民間移譲計画を中止して、県立として存続させること。

6、子供医療費を入院は中学卒業まで、通院は年齢を1歳ずつ引き上げるのに、それぞれ必要な予算は幾らか。入院は中学卒業まで、通院は年齢引き上げを行って無料化を拡大することについて。

7、知事は、小学校での30人学級を公約したが、教師は県独自の予算でなく加配を使い、1、2年生でも20学級で教室が足りずに完全実施されていません。県民、国民の要求と運動で国が30人学級に向けて来年から実施することになっています。知事は、積極的に30人学級の実現に取り組むべきではありませんか。

以上の質問にお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 西銘議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、普天間基地、辺野古新基地建設問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の県内移設に反対することについての御質問にお答えいたします。

県といたしましては、去る5月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと繰り返し申し上げてきたところであります。そして、名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえ、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてきましたが、政府からこの間の県民の怒りと失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておられません。

県といたしましては、このような状況にかんがみて、政府に対し日米共同発表を見直し、そして普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく普天間基地に係る御質問の中で、海兵隊の撤退についての御質問にお答えいたします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による本県の過重な基地負担の軽減を求めてまいりました。とりわけ海兵隊につきましては構成員が最も多いことから、その削減に最優先に取り組む必要があると考えております。

このため、米軍再編で示された海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小等は、県民の要望している在沖米軍兵力削減及び米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実に実施がなされる必要があると考えております。

同じく普天間基地にかかわる御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去に係る御質問に答弁いたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、移設措置協議会やワーキングチーム会合などにおいて政府と意見交換を重ねてきたところであります。しかしながら、昨年9月の新政権発足後は、これらの協議会等は開催されておられません。

県は、総理を初め各大臣との面談など、機会あるごとに普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めており、政府におきましても積極的にこの問題の解決に取り組んでいただけることを期待いたしております。

次に、経済振興と雇用に係る御質問の中で、企業誘致で失業率を全国平均にすることについての御質問にお答えいたします。

沖縄県への企業誘致を積極的に推進するため、私自身も企業訪問や企業誘致セミナーを初めいろいろな機会を活用して、いわゆるトップセールス的な努力をやってまいりました。就任から平成21年末までの3年間で86社が立地をし、約7000名の新たな雇用を創出したしております。

また、県全体の就業者数は、全国が減少する中、着実に増加をしており、直近のことし7月は63万4000人と最高値となっております。平成18年平均の59万7000人に比べ3万7000人の増となっております。

完全失業率も7月は沖縄県が6.5%で、全国の5.2%と比べ1.3ポイント差と近づいております。

沖縄県といたしましては、観光・リゾート産業を初め情報通信関連産業や国際物流関連産業などの産業振

興と企業誘致をさらに推進いたしますとともに、あわせて地域産業を育て、引き続き「みんなでグッジョブ運動」を展開し、雇用の場の創出と拡大に全力で取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの西銘純恵さんの質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の西銘純恵さんの質問に対する答弁を続行いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間基地、辺野古新基地建設問題などに関する知事の基本姿勢の中の、環境アセスメントとオスプレイ配備についてお答えいたします。

県は、オスプレイが過去の開発段階におきまして、死亡事故を起こしていること及び現在米本国などにおいて配備されていることについては承知しております。また、2010会計年度海兵隊航空計画においては、普天間飛行場のCH46と代替更新することが記述されております。これらのことを踏まえ、県は政府に対し再三照会しており、去る9月9日及び14日にも外務省沖縄事務所に対し問い合わせをしたところですが、現時点で具体的に決まっているわけではないと米側から回答を得ているとの回答であります。

県としては、配備の有無を含め、政府から県民に十分な説明をすべきであると考えており、引き続き具体的な説明を求めてまいります。

いずれにしても、環境影響評価手続については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の規定に基づき適切に対応することになります。

次に、公有水面の埋立承認についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題に関する今後の政府の対応としては、去る8月31日に公表された日米専門家検討会合報告書の検証及び確認、日米安全保障協議委員会での合意、環境影響評価手続等が行われるものと考えております。政府から知事に対して埋立承認願書が提出されるのは、これらの手続を経た後となっており、現時点では移設案を受け入れることは極めて厳しいとい

うのが県の考えであります。

次に、嘉手納基地所属機の普天間飛行場の利用についてお答えいたします。

米軍によれば、嘉手納飛行場の滑走路改修工事に伴い、滑走路1本で運用が行われる18カ月の間、嘉手納飛行場に着陸できない事態が発生した際に、航空機が普天間飛行場を含む他の飛行場へ着陸地を変更する、いわゆるダイバートの可能性が高くなるということです。

普天間飛行場周辺住民の過重な負担を踏まえ、県としては米軍に対し、安全管理を徹底し、ダイバートが発生することがないように、適切な運用を要請したところであります。

次に、新たな「防衛計画の大綱」についての御質問の中で、自衛隊増強についてお答えいたします。

北澤防衛大臣は、9月21日の記者会見におきまして、先島諸島への部隊配備について調査をスタートさせていきたい、また2万人規模というのは聞いたことがない旨の発言をしております。

自衛隊の配備につきましては、政府において、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討をされるべきものであり、県民の理解なしに進めることは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 女性や子供が被害者となった米軍犯罪、事故件数についてお答えいたします。

米軍構成員等による犯罪の中で、女性や未成年者が被害者となった件数については、県警察の犯罪統計システム上、検索・把握できる平成16年以降について御説明いたします。

平成16年から平成21年までの6年間で沖縄県における米軍構成員等による刑法犯検挙件数は365件で、そのうち女性を被害者とするものは68件、未成年者を被害者とするものは15件であります。

交通事故件数につきましては、交通事故統計のある平成13年から平成21年までの米軍構成員等による交通人身事故件数は1405件で、そのうち女性の死傷者は870人、死亡が1、重傷が37、軽傷が832であります。15歳以下の子供の負傷者は119人、重傷が9人、軽傷が110人となっております。

次に、そのうち起訴された件数はどれだけかという御質問についてであります。事件の起訴・不起訴の処分については検察庁にゆだねられておりまして、検

察庁が行った判断結果について県警察がお答えする立場にありませんので、答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、「行財政改革」から、暮らし・福祉を守る県政への転換についての御質問で、必要な子供に対する就学援助についてお答えいたします。

就学援助事業は、市町村においてそれぞれの実情に応じて実施されているものと認識しておりますが、県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし、就学援助事業の適切な実施を促しております。また、全国都道府県教育長協議会等を通じ、就学援助の充実につながる十分な財源措置について、国へ要請しているところであります。

次に、経済振興と雇用を守る県政となることについての御質問で、正規任用教員をふやすことについてお答えいたします。

定数内臨時的任用教員の任用につきましては、児童生徒数や学級数の増減に伴う教職員定数の調整や、中長期的な計画による各年度の採用者数の平準化等により、やむを得ず行っているところであります。定数内臨時的任用教員については、これらの要因等を勘案し、縮小に努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校における30人学級の公約についての御質問で、30人学級についてお答えいたします。

30人学級につきましては、小学校1、2年生で施設条件面等の対応が可能な学校において実施しており、当面、小学校低学年で実施することとしております。今後の計画については、現在、文部科学省において策定されている「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」の動向や全国の実施状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 「行財政改革」から、暮らし・福祉を守る県政への転換についての御質問の中、子供の貧困の実態把握及び貧困対策についてお答えします。

子供の貧困の実態把握については、現在、就学援助認定者、生活保護世帯、ひとり親家庭、被措置児童の状況等、関連のある各種資料の収集、整理を行っているところであります。引き続き、教育庁や各種相談機

関とも連携しながら、実態把握のための作業を進めてまいりたいと考えております。また、貧困対策につきましても、実態把握と並行して現行の施策の課題等を洗い出し、貧困の実態に即した効果的な支援方法等を検討してまいりたいと考えております。

次に、産休等代替職員任用事業補助金の減額の理由等についてお答えします。

産休等代替職員任用事業補助金については、国の補助事業から平成17年度に一般財源化され、県の単独事業として奨励的に補助を行い、これまで人材確保の面から一定の役割を果たしてきております。しかしながら、他の福祉・医療、教育施設などでは同様な補助制度がなく、類似分野との均衡がとれていないこと、九州3県が既に廃止しており、他県でも廃止や補助率の見直しを検討していることなどの理由で、平成22年度から補助率を2分の1に変更したものであります。また、他に減額となっている事業としては、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給金事業が補助要件の変更や利子返済による自然減となっております。なお、平成22年度の予算編成に当たって、延長保育事業や放課後児童健全育成補助事業については、大幅な増額措置を行ったところであり、今後とも子育て支援事業については必要な予算額の確保に努めていきたいと考えております。

次に、生活保護世帯数、人数の動向についてお答えします。

沖縄県における生活保護の動向を見ると、平成9年度以降保護世帯数、人員ともに増加傾向にあります。平成18年度と平成21年度を比較しますと、保護世帯数が1万4846世帯から1万8228世帯へ3382世帯増加し、保護人員につきましても2万2250人から2万6572人へ4322人の増加となっております。なお、生活保護については、全国においても同様に増加傾向で推移しております。

次に、高校進学率の低下要因及び高校進学等への支援等について一括してお答えいたします。

生活保護世帯の高校進学率は、平成18年度の78.8%から平成21年度は74.2%へと4.6ポイント低下しています。高校進学率が低下した原因については、学力不足や就職希望の増加が要因として考えられます。

高校進学等支援につきましては、今年度からセーフティネット支援対策等事業を活用して福祉事務所に専門相談員5人を配置し、進学支援や不登校問題への支援を開始したところであります。平成22年度は、那覇市等4カ所の福祉事務所で実施しておりますが、生活保護世帯の自立を促進する観点から今後強化してまい

ります。

次に、運転免許取得に対する支援策についてお答えします。

生活保護受給中の世帯員が就職のために必要な運転免許の取得等の技能修得を行う場合は、技能修得費による支援を行っております。平成21年度の技能修得実績額は321万6000円となっており、うち運転免許取得に係る分は119万1000円であります。

次に、障害者自立支援法の利用者負担についてお答えします。

障害者自立支援法の利用者負担については、これまでも負担軽減措置がなされておりますが、さらに平成22年4月1日から、低所得の障害者等の福祉サービス及び補装具に係る利用者負担が無料になっております。利用者負担のあり方については、現在国の「障がい者制度改革推進本部」において具体的な検討がなされており、新たな制度の中で検討するものと考えており、県としましてはその動向を注視してまいります。

次に、障害者関連の補助事業についてお答えします。

障害者関連の補助事業のうち、減額の主な理由は、精神障害者社会復帰施設等運営費補助事業で、平成18年度に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、新体系サービス事業所へ移行したことによる補助対象施設の減によるものです。また、そのほか縮小などをした事業は地域生活支援事業、障害者自立支援法推進事業、心身障害児（者）歯科診療等事業費等となっております。なお、補助金の総額は平成18年度と比べて平成22年度では、3億4201万9000円の増額となっております。

次に、療養病床の増床についてお答えします。

療養病床の再編とは、現在、医療機関で療養病床を利用している患者のうち、医療の必要性が高い方は、医療療養病床で引き続き受け入れ、介護の必要性が高い方は、医療機関を介護施設に転換して受け入れることとした施策であります。したがって、介護療養病床の廃止を凍結する、しないにかかわらず、基本的に増減が生じないこととなっておりますので、療養病床の増床が必要とはならないものと考えます。

なお、国は、このほど実施した療養病床実態調査の結果に基づき、介護療養病床の廃止期限の延長や療養病床削減計画の見直しについて方針を示す予定となっております。それを踏まえて検討してまいります。

次に、後期高齢者医療制度の廃止を求めること及び保険料の支払い困難者への支援についてお答えします。

現在、国では、高齢者のための新たな医療制度について、有識者や関係団体の代表等で構成する「高齢者医療制度改革会議」で検討中であります。

県としましては、国の検討状況を注視してまいりたいと考えております。また、現在の後期高齢者医療保険料については、国の追加軽減策により国民健康保険より手厚い軽減が実施されており、都道府県は、低所得者等に対する法に基づく保険料軽減に必要な財源の4分の3を負担することになっております。本県の平成22年度の負担は、予算額で18億8944万9000円となっております。

次に、減額、廃止された県単補助事業についてお答えします。

平成18年度以降に廃止した県単補助事業は、沖縄県高齢者等いきいき住宅改造費補助事業のほか、沖縄県離島等介護サービス確保渡航費等補助事業と要支援等高齢者自立促進事業があります。これらの事業は、先導的の事業やモデル事業として実施し、役割を果たしたことから終了したものであります。また、減額した事業は、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給金、高齢者無料職業紹介事業、地域福祉基金補助事業の3件となっております。これらについては、事業内容の見直し、嘱託職員の勤務日数の減、基金の運用益の減に伴うものとなっております。

次に、1世帯当たり、1人当たりの国保税額及び滞納世帯の実態並びに国保税額引き下げのための県の補助及び1世帯1万円引き下げた場合の試算額についてお答えします。

県内市町村国保の1世帯当たり及び1人当たりの税額は、医療費の増加等に伴い伸びており、平成20年度における税額は1世帯当たり12万1322円、1人当たり5万9690円となっており、平成18年度に比べ、1世帯当たり1208円、1人当たり4241円の増となっております。また、平成22年6月1日現在における県内市町村国保の滞納世帯は5万1260世帯で全世帯に占める割合は20%となっており、平成19年6月1日現在に比べ1.1%増えております。平成22年度を基準に保険料を1世帯1万円引き下げるとした場合の試算額は、約25億円となります。

国民健康保険制度は、国・県の公費負担及び被保険者の保険税等を財源として、保険者である市町村の責任により運営されるものであります。したがって、県独自の支援を行うことは困難であると考えております。なお、国保制度には、低所得者に対する保険税の軽減措置が設けられ、都道府県は軽減に必要な財源の4分の3を負担することになっており、本県の平

成22年度の負担は、予算額で48億9044万4000円となっております。また、県は市町村国保を支援するため財政調整交付金を交付しており、平成22年度当初予算においては77億4000万円を計上しております。

次に、浦添看護学校の県立としての存続についてにお答えいたします。

県内の看護師養成機関における卒業者数は、ここ数年、毎年470人程度で推移してきましたが、養成機関等の増により平成23年度末には720人が見込まれ、供給体制は大幅に改善される予定であります。県は、看護師養成の重要性にかんがみ、県立浦添看護学校について平成24年4月に学校法人湘央学園へ設置者を変更し、引き続き看護師の養成数を維持することとしております。

県としましては、今後とも、県立看護大学による看護師養成や民間養成所への運営補助など県の役割を充実強化してまいります。

今回の条例案の趣旨は、県内の看護師養成数の維持を図りつつ設置者を変更するものであり、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、乳幼児医療費助成事業の対象年齢の拡大についてお答えします。

乳幼児医療費助成事業については、入院を中学卒業まで拡大した場合、約1億5200万円の事業費の増加が見込まれ、通院については、年齢を1歳ずつ引き上げるごとに平均1億3000万円の事業費の増加が見込まれます。仮に通院を就学前まで拡大した場合、約4億6000万円の事業費の増加が見込まれ、入院分と合わせた事業費は14億5100万円となり、本年度当初予算と比較して約6億1200万円の事業費の増加が見込まれます。事業費については、市町村が助成した医療費の2分の1を県が補助しているため、対象年齢の拡大には県及び市町村において大きな財政負担を伴うことから、現状では厳しいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 小児精神科医師の配置についてお答えいたします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」については、現在、早期の診療再開に向けて、人的ネットワークやホームページ等を活用して後任の医師確保に努めているところでありますが、小児精神科医は全国的にも不足している状況にあり、現在のところ医師確保の見通しは立っておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 経済振興と雇用を守る県政となることについて、正規雇用と非正規雇用の人数と割合についての御質問にお答えします。

国が5年ごとに実施している就業構造基本調査によれば、沖縄県における平成14年の正規雇用者は30万1800人、非正規雇用者は17万500人で、非正規雇用者の割合は36.1%となっております。平成19年は正規雇用者30万1200人、非正規雇用者は20万7500人で、非正規雇用者の割合は40.8%と高くなっております。一方、知事就任以降の動きは、国が実施している「毎月勤労統計調査」の県内雇用者数に占めるパートタイム労働者の割合を見ると、平成18年の26.7%から平成21年の26.6%とほぼ横ばいで推移しております。

同じく経済振興と雇用を守る県政となることについての中、小規模企業対策資金や小口零細企業資金などの返済期間等の早急な改善についての御質問にお答えします。

小規模企業対策資金や小口零細企業資金などの融資制度については、これまで返済期間等の延長や融資額の引き上げを行い、中小企業者の負担軽減や資金調達の円滑化を図り、改善に努めてまいりました。要請のある据置期間2年、返済期間10年については、一部他県において制度として取り組まれていることから、本県においても、各取扱金融機関、信用保証協会等の関係機関から成る県制度金融研究会において検討してまいりたいと考えております。

同じく経済振興関係の中で、小規模工事登録制度の実施についての御質問にお答えします。

いわゆる「小規模工事契約希望者登録制度」は、沖縄市、宜野湾市、うるま市、浦添市、西原町の5市町において県内で実施されているところであります。県が同様の制度を実施することについては、公共工事の品質確保等の課題もあり、今後も実態調査をしていきたいと考えております。

なお、沖縄県では、中小企業の受注確保について、官公需法に基づき国が定める「中小企業者に関する国等の契約の方針」に従い、受注機会の増大に努めており、市町村にも同様に要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 経済振興と雇用に関する質問のうち、県の賃金職員の時給の引き上げについて

お答えいたします。

県の賃金職員の給与につきましては、常勤職員の給与との均衡を考慮して時給で定めることになっております。県では、賃金職員の職務が常勤職員の補助的業務であることを踏まえ、高校卒業後すぐに選考採用される場合の常勤職員の初任給をもとに時給を決定しており、適切であると考えております。

次に、非正規職員の割合及び正規雇用への移行についてお答えいたします。

平成18年度から22年度にかけて知事部局における常勤職員等の正規職員は362名減っていますが、その間、全職員に占める非常勤職員、嘱託職員等の割合は約25%程度で推移しております。また、非常勤職員は、補助的・定型的業務に従事しており、正規職員とは業務内容、採用形態、勤務時間等が異なります。

県行政の推進に当たっては、正規職員と非常勤職員等がそれぞれの役割を分担しながら、円滑に業務を推進しているところであり、非常勤職員を正規職員に移行することにつきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 経済振興と雇用を守る県政となることについての御質問の中で、基地が全面返還された場合の沖縄県経済についての御質問にお答えいたします。

県では、平成18年度に国の大規模駐留軍用地利用推進費の調査の一環として、嘉手納飛行場より南の普天間飛行場など5つの基地の返還後の経済波及効果について、主として都市的利用を前提として調査をしております。しかしながら、沖縄全域の基地についてはその返還時期が不明であり、返還後の土地利用方法や土地需要についての予測が難しいことから、現段階での経済波及効果の定量的分析は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 経済振興と雇用を守る県政となることについての御質問で、住宅リフォーム助成制度についてお答えいたします。

住宅リフォームに関する助成は、地域住民の生活に密着した事業であることから、市町村で実施することが効果的であると考えております。

県としましては、今後の国の動向や県内需要及び市町村の実施状況を踏まえ検討していきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 知事の答弁を聞いて県民はますます仲井眞知事に失望しています。

1点、お尋ねします。

知事は、なぜ県内移設反対を言えないのかとの質問に対して、政府から県民に納得のいく説明がないとオウム返しで答弁しています。知事の言う納得のいく説明の内容は何か。具体的にお答えください。

2点、知事は普天間の危険性除去に努力している、政府に要請していると、何度も答弁しています。知事が考えている危険性の除去の具体的な内容は何か、明確にお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の再質問に答弁いたします。

まず1つは、納得のいく説明とは何かという御趣旨の再質問だったと思うんですが、これは文字どおり納得がいかないから納得のいく説明、特に納得がいかないというのは、民主党政権と当時の三党連立政権がスタートしたときに、悪くとも県外とか、少なくとも県外というのを当時皆さんでおっしゃったわけでしょう。それが180度、何のことはないもとへ戻るというこの理由は何かと聞いているんですよ。これは納得いかないじゃないですか、だって、そのまま。ですから、これの説明をやっぱりしてもらわないと、またアメリカといろいろやって何のことはない、もとへ戻った理由は何か。そしてまたマニフェストないしはほとんどマニフェストと同じような公約に近いものでやったものを、どうしてこう180度変え得るのかということは、そのままでは納得いかないでしょう。だから、それを聞いているわけです。

それから、2番目の危険性とは一体何か。

これはいろいろ想像すれば幾らでもあるわけですし、そういう中で場周経路そのものは一体安全なのか。なぜならあの下はほとんど民家と、その中にあとは公共施設たる学校であるとか、いろんなのがありますし、現に横の方の国際大学にヘリが墜落したこともあるわけですから、そういう墜落も含めて、さらに運

用のレベルをもう少し落とすことはできないか、騒音も含めてですよ。ですから、そういうもろもろのことを危険性、それを減らす、除去するということを申し上げているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん ただいまの知事の答弁には、ますます不信感を持ていきます。なぜかと言いますと、本当に納得がいく説明をというのが、民主党政権が公約違反したことについてわびてほしいということなのか。それともう一点は、本当に普天間基地について飛行禁止を求めているということも明らかになっております。

最後に、改めて知事の答弁を聞いて県民の命も暮らしも守る県政運営はできないということを痛感いたしました。

昨日の県警の答弁で、虐待で幼い子供を死亡させたのは生活苦によるストレスだと言われました。子育て中の若い世代が不安定雇用の中で懸命に生活をしています。雇用はふやしたと答弁しています。でも、ふえたのは不安定な非正規雇用ではありませんか。知事には子供の貧困の早急な解決に向けての取り組みも見えませんが。福祉行政が貧弱な上、福祉切り捨てをとめようとしていません。県民の医療を守る姿勢もありません。病院から退院を迫られて行く先がなく、困っている県民がたくさんいる。それでも療養病床は足りている、このようなことを言っています。その一方で、泡瀬干潟の埋立事業は裁判で「経済的合理性がない」との判決を無視して再開しようとしています。自公の構造改革路線の仲井眞県政では、子育て支援、医療・福祉、教育を大切にしてもらいたいとの県民の願いを託すことはできません。

仲井眞県政のもとで策定された21世紀ビジョンは、基地のない沖縄を明記しています。ところが、知事はこの期に及んでも県内移設反対を表明しませんでした。これでどうして基地のない沖縄を実現できるでしょうか。辺野古移設の日米合意を白紙撤回させて、普天間基地の無条件撤去を勝ち取ることが基地のない沖縄を実現する確かな道ではありませんか。

東南アジア諸国連合（ASEAN）の指導者を長く務めたマレーシアのマハティール元首相は、戦争という選択肢が時代おくれ、期限切れになっている。日本に米軍基地がなくても、日本が安全保障を図ることは完全に可能だ。基地の軍事的なおどしは、相互の軍事力増強を招きかねず、平和を脅かすものだといインタビューで語っています。

アメリカの政府高官が沖縄の海兵隊は、日本を守るために配備しているのではない、このように公言しています。知事は海兵隊の撤去も言いません。普天間基地の住宅地上空の飛行禁止を米軍に求めたこともありません。今もそのように答弁しました。飛行禁止と言えないんです。仲井眞知事には、県民の命と平和を任せることはできません。

アメリカのアーミテージ元国務副長官は、県知事選挙の結果次第では辺野古移設が不可能になる、このように言っています。

11月の県知事選挙で県内移設反対を貫いて、基地のない平和な沖縄を目指す伊波洋一さんの勝利のために、日本共産党は全力を尽くすことを表明して、質問を終わらせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 こんにちは。

公明県民会議を代表いたしまして質問を行います。

質問の前に一言申し上げておきますが、今、ちまたで、蓮舫の事業仕分けで草ぼうぼうというふうな話が出ていまして、もう今、観光立県沖縄のイメージが非常に悪くなっております。青い海、青い空、これが沖縄の特徴でありますけれども、その中に深く青い草というのが生えてきて、非常にイメージが悪くなっているというふうな状況があって、きのう、新聞では国・県ともに対策に乗り出しているという話がありましたけれども、その道路の工法も含めて、草を刈らないのであれば、草の生えないような道をつくると。分離帯も余り草の生えるような形にしないで工法を考えることも一つかと思います。県外・国外に行って、イメージは空港から出ていって道路を走っているときに、ああ、きれいな国だなというふうなイメージがわいてきます。まずそこからスタートしていかないと、沖縄の観光立県というのは今後危ういなというふうなイメージがありましたので、質問事項ではありませんけれども、みんな同じ感じだと思っておりますので申し上げました。

それでは具体的な質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

今、共産党議員から厳しい指摘もありましたけれども、知事の評価というのは県民がやっております、支持率57%というのは僕はすごい評価だというふうに思うんです。ですから、子育ての問題、生活の問題、雇用の問題、基地問題たくさんありますけれども、その中で57%の県民が仲井眞知事を支持していると、評価しているということについては、これは率直に頑

張ったなど、頑張っているなどという評価として受け取れるのではないかというふうに思います。

まず(1)番目に、仲井眞知事は4年前の県知事選挙において3つの基本姿勢、14の政策目標と161の具体的取り組みを公約に掲げて当選され、県政運営に当たってされましたが、振り返って企業誘致、雇用の拡大、過重な基地負担の軽減など、沖縄が抱える諸問題の解決に全力で取り組んでこられての4年間の達成状況と、引き続き課題解決へ臨む決意を伺います。

(2)、9月14日の民主党代表選後の新内閣に対し、知事の評価と期待はどうか。特に基地問題解決に取り組む姿勢に期待する外務・前原、防衛・北澤、馬淵沖縄担当大臣への考えを伺います。

2、基地問題について。

(1)、普天間飛行場移設問題について。

知事は、県議会の全会一致決議である2・24決議「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」や、7・9決議「米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書」をどのように評価し、日本政府に対してどのような姿勢で臨まれるか伺います。

イ、日米両政府の専門家による協議で、名護市辺野古への代替施設の工法に関する報告書で、旧来のV字案と過去に消滅したI字案を併記しているが、日米共同声明のタイムリミットに合わせた実現不可能な空想図にすぎないと思うが、県は政府に対してどう対応したか伺います。

ウ、米海兵隊のグアム移転について、インフラ整備が間に合わず移転計画がおくれ、2017年後になると言われているが、普天間との関係や嘉手納飛行場以南の基地返還との関係はどうなるのか。

(2)、沖縄政策協議会について。

ア、県が開催を要請し政府が主宰する沖縄政策協議会が開催され、沖縄振興部会と基地負担軽減部会が県の提案で設置されましたが、2部会に分割した理由は何か。

イ、基地負担軽減部会で、普天間飛行場移設との関連については切り離して協議するとなっているが、政府と県の考え方にずれがあるように思われるが、双方の合意は明確か。

(3)、日米地位協定の改定について。

前岡田外務大臣は、普天間問題を先に進めて、後に地位協定の改定は米国と協議すると発言していたが、菅総理が直接地位協定をめぐる諸問題への解決も政府と県が手をとって進めると発言しており、前原外務大臣も誕生したことで新たな展開が期待されると思う

が、県の考えを伺います。

(4)、福岡高裁那覇支部は、平成21年3月27日の嘉手納爆音訴訟の控訴審判決で爆音被害を認め、周辺住民5546人の原告に対し賠償支払いを命じ、また、平成22年7月29日には普天間飛行場周辺住民390人に対し、騒音と低周波被害を認め賠償を認める判決があり、嘉手納基地爆音訴訟では第3次の準備が現在進んでおります。第2次控訴審判決で、爆音被害の解消は政治的責務だと述べ、損害賠償が認められており、県は国に対してすべての地域住民に公平な政治的責務を果たされるよう補償要求を行うべきだと思うがどうかお聞きします。

(5)、先島への自衛隊配備計画について。

ア、防衛省が東アジアの安全保障を理由に陸上自衛隊を増員し、中国が領有権を主張する尖閣諸島への対応を視野に、宮古・八重山、与那国への配備を計画していることについて、県としては抑止力による防衛計画ではなく、あくまでも平和外交による問題解決を主張し、沖縄県の経済や観光に及ぼす影響を考慮し、先島への自衛隊配備計画の見直しを主張すべきだと思うがどうかお聞きします。

3、那覇港湾整備計画について。

国土交通省の成長戦略会議で、国際戦略港湾の選択集中投資で国際競争力を強めるため、大都市周辺の港湾の重点整備を行うと同時に、全国に103ある重要港湾のうち本年度以降集中整備する重点港湾42港の中に那覇港が選定され、国際競争力を強化する法案として施設の整備が可能になっているが、次の点について伺います。

(1)、アジア・太平洋における急速な経済発展に対応し、アジア・太平洋地域内における地理的優位性を生かした国際海上コンテナ輸送の中継拠点として、高規格高能率コンテナ埠頭を初めとする国際物流関連産業の集積する国際流通港湾機能の拡充を図ると言っていたが、国際港湾化計画の現状はどうなっているかお聞きいたします。

(2)、中国沿岸港から北米や欧州向け貨物の積みかえの中継拠点化を目指す構想が国際港湾化事業として期待されていたが、国際トランシップ構想の目標と実績はどうなっているかお聞きいたします。

(3)、昭和63年の計画改定で目標年次平成12年の外国貿易取扱貨物量は160万トンで、実績が116万トン、73%でありましたけれども、その後、全く伸びていないと言われているが、目標値の設定に根拠があったのか疑問視されている。外国貿易取扱貨物の目標と実績はどうなっているのかお聞きいたします。

(4)、昨年完成した那覇空港における全日空貨物基地構想による貨物取扱量の増加により、空路の取扱量が改善されてきたが、那覇港のハブ港湾化実現によって空路と海路の貨物取扱量の割合はどうなるのか。

(5)、重点港湾として整備し国際競争力を強化するのが目的と言われる今後の集中整備で、現在停滞している国際トランシップ計画の実現や外国貨物取扱量の改善など、施設の重点整備によって各実績の大幅改善は可能かどうかお聞きいたします。

4、医療行政について。

平成21年度から開始されてきた乳がん及び子宮頸がんの無料クーポン券配布事業は、受診率向上に大きく貢献していると言われ、当初計画どおり全額国負担による継続が必要であります。検診とワクチンの接種によりほぼ100%予防できると言われており、年間3500人が死亡していると言われる子宮頸がんの対策強化は緊急課題であります。しかし、国は21年度全額負担から22年度は半額負担となり、次年度さらに減額し、地方自治体に負担を求めようとしております。何よりも国民の命を守ることを最優先にしなければならないことを国に求めていくべきだと思うが、次の点について伺います。

(1)、乳がん及び子宮頸がんの無料検診クーポン券事業の実績と、全額国負担での継続が望まれているが、次年度の国の計画はどのような見通しかお聞きします。

(2)、子宮頸がん予防ワクチンの全額公費助成については、東京都、奈良県、栃木県等の一部自治体において実施されているが、国の子宮頸がん予防対策強化事業でどのような措置がされるか伺います。

(3)、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンの公費助成はどう取り扱われているか伺います。

(4)、「子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律」案の成立の見通しはどうか。

5、建設行政について。

(1)、沖縄都市モノレール事業の健全化について。

開業からことし8月で7年を迎えたモノレール事業が、景気低迷や新型インフルエンザの流行などによる長期的乗客数の減少により、累積赤字107億円を計上し、10%の運賃値上げでも健全経営にはつながらず、新たに中長期的計画による体制の見直しが必要と言われるが、県の考え方を伺います。

(2)、西海岸道路の早期整備について。

読谷村から糸満市までの西海岸道路で、計画から23年経過しても進まない地域があります。読谷道路で約30%の進捗で虫食い状態で供用できず、嘉手納バイパ

スではルートが二転三転し定まらず、海岸案から現陸上案に戻ってきた案に対し、嘉手納町議会で町長は、町が二分されるとして反対を表明し暗礁に乗り上げております。町や町民に対する事業計画の説明の頻度が少なく、3年前から町役場と調整をしながら結論に至ってなく、全く開通のめどが立たない状況であります。

次の点について伺います。

国に対し全体計画の提示を求め、難航している地域の課題解決に県としても参画する必要があると思うがどうかお聞きいたします。

(3)、はしご道路読谷村ーうるま市ルートの整備計画について。

県は、今日まで軍用地である弾薬庫内を通過することから、沖縄防衛局や米軍との調整が必要だと答弁を得ているが、いまだその調整の形跡は見られません。工法としても弾薬庫内道としても十分可能だと言われており、早期整備が望まれておりますが、次の点についてお聞きします。

読谷村から嘉手納弾薬庫を通り、高速道路沖縄北インター周辺に接続するルートについて、県の対応を伺います。

(4)、県内建設業者の受注拡大についてであります。

国土交通省がまとめた国直轄の公共事業のうち、都道府県の地元企業が受注した割合は、九州8県平均で50.7%にとどまり、昨年の政権交代で大幅に公共工事が削減され、「コンクリートから人へ」と予算配分方針の転換があり、公共工事の予算が10年度の18%削減に続き来年度も10%削減と大幅削減が続く中で、県内企業が生き残るには国発注工事の受注率の拡大しかなく、大規模工事で県外の大手ゼネコンしか受注できない現状を今まで以上に改善する必要があると思うが、県の取り組みについて伺います。

ア、国土交通省直轄工事の県内企業受注率はどう改善されたか。

イ、沖縄総合事務局発注工事の県内企業受注率はどう改善されたのか。

ウ、沖縄防衛局発注工事の県内企業の受注率はどう改善されたか。

(5)、建設業の再生を支援する沖縄県建設産業活性化アクションプログラムの事業実施状況はどうかお聞きします。

6、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置について。

平成12年5月14日で期限切れとなる酒税軽減措置につきましては、県酒造組合から県外の同業企業に比べ脆弱な経営基盤のもとでの市場競争で厳しい企業経営

を強いられているとして、次期においても引き続き酒税の軽減を求めており、軽減措置が打ち切られると商品価格に転嫁することになり、泡盛 1 升当たり 189 円、缶ビール 1 本で 15 円県民の負担になります。県の基地負担の現況で政治判断され軽減措置が継続された経緯もあり、それは現在も同じ状況にあり、政治主導の民主党にぜひ政治判断をお願いするべきだと思うが、沖縄県の県民所得の現状、失業率の高さ、基地問題で全国一負担過重の件など、復帰後、いまだ改善されていない現状を踏まえ、酒税の軽減措置の延長を県としても国に要求すべきだと思うがどうかお聞きいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當山眞市議員の御質問に答弁いたします。

まず第 1 に、知事の政治姿勢についての中で、公約の取り組み状況についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

私は、知事就任以来、雇用の創出、そして拡大や企業誘致など産業振興に取り組みますとともに、医療・福祉、教育など、県民福祉の向上や過重な基地負担の軽減など、沖縄が抱える諸問題の解決に全力で取り組み、あらゆる面で施策を展開してまいりました。県民とお約束した公約に係る 14 の政策目標と 170 の施策につきましては、そのすべてに着手し全力で推進しているところでございます。

これまでに沖縄 I T 津梁パークの整備、そして沖縄県中小企業振興条例の制定、ドクターヘリの導入、沖縄国際アジア音楽祭の開催などにつきまして実現してまいりました。また、沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の展開、そしてトップセールスといひましょ、これによる観光客の誘致、県産品の県外・海外への販路拡大、情報通信関連産業の集積、畜産、園芸などのおきなわブランド産地の育成によります農林水産業の振興、製造業や建設業の振興、雇用拡大と産業振興に取り組んでまいりました。

さらに、大学院大学の設置推進、那覇空港拡張整備の促進、国際物流拠点の形成に向けました国際航空物流ハブ事業の実施など、沖縄県の持続的発展を支える基盤の整備を進めております。

加えて、保育所入所待機児童の解消対策や妊婦健診の拡充、離島・僻地の医師確保対策、県立病院の経営健全化に向けた取り組み、伝統芸能公演の開催を初め新石垣空港の建設や伊良部架橋の整備による離島地域

の活性化、環境共生型社会の構築に向けた全島緑化の推進及びサンゴ礁の保全・再生など、多くの施策につきまして事業化してまいりました。これら施策の実施により、就業者数の増加や失業率の改善、入域観光客数や国際貨物取扱量の増加など、県民福祉の向上につきまして着実に成果を上げてきたものと考えているところでございます。

今後とも、これまでの公約に係る取り組みを踏まえてさらなる施策の展開を図りますとともに、産業振興と雇用創出、自然・社会・人文など科学技術の振興、世界に誇る沖縄の伝統芸能及び文化の継承・発展、沖縄空手の普及、スポーツの振興、医療・介護・福祉の充実、子育て支援の強化並びにあらゆる分野において沖縄の活力を生み、未来を開く人材の育成を積極的に進めてまいります。また、過重な基地負担の大幅な軽減、普天間飛行場問題の解決に全力で取り組むなど、県民が望む沖縄の将来像となる「沖縄 21 世紀ビジョン」の実現に向けあらゆる施策を展開してまいり所存でございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、新内閣の評価についてという御質問にお答えいたします。

菅改造内閣におかれては、雇用・景気対策、そして地域主権の確立などの諸課題に積極的に取り組まれることを期待をいたしております。

沖縄振興につきましては、沖縄振興計画を着実に推進されますとともに、さきの沖縄政策協議会で申し上げました振計後の新たな枠組みづくりなど自立型経済の構築に尽力していただきたいと思っております。また、基地の整理縮小や事件・事故の防止など、沖縄の過重な基地負担の軽減に引き続き取り組まれることを期待いたしております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、県議会における意見書議決と県の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、去る 5 月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと繰り返し申し上げてきたところでございます。そして、名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会など、昨年 9 月以降の県内の諸状況を踏まえますと、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてきたところであります。しかしながら、政府から、この間の県民の怒りや失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておられません。

県といたしましては、このような状況にかんがみ、

政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、在沖米海兵隊のグアム移転に係る御質問にお答えいたします。

現時点における在沖米海兵隊のグアム移転につきまして外務省へ照会いたしましたところ、米側からは、環境影響評価決定書が公表された現時点においても、2014年の移転完了について、いかなる変更もないとの説明を受けているとの回答でございます。

県といたしましては、在沖海兵隊のグアム移転は、沖縄県の過重な基地負担を軽減するため確実に実施される必要があると考えており、日米両政府において計画どおり取り組まれているものと認識をいたしております。

基地問題に係る御質問の中で、沖縄政策協議会で部会を2つに分けて設置したわけは何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄政策協議会は、これまで沖縄振興計画や沖縄振興特別措置法など、沖縄の極めて重要な課題を協議する場合に開催されております。今般、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の終期が平成24年3月に迫ったため、協議の再開を求めたところでございます。

県民が求める「沖縄21世紀ビジョン」の将来像を実現するためには、さらなる県民福祉の向上に向けて産業雇用の確保や教育、そして福祉の充実を図りますとともに、県民の日常生活に影響を及ぼしている基地負担の軽減を図ることがともに重要でございます。このため、協議会の中に新たに2つの部会を設置しており、沖縄振興部会では国家戦略を見据えた沖縄振興策の検討を行うことにいたしております。また、米軍基地負担軽減部会では米軍基地負担軽減及び地位協定をめぐる課題への対応に関しまして協議することといたしております。

同じく基地問題に関する御質問の中で、基地負担軽減部会と普天間飛行場移設との関連いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

仙谷内閣官房長官は、9月9日の記者会見において、普天間問題を現段階でこの協議会の中で協議することにはならないということは承知をしている旨の発言をしております。

県としましては、現時点で辺野古移設を前提とした協議に応じることは考えておりません。

同じく基地問題に関する御質問の中で、新内閣における日米地位協定の改定についての御質問にお答えいたします。

政府は、「日米地位協定の改定を提起する」として、いるものの、これまで改定の方針等が示されていないことから、去る8月6日、県は軍転協と連携をして政府に対して緊急要請を行い、早急に方針等を明示し見直し作業に着手するよう求めたところであります。

菅総理は、去る9月10日に開催されました沖縄政策協議会において、日米地位協定をめぐる諸課題の対応についても、政府と沖縄が手を携えて真摯な検討をしていきたいと発言をしており、政府の今後の取り組みに期待したいと考えております。また、ことしは日米地位協定制定50年の節目の年であり、県としては、軍転協や渉外知事会等とも連携をしながら、地位協定の見直しに向けまして取り組みを強化してまいりたいと考えているところでございます。

次に、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置についての御質問にお答えいたします。

沖縄県経済は、リーディング産業であります観光業や企業集積が進むIT産業が堅調に伸びておりますが、沖縄県経済がさらに発展していくためには、製造業の振興が極めて重要であると考えます。県内酒造業は、離島を含めそれぞれの地域に根づいた重要な地場産業であり、地域の雇用を支えていると考えております。他方、酒造業界は、最近の出荷量の減少など、厳しい経営状況にあるとの話を伺っております。

このようなことから、県といたしましては、酒税軽減措置延長の実現に向けましてしっかりと取り組んでまいり実現していきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題について、日米専門家検討会合の報告に関する県の対応についてお答えいたします。

県は、去る8月31日に「普天間飛行場の代替の施設に係る二国間専門家検討会合の報告」につきまして、政府から説明を受けましたが、名護市辺野古への移設を受け入れることは極めて厳しいという県の考えに変わりはなく、説明内容にかかわらず、現時点で辺野古移設を前提とした代替施設の位置、配置、工法等について議論する状況にはないと考えております。

次に、爆音訴訟の原告団以外の住民に対する国の補償についてお答えいたします。

県としましては、嘉手納及び普天間両飛行場周辺地域に居住している住民については、爆音訴訟に加わっ

た、加わらなかったにもかかわらず、受忍限度を超える騒音被害をこうむっていると認識しております。県は、爆音訴訟に加わらなかった周辺地域住民に対しても、適切な措置が講じられるべきであると認識しており、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、先島への自衛隊配備計画についてお答えいたします。

北澤防衛大臣は、9月21日の記者会見におきまして、先島諸島への部隊配備について調査をスタートさせていきたい旨の発言をしております。自衛隊の配備につきましては、政府において、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきものであり、県民の理解なしに進めることは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 那覇港湾整備計画についての御質問で、国際港湾化計画の現状についてお答えいたします。

那覇港管理組合は、国際物流港湾を目指して「国際コンテナターミナルプロジェクト」及び「国際物流関連産業集積プロジェクト」を推進しております。「国際コンテナターミナルプロジェクト」については、世界的に事業展開をするフィリピンの企業と地元港運会社で「那覇国際コンテナターミナル株式会社」を設立し、平成18年1月から我が国初となる純民間企業による公共コンテナターミナルの運営を行っております。また、「国際物流関連産業集積プロジェクト」については、民間公募による「ロジスティクスセンター事業」の基本協定を締結した会社から事業撤退の意向が示されたことから、現在、次点候補者の意向を確認しているところであります。

同じく那覇港湾整備計画についての御質問で、トランシップ貨物と外国貿易貨物の目標と実績についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

那覇港湾計画によると、平成20年代後半のトランシップ貨物の目標値は44万2000TEUとなっております。これまでポートセールス等に取り組んできましたが、現時点で実績はありません。また、外国貿易取り扱い貨物についての目標値は1020万トンとなっており、平成21年の実績は112万トンで達成率は約11%となっております。

那覇港においては、ことし5月30日からAPL社の北米航路の大型コンテナ船が就航しており、今後とも外国航路のネットワークを構築し、トランシップ貨物

等の獲得に向けポートセールス等に取り組んでいきたいと考えております。

同じく那覇港湾整備計画についての御質問で、空路と海路の貨物取扱量の割合についてお答えいたします。

沖縄県における平成20年の空路と海路の貨物取扱量の割合は、海路が全体の約99%を占めております。

県としては、那覇空港において平成21年10月に国際貨物ハブ事業が開始されていることから、海上輸送と航空輸送とを組み合わせるいわゆるシー・アンド・エアによる新たな物流ネットワークを検討していきたいと考えております。

同じく那覇港湾整備計画についての御質問で、重点整備による大幅改善についてお答えいたします。

国は、直轄港湾整備事業の選択と集中を図るため、重要港湾103港のうち新規事業の着手対象とする港湾として43港を去る8月に選定しました。那覇港については重点港湾に選定され、引き続き直轄事業の新規採択が認められることとなりました。

今後とも、国及び那覇港管理組合と連携し、港湾計画の目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、建設行政についての御質問で、モノレール事業の経営健全化についてお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社の経営については、車両の安全基準の見直しによる設備費の増加や乗客数の減少による収入減等のため、厳しい状況となっております。このため、年内に運賃改定を行うとともに、平成18年度に策定した中長期経営計画の見直しを行うこととしております。

県としましても、モノレール株式会社の自助努力を前提とする財政支援や多様な需要喚起策の実施等を行い、経営健全化に向けて支援していく考えであります。

同じく建設行政についての御質問で、西海岸道路への県の参画についてお答えいたします。

沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50キロメートルの地域高規格道路であり、国において12地区のうち6地区が事業化されております。

県としては、これまで都市計画決定や予算要求等で国と連携しており、引き続き早期整備に取り組んでまいります。

同じく建設行政についての御質問で、はしご道路の読谷村からうるま市ルートの整備計画についてお答えいたします。

読谷村から沖縄北インターを経由してうるま市に至

る道路計画については、基地内を通過することから、今後の米軍提供施設の返還の状況を踏まえ、将来の交通需要の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

同じく建設行政について、国土交通省直轄工事、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局の発注工事における県内建設業者の受注実績について一括してお答えいたします。

沖縄県においては、国等が発注する公共工事の県内建設業への優先発注を促進するため、平成20年度から要請を行っており、沖縄総合事務局や沖縄防衛局において受注機会の拡大が図られております。その結果、県内企業の過去3年間の受注金額の割合は、国土交通省直轄工事においては、平成19年度55.4%、平成20年度48.1%、平成21年度が61.7%。また、沖縄総合事務局においては、平成19年度54.6%、平成20年度48.6%、平成21年度59.4%。沖縄防衛局では、平成19年度が45.0%、平成20年度が69.2%、平成21年度が72.4%となっております。

県としましては、今後とも県内建設業の受注機会の拡大に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく建設行政について、建設産業アクションプログラムの進捗状況についてお答えいたします。

県では、県内建設産業の活性化を図るため、平成20年3月に「沖縄県建設産業ビジョン」及び「アクションプログラム」を策定し、官民連携して取り組んでいくこととしております。

県においては、これまで建設業審議会の設置、「ちゅらしま建設業相談窓口」を通じた経営基盤強化、新分野進出の支援、県内企業への優先発注、入札制度の改善等を実施してきたところであります。また、関係団体においても受注機会の拡大、人材の育成確保のための講習会等の開催、建設業法等法令遵守の徹底等の事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療行政についての御質問の中の、無料クーポン券の実績及び次年度の計画についてお答えいたします。

平成21年度から実施されていた乳がん及び子宮頸がんの無料検診クーポン券の配布については、開始当初は全額国負担で行われましたが、今年度は国が2分の1、市町村2分の1負担となり実施されております。平成23年度の厚生労働省予算概算要求では、今年度同

様の国負担となっており、引き続き県内の全市町村での事業実施が期待されます。

なお、平成21年度は、乳がん検診クーポン券が4万6283人に配布され9193人が受診し、子宮頸がん検診クーポン券は4万7217人に配布され8436人が受診しております。

次に、子宮頸がん予防事業についてお答えいたします。

厚生労働省が平成23年度の予算概算要求中である「子宮頸がん予防事業」は、市町村が行う子宮頸がんワクチン接種事業について、接種費用や事務費などの一部を助成する事業となっております。当該事業は、接種対象年齢を10歳から19歳の間で市町村が独自に設定することが可能であり、接種等に係る経費の3分の1相当を定額助成する事業となっております。

次に、ヒブワクチンの公費助成についてお答えします。

主に新生児から5歳以下の小児に見られる細菌性髄膜炎は、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型が最も多い原因とされていますが、それを予防するヒブワクチンは2008年12月から日本においても接種可能となっております。しかし、現在のところ同ワクチンは、予防接種法に基づく公費負担の対象となる定期接種となっていないことから、県としては全国衛生部長会を通じて、同ワクチンの有効性等の評価を早急に行い、必要な公的支援や多くの国民が接種できるよう、国に要望しているところであります。

次に、「子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律」案の成立見通しについてお答えします。

第174回国会に提出された「子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律」案は、成立には至りませんでした。今後、同様の法案の提出が行われた場合にあっては、国会での十分な審議を期待しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 二、三再質問をさせていただきます。

先島への自衛隊配備計画につきましては、これは調査費という段階ではありますけれども、宮古の市長さんもこういう形での配備というのは好ましくないというふうな発言をされて、「孫子の兵法」の中に、戦わずして敵に勝つを善とするというふうな言葉がありますけれども、相手が尖閣に来るからということで兵を置くというふうな形は好ましくない。百戦し百勝してもそれを善とせずというふうなことがあります、

百戦百勝でもやはり犠牲はあるということでもあります。ですから、あくまでも平和外交という方向で進めていくべきだという形で、自衛隊を否定するものではありませんけれども、そういう方向で取り組んでいただきたいということを重ねて知事にも申し上げたいと思います。

港湾整備についてでありますけれども、これから重点整備が行われていくというふうなことでありますけれども、現在4468億の予算を組んで事業が進められております。2008年までに825億の事業をやってきたということでもありますけれども、これから重点整備をやっていく上において、国の財政負担がどういうふうな形でこの重点港湾に指定された関係での予算負担がどのように変わっていくのか、その辺もわかりましたらお願いいたします。

酒税軽減の問題でありますけれども、これは新たな沖縄振興法に盛り込んで延長をしていきたいというふうなことでありますけれども、問題は現在の泡盛の35%、ビールの20%という軽減の金額、軽減の幅が今後とも引き続き保たれるかどうかというのが問題でありますから、そういう方向でぜひ盛り込んで延長を図っていくのであれば、これが維持できるような形での方向性をぜひ検討していただきたいということを再度お聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當山議員の再質問にお答えいたしますが、特に酒税につきましては泡盛製造業、ほかからお話はよく聞いております。ですから、これはある意味で議会とも一緒になって、ひとつ今おっしゃった中では35%の幅をしっかりと確保する必要があるという御趣旨、これもきちっと受けとめて、ちょうど来年の暮れがこの税金関係の税の時期です。ですから再来年、来年度末で切れますから来年の秋口から従来ですと税調があるわけで、それに向かってまず取り組んでいきたいと思ひますし、新しい法律の制定がきちっとタイミング的に合いそうな感じもありますから、議員の御指摘のようにその新法にのせる形でやっていくかは、これから約小一年の仕事ですが、よく相談をしながら実現できるようにやってまいりたいと思ひますので、よろしくまた御指導のほどお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 那覇港の今後の進捗はどうかという趣旨の再質問にお答えいたしま

す。

那覇港における現在直轄工事といたしましては、沖防波堤工事等やっているところでございますが、今後のこの重点港湾に指定されたことによりまして、今後のこの事業費というものはまだ現時点では明らかではありません。しかしながら、重点港湾の目的が「選択と集中」を図るということでございますので、これまで以上の事業進捗が図られるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 知事任期最後の定例会での代表質問の最後であります。

改革の会の平良昭一でございます。会派を代表して、質問をいたします。

1点目、知事の政治姿勢について。

(1)、知事の選挙公約達成について。

ア、「経済力」、産業振興と経済活性化で失業率を全国平均化4%台にするとの公約、達成度はどうか伺う。

イ、「観光力」、観光客1000万人誘致と観光収入1兆円で世界一の観光都市を目指す公約の達成度を伺う。

ウ、「解決力」、普天間飛行場の危険性の早期除去（3年以内に閉鎖状態にする）の政策目標で、県内移設は容認するがV字案には反対の公約だったが、その達成度を伺う。

エ、「子育て」、認可外保育所の認可化と補助拡大、待機児童ゼロの公約の達成度について伺う。

オ、「離島力」、離島・過疎地域の人口をふやす公約の実現はどうなっているか伺う。

カ、「教育力」、小学校30人学級を实践する公約のめどはどうなっているか伺う。

キ、「行政力」、行政効率化と財政基盤の強化の公約についての達成度はどうなっているのか伺う。また、「県民視点による事業棚卸し」の費用対効果について伺います。

(2)、再開された沖縄政策協議会について。

ア、2005年以来の再開だが、これまで開催されなかった理由はなぜか。また、自公政権下での内容の違いはあるのか伺う。

イ、普天間移設は除外するとの見解だが、その意図について伺う。基地移設問題の議論をなくして本当に政策協議ができるのか、その見解を伺います。

(3)、名護市議会議員選挙について。

今月12日に投開票が行われた名護市議選は、辺野古新基地建設反対を貫く稲嶺市長を支える与党か、過去に前市長の島袋氏を支持し、移設容認の立場をとってきたメンバーを含む野党が過半数を占めるか、米軍普天間飛行場移設問題で全国的な注目が集まった選挙でありました。結果は、移設反対の市政与党が27議席中16議席を占める大躍進の結果になりました。

名護市議選について、以下の点を伺います。

ア、知事はじかに名護市に入り、積極的に市政野党候補者の容認派を公然と応援してきましたが、そのわけを伺いたい。

イ、選挙結果、与党圧勝になったが、その結果を踏まえ知事の見解を伺います。

ウ、辺野古移設について、知事は市議選挙前は「極めて困難」、選挙後は「不可能に近い状況に近づきつつある」との認識、知事自身の主体的な考え方が見えない。その点についてどう考えるか伺う。

エ、1月の市長選、今回の市議選の結果を重く受けとめ、日米両政府に辺野古移設の問題の見直しへのかじを切ることを進言するために、知事は明確な発言をすべきだと思うがいかがか。その真意について伺います。

(4)は取り下げます。

(5)、高速道路無料化社会実験について。

ア、実験から3カ月になりますが、県民の反応はどうか伺う。

イ、事故、渋滞が多発していると聞きます。その実態を伺います。

ウ、安全性、経済的な効果、損失はどうか伺います。

(6)、尖閣諸島近海領域侵犯違法操業について。

ア、漁民が安心して操業できない状況になっております。その対応策を伺います。

イ、中国、台湾への県のトップセールスがこれまで行われてきましたが、この事件での影響が懸念されるが、どう対処なされるのか伺う。

2点目、基地問題について。

(1)、泡瀬ゴルフ場跡地から発見された不発弾について。

ア、民有地に隣接するゴルフ場の地下50センチに埋没されていたとのことで、乗用カート使用のゴルフ場でこれまで大惨事にならなかったのが不思議なくらいであります。県下の施設での同様な状況がたくさんあるのではないかと、県の取り組みを伺います。

(2)、軍用地問題について。

ア、土地賃貸料は、公共財の位置づけで支払いされ

ています。銃剣とブルドーザーで強制的に取り上げられた方だけが補償対象であると認識している。近年、軍用地の投資目的での売買が目立ち、後に所有した地主は対象にならないと思うがその見解を伺います。

イ、地主が土地を手放す際は、国が買い取る責任があるものと理解する。特に地元以外の所有者に渡った場合、返還後の基地跡地の開発に支障が出ないか、県の考え方を伺います。

3点目、物流関係について。

(1)、国に対して一国二制度についての協議もしくは要請等を行っているか、県の取り組み方を伺います。

4点目、観光行政について。

(1)、航空運賃軽減について。

観光振興は沖縄のリーディング産業であり、観光産業の成長なくして沖縄の自立経済が達成できることはありません。観光客の98%は飛行機を利用していることからしても、高額な航空運賃が痛手になっていることは言うまでもありません。最近では韓国と東京への航空運賃が往復で2万3000円という航路も出てきており、沖縄観光の足がとまる危機に直面している状態だと思ってお聞きします。

ア、国内の内需拡大を考えたときに沖縄への航空運賃改善なくして改革はあり得ないと思いますが、その対策について伺います。

(2)、民泊事業について。

体験型修学旅行とも言われる民泊は、沖縄の自然や文化を対象とした農業、畜産、郷土芸能など体験学習を伴い、離島地域を中心に増加傾向にあります。日常生活の中で自然と触れ合う機会がなくなりつつある子供たちに修学旅行を活用して体験させることにより、地域振興やリピーターの促進につながることであり、新たな観光の魅力としての関心が高まっております。高い教育的効果の反面、旅館業法との関連からその対応策が以前から課題となっている状況だが、以下の点をお聞きします。

ア、民泊施設に対する旅館業法の営業許可取得が必要だとの通知があったようだが、福祉保健部と観光商工部、農林水産部の認識を伺います。

(3)、沖縄MICE戦略について県の対応を伺います。

(4)、世界は今、旅客船ブームと言っても過言ではありません。日本においても世界じゅうで大型の旅客船が建造され、スローフードやロハスと呼ばれる現象を同じくし、短期ツアーではなく長期ツアーが脚光を浴びている状況であり、多くの客船が世界の海を航行して観光地に寄港していることを観光立県沖縄が見逃す

ことがあってはいけません。沖縄版クルージング観光の姿を定着させることが必要である観点からお聞きします。

内閣府が中心となって観光関係の有識者や地元関係者などをメンバーとした協議会が設立され、検討結果が出されている。大型クルーズ船対応、国際観光港としての本部港の整備について伺います。

5点目、医療行政について。

(1)、北部病院産婦人科休止状況、その後の県の取り組みを伺います。

(2)、ドクターヘリMESHについて。

ア、県下での支援組織の広がりが見えるが、県の考え方を伺います。

イ、過疎法での対応、防災ヘリとしての位置づけでは考えられないか伺います。

ウ、定期航路以外の不定期航路でも国土交通省の事業で赤字を補てんする補助金が出るよう制度が見直されました。ドクターヘリもその対象になる可能性が示教されている。県の考え方を伺う。

(3)、戸籍法に基づく不明老人について。

ア、県下での調査の結果はどうなっているか伺います。

イ、120歳以下の高齢者の取り扱いは県ではどう考えるのか伺います。

ウ、法務省の職権での死亡認定削除ということになるが、相続権など法的な根拠の取り扱いはどうなるのか伺います。

(4)、行政機関が安否や所在を確認できない乳幼児について。

ア、他自治体で乳幼児健診に来なかったため、自治体職員が家庭訪問をするなどした結果、住民登録地に住んでいなかった子供がふえていたと聞く。県内の状況はどうか。

イ、乳幼児健診は、市町村が母子保健法に基づき子供の身体測定や診察、歯科指導、発育相談などを行うが、健診は子供に与えられた権利で、受診させない親は児童虐待のリスクが高いと言える。子供の発見に向け早急な対応が求められるが、消えた子供対策について伺います。

6点目、教育行政について。

(1)、代替医療「ホメオパシー」の使用について県の対応を伺います。

(2)、高校総体の総括と課題について。

ア、成績結果、経済効果を含め総評を伺いたい。

イ、県総合運動公園の自転車競技場の存続について伺います。

(3)、高校再編計画について。

ア、平成24年から県立高校再編計画見直しが始まりますが、現時点での県の考え方を伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 平良昭一議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、失業率の全国並みの達成状況についての御質問にお答えいたします。

知事就任当時の平成18年と平成21年の完全失業率を比較してみると、沖縄県は7.7%から7.5%と0.2ポイント改善し、全国との差も3.6ポイントから2.4ポイント差に縮まっております。また、就業者数は全国が減少する中、着実に増加しており、直近の今年7月は63万4000人と最高値となり、平成18年平均の59万7000人に比べ、3万7000人の増となっており、完全失業率も7月は沖縄県が6.5%で全国の5.2%に比べ、1.3ポイント差と近づいております。このことは、県民が一体となって取り組んできました「みんなでグッジョブ運動」の相当な成果であり、公約の4万人の雇用拡大と完全失業率全国並みの達成はもう少しのところに来ていると考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、観光客1000万人誘致と観光収入1兆円の達成度についての御質問にお答えいたします。

平成21年度の入域観光客数は、569万人となっております。観光客年間1000万人の目標に対し約6割の達成状況となっております。一方、平成21年度の観光収入は約3778億円で、1兆円の目標に対しまして約4割の達成状況となっております。国際的な観光・リゾート地として沖縄の持つポテンシャルは世界的にも非常に高いものがあると考えており、さらに国内外の誘客活動を強化し、10年間のうち残りの6年、引き続き目標の達成に向けて全力を投ずれば達成可能だと考えているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で普天間関連の御質問ですが、現行のV字型案のままでは賛成できないとの公約はどうなったかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、当時、V字型案のままでは賛成できない、地元の意向や環境などに十分に配慮しつつ、政府と協議し、確実な解決を図る、これを公約として掲げ、政府と名護市等との基本合意等を踏まえ、政府と協議を重ねてまいりました。しかし、名護市長選挙や県議会の

意見書議決、県民大会など、昨年9月以降の諸状況を踏まえますと、現時点におきましては名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが私の考えでございます。

知事の政治姿勢の中で、認可保育施設への支援と待機児童の解消についての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への支援につきましては、「新すこやか保育事業」これを段階的に拡充いたしますとともに、「待機児童対策特別事業基金」を設置し、認可化支援事業や施設改善費及び保育材料費の助成などを充実しているところでございます。また、待機児童の解消につきましては、2つの基金事業を活用いたしました保育所整備や認可化の促進等を図っております。この中で、認可外保育施設の認可化につきましては、過去3年間で13カ所を認可化いたしております。790人の定員増が図られているところでございます。これらの取り組みの結果、平成22年4月1日現在の待機児童数は1680人で、前年度に比べ208人減少いたしております。

県といたしましては、今後とも、国及び市町村や関係団体と連携をし、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、沖縄政策協議会が開かれなかった理由と自公政権下との違い及び普天間移設を除外することについての御質問にお答えいたします。1の(2)のアと1の(2)のイは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄政策協議会は、これまで「沖縄振興計画」や「沖縄振興特別措置法」など沖縄の極めて重要な課題を協議する場合に開催されております。今般、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の終期が平成24年3月に迫ったため、協議の再開を求めたところでございます。今回、協議会の中に新たに2つの部会を設置することが確認されております。これは、国家戦略を見据えた沖縄振興策の検討と、米軍基地負担軽減及び地位協定をめぐる課題への対応に関して協議することとなっております。

本協議会は、あくまで今後の沖縄振興と、基地負担の軽減について話し合うためのものであり、辺野古移設に関することは協議の対象としないことといたしております。

次に、知事の政治姿勢の中で、名護市政野党候補者応援についての御質問にお答えいたします。

私は、県政与党であります自民党や公明党の支持を受けた候補者を中心にし、あらゆる面で同じ考えをお持ちの方々や友人、知人は当然ですが、これらの方々

の応援をすることは当然のことだと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、名護市議会議員選挙の結果いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の名護市議会議員選挙の結果につきましては、各候補者の市政全般にわたるさまざまな政策に対し、名護市民が下した民意のあらわれとして真摯に受けとめる必要があると考えております。一方、普天間飛行場移設問題につきましては、今回の選挙結果によって名護市辺野古への移設案は一層困難になったと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、知事の主体的な考え及び日米両政府に対する明確な発言についての御質問にお答えいたします。1の(3)のウと1の(3)のエが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

県といたしましては、去る5月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと繰り返し申し上げてきたところであります。そうして名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえますと、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてきたところでございますが、政府から、この間の県民の怒りと失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておられません。

県といたしましては、このような状況にかんがみて、政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、離島・過疎地域の人口についてお答えいたします。

県においては、離島・過疎地域の振興を図るため、地域特性を生かした産業の振興や、交通・情報通信基盤の整備、医療・福祉の確保、教育の振興等の定住条件の整備に係る取り組みを行ってまいりました。その結果、全国的に離島・過疎地域の人口が大幅に減少する中、本県の平成21年3月末の同地域の人口は、平成18年3月末と比較してほぼ横ばいで推移しております。

県としては、今後とも離島・過疎地域の振興を図るため、産業振興や定住条件の整備に係る諸施策を推進していく考えであります。

次に、観光行政についての御質問の中で、航空運賃の軽減についてお答えいたします。

県外との陸上交通手段を持たない本県にとって、航空運賃の低減を図ることは、観光・リゾート産業の振興及び県民生活の安定向上を図る上で重要な課題であると認識しております。現在、航空機燃料税や空港使用料の軽減措置により航空運賃の低減化が図られておりますが、さらなる引き下げを実現するため、公租公課の軽減措置等について、国に対し引き続き要請していきたいと考えております。

次に、医療行政についてのドクターヘリに関する御質問の中で、過疎法での対応についての御質問にお答えいたします。

本年度より施行された改正過疎地域自立促進特別措置法においては、過疎対策事業債の対象がソフト事業へと拡充され、過疎地域の市町村が救急ヘリの運営に助成を行う際に、過疎対策事業債を活用することが可能となっております。

次に、国土交通省の事業での補助についてお答えいたします。

離島航空路線運航費補助については、定期航空路線のみを補助対象としており、不定期路線を対象とするかということについては、次年度に向けての検討が行われていると聞いております。なお、国土交通省の運航費補助事業は、航空輸送事業を対象とするものであり、仮に当該事業が不定期路線まで拡大された場合においても、航空輸送事業に該当しないドクターヘリが運航費補助の対象になることは難しいものと思われます。

次に、戸籍上の所在不明高齢者に係る調査結果についてお答えいたします。

那覇地方法務局が県内各市町村に対して調査を行った結果によりますと、戸籍の付票に住所の記載のない100歳以上の高齢者は、平成22年3月31日時点で1万718人と公表されております。

次に、120歳以下の所在不明高齢者の取り扱いについてお答えいたします。

戸籍の付票に住所の記載のない者で、100歳以上、120歳未満の高齢者の戸籍については、那覇地方法務局によりますと、市町村長において当該高齢者の生死の確認を行い、死亡の事実を明らかにできる場合は、死亡届の提出を関係人に指導するとともに、生死が不明の者については、職権で消除する手続を進めるとの

ことであります。

県としましては、この問題が法務省と市町村の連携のもとで適切に処理される必要があると考えております。

次に、職権消除に伴う相続権等の法的取り扱いについてお答えいたします。

那覇地方法務局によると、戸籍の職権消除については、あくまでも戸籍の整理を行うものであり、戸籍の消除によって死亡の効力が発生するものではないとのことであります。したがって、相続の手続については、親族が死亡届などの手続を行った上で開始されるものと聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは知事の政治姿勢についての御質問で、30人学級についてお答えいたします。

30人学級につきましては、小学校1、2年生で施設条件面等の対応が可能な学校において実施しており、当面、小学校低学年で実施することとしております。

今後の計画については、現在、文部科学省において策定されている「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」の動向や、全国の実施状況等を踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、代替医療「ホメオパシー」についてお答えいたします。

今回、養護教諭が児童生徒に対し代替医療「ホメオパシー」を用いたことは、現代医療を受ける機会を逸する可能性があると考えられることから、不適切な行為であると考えております。

県教育委員会としましては、実態把握のための調査や養護教諭等の参加する研修会において職務の確認、適切な保健管理について注意喚起するなど指導の徹底を図ったところであります。

次に、「美ら島沖縄総体2010」の成績と総評についてお答えいたします。

「美ら島沖縄総体2010」は、去る7月28日から8月20日までの24日間、県内27市町村及び県外1市で選手、監督、観客等延べ約53万人の参加のもと開催し、成功裏に終えることができました。県民、市町村並びに関係者の皆様方に心から感謝を申し上げます。

今大会で沖縄県選手は、団体・個人合わせて優勝11種目、準優勝12種目、3位12種目など入賞が56種目と目覚ましい活躍を見せ、過去最高の成績を上げることができました。

選手以外の県内すべての高校生も「一人一人が主役」をモットーに「イチャリバチャデー」の精神で大会を支えるとともに、県外の選手、役員、応援団と交流を深め、大会の成功へ導きました。

単独県開催の最後となった今大会は、沖縄県高校生のスポーツ振興と競技力向上に大きく寄与したとともに、大会に参画した高校生の達成感、成成感は多大な教育的効果があったものと考えております。

経済面においても、大会参加者の約25万泊に上る宿泊や大会期間の7月、8月の入域観光客数が過去最高を記録するなど県経済にも寄与しております。沖縄総体開催に伴う経済効果については198億円以上と試算をしております。

次に、自転車競技場の存続についてお答えいたします。

県総合運動公園の自転車競技場は、昭和62年に開催された海邦国体時に同公園内の駐車場予定地に仮設で建設されました。その後、県内唯一の自転車競技場として国体九州ブロック大会や県高校総体、本年度開催された全国高校総体等の会場として活用されてきました。

同敷地については、県総合運動公園の駐車場予定地となっていることから、同競技場の移設が求められており、現在、県教育委員会において今後のあり方について検討を行っているところであります。

次に、次期高等学校再編計画についてお答えいたします。

平成24年度からの県立高等学校編成整備計画につきましては、現在、その基本的な方針を検討しているところであります。

今後のスケジュールとしましては、10月には外部有識者による懇話会、来年1月にはパブリックコメントの実施、2月には施策推進委員会等の会議を重ね、県教育委員会会議を経て今年度末には基本方向を策定し公表する予定であります。

なお、具体的な実施計画につきましては、平成23年度中に策定する予定であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢の質問のうち、行政効率化と財政基盤の強化の公約の達成度と事業棚卸しの費用対効果についてお答えいたします。

行政の効率化と財政の健全化のため、平成18年度から平成21年度までに実施した「沖縄県行財政改革プラン」において、民間委託の推進、定員管理の適正化な

どに取り組んだ結果、当初の目標額約318億円を上回る約452億円の財政効果を上げております。

また、「県民視点による事業棚卸し」は、県民とともに事業の必要性や実施主体のあり方等を検証するため実施するものであり、今年度実施した100事業のうち7事業が「不要」、82事業が「要改善」と評価されるなどの結果となりました。

今後、庁内の調整を踏まえて次年度以降の予算に反映することにより、行政の効率化と財政運営の健全化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 知事の政治姿勢についての御質問で、高速道路無料化社会実験の県民の反応及び安全性や経済効果について一括してお答えいたします。

沖縄自動車道における無料化社会実験の状況は、国の発表によれば、自動車道の平日交通量で約1.5倍となっており、平行する一般国道329号では、交通量が2割減少している状況となっております。

無料化については、経済的な負担が軽減されることによる肯定的な意見や、一部に渋滞があることから高速道路の高速性・定時性の確保を望む否定的な意見などさまざまな意見がございます。現在、国において実験データの調査・分析を行っており、今後これにより安全性や経済効果等が明らかになるものと考えております。

次に、観光行政について、国際観光港としての本部港の整備についてお答えいたします。

本部港は、現在2万トンクラスのクルーズ船に対応できる水深9メートルの岸壁と海洋レクリエーションを支援する緑地の整備を進めているところであります。

ことし4月に本部港観光振興協議会において「本部港国際観光港計画（案）」の整備構想がまとめられており、その内容は、本部港に7万トンクラス的大型クルーズ船対応の4バース等を新たに整備するものであると聞いております。

県としては、クルーズ船の寄港動向や港湾計画との整合性等を踏まえながら、今後の対応について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 高速道路無料化の社会

実験に伴う事故、渋滞の発生状況についてお答えいたします。

初めに、高速道路における交通状況について説明いたします。

道路管理者である西日本高速道路株式会社によりますと、高速道路——沖縄自動車道でありますけれども——を利用する車両の1日平均台数は、社会実験開始前が約8万5000台であったのに対して、社会実験開始後2カ月間では約14万5000台と約70%増加している状況であるものと承知しております。

そうした状況での高速道路における交通事故の発生状況は、社会実験開始後2カ月間では人身事故が5件発生しており、これを前年同期と比較しますと1件の増加となっております。また、物件事故につきましては146件発生しており、前年同期と比較しますと73件増、ちょうど2倍となっている状況であります。

次に、渋滞状況についてお答えいたします。

社会実験開始後、高速道路本線上における目立った自然渋滞の発生は見られませんが、利用車両の増加に伴い、社会実験開始前に比べて各インターチェンジ及び接続する周辺道路におきまして朝夕の時間帯に混雑している状況であります。

特に、沖縄北、沖縄南、西原の各インターチェンジでの朝夕の時間帯における流入・流出車両、許田インターチェンジでの夕方における流入車両による混雑や車両の滞留が顕著になっている状況であります。

なお、夕方における流入車両による混雑が顕著な許田インターチェンジの入り口においては、一般専用レーンとETC専用レーンがそれぞれ1カ所設置されており、流入車両のほとんどが一般専用レーンを利用している状況が、混雑や車両滞留の要因の一つとなっていると認められます。

県警察としましては、こうした状況を踏まえ、信号サイクルの調整や信号の集中制御機の改良、過積載、速度違反等の交通指導取り締まりといった渋滞緩和対策及び事故防止対策を推進しているところであります。

しかしながら、警察が実施する渋滞緩和、事故防止等の各種対策のみの対応だけでは限界があり、基本的には交通量の実態に応じた道路の拡幅や、一般道路との接続交差点の改良整備を初めとして、関係機関が連携した総合的な交通対策を推進する必要があると考えております。

今後も、関係機関と連携を図りながら県内交通全体の安全と円滑を確保してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢についての中で、尖閣諸島近海での事件による影響への対処についての御質問にお答えします。

今回の尖閣諸島近海での事件による観光への影響と思われるものとしては、9月28日から万国津梁館で中国から約80名が参加を予定していた日中石炭関係総合会議の開催が延期されております。また、中国成都からのチャーター便1便と北京からのチャーター便5便がキャンセルとなっております。

沖縄県としては、海外事務所や関係機関・団体等と連携を密にし情報収集に努めるとともに、その対策について相談してまいりたいと考えております。

物流関係について、国に対する一国二制度についての協議、要請等に関する県の取り組み方についての御質問にお答えします。

物流コストは、本県産業振興における課題の一つであります。県においては、国に対し要望してきたカポタージュ規制緩和が結果的には特区としては認められませんでした。本年3月に特別自由貿易地域及び自由貿易地域に限定した特例措置として許可されました。

さらに今後は、自由貿易地域内に立地する企業への税制優遇措置の拡充や海運への公租公課の減免措置など、物流関連産業の集積に必要な措置を盛り込んだ制度要望を国に要請していく考えであります。

観光行政について、民泊における旅館業法の営業許可取得に係る観光商工部の認識についての御質問にお答えします。

沖縄県では、修学旅行の誘致に全県的に取り組んでおり、その中で民泊は評価が高いことから、今後とも積極的に推進していきたいと考えております。

一方、民泊については、その実態によっては旅館業法の営業許可の取得が必要なケースがあると認識しており、関係部局と連携しながら民泊の適切な運用を促進していきたいと考えております。また、修学旅行生の安全・安心に対する信頼性を確保し民泊を推進していくため、衛生管理や体験指導費等に関するガイドラインの策定が必要であると考えております。現在、受け入れ地域におけるヒアリングや関係団体とのガイドラインの調整を行っており、今後、受け入れ地域、関係団体及び関係部局と連携を図り、早期にガイドラインの策定を行ってまいります。

同じく観光行政について、MICEに関する県の対

策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、MICEを通年型で付加価値の高い旅行と位置づけ、官民を挙げて誘致及び受け入れを行っております。

具体的には、企業が実施するインセンティブツアーや国際会議等の誘致のため、旅行社等とタイアップしたセミナーの開催やキーパーソンの招聘、商談会への参加、専門誌による情報発信等を行っております。さらに、開催支援として大会会場におけるエイサーなど芸能アトラクションの派遣を行っております。

また、集客効果の高いスポーツイベントの誘致のため、受け入れ体制の整備や国内外関係団体への誘致活動を行っており、本年度はスポーツ・ツーリズム推進事業を実施しているところでございます。

県としては、地域への経済波及効果が高く、開催地の知名度向上や地域の国際化につながる効果のあるMICEの誘致に向け、各種プロモーションの実施や受け入れ体制を整備し、戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で2つ、不発弾がたくさん埋没している状況下の県の取り組みについてお答えいたします。

本県の不発弾の埋没量は、これまでの不発弾処理実績を差し引きますと、現在なお約2200トンが埋没しているものと推定されております。不発弾等の処理をできるだけ早期に行っていくためには、不発弾探査の加速化、効率化を図るなど不発弾対策の抜本的拡充が必要であります。

このため、県としましては、民間工事を含めた不発弾等探査要望地域の調査を行うとともに、広域探査発掘加速化事業の拡充を図っております。また、今年度中に沖縄不発弾等対策事業中期プログラムを策定し、さらなる探査の拡充に努めることにより、今後とも県内の不発弾の早期処理に取り組んでいきたいと考えております。

なお、今回の泡瀬ゴルフ場跡地の磁気探査は、軍転特措法に基づきまして防衛省が実施しているものであります。

県としましては、国に対し跡地利用に関する新たな法制度の要望を行ったところでありますが、その中には、基地返還跡地について土地引き渡しまでの不発弾を含む汚染等に関する原状回復措置を徹底する制度の創設を盛り込んでいるところであります。

次に、軍用地の賃貸料の受け取り対象者及び国の買い取り責任につきまして、2の(2)のア、2の(2)のイについて一括してお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、地主の同意を得ずに強制的に土地を接収され形成されたという歴史的経緯がありますが、軍用地の賃貸料は米軍用地として使用する民有地について、政府が土地所有者と締結した賃貸借契約に基づいて支払われるものであります。

現状におきまして、県外の地主等が軍用地を取得した場合の跡地利用への支障等は明らかではありませんが、個々の売買につきましては、契約自由の原則により土地所有者の判断にゆだねられているところであり、規制することは困難であります。

次に、医療行政につきまして、ドクターヘリMESHの防災ヘリとしての位置づけについてとの御質問にお答えいたします。

防災ヘリは、救助活動、火災防衛活動及び災害応急活動等の広範な任務も行うため、通常、搭乗定員が10名から15名程度のヘリが必要になることから、定員が5名程度のドクターヘリMESHと防災ヘリの位置づけにつきましては、機体の要件や任務において異なるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 観光行政についての御質問の中の、民泊における旅館業法の営業許可取得に係る福祉保健部の認識についてお答えします。

旅館業法第2条では、旅館業とは、「宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」と定義されております。宿泊施設においては、施設の衛生を確保し、宿泊者へ安全・安心なサービスを提供することが重要であります。民泊においても、宿泊料に該当する代価を受けるなど、社会通念上、業とみなされる場合は、営業許可の取得が必要であります。

福祉保健部としましては、関係市町村や関係部局と連携し、民泊事業者に対し旅館業法の趣旨の周知に努めてまいります。

次に、医療行政についての御質問の中の、MESHの支援組織の広がりに対する県の考え方についてお答えします。

MESH救急ヘリに対する個人・団体の支援については、敬意を表するものであります。

県としましては、離島・僻地の救急医療体制の確保は重要な政策課題であり、国のドクターヘリ導入促進事業に基づき浦添総合病院が行うドクターヘリ事業に

補助しており、平成20年12月から沖縄本島全域及び本島周辺離島を対象にドクターヘリを運航させております。

ドクターヘリ2機目の導入については、1機目の運航実績等を評価した上で、効率性等を十分に踏まえて検討する必要があると考えております。

次に、乳幼児健診未受診児への対応についてお答えします。アとイが関連いたしますので一括してお答えいたします。

市町村においては、出生届のあった乳幼児について、母子保健法に定められた乳児、1歳6カ月児、3歳児の健診が行われております。また、児童虐待の予防の観点から、生後4カ月未満の全戸訪問事業も行われております。健診未受診者については、各市町村の母子保健推進員が家庭を訪問し、未受診理由の把握や健診の勧め、所在の確認等の活動を行っております。

今後、県としましては、健診未受診児の把握、乳幼児の居住地変更の届け出の徹底等について市町村と連携を図り取り組んでいくこととします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 知事の政治姿勢の中で、漁民の安全な操業についてお答えします。

県では、我が国の排他的経済水域内における外国漁船の違法操業について、これまで機会あるごとに国に対し取り締まりの強化を要請しているところであります。今回、中国漁船による領海内での違法操業があったことから、漁業者は漁場の確保と安全操業に非常に不安を抱いております。

県としては、漁業者が尖閣諸島周辺で安全に操業できるよう関係機関等と連携し、抜本的な外国漁船に対する取り締まり強化について、関係省庁に対し強く要請してまいります。

次に、観光行政の中で、民泊における旅館業法の営業許可取得についてお答えします。

宿泊施設においては、施設の衛生を確保し、宿泊者へ安全・安心なサービスを提供することが重要であります。そのため、旅館業法に基づく営業許可の取得は必要であると認識しております。

農林水産部としては、旅館業法の一部規制緩和を活用した農家民泊の営業許可申請に当たって、市町村や関係部局と連携し、農家等に対し研修会を開催するなど啓発普及に取り組んでおります。その結果、規制緩和を活用し営業許可を取得した農家が、平成21年度までの2軒から平成22年度現時点で38軒となっております。

す。

今後とも、農家民泊の営業許可取得が円滑に促進できるよう、市町村や関係部局と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての質問の中で、北部病院産婦人科についてお答えいたします。

北部病院産婦人科は、医師不足のため、ハイリスク妊婦の中部地区への搬送など診療制限を行っているところであります。現在2名の医師で対応しておりますが、診療制限を解除するにはさらに2名の医師が必要であり、その確保に向けて大学医局との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークやホームページによる医師募集など、あらゆる手段を講じて医師の確保に努めております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 再質問させていただきます。

知事の選挙公約についてですが、「解決力」、いわゆる普天間問題の姿勢であります。公約は条件つき移設容認であり、5月以降は国の手続、辺野古に回帰してきた説明がないと批判し、名護市長選挙後は極めて困難と主張しております。本来の県内移設容認を推進する立場であることに変わりはないということですが、市議選挙後は一層困難になったとしております。

今議会で選挙対策を踏まえ県外移設を求めていくとなりましたが、「解決力」の公約の遂行はいつも後手に回っていると言わざるを得ない。その点どう思いますか、知事。

また、知事は、普天間問題解決の県民のリーダーとしての牽引の役割を果たしていないと思うが、いかがでしょうか。

そして、公約の普天間の危険性の早期除去はどうなるのか。閉鎖状態、危険性除去の発言だけで交渉した形跡が見当たらない。公約違反ではないか、その点を伺います。

そして、尖閣諸島の違法操業の問題ですが、逮捕した中国人船長を釈放しましたが、本国に戻ったインタビューで、また尖閣諸島に漁に行くと発言をしております。これでは日中関係を考慮したとの説明の意味が全くありません。釈放についてどう思うかお伺いしま

す。

ここに来てツアーキャンセルが相次いでいますが、
どう対処なさいますか。

そして、日本政府の外交政策よりも中国、台湾との
これまでの外交問題に関して歴史的な親密関係にある
沖縄県、特に沖縄県知事が自治体外交を展開して積極
的に役目を果たすべきものであると私は思います。そ
のことに伴い領土問題のほか海底資源の日中共同探
査、試掘及び共同開発の供給に結びついてくるものだ
と思います。その結果、パイプラインは、福岡、いわ
ゆる北九州ではなくて沖縄につながることであり、自主
財源の確保につながると思いますが、知事自身の自治
体外交についてぜひ伺いたいと思います。

民泊事業であります。沖縄を学ぶことが好評を得
ての民泊事業であります。この規制をすることによ
って、減少している修学旅行がもっとも減ってし
まうのではないかなということが懸念されますが、
その可能性がないかどうか伺います。

それと観光の件で、本部港のクルージングバースの
件であります。これは土木建築部長が答える問題で
はなかったと思います。私の通告の仕方が悪かったか
もしれませんが、協議会のメンバーである、いわゆる
観光商工部長に聞きたかった質問であります。

大型クルーズ船対応国際観光港としての本部港の活
用について、協議会のメンバーである観光商工部長に
お聞きしたいと思います。

それと北部病院の産婦人科休止問題ですが、2名不
足の状態が続いている。もうこれは何年も前から言わ
れております。努力をしているということだけでは結
果が出ておりません。その点に関して、本当に努力を
しているかということで疑義を申したいと思いますの
で、その点伺います。

ドクターヘリについてであります。1機目の評価
をしてからということでもありますけれども、北部の市
町村からは緊急の課題として挙げられている問題でも
あります。そしてまた、奄美諸島のエリアもその可能
性があるわけですから、鹿児島県との両県での対応が
望ましいと思いますがいかがでしょうか。

それと自転車競技場の問題であります。取り壊し
てこれから検討していくというようなニュアンスであ
りますけれども、新しい施設は全く考えていないの
か、その辺をお伺いしたいと思います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後3時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○平良 昭一君 観光行政についてであります。航
空運賃の軽減、いわゆる空港建設の建設費は、国が設
置した空港と民間企業が設置した空港は、空港の乗り
入れ運賃は国が設置した空港が高いと言われておりま
す。那覇空港は復帰前から存在していたことを考える
なら国費が使われていないと判断しますが、当然国内
で一番安くならなければいけない理論も成り立つと思
いますがいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後4時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 平良議員の再質問に答弁
いたします。

まず第1に、辺野古の案とともとの案といいますが、
自由民主党、公明党さんの政権のときの案、そしてあ
のときにも知事は後手後手に回ってしまったのではな
いか、そしてこれは関連していると思いますので、2
番目のリーダーシップ不在ではないか、3番目は、3
年めどの閉鎖状態というところ辺ですが、まず1番目
のそもそもの辺野古の案については、私は、これは現
行のままでは認められないということでありましたが、
環境アセスそのものは前へ前へ別にこれはとめる
ことはできません。前へ前へ進んでいって、いずれに
してももっと騒音その他から考えて沖合へ出せとい
うことをやってきたわけですが、これを後手後手と
言われるとまことに不本意で、これは当時の防衛省を
考えていただければわかりますように、次官がかわ
つてみたり、大臣がどんどんどんどんかわつてみたり、
なかなかこれは防衛の体制にやっぱり問題があったと
私は思っております。なかなか1インチも動かさ
ぬ、1ミリも動かさぬとか当時の担当のアメリカ側の
方々もおられて、これは確かに結果、環境アセスだけ
は前へ進みましたけれども、これが完成してないとい
いますか、終わっていないという点では確かに時間が
かかっております。これを後手と呼ぶのか呼ばないか
はちょっと見解の相違ですが、私は真摯にきちっと
やってきたつもりでおりますが、これは今となつては
あの状態でとまっているわけです。その後9月に政権
が交代して、今のようなまた状態に至っているわけ
でして、これをリーダーシップの欠如と言われてもある
意味で私としてはまことに不本意であります。これ
は見解の相違としか言いようがありません。

3年めどの閉鎖状態の実現につきましても、何回も答弁で申し上げてきたような状況であり、さらに鳩山前総理といろんな話を始めたやさきに総理は退陣され、今度はあの政策協議会での基地負担の軽減の中で、これはまた現実の議論を進めることになっております。これも後手後手と言われてもまことにあれなんです、きちっと真摯に真正面から取り組んでおりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

そして今度もう一つは、尖閣の話でございますが、釈放についてどう考えるか。いろんな考え方、御意見が石垣の方にもそして沖縄本島にもいろんな考えがございます。そしていろんな発言をやっておられますが、私は、この件は、確かにこれは地元沖縄県としての感覚といいますか、考え方というのはあると思いますが、基本的には、これはまず政府にある程度任せるべき国際的なイシューではないかと思えます。

ですから、これは私どもがこうあってほしいというような形でのコメントは、今のところなるべく避けたいと思えますし、漁業者があそこ漁業する、現在はそんなに多くはないそうですが、いろんなトラブルがもう何年来、昔もあったようですから、そういうことであいう地域でトラブルが発生しないように国際問題としてきちっと政府のほうで対応をしていただきたいと思えますし、あそこはまさしく日本固有の領土であり、領土問題はないという点は私もそういうふうに考えているところでありまして、これは基本的には政府にきちっと対応をお任せすべきものではないかと思っております。

それから、尖閣はガスなのか油なのかわかりませんが、いろんなものがあるともないとも、そして経済的なフィージビリティがあるともないとも言われて実はこれ久しくて、日本企業がなかなか出て行かない理由がいろんなことが言われておりますが、私が理解している範囲ではなかなか採算がとりにくいという地域であるとも言われておりました。

しかしながら、技術の進歩に伴いこれが採算がとれるような状況になってきたとすれば、おっしゃったようなパイプラインを引いて、そして宮古島なり石垣に上げて、そのパイプラインの設置料といいますか、これが実際引けるか、取れるかはちょっと私も専門家に確認をする必要があります。これは御存じのように資源については既にいろんな権利が設定されているので、その中で場所を貸すというだけで権利が取れるかどうかちょっとわかりませんが、ちょっとこれは確認させてください。あわせて沖縄県知事が、文字どお

り万国津梁的精神でもってこのかけ橋たり得るかどうかというのは、少しこれは私自身、自分を心もとないなと思っておりますが、気持ちはそういうような気持ちで、台湾とも私は長いおつき合いがありますし、中国は400年前、向こうから私来たようですし、当然これから永遠に長いおつき合いをしていく大国ですから、いろんな形で沖縄県がかかわっていく、そして何かあるときに、我々がささやかでもその平和的解決に貢献できるという役目があり、自分の能力があるとなれば、無論そういうことに取り組むことはやぶさかではありません。

そして、県も含め中国とは姉妹関係というのは各市町村でもいろいろ行われて長い歴史があります。こういうことも含めて沖縄県、そして沖縄県のいろんな自治体がいろんな貢献ができるかどうか、これはこれからいろんな情報を交換して、可能であればきちっと貢献できるように動いてみたいとも思いますが、これは御提案としてぜひ受けとめさせてください。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） まず民泊関係の問題について、一応県としては、今後も修学旅行の関係者は増加すると見込んでおりまして、とりあえず現行法令に違反しない形で民泊事業者と調整しながらまず推進していきたいと考えております。その次に、先ほど答弁しましたように、我が部としてはガイドラインの作成を初め関係部局と連携して環境整備に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、本部港におけるクルーズ船関係についての御質問でありますけれども、現在、沖縄県クルーズ促進連絡協議会というものが設置されて、官民一体となって誘致活動、受け入れ環境の整備に取り組んでおります。その誘致活動についても、国内外で開催されるクルーズ・コンベンションでのPRに努めており、先日行われた「ジャパン・クルーズ・シンポジウム」、福岡での商談会でも海外のクルーズ船社に対して本部港を含む県内5港湾のプロモーションを実施しております。

今後、本部町においてクルーズ促進協議会などがつくられると聞いていますので、その支援と一応地元の自治体と連携を図りながらクルーズ船の誘致、受け入れ環境の充実に関して協力していきたいと考えているところでございます。

それと尖閣諸島関係の中で、ツアー対策についての御質問なんですけれども、先ほど一応海外事務所とか

関係機関・団体と連携を密にしてその対策を相談したいということでお答えしましたんですが、早速本日から関係者と協議しておりまして、どのようなことができるのか、今後早急に相談していきたいというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） ドクターヘリについての再質問にお答えいたします。

ドクターヘリについては、先ほど答弁したとおり1機目の評価を進めており、その結果を踏まえて検討していきたいと考えております。

なお、奄美につきましては、現在ドクターヘリで対応しており、鹿児島県からの依頼を受けて与論島、沖永良部島及び徳之島の急患を沖縄県内の医療機関に搬送しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 北部病院の産婦人科医師の確保については、議員も御承知のとおり全国的な産婦人科医師の不足の中で、沖縄県は県立病院内での人事異動、それから全国公募による医師確保、それから専門医派遣事業による医師確保で何とかやりくりしてきている状況でございます。

御存じのとおり沖縄県は島嶼県でありますし、宮古・八重山の産婦人科医師も非常に確保が厳しい状況でございまして、現在のところそこを優先して人材を送っているという状況でございます。

今後は、県立病院の中の人事異動を含め県内外の大学、二、三、今話がありますので、その調整を進めていって、何とか来年度には確保していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 平良昭一議員の再質問で、自転車競技場の存続についてお答えいたします。

県総合運動公園では、特に週末等には利用者が多く、公園内の駐車場だけでは駐車スペースが不足している状況にあります。そのような状況を解消するため、当初の計画どおり同競技場の移設が求められています。

県教育委員会としましては、現在、新たな用地の確保、それから別途駐車場の確保等を、移設等について

検討しているところでございます。

なお、現競技場は県内唯一の施設であることから、新設されるまでの間は継続しての活用が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 航空運賃の軽減に関連する再質問で、那覇空港は復帰以前からあり国費の投入が少ないので、国内で最も安くなるべきではないかという御趣旨の質問にお答えいたします。

那覇空港については、航空機燃料税が全国の2分の1、それから着陸料及び航空施設利用料は6分の1で、全国で最も低い水準で軽減をされております。この間、これによって本県観光及び県民生活に大きく寄与してきているところでございます。

また、ことし10月からは、小規模離島に対する航空運賃軽減の実験事業も開始をする予定でございます。

しかしながら、県外との陸上交通手段を持たない離島県である本県においては、航空はまさに命綱でございまして、今後とも本県の産業の振興、それから県民生活の向上を図るために公租公課のさらなる軽減措置を初めとして、さまざまな対策を講じながら航空運賃の軽減が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 知事の選挙公約について、普天間の移設の問題であります。今、閉鎖状態、危険性除去の問題については国の責任としているのであれば、今議会の県外移設を求めていくというものがかなり弱い状況になると思います。これまでの知事の発言の経緯から、条件次第では辺野古に可能であるとの見解をまだ政府は持っているのではないかという思いがするんです。県民の頭越しに決めた日米合意は見直して、絶対にだめだといういわゆる明確な発信をすることが必要になると思いますが、そのための対策をどうするかお聞きいたします。

それと民泊の件ですが、いわゆるこれまでの既存の民宿、ホテル等の問題があるがゆえに、どうしても旅館業法の問題が出てくると思います。この修学旅行を受け入れるために簡易宿泊所の登録を、学生を対象にして受け入れるという条件を付して助成ができる方法などがないんでしょうかね。いわゆる既存のホテル、旅館等は一般の客も取ります、当然学生も取りますけ

れども、民泊事業に関して簡易宿泊所で登録をして学生だけを受け入れるというような条件を付して助成をするという方法がないか御検討をしてもらいたと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 平良議員の再々質問にお答えいたしますが、やっぱり先ほどから申し上げてますように、政府から納得のいく説明と解決策が示されていないので、ですから5月28日からずっと私はこれを言い続けております。

したがって、もうこれがないとすれば、あれから丸4カ月たっていないとすれば、これは県外へということを行わざるを得ない。なぜなら、辺野古のほうは議員が御指摘されていたと思うんですが、文字どおり事実上不可能だという状況にすらなっておりますから、こ

れはもう県外に行ってもらえないということで、私はきちっとこれを申し上げているつもりです。ですから、むしろぜひ御理解をいただき、御支援を賜りたいと思っているぐらいです。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 現在の民泊に関する再々質問でございますが、現在、簡易宿泊所の場合、農家民泊の場合は免責要件というのが緩和されるという制度がございます。ただ、今の御質問の学生を対象にということでのそういうことが可能かどうかを含めてちょっと調査してみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時28分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 新 垣 良 俊

会議録署名議員 当 銘 勝 雄

平成22年 9 月30日

平成22年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成22年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 4 号）

平成 22 年 9 月 30 日（木曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 4 号

平成22年9月30日（木曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案、乙第 1 号議案から乙第 8 号議案まで、乙第 10 号議案及び認定第 1 号から認定第 23 号まで（質疑）

----- 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案、乙第 1 号議案から乙第 8 号議案まで、乙第 10 号議案及び認定第 1 号から認定第 23 号まで

甲第 1 号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）

甲第 2 号議案 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

乙第 2 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 3 号議案 財産の取得について

乙第 4 号議案 債権の放棄について

乙第 5 号議案 訴えの提起について

乙第 6 号議案 違約金存否確認等請求調停事件の調停について

乙第 7 号議案 違約金存否確認等請求調停事件の調停について

乙第 8 号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

乙第 10 号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について

認定第 1 号 平成21年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第 2 号 平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第 3 号 平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第 4 号 平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第 5 号 平成21年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第 6 号 平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第 7 号 平成21年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第 8 号 平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

認定第 9 号 平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

認定第 10 号 平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

認定第 11 号 平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について

認定第 12 号 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

認定第 13 号 平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

認定第 14 号 平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について

認定第 15 号 平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

認定第 16 号 平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

- 認定第17号 平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 認定第18号 平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成21年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成21年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成21年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸	君	25番	新垣良俊	君
副議長	玉城義和	君	26番	仲田弘毅	君
1番	上原章	君	27番	照屋守之	君
2番	島袋大	君	28番	辻野ヒロ	子さん
3番	中川京貴	君	29番	嶺井光	君
4番	桑江朝千夫	君	30番	赤嶺昇	君
5番	平良昭一	君	31番	当銘勝雄	君
6番	仲村未央	さん	32番	渡嘉敷喜代子	さん
7番	照屋大河	君	33番	前田政明	君
8番	渡久地修	君	34番	玉城ノブ子	さん
9番	瑞慶覧功	君	35番	比嘉京子	さん
10番	新垣清涼	君	36番	新垣安弘	君
11番	上里直司	君	37番	金城勉	君
12番	吉田勝廣	君	38番	糸洲朝則	君
13番	當山眞市	君	39番	翁長政俊	君
14番	吉元義彦	君	40番	浦崎唯昭	君
15番	座喜味一幸	君	41番	池間淳	君
17番	玉城満	君	42番	新垣哲司	君
18番	仲宗根悟	君	43番	具志孝助	君
19番	崎山嗣幸	君	44番	當間盛夫	君
20番	西銘純恵	さん	46番	新里米吉	君
21番	奥平一夫	君	47番	嘉陽宗儀	君
22番	山内末子	さん	48番	大城一馬	君
24番	前島明男	君			

欠席議員（1名）

16番	佐喜真淳	君
-----	------	---

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君	農林水産部長	比嘉俊昭	君
副知事	上原良幸	君	観光商工部長	勝目和夫	君
知事公室長	又吉進	君	土木建築部長	仲田文昭	君
総務部長	兼島規	君	企業局長	宮城嗣三	君
企画部長	川上好久	君	病院事業局長	伊江朝次	君
文化環境部長	下地寛	君	会計管理者	伊米蔵博	さん
福祉保健部長	奥村啓子	さん			

知事公室
秘書広報統括監
総務部
財政統括監
教育委員会委員
教育長
公安委員会委員
警察本部長

饒平名 知 成 君
新 垣 郁 男 君
安次嶺 馨 君
金 武 正八郎 君
翁 長 良 盛 君
黒 木 慶 英 君

労働委員会
事務局
人事委員会
事務局
代表監査委員
選挙管理委員会
委員長
職務代理者

平 良 宗 秀 君
岩 井 健 一 君
又 吉 春 三 君
佐和田 清 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長 龍 野 博 基 君
次 長 新 城 博 君
参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
副参事兼課長補佐 平 田 善 則 君

主 査 佐久田 隆 君
主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長比嘉梨香さんは、別用務のため本日、10月1日及び5日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に教育委員会委員安次嶺馨君、10月1日の会議に同委員会委員中野吉三郎君、5日の会議に同委員会委員新垣和歌子さんの出席を求めました。

また、説明員として出席を求めた選挙管理委員会委員長阿波連本伸君は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として選挙管理委員会委員長職務代理者佐和田清君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案、乙第1号議案から乙第8号議案まで、乙第10号議案及び認定第1号から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ぶたゞいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 おはようございます。

通告に基づき質問します。

本定例会で、仲井眞知事の任期最後の議会となりました。ぜひとも的確な答弁で実りあるものにしていただきたいと思います。

それでは質問します。

初めは、米軍基地問題についてです。

(1)、普天間基地や嘉手納基地の爆音被害は増大し、県民の負担も限界に達しています。実態はどうなっていますか。爆音被害から県民を守るために、知事は何をしてきましたか。解決能力に欠けていると私は考えますが、御所見を伺います。

(2)、嘉手納基地のF15戦闘機の訓練が普天間基地や那覇空港で行われる事態は、米軍が知事の態度を無視している結果だと考えます。仲井眞知事では米軍基地問題は解決できないという印象を県民に与えていますが、嚴重に抗議し中止させるべきではありませんか。

(3)、この4年間に米軍基地問題で目に見える形での整理縮小、危険性の除去はされませんでした。これは米軍が知事を見くびっているからではありませんか。

2番目は、沖縄市の東部海浜開発事業についてです。

(1)、今回政府に提出された土地利用計画見直し案と従来の事業計画との違いは何ですか。

(2)、事業計画に経済的合理性があると判断した根拠は何か。

(3)、需要予測等について。

ア、沖縄県への観光入域客数の算出方法について。

イ、沖縄市・中部地域入域観光客数の算出方法について。

ウ、中部地域入域観光客沖縄市立ち寄り率の算出方

法について。

エ、東部海浜開発地区立ち寄り率の算出方法について。

オ、宿泊需要数の算出方法について。

カ、商業需要予測の算出方法について。

(4)、経済波及効果について。

ア、経済波及効果はどのように算出しましたか。

イ、東部海浜開発事業による効果について。

(5)、産業連関表について。

ア、10年前の産業連関表を使用した意図は何か。

イ、産業連関表の作成は沖縄県の「工業統計調査」にある沖縄市のデータを基本にすべきである。なぜそれを無視したのか。使用されているデータは何か明らかにせよ。

ウ、産業連関表の作成ルールでは、移輸出の箇所にマイナスがないのが一般的である。なぜ産業連関表の列の移輸出の箇所にマイナスが計上されているか。

エ、生産が行われていない産業には、移輸出は計上しないのが一般的であるのに、それが計上されているのはなぜか。

オ、沖縄市の産業連関表は独自のものを作成している。ところが、最も肝心な就業係数は沖縄県のものを使用しているのはなぜか。

カ、需要があって、消費があって他産業への波及が生じる。ところが、波及効果の算出が就業者数で行われている。経済の波及効果を供給から行うというのは全く考えられない。なぜそのような算出ができるのか。

(6)、経済の波及効果の算出が需要予測のデータに問題があり、手法も成り立たない。産業連関表も意図的に作成され科学的根拠がない。これらの事実を認めるか。

(7)、東部海浜開発事業計画には、経済的合理性はない。撤回すべきではないか。

(8)、沖縄市のコリンザが倒産したが、その責任はどこにあるのか。需要予測の失敗例ではないか。

最後に、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間基地問題は、「海兵隊抑止力論」の立場では解決できない。海兵隊の撤退を日米両政府に求めるべきである。所見を伺う。

(2)、米兵犯罪に対する知事の態度について、毅然たる態度をなぜとれないのか。

(3)、基地被害、犯罪など県民を苦しめて、米軍はよりよき隣人と宣伝している。危険な隣人が実態ではないか。知事の所見を伺う。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

嘉陽宗儀議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍基地問題についての御質問の中で、4年間の米軍基地の整理縮小についての御質問にお答えいたします。

私が知事に就任して以降、第1に、平成18年12月に楚辺通信所及び読谷補助飛行場の返還、第2に、平成20年1月にギンバル訓練場の返還合意、第3に、平成22年3月に嘉手納ラプコンの日本側への移管、第4に、平成22年6月に与那国島上空の防空識別圏の見直し、第5に、平成22年7月に泡瀬ゴルフ場の返還等が実現いたしております。また、去る5月4日と23日に鳩山前総理が来県された際、私から直接基地問題について申し上げたところ、去る5月31日に軍転協の要請に対し初めて政府から文書による回答がありました。

沖縄県としましては、引き続き、日米両政府に対し負担軽減を求めていくとともに、先般、沖縄政策協議会のもとに設置されました米軍基地負担軽減部会において、具体的な対応策などにつきまして検討がなされるよう働きかけていく所存でございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、海兵隊の撤退についての御質問にお答えいたします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じ海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による沖縄県の過重な基地負担の軽減を求めてきております。とりわけ海兵隊につきましては、構成員が最も多いことから、その削減に最優先に取り組む必要があると考えております。このため、米軍再編で示された海兵隊司令部及び約8000人の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小等は、県民の要望している在沖米軍兵力の削減及び米軍基地の整理縮小につながるものであります。確実な実施がなされる必要があると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、米兵犯罪に対する知事の態度についての御質問にお答えいたします。

私は、米軍基地問題の解決に向け、これまで全力で取り組んでおり、米軍人等による事件・事故の再発防止についても機会あるごとに日米両政府や関係機関に対し強く求めてまいりました。政府に対して、総理を初め各大臣との面談などの際に直接要請を行っているほか、去年は2度にわたり訪米をし米国政府等に対しましても要請を行ったところであります。

今後とも、米軍基地に起因する事件・事故は1件たりともあってはならないとの考えに基づき、抜本的な再発防止策が講じられるよう強く求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題につきまして、普天間及び嘉手納飛行場での爆音被害についてお答えいたします。

県では、周辺市町と連携し、普天間・嘉手納両飛行場周辺の24地点において年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。平成21年度航空機騒音測定結果によりますと、普天間飛行場周辺においては9局中3局で、嘉手納飛行場周辺においては15局中9局で環境基準を超過しており、両飛行場から発生する航空機騒音は、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を与えております。当該測定結果を踏まえ、県は去る9月14日、米軍及び日米両政府機関に対し、米軍機による航空機騒音の軽減措置等について要請を行ったところであります。また、去る5月に鳩山前総理が来県した際には、知事から直接要請する等あらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減等について要請を行っております。

県としましては、引き続き、関係市町村や軍転協、渉外知事会等とも連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く取り組んでまいります。

次に、嘉手納基地所属機の普天間飛行場及び那覇空港の利用についてお答えいたします。

米軍によれば、嘉手納飛行場の滑走路改修工事に伴い、滑走路1本で運用が行われる18カ月の間、嘉手納飛行場に着陸できない事態が発生した際に、航空機が普天間飛行場を含む他の飛行場へ着陸地を変更する、いわゆるダイバートの可能性が高くなるとのことであります。

普天間飛行場周辺住民の過重な負担を踏まえ、県としては米軍に対し、安全管理を徹底し、ダイバートが発生することがないように適切な運用を要請したところであります。

次に、米軍は危険な隣人ではないかとの御質問についてお答えいたします。

本県においては、米軍による事件・事故を初め基地から派生する諸問題が相次ぎ、県民にとって大きな負担となっております。

日米安全保障条約に基づき本県に駐留する米軍は、

県民に著しい負担を与えることがあってはならず、事件・事故の防止や安全管理の徹底等により県民の理解を得るべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 東部海浜開発事業についての御質問で、従来の事業計画との違いについてお答えいたします。

沖縄市が作成した土地利用計画の見直し案においては、第Ⅱ区域を中止し、第Ⅰ区域のみとなったことにより、埋立面積が187ヘクタールから96ヘクタールへと減少しております。また、開発コンセプトが「国際交流リゾート及び海洋性レクリエーション活動の拠点」から「スポーツコンベンション拠点」へと変更となり、宿泊用地及び商業用地の面積が当初計画の半分程度に減少したほか、健康医療施設用地が新たに位置づけられております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、経済的合理性についてお答えいたします。

県としましては、控訴審判決を踏まえた経済的合理性の有無については、収支の見通しが統計データや調査報告書等根拠を有する資料を基礎としたものとなっているかどうかなどで判断されるものと考えております。

沖縄市が作成した土地利用計画見直し案は、入域観光客数や各種施設の需要予測、施設規模等について、各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもとに算出されており、県としましては控訴審判決を踏まえた経済的合理性を有するものと考えております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、県への観光入域客数の算出方法についてお答えいたします。

沖縄県への入域観光客数については、沖縄市が平成20年度版観光要覧を基礎資料として、昭和61年から平成20年までの沖縄県入域観光客の推移から、平成30年の県入域観光客数をトレンドにより推計し、約850万人としております。

同じく東部海浜開発事業について、沖縄市及び中部地域への入域観光客数と沖縄市立ち寄り率の算出方法についてお答えいたします。関連しておりますので一括してお答えいたします。

平成30年の中部地域の入域観光客数については、平成18年度の観光統計実態調査において県入域観光客の中部地域への立ち寄り率が35.4%となっており、これ

に県入域観光客の推計値約850万人を乗じることにより301万人と算出しております。また、中部地域旅行者の沖縄市立ち寄り率については、平成16年度の観光統計実態調査において観光施設等への旅行先の割合が示されており、沖縄市等の訪問率を中部地域の観光施設等への訪問率で除して19.2%と算出しております。したがって、中部地域への来訪者が沖縄市へ立ち寄る観光客数は、これらを掛け合わせて58万人と算出しております。

同様な方法により、県入域観光客の中部東海岸地域への来訪者128万人を算出し、さらに中部東海岸来訪者が沖縄市へ立ち寄る観光客数を78万人と算出して、中部地域及び中部東海岸地域来訪者が沖縄市へ立ち寄る観光客数を平均して沖縄市の入域観光客を約68万人としております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、東部海浜開発地区立ち寄り率の算出方法についてお答えいたします。

東部海浜開発地区への立ち寄り率については、平成18年観光統計実態調査において、観光客が観光地等へ訪れた割合が示されており、そのうちビーチ及び海浜リゾートに訪れた割合の過去3回調査の平均により60%と算出しております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、宿泊需要数の算出方法についてお答えいたします。

宿泊需要の算出に当たっては、まず平成20年の沖縄県入域観光客数605万人から観光統計実態調査をもとに、中部地域及び中部東海岸地域の立ち寄り率、沖縄市への立ち寄り率を考慮して、平成20年の市入域観光客数を48万4000人と推計しております。

次に、同年の沖縄市宿泊延べ日数の実績32万9000泊及び1人当たりの宿泊日数から、市の宿泊人数を17万9000人と算出し、これを市入域観光客数の48万4000人で除して市の宿泊率を36.98%と算出しております。

その次に、平成30年の市入域観光客の推計値68万人に宿泊率を乗じることにより、市の宿泊人数を25万1000人と推計し、これに観光要覧から算定される県内平均宿泊数2.71泊/人を乗じることにより、延べ宿泊日数68万泊を算出した後、市の宿泊実績32万9000泊を減じて東部海浜地区の新規宿泊需要が約35万1000泊となっております。また、この35万1000泊を県の平均宿泊数2.71で除することにより、当該地区における宿泊人数を約13万人と算出しております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、商業需要予測の算出方法についてお答えいたします。

商業施設の需要については、平成30年の東部海浜地

区を訪れる観光客、沖縄市人口及び沖縄市を除くコザ石川圏の人口を対象として推計しております。観光客需要は、観光要覧やレジャー白書より、ショッピング参加率26.7%及び外食参加率65.2%を引用し、おのこの参加率を当該地区入域観光客41万人に乗じることにより、ショッピング参加需要は10万9000人、外食参加需要は26万7000人と推計しております。また、地域住民の需要は、平成19年買物動向調査報告書をもとに、まず沖縄市民が地元の大型ショッピングセンター及び専門店における購買回数を年間23.23回と算出し、これを市の人口13万9000人に乗じ、さらに周辺類似施設との競合も考慮して3分の1を乗じ、107万6000人と推計しております。

次に、沖縄市を除くコザ石川圏住民が他市町村において買い物する年間買い物回数を年間39.157回と算出し、これをコザ石川圏人口20万2000人に乗じ、さらに周辺類似施設との競合も考慮して9分の1を乗じて87万9000人と推計しております。したがって、これらを合計して商業施設の需要を約233万1000人としております。

東部海浜開発事業についての御質問で、経済波及効果の算出方法についてお答えいたします。

沖縄市は、建設に伴うフロー効果及び施設の稼働に伴うストック効果における経済波及効果として、生産誘発額、雇用者所得誘発額、営業余剰誘発額、就業誘発者数、税収増加額等について、市が作成した沖縄市産業連関表を用いて推計しております。それぞれ投資によって生じる直接効果、原材料需要により誘発される1次波及効果、雇用者所得の増により誘発される消費に係る2次波及効果を推計しております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、東部海浜開発事業による効果についてお答えいたします。

沖縄市によると、「東部海浜開発事業の運営段階では、市民約1350名の雇用が創出されるとともに、10年間で約1490億円の生産誘発と約21億円の市税増収が見込まれるなど、大きな効果が地元にもたらされ、地域経済が大いに活性化する。」とのことであります。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、10年前の産業連関表を使用したことについてお答えいたします。

沖縄市が市の産業連関表の作成を開始した時点において公表されていた県の産業連関表は、平成12年のものであり、報告書の取りまとめ期間の都合上、平成21年12月に公表された平成17年の産業連関表は使用しておりません。当該公表資料によると、平成17年と平成12年の沖縄県産業連関表による生産波及の大きさを比

較すると、平成17年がわずかに上昇しており、沖縄市は、経済波及効果を試算する上で必要な指標に大きな変動はないと考えていると聞いております。

同じく東部海浜開発事業について、工業統計調査にある沖縄市のデータを使用していないことについてお答えいたします。

沖縄市は、市町村地域産業連関表の作成と応用という文献に示された考えをもとに、県の産業連関表を活用して市の産業連関表を作成しております。

同文献においては、市町村レベルの統一的なデータ取得が難しいとして、工業統計調査は採用されておらず、一般的な利用可能性から、基本的には事業所・企業統計のデータを用い、また、商業部門等一部の産業部門については、商業統計調査や国勢調査等のデータを分割指標として用いる手法が記載されております。

沖縄市においては、市の産業連関表の作成に当たり、同文献と同様、沖縄県事業所企業統計調査や商業統計調査等をもとに設定した分割指標を沖縄県産業連関表の産業別生産額に掛けることによって市内生産額を推計しております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、産業連関表の移輸出のマイナス計上等についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

沖縄市は、市の作成した産業連関表に一部不整合な箇所があったため、現在修正作業を行っているところであると聞いております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、沖縄県の就業係数を使用していることについてお答えいたします。

沖縄市によると、市独自の就業係数がないことから県の就業係数を用いた。部門別の1人当たりの生産額に大きな差はないと考え、県全体の平均値として示される県の就業係数を市が活用することの妥当性はあると判断したと聞いております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、経済波及効果の算出が就業者数から行われていることについてお答えいたします。

産業連関表による経済波及効果分析は、投資額や消費額、生産額などから波及効果を求めるものであります。沖縄市は、投入量である就業者数を就業係数を用いて生産額に換算し、これをもとに波及効果分析を行っております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、産業連関表と経済波及効果についてお答えいたします。

沖縄市の土地利用計画見直し案における産業連関表の作成及び経済波及効果の算出につきましては、文献

に記載された手法等をもとに各種統計データを用いて行われていることから、妥当性を欠くものではないと考えております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、東部海浜開発事業の撤回についてお答えいたします。

沖縄市が作成した土地利用計画見直し案は、入域観光客数や各種施設の需要予測、施設規模、経済波及効果等について、各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもとに作成され、算出方法が根拠を持って整理されており、県としましては、経済的合理性を有するものと考えております。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の経済活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき進めてきたものであり、早期に工事再開できるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 東部海浜開発事業についての中の、コリンザ倒産の責任及び需要予測の失敗例についてとの御質問にお答えします。

沖縄市アメニティプラン株式会社は、平成22年6月の株主総会において、会社倒産の原因として、コリンザの開業時期における郊外型大型店舗の進出による市場競争の激化、オープン後間もないバブル崩壊の最中における核テナントの撤退による空き区画の増加等により厳しい経営状況となり、債務超過に陥ったと報告しております。

県として、倒産は同報告にあるように、予測困難な経営環境の悪化に加え、事業主体である沖縄市アメニティプラン株式会社の経営のあり方などに原因があったと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 再質問しますが、まず、この見直し計画は経済的合理性があるといって強調していますが、この沖縄市の事業計画書を見ると、借金が整備段階で119億円、それから運営段階で39億円、それから30年間、毎年1億8000万円の赤字を計上しているんですよ。そういう費用対効果を見ないような、当初から毎年30年間1億8000万円の赤字になるような事業計画にどうして経済的合理性があるかちょっと説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 経済的合理性につきましては、先ほどお答えしましたとおり、この将来観光客の入域客数でありますとか施設規模につきましては、既存の統計データそういったものを用いて算出されていることから、経済的合理性はあるというふうに考えております。

それから、市の負担につきましては、市の財政を投入いたしますけれども、結果的に長期で見ますと10年間で先ほど申し上げましたように1490億円の生産誘発があるということと、それから税収につきましても約20億円の税収が見込めるということであります。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 知事にお伺いしますが、今のような答弁では、部長も専門員としてこの計画に加わってきていて、この見直し案に責任を持っているんですよ。でありながら、地方自治体の幹部として毎年30年間も1億8000万円の赤字が出る計画を、経済的合理性がありますという判断でそれでいいのかということをお聞いているんだから、問題があるなら問題があると言わないと費用対効果も何にもない。後でその仕組みをやるつもりですけども、知事としてそういう毎年少なくともこんなに莫大な借金を抱えるような計画でいいのかと。結局は莫大な借金をそのまま市民に押しつける、県民に押しつけることになるわけですよ。それで経済的合理性について、本当にこれでいいのかということについてお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） お答えをいたしますけれども、確かに市のほうとしては毎年1.8億円の投資をいたしますが、それに見合うものとしてさっき言いました経済波及効果、税収の増、そういったものがありますので、総合的に市のほうは判断し、この事業を進めていくということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 私は、かなり市の担当者とも詰めてきてきょうの質問には臨んでいます。だから市の考え方もわかっていますけれども、市も困っているんですよ。

それでもう一回知事に聞きますよ。この事業計画にある問題では、事業収支で事業期間30年間で設備段階

で119億円、運営段階で39億円、合計で158億円の赤字を最初から計上している。これでどうして経済的合理性があると判断するんですかと聞いているんです。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 経済的合理性といいますと、私の経済的合理性のある施設・設備をつくるということについては、先ほど言ったとおりでございます。繰り返すようですけども、市のほうは財政から確かにその支出はしますが、トータルで見ても経済波及効果、それから税収というもので判断されているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 知事に答弁を求めたんですけども、知事がなかなか責任を持って答弁しないですから、前に進みます。

きょうの部長の答弁の真髓、中身ですね、何が問題かということについて、若干準備してきましたので説明しますと、これは県の資料に基づいて今部長が言うように県外客の旅行先、全部書いています。それを県は観光統計の立ち寄り率というのは、沖縄県に入域した観光客が例えば那覇、本部、どう行ったかと。それを総入域観光客数を分母にして、本部に行ったら本部の数字を分子にして、それで立ち寄り率にしている。これは算数的に正しいですよ、これは正しい。だから、県の統計課がやったのは正しいと思います。ところが、今、沖縄市がやったのは、例えばここで沖縄市東部立ち寄り率という、東南植物楽園と胡屋の方でバス1台で2カ所移動して、これが7.幾らと7.7で足すと15.3%、これを分子にしてあとは伊計島、勝連城址、それから中城城址を分母にして割ったものが沖縄市の立ち寄り率、東海岸立ち寄り率という計算をしているんですよ。これは沖縄市の担当に算数でも率から率を割ったら係数であって、これは率にもならない。何でそんなことをしたかと、答弁不能ですよ、これつくった本人が。ところが、部長はしゃあしゃあとこれでやっています、間違いありませんと言うけれども、知事もそういう意味では、今の計算の方法で、しかも同じバスに乗って胡屋から東南植物楽園に行くのは1人が行っているのに2名分計算されている。下の方に移動してもそれを分母にしている。それが立ち寄り率で、これだけ沖縄市に来ますという計算が成り立つと思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） これにつきましては、平成16年の観光統計調査に基づいてやっております、その中で中部地域を訪れる観光施設をベースに

しておりまして、それから中部地域からさらに中部地域内の東南植物楽園とかそういったもの、それから伊計島とか勝連城址とかあります。そういうものをベースにしまして、その中で中部地域からさらに沖縄市を訪れる者は幾らかということのをベースにはじき出しているものであります。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これ、担当者になぜこういう指標を使うかと聞いたら、県の観光統計資料には沖縄市に立ち寄る人がいないと。しかし、どうにかこの事業を皆さんで沖縄市に立ち寄ることにしないといかんで、あれこれ掛けて引っかき回してどうにか入ることにしようというだけの話であって、この観光統計、私は全部調べました。あったのは全部持ってきて全部調査しましたがけれども、ここのほうで県の観光統計調査で沖縄市に来る観光客がいないから、どうにか足し算、引き算で何とか沖縄市に来ることにしようじゃないかというでっち上げですよ、これは。少なくとも裁判で経済的合理性がないものは認められないと言いながら、こんな非科学的で合理性のないものを沖縄県が認めるとは何事ですか、これ。しかも、こういう手法が宿泊所とか全部同じような手法をやっている。観光客が沖縄市に来れば計算しやすいけれど来ないんだから、素通り観光で。買い物にしたらってせいぜい買い物客はプラザハウスぐらいであって、あとは何も沖縄市は買い物する大きな店舗もない。だから来ない。しかし、この計画を進める上では来たことにする、来るだろうという予測を持ってこの事業計画をつくらないといけなから、そういうことをしているんですよ。（資料を掲示） この中部地域の観光客、東南植物楽園、コザ、下の方にやって、全く来ないものだからこれだけは来ることにしようという計算でこの事業計画をつくっている。これを知事はどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 嘉陽議員のおっしゃっていることはちょっとよくわかりませんが、我々としましてはこのデータについては、ちゃんと根拠を持って合理的な整理がされているものだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 根拠を持って整理する。部長、少なくとも足し算、引き算の問題でパーセントからパーセントを割ったらパーセントは消えて率しか残らないよ、係数しか。そういうむちゃくちゃな計算を持ってきて、県議会に経済的合理性のある計画です、どうぞよろしくというこんな議会を軽視した、それから科学

的に成り立たないことを平気で答弁したら困るよ。

ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○嘉陽 宗儀君 主な需要予測の考え方として、今部長が一生懸命答弁していましたがけれども、ここのほうに中部東海岸に立ち寄る観光客数は立ち寄り率15%、61%、これ係数掛けている。さっき言ったような計算の仕方です。適当に組み合わせして、これも意味がわからん。つくった本人たち、沖縄市の担当に聞いても、こういう方法しかありませんでしたねと、そういうむちゃくちゃな、これは裁判のときの経済的合理性だけじゃ通らん話ですよ。こういうものをああいうことで部長もこれに参加しているわけだから、部長が沖縄市のものを容認するのはわかるけれども、知事は科学者として科学的に見てこれで合理性あるのかということのをちょっと判断してください。どうですかこれ、これでいいですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） これらの率につきましては、実態調査それから実際の統計調査に基づいて出ている数値でございますので、これは合理的なものになっていると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 部長は実に無責任な態度をとっていますけれども、経済的合理性の問題から言っても、今言った需要予想の計算にしても、私は全部沖縄市に質問を出して、85項目全部考え方を聞いて、それできょうの質問に臨みました。今、部長は沖縄市も破綻したものを平気で取り繕って、私に追い詰められて答弁できないものを平気でまた答弁している。こういう意味では、部長はきょうの答弁についてはしっかり沖縄市と調整をして責任持てるんですね。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 当然私ども答弁するに当たりましては、沖縄市に関係することでございますので、市と調整してお答えしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 それから産業連関表の作成について、少なくとも私もかなりそれなりにちょっと調べてみましたけれども、これは17年の県の統計課が産業連関表をつくっていて、実にすばらしいものをつくっています。それから、使ったのは12年のものを使ってい

ます。なぜ、12年のものかと。さっき部長が答弁していましたように、これが17年のものがなかったからですというのであれば、それであればこの20年が出たんだから改めて試算をやり直して、重大な問題ですから試算をやり直してやるべきじゃないのかということ。私は言いましたけれども、これはコンサルがやりましたというわけだ、コンサルがやりましたと。その産業連関表で最も重要なのは、実体経済を正しく行列にあらわすというのが大事ですよね。その場合に実体経済をあらわすべきなのに、例えば就業者係数は県のものを使うと産業構造は沖縄県全体があるでしょう。沖縄市は全然違う、沖縄市は余り事業がない。それを県がたくさんあるから県の有利になるものを使って、経済の波及効果が有利になるように算出する。こういうごまかしは、少なくとも沖縄県議会では通らんとするんですよ。そこの計算を今からし直してでも、これ出たんだから、しかも莫大な赤字を最初から計上しているんだから。これが17年度有利だったら、やり直せばいいですよ。裁判のときも裁判の判決も10年前はいろいろ経済的によかったけれども、あれからリーマンショックなどいろいろあって、バブルがはじけて経済は大不況になっていると。経済情勢違うぞと。だから従来の事業計画の延長線上でこの事業計画をつくったらだめだよというのは裁判の判決でしょう、裁判の判決の中身。部長、それを知ってあなたは沖縄市のそれに加わったんですか、この計画に。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 産業連関表につきましては、先ほど答弁しましたように市の連関表を作成する時点では、まだ県の産業連関表が出ていないということでありまして、平成12年をもとにしたものを使っているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この産業連関表の問題で言えば、当然沖縄市の経済実態と違いますから、沖縄市独自のものをつくるということで、他の例えば久米島とかいろんなところを調べてみたら、やっているんですよ。それで、その場合に何をするかというと、少なくとも産業連関表をつくる場合には統計課がつくっているこの沖縄県の工業、これが非常に貴重で、産業連関表をつくる場合にはこれを基礎データにしないといけない、というのが言い分です。それでこれを見たら、沖縄市の分がちゃんとあって63項目にわたって沖縄市の経済実態の分析があって、雇用者数、就業者数、賃金幾ら、全部あるんですよ。こういったものを実体経済に基づいて産業構造をちゃんと分析をして経済の波及

効果を計算するのであればわかるけれども、全部都合のいいようにデータを捏造、つくり変えて、それで僕らから言えば本当にごまかしもい加減にせよと言いたいほどでたらめな中身ですよ、これは。部長、さっき移輸出入のところにマイナスがあってはならないということについて、輸出はプラス、輸入はマイナス、逆になっていますね。その場合に認めましたね、沖縄市が間違っていたというのは。どうしてああいう間違いを起こしたんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 先ほど嘉陽議員の指摘を受けて、沖縄市においては、確かにそのところに間違いがあったということを認めておりまして、これをまた再度修正しているというふうな段階だというふうに聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 おはようございます。

これより通告に従いまして質問いたします。

知事の政治姿勢について。

(1)、自衛隊の常駐、配備問題について。

日本政府は、辺野古の代替施設に自衛隊を常駐させる案を検討しているとのことですが、これはまさに基地負担の上乗せであり、県民無視も甚だしいと思います。自衛隊のヘリの音はうるさくないとでもいうのでしょうか。あきれたことに北澤防衛相は、自衛隊共用はプラスと発言し、利点として、基地に対して県民が身近に感じるとか、自衛隊常駐による信頼性を挙げています。実にのうてんきな県民感情を逆なでする発言です。こんな民主党政権に期待していたことが悔やまれてなりません。

先島への自衛隊配備は、これまで積み上げてきた近隣国との経済交流に水を差すことになるでしょう。懸念されるのは、今回発生した尖閣沖での中国船衝突事故で領土問題がエスカレートし、自衛隊配備の口実になることです。強化すべきは軍備ではなく第11管区海上保安本部であり、外交交渉です。また、陸上自衛隊の配備を現在の2000人から10年で2万人に増強する計画があるようです。家族を加えると3万人以上に上るのではないのでしょうか。もしそうなれば、沖縄県のあらゆる選挙に影響を与えるのは必至です。まさに政府による沖縄乗っ取り計画です。

伺います。

ア、辺野古代替施設への自衛隊常駐、先島への自衛隊配備、2万人増強計画について政府から説明があったのか伺います。

イ、自衛隊常駐、配備計画について見解を伺います。

(2)、県知事選挙について。

北澤防衛相や前原大臣を初め菅政権は、仲井真知事に当選してもらいたいようですが、それは仲井真知事が県内移設容認というふうに受け取られているからではないですか。

ア、知事は、なぜ県内移設反対を明言しないのか。容認と受けとめてよいのか伺います。

イ、政府は、次期知事選挙への官房機密費投入を否定していないとのこと。申し出があった場合はどう対応するのか伺います。

県内25市町村で行われたさきの統一地方選挙で違法ポスターが乱立する地域がある中、北谷町では議員の自主規制、紳士協定により街頭には違法掲示物がほとんど見られず、景観へ配慮した取り組みが評価されています。

伺います。

観光立県として違法ポスターの自主規制、紳士協定の締結をすべきではないか、見解を伺います。

本日、県選管の佐和田さんにもわざわざ御足労願っておるわけですが、私としましては、当事者である知事にお尋ねしたくてこの項目にしたわけです。でも、せっかくですので、お二人から答弁をお願いしたいと思います。

2、米軍基地問題について。

米軍嘉手納基地周辺に住む私たちの頭の上を、米軍用機が全面禁止条約が発効されたクラスター弾やナパーム弾、500ポンド爆弾を積んで訓練と称して飛び交っております。軍用機が落ちたらどれほどの惨事になるのでしょうかお尋ねします。

(1)、500ポンド爆弾が爆発した場合の破壊力はいかほどか。

(2)、在沖米軍人等の実態について。

ア、在沖米軍人・軍属とその家族数がふえた要因は何か。

イ、在沖米軍人・軍属とその家族数の過去5年間の推移を伺う。

(3)、米軍施設返還跡地問題について。

北中城村の泡瀬ゴルフ場跡地から大量の不発弾が発見されました。北谷町のキャンプ桑江返還跡地からは、アスベストや鉛も検出されております。過去にもPCBによる土壤汚染や国道沿いのメイモス返還跡地からは大量のオイル、廃油缶も出てきました。このように返還跡地からは米軍のずさんな管理が原因の問題は後を絶ちません。

ア、日米地位協定4条を再考し、特別協定を締結する必要があると思うが、見解を伺います。

イ、返還前に不発弾や土壤汚染の有無を調査するべきであると思うが、見解を伺う。

ウ、不発弾や土壤汚染の処理により跡地利用におくれが出た場合、地権者のこうむる不利益の補償対応はどうか伺う。

次に、軍用地問題。

近年、投資目的の軍用地売買で県外在住者の所有がふえているとのこと。所有面積と金額、件数、それぞれの全体に占める割合を伺う。

3、航空機騒音問題について。

県文化環境部の2009年度夜間・早朝（午後10時から午前6時までの間）の航空機騒音測定結果によると、2008年度に比べほとんどの地域で増加しており、北谷町の砂辺に至っては5倍以上にふえ、騒音レベルも110デシベル以上を記録し、最大112.9デシベルを記録している。また、宜野湾市の上大謝名では119デシベルとなっている。

ア、環境基準内と110から120デシベルの音は何に匹敵するか。

イ、文化環境部長は、米軍や沖縄防衛局に騒音軽減を要請されているが、どのような対応であったか。

4、不発弾対策について。

ア、国が行う磁気探査は1メートルの深さで実施されているようであるが、それで十分か伺う。

イ、泡瀬ゴルフ場跡地の沖縄防衛局による磁気探査委託、10工区中県内業者への受注は何件か伺う。

5、観光行政について。

(1)、「美ら島沖縄総体2010」。

ア、県外から訪れた選手、役員、応援者数と経済効果について伺う。

イ、県内からの応援者数、当初の予想と実績について伺う。

次に、中国からの観光客誘致について。

仲井真知事、上原副知事、中国での観光客誘致に向けたトップセールス、大変お疲れさまでした。

伺います。

中国人客のビザ撤廃制度を沖縄で先行的に実施する中国側提案に対する見解を伺います。

次に、今年度の中国人客数の予想人数と昨年度の実績数について伺います。

次に、中国語を話せるスタッフの配置状況と今後の人材育成の対策について伺います。

6、国際交流事業について。

沖縄県北米等派遣議員団の一員としてカナダとハワイ

イを訪問しました。目的は、カナダとハワイの沖縄県人移住がことし110年の節目を迎えることから、当地の沖縄県人会の活動状況や在留日本国総領事などの訪問を通し、県系人が果たしてこられた実績やこれからの課題を検証し、海外のウチナーンチュ社会に対する今後の交流のあり方を検証することでした。

9日間の交流、視察を通しての派遣議員団の共通認識は、沖縄県人会は沖縄の文化やアイデンティティーを大切に、当地で確固たる地位を築き、沖縄のみならず日本と海外の友好親善に大きく貢献されており、同じウチナーンチュとして大変誇りに感じたことです。そして、先々の交流会で県費留学経験者が司会や通訳を務め、次代の県人会活動の担い手として活躍しており、留学受け入れ事業の重要性も再認識しました。私は、2年前のブラジル・アルゼンチン移民100周年記念事業には自費で参加しましたが、そのとき式典を担っていたのも県費留学経験者の皆さんでした。

伺います。

沖縄県系人の実情について。

ア、海外にいる沖縄県系人の総数を伺う。

イ、世界何カ国に沖縄県人会が存在しているか伺う。

ウ、海外移住者子弟留学生受け入れ事業の実績と成果を伺う。

エ、県移民史の近年・戦後版を作成する必要があると思うが見解を伺う。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 瑞慶覧議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、知事はなぜ県内移設反対を表明しないのかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、去る5月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと繰り返し申し上げてきております。そして名護市長選挙や県議会の皆様の意見書議決、そして県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえますと、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてまいりました。政府からこの間の県民の怒りや失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておられません。

県としましては、このような状況にかんがみて、政府に対し、日米共同発表を見直し普天間飛行場を県外

に移設することを求めてまいりたいと考えているわけでございます。

次に、国際交流事業に係る御質問の中で、県移民史の作成に係る御質問についてお答えいたします。

各移住地におきまして今日の繁栄の基盤を築かれた我々の先人たちの努力とその足跡を後世に伝えることは極めて重要なことと認識をいたしております。戦後版の移民史の作成につきましては、私もこの件に精通しているわけではありませんが、専門家の皆さんと相談をし前向きに検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての中で、1の(1)のア、自衛隊常駐、配備計画への説明、さらに1の(1)のイ、配備計画についての見解について一括してお答えいたします。

御質問の自衛隊常駐や配備計画について、現段階で政府からの説明はありません。

北澤防衛大臣は、9月21日の記者会見において、先島諸島への部隊配備について調査をスタートさせていきたい旨の発言をしております。自衛隊の配備については、政府において我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきものであり、県民の理解なしに進めることは困難であると考えております。

次に、官房機密費の対応についてお答えいたします。

県としましては、官房機密費が次期知事選挙に投入されることについて承知しておらず、仮定の御質問にコメントすることは差し控えたいと思います。

次に、500ポンド爆弾の破壊力についての御質問にお答えいたします。

文献によりますと、500ポンドの普通爆弾の危害範囲は、半径約300メートルに及ぶとされております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、在沖米軍人・軍属とその家族数の増加要因及び過去5年間の推移についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

米軍によると、過去5年間の在沖米軍人・軍属とその家族数の合計の推移につきましては、平成17年は4万2570人、平成18年は4万3550人、平成19年は4万8490人、平成20年は4万416人、平成21年は4万4895人となっております。在沖米軍人・軍属とその家族数

については年によって増減しており、必ずしも増加傾向で推移している状況ではありません。

沖縄防衛局によると、個々の具体的な増減理由については、米側から運用や人事等にかかわることから公表できない旨の説明を受けているとのことであります。

次に、県外在住者所有の軍用地の所有面積、金額等についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、平成20年度の県外在住者の軍用地所有面積は515ヘクタール、賃貸借料の金額は34億7900万円で、全体に占める割合は面積で6.7%、金額で4.4%となっております。

なお、件数についての公表はしていないとのことあります。

次に、不発弾対策についての御質問の中で、国が行う深さ1メートルの磁気探査についての御質問にお答えいたします。

今回国が行った磁気探査につきましては、地表面から深さ1メートルまでの埋没不発弾の確認を行ったとしております。不発弾の埋没深度については、不発弾の重量、土質によっては地表面から1メートルを超える場合があることから、土地区画整理事業等を行う際には、事業者によりその土地利用に応じたさらに深い深度の不発弾探査も行われるものと承知しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長職務代理者。

〔選挙管理委員会委員長職務代理者 佐和田 清君登壇〕

○選挙管理委員会委員長職務代理者（佐和田 清君）

瑞慶覧議員の御質問にお答えいたしますが、本日は委員長が別用務のため本会議に出席できませんので、甚だ僭越ではございますけれども、かわりに委員長職務代理者の私、佐和田からお答えをさせていただきます。

知事の政治姿勢についての中、違法ポスターについてお答えをいたします。

選挙管理委員会におきましては、従来から立候補予定者説明会等において違法な文書について説明し、これらを掲示している場合には撤去するよう指導を徹底しているところであります。

今後とも、県選挙管理委員会、警察当局及び道路管理者等と連携を密にしながら、公職選挙法等の関係法令に違反する行為がないよう、有権者、候補者及び政党等政治団体関係者の選挙及び政治に関する意識の高

揚を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 米軍基地問題についての御質問の中で、地位協定第4条の見直し及び返還前の土壤汚染等の有無について一括してお答えいたします。

駐留軍用地の返還に当たっては、軍転特措法に基づき国の責任において返還前に汚染物質や不発弾等の有無について蓋然性の調査を行い、返還実施計画を定め、同計画に基づき返還後は原状回復等必要な措置をとることになっております。しかしながら、キャンプ桑江北側地区等においては、土地引き渡し後に汚染物質等が発見されております。

こうしたことを踏まえ、県としましては、返還後の円滑な跡地利用を図るため、土地引き渡し前の汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化について、軍転特措法期限切れ後の跡地利用に関する新たな法律に盛り込むよう国に求めているところであります。

なお、日米地位協定第4条につきましては、駐留軍用地の返還前に日米両政府は合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染や不発弾等の処理について共同で調査し、環境汚染等が確認されたときには環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置をとることを明記するよう見直すことを要請しているところであります。

次に、不発弾処理等により跡地利用におくれが出た場合の補償についてお答えします。

返還跡地における不発弾処理や土壤浄化等を含めた原状回復措置は、跡地利用におくれが出ないように、国の責務として適切に実施されなければならないと考えております。現行制度における地権者に対する補償については、軍転特措法による3年間の給付金と、沖振法による特定跡地等の給付金制度が定められております。しかしながら、実態としては、特定跡地での給付金支給実績が最大4年半なのに対し、跡地整備期間はおおむね10年以上を要しており、地権者の負担が大きくなっております。

県としては、不発弾処理や土壤浄化を含め跡地整備事業の実施により土地が使用できるようになるまでの間は、土地利用制限に対する補償的な意味合いで返還前の賃借料に見合う給付金の支給が必要であると考えております。

次に、不発弾対策についての御質問の中で、磁気探査委託における県内業者の受注件数についてお答えい

たします。

沖縄防衛局の公表資料によりますと、10工区中4工区が県内に本社のある業者の受注となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 航空機騒音問題についての御質問の中で、環境基準と110から120デシベルの音は何に匹敵するかについてお答えいたします。

航空機騒音の環境基準はW値、いわゆるうるささ指数であらわされ、専ら住居の用に供される地域がW値で70、それ以外の地域はW値で75となっております。

W値であらわされる環境基準の算出方法は、デシベルであらわされる平均騒音ピークレベルと騒音の発生回数から計算されます。したがって、W値と1回ごとの音の大きさの単位であるデシベルとは単純に比較することはできません。

騒音の目安としましては、110デシベルの音は自動車の警笛（前方2メートル程度）に相当し、120デシベルの音は飛行機のエンジン近くに匹敵するとされております。

同じく航空機騒音問題に関連して、米軍や沖縄防衛局の要請時の対応についてお答えいたします。

県では、去る9月14日に在日米軍沖縄地域調整官事務所、在沖米国総領事館、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所を訪問し、「米軍機による航空機騒音の軽減措置等について」強く要請を行ったところであります。要請時の対応の中で米軍からは、夜間の飛行訓練について可能な限り配慮していること、極力住宅地域への影響を避ける努力をしていること、また、海軍駐機場を現在の嘉手納町側から米軍の住宅地側へ移転することなどについて説明がありました。

沖縄防衛局では、これまで行ってきた遮音壁の設置等の取り組み、現在計画されている海軍駐機場の移転が実施設計段階にあることの説明がなされております。

県としましては、今後とも航空機騒音測定結果に基づいて、航空機騒音の軽減について粘り強く要請していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは観光行政についての御質問で、美ら島沖縄総体の選手、役員、応援者数と経済効果等について一括してお答えいたします。

去る7月28日から8月20日までの24日間開催された

「美ら島沖縄総体2010」は、県民、市町村並びに関係者の皆様の御協力・御支援を得て無事成功裏に終えることができました。心より感謝を申し上げます。

本大会の県外から訪れた選手、役員、報道員等は約4万人となっております。応援者数は予想より約8.6%減の延べ約49万3000人となっており、県外から多数の応援者が来県したと推測されますが、実数の把握は困難であります。経済面においては、大会に参加した選手、役員等の宿泊が過去最高の約25万泊しており、日銀那覇支店の県内金融経済概況の発表にあるように、高校総体が県経済にも寄与していると考えております。

沖縄総体開催に伴う経済効果については、約198億円以上と試算しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、中国人客のビザ撤廃制度を沖縄で先行的に実施することに対する見解の御質問にお答えします。

中国人観光客に対するビザについては、平成22年7月から全国的措置として発給要件が緩和されており、現在、沖縄県においても中国からの誘客強化に努めているところであります。

中国人観光客のビザ免除を沖縄で先行的に実施することについては、観光客の大幅な増加が見込める一方で、現時点では受け入れ体制が十分ではないことから、効果と課題について関係省庁や県内事業者等の意見を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

同じく観光行政について、今年度の中国人客数の予想人数と昨年度の実績数についての御質問にお答えします。

今年度の中国人観光客数は、8月までの実績が1万4000人で、対前年同期比約57%の増加となっております。今後も、北京からのチャーター便などによる増加が見込まれることから、今年度の中国人観光客は昨年度の実績1万8000人に対し67%増加の約3万人を予想しておりました。しかし、尖閣諸島での事件の影響等もあり予測が難しい状況となっております。

同じく観光行政について、中国語を話せるスタッフの配置状況及び今後の人材育成についての御質問にお答えします。

沖縄観光コンベンションビューローにおいて作成している沖縄県内の外国語対応施設一覧「ウエルカムリスト」によりますと、ホテルや観光施設など17施設において中国語に対応可能なスタッフとして28人が登録

されております。沖縄観光コンベンションビューローに設置している観光人材育成センターにおいては、外国人観光客に対応するため、ボランティア通訳セミナー、外国人観光客受け入れ基礎研修等の各種セミナーを実施し、これまで延べ1237人が受講しております。

なお、現在、県内においては中国語の通訳案内士が4人、地域限定通訳案内士が29人登録されており、今後とも同センター事業の充実を図り、国際化する観光客のニーズに対応できる人材育成に積極的に取り組んでまいります。

国際交流事業についての中の、海外沖縄県系人の総数についての御質問にお答えします。

「海外在留邦人調査統計」など、各種統計数値をもとに算定した2005年における海外沖縄県系人の推計値は、ブラジルが推定約16万9000人、ペルーが約6万7000人などで、南米全体で推定約26万8000人、アメリカが約8万9000人、カナダが約1000人などで、北米全体では約9万1000人となっており、そのほかアジア、ヨーロッパ等の地域では推定約2000人であり、合計で約36万1000人が推定されております。

同じく国際交流事業についての、海外沖縄県人会の数についての御質問にお答えします。

世界26の国と地域に77の県人会が存在しております。最も多いアメリカにおいては39カ所、中国が6カ所、カナダが5カ所、その他アジア、南米、ヨーロッパ各地に存在しております。

同じく国際交流事業について、海外移住者子弟留学生の実績と成果についての御質問にお答えします。

海外移住者子弟留学生の受け入れ実績については、昭和44年度から平成21年度までに343人を受け入れております。出身国別では、ブラジル連邦共和国が83名、アメリカ合衆国が73名、ペルー共和国が53名、アルゼンチン共和国が49人となっております。平成22年度は4カ国から8人を受け入れております。

その成果につきましては、留学生は帰国後、県系人社会でのリーダー的な存在となって舞台公演や移住記念式典等において沖縄をPRするなど、その国と沖縄のかけ橋として活躍しております。また、世界のウチナーンチュ大会に参加するなどウチナーネットワークの形成・発展に貢献しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 初めに、知事の政治姿勢(2)のイの官房機密費の件ですが、ここはやはり知事はきっぱりと拒否すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今回の御質問の趣旨がよくわかりにくいんですが、一体そういうものがあるのかなのか、私はよく知りません。ですから拒否も何も、それ以前の問題で、全くわからない中身について質問をされても答えようがございません。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 やっぱこれは知事としてきっぱりノーですと云えばいいことだと思います。

次に、不発弾対策について伺います。

本土業者が県内に事務所を置くことで入札に参加して受注し、探査は県内業者に下請けさせているようなことがあるようです。県の進める県内業者への優先発注の観点から問題はないか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

知事公室におきましては、昭和50年度から不発弾探査事業を行ってきておりますけれども、事業を発注する際はすべて県内業者に発注しており、その指名業者の数は、平成22年9月現在、合計で59社となっております。これは不発弾探査全体、県が行っているものの状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 今回の質問は、防衛局の泡瀬の10工区中4工区が県内業者だったというものに対する質問でした。

続きまして、これはやはり徹底して地元業者が受注できるように、地元でできることは地元でさせるように取り組んでいただきたいと思います。

5の観光行政について伺います。

この美ら島総体、地元開催にしては何か全体的に盛り上がり欠けた感じがしました。甲子園の影響もあったかもしれませんが、テレビ放送もダイジェスト放送は見ましたが、実況等はなかったように思います。もっとメディアを活用し県民に喚起する施策が必要と思いますが、見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正一郎君） お答えいたします。

ただいまの御指摘につきましては、メディアのほうは、この高校総体の放送権につきましてはNHKにありまして、その辺のかかわりでメディアがなかなか動けなかったところがあるということはあると思います。

高校総体全体としては大分盛り上がったとは思っているんですけども、マスコミもああいう形で、これまでの県内紙に見られないような取り扱いをしていたで、毎日ああいう形での連載というのはこれまでの高校総体ではあり得ないんです。ですので、マスコミなど新聞社各紙には本当に心から感謝を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に、中国からの観光客誘致の件ですけれども、衝突事故によって、先ほども部長からありましたけれども、これまでの影響、観光客誘致関連で出ている現時点での状況がわかりましたらお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） これにつきまして、代表質問の関連でお答えしたところのほかに、例えば、北京のイトーヨーカドーでの物産展の中止とか、県の海外での物産販売、そういったところにも影響しております、その影響等について、今、関係機関等を含めてその対策、相談を練っているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 国際交流事業についてですけども、「海外留学生受入事業」3000万円のうち、県系人子弟留学制度の事業費の額は幾らでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 手元に詳細なデータは持っていませんけれども、大体2000万円ぐらいでやっている聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 私が申し上げたいのは、県系人の子弟留学制度をそのほかのアジアの留学制度と一くくりにして仕分けで扱うのはいかがなものかと思えます。事業棚卸しで全会一致での「不要」となったのは全く理解できません。この議事録を読みますと、やはり担当部署の説明不足というか、説得力不足は否めません。必死さが感じられないんです。そのことで「不要」にされた感じがして納得できないわけです。

仲田議員の代表質問に対して観光商工部長は、廃止を含め事業の見直しの検討を進めているとの答弁でした。事業の後退としか受け取れません。何か棚卸しに名をかりて縮小しようというふうに見えるんですけども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 議員御指摘のとおり、観光の担当部局として十分説明不足だったという

ことは、一部あちこちから指摘されておりますので、我が部としては、この事業を当然廃止するつもりは最初からなかったところ、ああいう結果になったというのは非常に残念なところでありまして、一応その事業は廃止はしますけれども、それにかわる事業も含めて今検討しておりますので、新たな視点からの今の時代に合ったやり方みたいなものも今検討しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 海外にいるウチナンチュは、ある意味で沖縄に住む私たちよりも沖縄のことを思っています。彼らにとって沖縄は、やはり「イチャリバチョーデー」とか「守礼の邦」、永遠のふるさとなんです。二世、三世にもそのことがこの県人会活動を通して脈々と受け継がれています。やはりそれを支えているのが子弟留学制度なわけです。単なる友好親善の事業ではありません。はっきり申し上げて県系人子弟留学制度の廃止や縮小は、沖縄県人会の弱体化と消滅につながります。来年は第5回の世界のウチナンチュ大会が開催されますけれども、制度の後退は大会に大きく水を差すことになると思います。むしろ強化すべきだと思います。できれば知事の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今、議員の御意見も伺い、確かに観光商工部長の今の答弁どおりですが、無論これはこのまま廃止にしておもうとはゆめ思っておりませんで、新しく中身を充実させてしっかりやっていきたいと思えます。

○瑞慶覧 功君 以上、終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん おはようございます。

先ほどお話にありましたこの夏の興南ナインですね、私は沖縄の悲願を一つ達成してくれたなと皆さんと同じように思っています。その際に私、心したいなと思っていることは、やはり少年野球や中学校での野球に携わっている方々の汗、そして県の高野連の方々にも私たちは思いをはせなければならないのではないかなというふうに思います。

また、この野球というのがやはり野球だけの練習で

はこのレベルにはならないということを全国に一つ証明してくれたのではないかなというふうにさえ思います。例えば生活リズム、それから五感を研ぎ澄ます、そしてマナーも含めて全人格的な総合力ということが全国に評価をされ、そしてそれでいてやはり沖縄は一枚上手だった、上だった、ランクが違っていたということで全国から評価をもらった。このことが私はこれからの野球少年たちに大きな影響を与えるのではないかなと思っています。

さて、興南は勝つべくして勝ったわけですがけれども、私たち大人の番です。大人たちが一枚上手だとか、沖縄が全国を制覇する大人は何をするのか、そういうことが問われているのではないかなと思っています。

では質問をいたします。

1、医療行政について。

(1)、県立病院の経営健全化について。

ア、福祉保健部は、経営評価委員会により病院事業の評価を行っております。その中で平成21年から23年までは一般会計からの繰入金金は84億円、24年度以降の繰入金金は50億円とするシミュレーションを行っておりますが、仲里前副知事は24年度59億円から段階的に減額投入する計画と説明をしておりました。なぜ福祉保健部は50億円としているのか。また病院事業局は59億円を前提とした独自の経営再建計画を推し進めないのか伺います。

イ、病院事業局の経営改善には、昨年実施したサマーレビューやウインターレビューが大きな効果を挙げていると聞いております。今年度のサマーレビューによる経営状況の現状について伺います。また、今年度末の経営状況をどう見込んでいるかも伺います。

(2)番目に、県立病院の看護師不足問題について伺います。

私は、病院の根幹をなすものに看護師の養成と看護師の確保ということが病院の大きな根幹になるであろうということを認識をいたしてこの質問をいたします。

ア、県立病院の休床は何床に及んでいるのか、その主な理由は何か。

イ、病床を全部機能させるには、看護師は何名必要なのか。また、近々実施される中部病院の看護体制を7対1にするにはさらに何名必要か。

ウ、中部病院における7対1体制はいつから実施する計画か。また、定数の所管部局としての総務部はこれをどのように考えているか。

エ、看護師の普通退職者数は年間何名か、過去3年

について伺う。そして全国の離職率と比べて本県がどうかを伺います。

オ、県立病院の休床を機能させると診療報酬は幾ら増額するのか。また収益はどうか。(看護師の給与を平均年齢と採用直後の2通りで示していただきたい。)

(3)番目に、看護師確保の見通しについて。

ア、本県の看護師の需給見通しはどうか。全国的に見るとどうか。

イ、本県の看護師の需要を満たすための具体的な施策を伺います。

(4)番目に、浦添看護学校の民間移譲について。

ア、移譲の目的は何か。

イ、県立堅持を求める12万2000人もの県民の署名、県医師会、看護協会等多くの関係団体から再三にわたって要請が出され、県議会でも2度にわたり全会一致で決議されました。これらの要請、決議をどう認識しているのか伺います。

ウ、県は、県立病院の看護師不足をどう充足していく考えか。具体的にどこで何名養成し、休床への対応と7対1体制に向けた対策をどのようにする考えか伺います。

2 番目、基地と経済について。

私は6月議会で、県益を守るために県としては情報を的確に発信しているだろうかという観点から、基地が本県の経済を成り立たせているのかどうか。また、基地を受け入れるかわりに私たちは振興費や高率補助を潤沢に受けているというこの県内外の認識に対して、本当に的確な情報が発信されているかどうかという観点から質問をいたしました。

(1)、県は、平成18年度に嘉手納以南の5つの基地返還後の経済波及効果について委託調査をいたしました。なぜその成果が今日まで県内外へ十分に発信されてこなかったのか。それから対政府との交渉に積極的に活用するなどしてこなかったのかどうか。もし、してこなかったとするならばその理由について伺います。

(2)番目に、県議会事務局は、県の発表している各種統計資料をもとに駐留軍用地がすべて返還された場合における現時点での県内経済の推計値を算出いたしました。それについての県の見解を伺いたい。また、実現可能性としての19.4%を試算の根拠にしたことについても見解を伺いたいと思います。

(3)番目に、これまで県は政府に対して振計や高率補助制度確保を前提に要請を続けてきましたが、今回の試算値では到底過重な基地負担に見合う経済支援を受

けていないこととなりますが、沖縄県に投下された財政移転と比較して今回の試算額を県はどのように受けとめておられるのか伺います。

3番目に、我が会派の代表質問の関連質問として1点だけお伺いいたします。

教育行政について。

(1)、教員採用試験の一般受験者と免除対象受験者の上限年齢がそれぞれ異なるということでの指摘がありました。その二重基準に対して教育長の明快な答弁をいただければと思って質問をいたしております。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 比嘉京子議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、医療行政についての中で、浦添看護学校の民間移譲の目的についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

看護師の養成・確保につきましては、県と民間の連携により進めてきたところであります。現在では、民間養成所等が増加し、県内の看護師の多くが当該施設で養成されております。このような状況を踏まえ、浦添看護学校の民間移譲につきましては、県と民間の役割分担を図りつつ、看護師の養成、そして確保の施策を効果的かつ効率的に推進するために行うものであります。

県におきましては、看護大学で引き続き専門性の高い看護師養成を行うとともに、民間養成所の安定的運営のための支援、そして授業料等の修学資金を必要とする学生への支援、離職防止対策など県が真に担うべき役割を充実強化し、看護師の供給体制の推進に取り組んでいく所存でございます。

次に、同じく医療行政の中で、浦添看護学校の存続に関する県議会議決等に関する認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成16年度、17年度の県議会議決等は、それまでの看護師不足を背景になされたものと認識いたしております。その後、名桜大学看護学部の新設、ぐしかわ看護専門学校の開校、那覇看護専門学校の3年課程の新設など民間における看護師養成が大幅に増加し、第七次看護職員需給見通しの充足率の改善にもつながっております。

このような状況変化の中で、浦添看護学校の設置者変更は、県立から民間へ切れ目なく看護師の養成を継続していくだけでなく、県立看護大学の運営を初めさまざまな看護師の供給に係る施策等、県の役割を充実

強化していくことをねらいにいたしております。この方向性につきましては、医師会や看護協会等の理解を得られているものと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中ではありますが、時間の都合もありますので、比嘉京子さんの質問及び質疑に対する残りの答弁は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の比嘉京子さんの質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療行政についての御質問の中の、病院事業の収支推計試算における一般会計繰出金の額についてお答えします。

県では、8月26日に開催しました第2回県立病院の経営再建検証委員会において、今後10年間の病院事業の収支推計の試算を提出しました。同試算では、病院事業の経営改善に関する知事のこれまでの議会答弁等を踏まえ、議論の出発点として平成24年度以降の一般会計からの繰出金を50億円と設定しました。

次に、本県の看護師の需給見通し及び需要を満たす施策について一括してお答えします。

本県の第六次看護職員需給見通しでは、おおむね700人の看護師の不足で推移していたところでありますが、第七次暫定版では、民間養成機関等の増に伴いおおむね200人の不足が見込まれています。この結果を全国と比較すると、第七次の最終年である平成27年の充足率は、全国が99.0%で本県が98.9%となる見込みであります。

県としましては、さらなる改善を図るため、潜在看護師の復職支援や早期離職防止のための新人看護師等への研修事業など、看護師の供給体制を推進する施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、県立病院の看護師不足、病床や7対1への対応についてお答えします。

民間養成機関を中心として、今後、卒業生がおおむね720人まで増加し、平成23年を始期とする第七次看護職員需給見通しにおける供給体制が改善される方向であることから、県立病院の休止に係る解消及び県立病院を含む各医療機関が要望する7対1看護体制に向

けた看護師確保に対する供給環境は整っていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての質問の中で、平成24年度以降の繰入金についてお答えいたします。

病院事業局においては、平成20年度に策定した経営再建計画の達成に向けて全力で取り組んでいるところであり、今年度も計画を上回る実績で順調に推移しております。平成24年度以降の繰入金については、原則として、毎年度総務省から通知される繰り出し基準に基づいて所定の繰り出しがなされるものと認識しております。

病院事業局としては、再建計画後の次期計画を検討する必要があると考えており、将来的な繰入金についてもその中で議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、平成22年度の経営状況についてお答えいたします。

昨年度から、年度中途の経営成績を評価・検証し、以後の経営に反映させるべく各県立病院のレビューを実施しております。平成22年8月までの実績を見ると、収支については前年度を上回って推移しているところであります。今年度の経営見通しについては、8月までの実績から推計すると、昨年度を上回る成績が上げられるものと考えております。今後とも経営再建計画の達成に向けて全力で経営改善に努めてまいります。

次に、県立病院の休床数とその主な理由についてお答えいたします。

9月1日現在の休床数は、中部病院で52床、南部医療センター・こども医療センターで14床となっております。その主な理由は、看護師不足によるものであります。

次に、病床を機能させるための看護師数と中部病院の7対1看護体制の必要数及び実施時期について一括してお答えいたします。

現在、休床している中部病院の52床を再開するためには26人、南部医療センター・こども医療センターの14床を再開するためには14人の看護師が必要になります。中部病院での7対1看護体制については、今後、南部医療センター・こども医療センターでの実施状況や収支を踏まえて看護師数及び実施時期について検討したいと考えております。

次に、看護師の普通退職者数と全国の離職率についてお答えいたします。

県立病院の看護師の普通退職者数と離職率は、平成19年度は99名で6.9%、20年度は110名で7.7%、21年度は81名で5.6%となっております。平成20年度の県立病院の離職率は、全国の離職率11.9%と比較すると4.2%低くなっております。

次に、休床の解消により増加する収益等についてお答えいたします。

現在、県立病院における休床は、中部病院で52床、南部医療センター・こども医療センターで14床となっております。

休床の解消により増加する収益につきましては、中部病院において年間約5億8300万円、南部医療センター・こども医療センターにおいては年間約1億2800万円を見込んでおります。収益から費用を差し引いた差額は、看護師の給与を平均年齢とした場合、中部病院において年間約2億2100万円の利益、南部医療センター・こども医療センターにおいて年間約1800万円の損失を見込んでおります。

次に、看護師の給与を新卒者とした場合、中部病院において年間約2億6300万円の利益、南部医療センター・こども医療センターにおいて年間約500万円の利益を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 中部病院における7対1看護体制の実施について、総務部はどのように考えているかについてお答えいたします。

県立病院における7対1看護体制の導入に当たっては、経営再建への影響を検証する必要があります。病院事業局から中部病院において7対1看護体制を導入したい旨の要望がありましたら、今年度導入した南部医療センター・こども医療センターの実施状況、収支の見通しなどを踏まえ、適切に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 基地と経済についての御質問の中で、跡地利用による経済波及効果調査結果の活用についてお答えいたします。

県では、平成18年度に嘉手納飛行場より南の普天間飛行場など5つの基地の返還後の経済波及効果について調査しております。本調査では、当該基地跡地が那

覇新都心地区と同様な発展が見込まれると仮定した場合の経済波及効果について試算が示されております。本調査結果は、調査取りまとめ後の平成19年5月には新聞報道で取り上げられたところであり、またその後県のホームページで公表しており、跡地利用に関する資料として県内外へ広く情報提供されているものと考えております。

次に、すべての基地が返還された場合の経済波及効果及び実現可能性比率についてお答えいたします。

県としましては、当該調査は、すべての基地が返還された場合の経済波及効果を把握するための一つの試みであり、また、実現可能性比率については、算定のための推計値であると理解をしております。

次に、これまでの財政移転と今回の試算結果についてお答えいたします。

本県は、これまで3次にわたる沖縄振興開発計画や沖縄振興計画などにより、自立的発展の基礎条件である社会資本を着実に整備し、県民生活も格段に向上してきました。今後とも、アジア・太平洋地域の交流拠点形成に向けた空港・港湾の整備や基地跡地の整備等、発展のばねとなる戦略的な社会資本整備を進める必要があります。

一方、今回の試算結果は、基地のもたらす経済的側面についての一分析と考えられますが、これまで投下してきた行政投資の多寡と必ずしも直接比較することはできないものと考えます。

県としては、今後ともさまざまな角度から沖縄振興に係る財政移転について分析してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは我が会派の代表質問との関連についての御質問で、教員候補者選考試験の対象年齢等についてお答えいたします。

「教職経験者（臨任）による選考」で、受験年齢を37歳としたことについては、長期にわたり臨任をしている方々が、実践的指導力や児童生徒への適切な対応、保護者・地域との連携等が高く評価されているとともに、保護者、同僚、児童生徒から信頼を得ており、これまでPTAや保護者、学校長、職員団体等からも受験年齢を引き上げてほしい旨の強い要望がありました。それを受けて、「教員候補者選考試験に係る有識者会議」を設置し、受験年齢等について検討した結果、通算5年以上の臨任経験者に限り37歳まで延長するとの報告を受けました。

受験年齢を37歳までとした根拠につきましては、年齢構成のバランスや年金支給、昇級・昇任、研修への影響等を総合的に判断して設定したとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では再質問をさせていただきます。

ただいまの病院事業経営健全化計画についてですが、24年度以降の一般会計からの繰入金50億というのが今福祉保健部長から断言といたしますか、されました。しかし、病院事業局長は総務省の基準に基づいてその中で議論を深めていきたいというニュアンスの違う発言をされておりますので、あえてお聞きしますけれども、議論の余地がある数字だと考えていいかどうかお答えいただきたいと思います。部長にお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今回の検証委員会で提出した収支推計の試算では、病院事業の経営改善に関するこれまでの状況を踏まえてあくまでも議論の出発点として50億円というふうに設定したものであります。なお、今後その辺の繰出金の対象につきましては、政策医療の内容、範囲それに係る財政負担の基本方針等を検討することにより、この検証委員会の提言等も踏まえてその辺の額は設定していくものというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 過去の答弁に変更が生じたということでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） これまでもこの繰出金、病院の経営に関しては政策医療の範囲、それに係る財政負担の基本方針を検討するということはこの基本構想に基づいた考え方でございますので、そういう意味では今までの答弁と変更したということではございません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この問題に関してはまた改めてやりますけれども、要するに1年、2年で好転したからといって即このような対応にいくということに対して非常に懸念を持っております。ですから、この問題は

引き続きやってまいります。

病院事業局長にお尋ねいたします。

サマーレビューの問題点、課題点は何であったのか。それに対して今後どのような体制、または対策を立てられていくおつもりか、そのことについてお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

平成22年度のサマーレビューについては、昨年以上の実績を残しているというふうにお答えいたしました。その原因でございますが、やはり大きな点は診療単価の増である。これはDPCの診療報酬制度の中にあると考えております。昨年まで県立病院の中で、宮古・八重山がいわゆる医療機関係数が1以下でした。これがことは1以上になってきております。

それからもう一つは、病院の調整係数というのがあるんですが、これは前年度のいわゆる医業収益というのを担保する係数なんですが、実はこれは県立病院は軒並みほかの民間病院に比べて低かったという状況がございます。これが調整係数が今後機関係数2に変わっていくと。これは要するに病院が装備しているシステムあるいは人材の配置こういったことが診療報酬制度に反映されているということで、例を挙げますと中部病院が今度この機関係数2の点数で全国でも済生会熊本病院に次いで2位になっておりまして、全県立病院が県内のDPC対象病院21ぐらいありますが、10位以内に入ってきておりまして、そういった係数が非常に好転してきているという状況がございます。この点でもかなり県立病院の収益に関しては追い風になってくるんじゃないかというふうに感じております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 次に、看護師不足についてちょっとお尋ねいたします。

病院事業局長に先にお尋ねいたします。今のような26名の看護師不足、14名の看護師不足だというお話がありましたけれども、それは何年ぐらい続いている現象なんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 南部医療センターの14床については平成19年度じゃなかったかと、それから中部病院に関しては21年度だったと。ちょっと後で確認しますが、そうだったと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、福祉保健部のほうにお尋ねいたします。

今、皆さんが第七次のお示しをいただいた表が私手

元にありますけれども、これは平成27年が最終でありますよね。（資料を掲示） 今現在22年の問題をやっているわけで、県立病院の今の66名不足を初め皆さんが今出しているこの需給のバランスですけれども、このことについて27年において確かに今部長は98.9%の充足率になるからいいんだというお話がありましたけれども、では今日700名ですね。700名というのは過去5年前から800名から700名不足がずっと続いているわけなんですよ。そのことの重大さということが今の病院事業局のほうにも影響して2億5000万前後の今ある種の収益が得られてないわけなんですよ。そういうことを考えますと、この需給バランスの5年先のことを見通して皆さんはいいんだとおっしゃっていますが、これからそこにたどり着くまでの間、その着くまでの間の皆さんの見通し、確保のあり方はどのようにしていられるおつもりですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 六次の見通しでは700名程度の不足ということがずっと言われて、現に不足という状況もございました。七次につきましても、段階的に改善されていくという部分はございます。その中で確かに養成の数というのをかなり改善してきたということで250名もふえてきた。その間に我々としては、要するに離職者防止ですね。それから再就職に向けての養成、その辺に力を入れながら看護師の確保というのを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 次に、病院事業局長にお伺いしたいんですが、今の需給見通し、六次、七次に関してですね。県内の今の県立病院6つの7対1体制を見込まれての数字なんでしょうか、この数字は。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

これは県立病院については、7対1は北部、中部、南部、この3つが対象になっておりまして、宮古・八重山は除外されております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん その除外の理由は何でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） その調査がされた時点では、看護師の確保の問題についてなかなか見通しがつかなかったという状況がございまして、今後の検討に付するということで除外されたというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん もしそれを加えるとすると、あと何名ぐらい必要になるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 現在この点については、各病院との調整中でございますので、まだ検討課題であります。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 現実的に確実な数字ではなくて、10対1から7対1にするのであれば、およそ何名ぐらいというのはすぐ出るんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） まだ数字としてははっきり出ておりません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 沖縄県の退職者率というのは、先ほど全国に比べてそう悪くはないんだというお話がありました。現在の沖縄県の充足率を見ますとワーストテンには確実に入っているわけです。沖縄県の需給バランスの中で、看護師の需給は私がカウントすると全国第6位、ワースト6位です。我々以下には5都道府県があるわけなんですけれども、それがあと5年後待てば改善するという見通しの上に立って今議論をされているんだというふうに感じています。

さて、具体的に現時点での700名不足に対して、県は県内の看護師をどのように確保していくのかということの具体策というのはお持ちなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 養成校がふえまして、定員もかつてより250名ふえて24年、23年度末の卒業生は720名ということで数字上、養成者数はかなり改善されていくものと考えております。

先ほど来申し上げましたように、現在の不足という部分はやはり離職者がかなり多い部分も全体的にあるということです。その辺の離職防止のための研修とか、それから再就職に向けての養成の研修、この辺に力を入れて看護師の確保を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では浦添看護学校のお話に移行しますけれども、問題はもともとこれは行革が起点になっていると思うんですね。行革ということは財政を縮減するということですから、この看護学校に対して幾らの財源が縮減されるからやるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 民営化につきましては、行革の趣旨もそうですけれども、やはり限られ

た資源の中でいかに有効に活用していくか。そして民でできることは民で、そして官で本当にやらなきゃいけないことは何か。そしてそれに重点化していくというのが本来の行革の趣旨ですので、単なる経費が安くなるからという意味での今回の民間移譲ではございません。それは前提としまして、もし民間移譲できた場合の経費の比較といいますと、一般財源ベースで約2億4500万円ほど削減されるというふうに試算しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ではお聞きしたいんですけれども、今の県立病院の全部の病床が空いて入院がとれるとすると、2500億ぐらい年間ずっと赤字を出しているわけなんですね、減収しているわけなんです。そのことと非常に矛盾するんで、そういう考え方というのは問題ではないか。まず私は今行革の観点から申し上げているわけなんですけれども、ではお聞きしますけれども、今の県立病院の今度66名の補充の確保を具体的にどこから、何名、どのように持ってくるお考えなのか、策があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

現在、病院事業局では看護師の募集回数を複数回にしております。今のところ順調に応募してきておりますし、数字としてはそれだけの数字が達成できるかどうかまだはっきりはしておりませんが、やはり募集しても要するに採用する数字というのをまずははっきりさせないといけないものですから、今議員がおっしゃっているこの60何名というのは今回の募集ではクリアできるというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん それでも年間、期限じゃないのに早期退職者が多いわけなんですね。この繰り返しをやっているということは過重労働である。しかも、県の部長は検証をやる、再就職へ促すという道筋はおっしゃるけれども、これは具体策になっていないと思うんですね。かつて医師会が訴えていたのは、県立病院の看護師を県でしっかりと自前で養成したらどうだということが大きく言われました。そういう意味で、県立病院の看護師養成をしっかりとその道につなげていくための、言ってみれば政策的な看護師養成これをしっかりと確保することこそ今大事なことでないですか。

知事、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 特定の県立病院に

就職するための養成という形での養成ということは、法的にも認められてないということで、一般的に各民間の養成所で現在の浦看も含めて養成している看護師については、やはり本人の希望でどこにでも就職は可能でございます。そういう意味では、県立病院のための看護師を養成するための学校という形での設置は認められないんじゃないかと思っています。

ちなみに、沖縄の県立、要するに浦看のこれまでの就職状況ですね、浦添看護学校の卒業者の状況を見ていますと、これまで県内就職がほとんどではございますが、民間病院に行っているのが約70%、県立病院に行っているのが17%ということで、必ずしも県立浦添看護学校のほうが県立病院のほうに行っているということではございませんし、また逆ももちろんございますので、そういう意味では県立病院の看護師の養成のために県立の養成所を設置する必要があるということにはちょっと言えないんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これは政策的にやっていない、誘導的にやっていないからその結果なんですよ。言ってみれば授業料を免除する、そのかわりに何年間かは県立に勤めてもらうとか。自治医科大学がやっているじゃないですか。自治医科大学は無料のかわりに、僻地医療を何年間はやるという義務づけやっているじゃないですか。それは皆さんがやる気がないからじゃないですか、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） やはり宮古・八重山、離島への看護師養成というのが課題であるということで、今回看護師の修学資金の制度を変更した中で、宮古・八重山での200床の規制を緩和したところでございますので、今後はそういう意味で県立の離島も含めての看護師養成は進んでいくものというふうに期待しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 冒頭で知事は、言ってみれば過去のその当時――17年の陳情案件が多いんですが――の看護師不足を背景にした医師会、看護協会等が12万2000人の署名活動をしたわけなんですね。そのことの背景、または県議会決議の背景は、その当時の看護師不足が大きく影響しているの、今はそれではないんじゃないかというような認識の答弁がありました。その当時と看護師不足は800人から700人というレベルでそんな大きな改善はされてないんですね。ですから、先ほど知事が答弁されたということは、これは今現在

該当しない。そして今現在、県立病院の看護師さえも調達ができない、そして66床の休床を余儀なくされている。その上に、医療を受ける者の門を狭めている。そういうような現実をどう変えるのかというときに具体策がない。そういうようなところからどの数値が出てくるかというのが見えない。そういうことは政策的に私は検討が必要ではないかということを申し上げたいと思います。

さて、看護学校の今行革のみが皆さん目的なので、私、議論をやりましたけれども、看護学校の国家試験の合格率は浦看のレベルは他の医師会看護専門学校が、今、那覇と中部と北部にあるわけですが、部長、そこに比較してどういうレベルですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 浦添看護学校はこの19年、20年、21年の3カ年で全日の場合はほぼ100%を維持しておりまして、民間の場合は21年度が98.8です。大体95以上は確保しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん あのですね、浦看の合格率が高いということもさることながら、これまで県立の看護学校がこれらの医師会看護専門学校のコアになってきたと思うんですよ、モデルと言ってもいいと思うんですね。いわゆる浦看のようになりたいと、浦看のように実績を上げたい。そういうコアになってきたところを今収支のバランスから見ましても、皆さんが行革と言ったことから県立病院だけを考えても採算的に矛盾があるわけなんですね。そういうことから考えましても、みすみすこれを移譲する理由というのは見当たらないと私は申し上げているんですね。

もう一つ最大の問題は、経済的に厳しい学生の看護への道を閉ざす。先ほど知事が答弁された当時は学費が8万4000円だったんです。今現在24万円台になっています。それでも当時から民間は80万、90万、100万、年間払っているわけです。それだけの金額を払っているにもかかわらず、医師会は署名を受けてでも県立を堅持すべきだと訴えたんですよ。これは意味が大きいということを認識しないといけないと思うんですね。

そういうことを申しましても、やはり皆さんが学資の収支の借入れをおっしゃっておりますけれども、2人の保証人、そして印鑑証明つきでなければならな

いなどというような、そういう借り入れの道筋を立てたから解決できるという問題ではないということを訴えまして、終わります。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん こんにちは。

社民・護憲ネットの渡嘉敷喜代子です。

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、1月の稲嶺名護市長の誕生に続き、9月の市議選では辺野古移設反対の市議が多数を占めた。これを受けて知事は、明快に辺野古移設反対の意思を表明すべきではありませんか。

(2)、これまで政府は、日米間の合意内容をひた隠しにしてきました。8月下旬の日米専門家会議の報告で明らかになった一連の問題点として、オスプレイの配備、場周経路の拡大による騒音の問題、自衛隊との共同使用等々について知事には全く知らされていなかったのか。政府とどうこれから交渉していくのかお尋ねいたします。

(3)、菅首相は、沖縄に理解を求めるとか、知事選後に結論を出すとか先送りしております。一方、知事は、日米合意について見直しは政府の出方次第と相変わらず傍観者であります。一体知事は、菅首相に何を期待し、どんな説明を期待しているのか明確に教えてください。

(4)、防衛省の「防衛計画大綱」では、沖縄に10年間で2万人の陸上自衛隊を配備するとしております。県は、行政内部でこのことについてどのような論議がなされてきたのか。また、知事は、陸上自衛隊の配備についてどう対応していくのかお尋ねいたします。

(5)、9月21日に、来月から1年半の間、嘉手納の滑走路工事のため普天間で嘉手納配備の戦闘機が訓練することが報じられました。なぜこの時期なのか、世界一危険な普天間に新たな負担を強いるのは絶対に許しがたいことです。県の対応を伺います。

(6)、1年生から6年生までの30人学級の実現は知事の公約であります。ところが、実施されたのは1年、2年生のみで、それも空き教室と国頼みであります。公約不履行について説明を求めます。

2、基地問題について。

(1)、返還前の基地内の環境白書の作成を求めている県生活環境保全条例を生かし、基地内の環境問題解決に向け積極的に進めていくべきであると思いますが、現況はどうかお尋ねいたします。

(2)、米軍人・軍属絡みの事件についてであります

が、ア、5600人余の米軍絡みの事件について、沖縄防衛局は、不起訴の有無について統計もとらず全く把握していないことが、9月2日の強制わいせつ致傷事件に係る県議会米軍基地関係特別委員会の抗議・要請で明らかになりました。県の見解と今後の対応について伺います。

イ、米軍側は、民間や県警との共同パトロールを望んでいるようですが、県警の見解と事件の未然防止策について伺います。

3、教育行政についてお尋ねいたします。

(1)、学校司書についてであります。学校司書については、昨年の11月議会での代表質問から2月、6月議会の一般質問、そして今回の9月議会の一般質問と4回にわたって取り上げました。なぜそこまで私がこだわってきたのか、学校司書72名のうち、本務職員の司書が現在22名で、毎年10名前後の本務職員が退職しております。退職した本務の補充は賃金職員を充てることが県の方針ですが、そのために現場では混乱が起きております。今ここで歯どめをしなければ、学校図書館の運営が体をなさないことを危惧しているからです。県の誠意ある答弁を求めます。

ア、図書館行政における学校図書館の運用について、教育長の考え方をお伺いいたします。

イ、事務職員の定数について、新高校標準法第12条第2号について伺います。

ウ、学校司書採用試験の実施されている九州各県の実況を伺います。6月議会では、国の動向や都道府県の取り組み状況を研究するとの答弁でありましたが、その後の取り組みと県の方針を伺います。

エ、新義務標準法第9条第3号について伺います。また、現状はどうかもお伺いいたします。

4、福祉行政について。

(1)、ウィルソン病の疾病状況について、県内の状況をどう把握しているのか。また、特定疾患への指定と医療費の助成等について見解を伺います。

白骨化した親の死体と同居し、親の年金を不法に受け取っていた80代の娘と孫が摘発された報道で大変な衝撃を受けました。社会とのつながりもなく、殺伐とした都会の片隅でだれにも気づかれずにひっそりと死んでいく独居老人世帯の状況、日本の社会保障の貧しさを象徴しているかのようです。沖縄でも決して例外ではなく、対人関係が希薄になり、独居老人世帯の孤立化も進みつつあります。

そこで、次のことを質問いたします。

(2)、県内における高齢者の所在不明者の有無と独居老人の現状と支援についてお伺いいたします。

(3)、県内における戸籍上生存していると予想される高齢者の数を示されたい。また、そのような状況がどうして放置されていたのか、全く検討もされなかったのかについてもお伺いいたします。

(4)、生活保護に関連して。

ア、生活保護受給者の増加に伴い、ケースワーカーの不足が懸念されます。ケースワーカー1人当たりが担当する標準数は65件とされ、その場合のケースワーカーの不足数を伺います。

イ、ケースワーカーの不足によってどんな弊害が予想されるのか。また、県の対応策をお伺いいたします。

答弁によっては再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷喜代子議員の御質問に答弁いたします。

知事の政治姿勢の中で、辺野古への移設に反対すること及び政府に求めていることについてという御質問にお答えいたしますが、1の(1)と(3)は関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

県といたしましては、去る5月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと繰り返し申し上げてきたところでございます。そして、名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえ、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてきましたが、政府からこの間の県民の怒りと失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておられません。

県としましては、このような状況にかんがみ、政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、30人学級に係る御質問にお答えいたします。

30人学級につきましては、小学校1、2年生で施設条件面等の対応が可能な学校において実施いたしており、当面、小学校低学年で実施することといたしております。

今後の計画につきましては、現在、文部科学省において策定されている「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」の動向や全国の実施状況等を踏まえまして研究してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、オスプレイの配備等についての御質問にお答えいたします。

県は、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること及び現在、米本国などにおいて配備されていることについては承知しております。また、2010会計年度海兵隊航空計画においては、普天間飛行場のCH46と代替更新することが記述されております。

これらのことを踏まえ、県は、政府に対し再三照会しており、去る9月9日及び14日に外務省沖縄事務所に対し問い合わせをしたところ、現時点で具体的に決まっているわけではないと米側から回答を得ているとのことです。

県としては、配備の有無を含め、政府から県民に十分な説明をすべきであると考えており、引き続き具体的な説明を求めてまいります。また、普天間飛行場代替施設における米軍と自衛隊との共同使用等については、政府から具体的な説明は受けておりません。いずれにしましても、現時点で辺野古移設を前提に代替施設の運用や使用形態等について議論する状況にはないと考えております。

次に、陸上自衛隊の配備についてお答えいたします。

北澤防衛大臣は、9月21日の記者会見におきまして、先島諸島への部隊配備について調査をスタートさせていきたい、また、2万人規模というのは聞いたことがない旨の発言をしております。

自衛隊の配備につきましては、政府において、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきものであり、県民の理解なしに進めることは困難であると考えております。

次に、嘉手納基地所属機の普天間飛行場の利用についてお答えいたします。

米軍によれば、嘉手納飛行場の滑走路改修工事に伴い滑走路1本で運用が行われる18カ月の間、嘉手納飛行場に着陸できない事態が発生した際に航空機が普天間飛行場を含む他の飛行場へ着陸地を変更する、いわゆるダイバートの可能性が高くなるということになります。

普天間飛行場周辺住民の過重な負担を踏まえ、県としては、米軍に対し安全管理を徹底し、ダイバートが発生することがないように適切な運用を要請したところでもあります。

次に、沖縄防衛局は起訴状況を把握していないが、県の見解と今後の対応という御質問にお答えいたします。

起訴件数等の状況については、那覇地方検察庁に問い合わせをしたところ、同検察庁から当該資料は公表しておらず提供はできない旨の返答があり、内容については把握しておりません。

県としては、米軍人等の犯罪については、政府においてできる限り情報を公開し、県民の理解を得る必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 基地問題についての御質問の中で、基地内の環境問題解決に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県生活環境保全条例では、米軍基地環境問題への取り組みとして、航空機騒音等環境問題の軽減のための協定の締結を申し入れることができるなどと規定されております。

基地内の環境問題解決に向けては、平成21年3月及び平成22年3月、在沖米軍基地に係る環境保全担当者連絡会議を開催し、生活環境保全条例に規定している米軍基地環境問題に関する条項について周知と理解を図るため説明を行ったところであります。

一方、日米地位協定では環境に関する条項がなく、特別な定めがない限り、米軍に対し一定の義務を課したりすることはできないこととなっております。そのため、県では、渉外知事会を通じて環境保全に関する日本国内法を適用することや、基地返還に当たっては、日米両国政府が責任を持って、土地の使用履歴や汚染状況等に関する情報の公表、返還前の環境調査、環境の浄化等適切に対処する旨を国に対して求めているところであります。

県としましては、今後とも国の動向も踏まえ関係機関と連携し、生活環境保全条例に基づく協定の締結の申し入れについて検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 米軍との共同パトロールに関する県警察の見解と米軍事件の未然防止策についてお答えいたします。

初めに、県警察と米軍の軍事警察機関である憲兵隊との共同パトロールについてであります。まず本県

における治安の確保は沖縄県警察の責務であること、また、何らかの犯罪を犯した米軍人を逮捕する場合には、県警察と憲兵隊との共同逮捕という扱いになり、地位協定に基づき当該米軍人の身柄は米軍に引き渡され、原則として起訴されるまで米軍側がその身柄を拘束することから、沖縄県警察としては容認していないところであります。

また、警察権を有しない米軍上官による部下に対する一般的な指導監督のためのパトロール——いわゆるコーテシー・パトロール、通称C Pと申しておりますが——このC Pとの共同パトロールについても米軍人を被疑者とする犯罪現場において共同パトロール中のC Pから連絡を受けて憲兵隊が現場臨場した場合、身柄の措置に関して憲兵隊との共同パトロールと同様の問題が生ずる可能性があること、また、県警察がC Pとの共同パトロールを実施することは、米軍犯罪のみに対処するために既存の警察力の一部を割くことになり、警察力が低下するおそれがあること、この2点の問題点があるものと考えており、現状では望ましいものではないものと認識しております。

次に、事件の未然防止策についてお答えいたします。

米軍構成員等による事件・事故防止につきましては、本年3月に四軍調整官に申し入れを行ったところでありますが、今後ともその時々的事件・事故の特徴を踏まえて所要の申し入れを行っていきたいと考えております。そのほか、米軍当局と協力してアメリカンスクールにおける非行防止教室の開催、在沖米海兵隊員等に対する交通安全講話を実施したところであり、今後も継続していきたいと考えております。さらに、所轄警察署においては、米軍人等がよく利用する風俗営業所等への立ち入り、周辺における車両検問を徹底するなど、事件・事故防止対策を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、学校図書館の運用についてお答えいたします。

学校図書館は、学習活動を支える資料センターとしての役割を持っており、児童生徒がみずから学ぶ学習・情報センターとしての機能とともに、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を果たす重要な学習の場であると考えております。

次に、高校標準法第12条第2号についてお答えいた

します。

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第12条第2号は、事務職員について、12学級以上の全日制及び定時制には1名が加算されるということであります。

次に、学校司書の九州各県の状況についてお答えいたします。

九州各県の学校司書につきましては、福岡県、熊本県、鹿児島県が学校図書館担当事務職員として採用試験を行っております。また、全国においては、37都府県が学校図書館担当事務職員等を配置しており、そのうち22府県が標準法定数等を用いて措置しております。

国においては、平成22年7月、中央教育審議会が学校図書館業務の充実に向けた教職員定数改善の必要性について提言を行いました。

県教育委員会としましては、国の動向等を注視しながら、学校司書と司書教諭との連携や校務分掌で教職員を複数配置することにより、組織的・計画的に図書館業務の円滑な運営が図られるよう努めてまいります。

次に、義務標準法第9条第3号とその現状についてお答えいたします。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第9条第3号の具体的な内容は、事務職員の定数について、27学級以上の小学校及び21学級以上の中学校に1名が加算されるということであります。

複数配置の現状については、義務標準法第9条第3号により1名が加算され、平成22年5月1日現在、小学校6校、中学校13校に事務職員が2名配置されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中の、ウィルソン病の県内の状況及び特定疾患への指定と医療費助成についてお答えします。

ウィルソン病は、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患となっており、県内では現在2名の方が医療費の助成を受けております。ウィルソン病は、18歳未満までに診断されると20歳未満まで延長して助成を受けることができます。ウィルソン病については、原因が明確で治療方法が確立していることから、国の「難治性疾患克服研究事業」の対象疾患に指定されております。

なお、20歳以上のウィルソン病患者の医療費助成については、他の疾患患者とのバランス等を考慮する必要があると考えております。

次に、県内における独居老人の現状と支援についてお答えします。

県が実施した「老人福祉関係基礎調査」によると、平成21年10月1日現在の本県のひとり暮らし高齢者数は5万2525人で、65歳以上人口に占める割合は22%となっております。ひとり暮らし高齢者に対しては、市町村による要支援高齢者を対象とした「福祉電話」の設置や「配食サービス」、老人クラブによる「友愛訪問」、民生委員による「訪問相談」等が行われております。また、市町村の地域包括支援センターにおいては、高齢者本人や家族からの相談に応じ必要なサービスにつなげるなど包括的な支援を行っております。

県としては、今後とも市町村等が実施するひとり暮らし高齢者等への施策に対して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、標準数で換算した県内福祉事務所ケースワーカーの不足数についてお答えします。

生活保護のケースワーカーについては、社会福祉法において県福祉事務所については、被保護世帯数65世帯に対して1名、市福祉事務所については、被保護世帯数80世帯に対して1名の割合で標準数が示されております。平成22年4月1日現在のケースワーカーの配置状況を見ますと、標準数に対しまして16事務所中7カ所の福祉事務所において合計で33名の不足が生じております。

次に、ケースワーカーの不足による弊害と県の対応についてお答えします。

生活保護のケースワーカーの業務は、保護申請の際の相談対応、保護の要否判定のための調査、保護世帯の自立を促進するための支援等多岐にわたっております。ケースワーカーの配置不足等により職員の業務負担が増しており、世帯訪問や関係機関調整等自立に向けた取り組みに不足が生じている状況にあります。生活保護の適正実施のためには、ケースワーカー不足の解消は緊急な課題であると認識しております。

沖縄県としましては、標準数の確保に努めるとともに、福祉事務所を設置している市に対しては、今後とも事務指導監査等によりケースワーカーの標準数の充足について指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 福祉行政についての御質

問の中で、県内の所在不明高齢者についてお答えいたします。

県内市町村に住民登録がされている100歳以上の高齢者について、県内全市町村で調査を行った結果、平成22年9月7日時点で所在不明者はいないとの報告を受けております。

次に、戸籍上の所在不明高齢者の状況についてお答えします。

戸籍上は生存しているが所在が不明な100歳以上の高齢者は、那覇地方方法務局の発表によると、平成22年3月31日時点で1万718人となっております。

その理由につきましては、法務省及び戸籍を管掌する市町村によると、戦時の生き別れ等で死亡が確認されない者及び戦前戦後における沖縄県からの多くの海外移住者について、死亡届等がなされていないケースが多数あると聞いております。

県としましては、この問題が法務省と市町村の連携のもとで適切に処理される必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 警察本部長、御答弁ありがとうございます。

それでは教育長にお尋ねしますが、先ほどの高校標準法の中で、事務職員の定数について、学校図書館の機能の充実を記すために学校図書館担当の事務職員の配置基準を引き下げて、12学級以上の全日制に対しては1人配置するということですね。そのようにおっしゃいましたか、ちょっと私の聞き漏れでしたかね。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

その第12条2号につきましては、12学級以上の全日制及び定時制には1名が加算されるということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡嘉敷喜代子さん 昭和42年の5月31日の衆議院文教委員会の国会でのやりとりの中で、図書館担当の事務職員の性格について質問がありまして、それに対して、定数法の改正の機会でありますので、その事務職員の枠として司書をつかさどるべき者を1人一応入れておくべきだという御判断でこのことが改正されたと

いうことを言っています。

それから平成5年にも、この改善がされたということは、学校担当の事務職員の配置基準の改善については、やはりこれをしっかりと生かしていきたいということで、都道府県の教育委員会を通してしっかりとそれを徹底するように図っていききたいと、このようにして国の方針がはっきり述べられているわけですね。それは沖縄県の教育委員会にも通知が来ていたと思うんですけども、それが今やられていないという状況にあるわけです。

6月議会で教育長は、国の動向やそして他の都道府県の状況を見て研究していきたいということですけども、国としてははっきりとこういうことを示しているわけです。だから、国の動向をどうのこうのということはもうこれは言えないんですね。

そして、先ほど教育長がおっしゃいましたように熊本県、それから福岡、鹿児島においては既に採用試験も行っているわけですからね、そのことについて教育長としてどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいま議員の御指摘の第12条2号についての取り扱いにつきましては、これは国が県に高等学校の事務職員の総数を定める際の算定基準の一部でありまして、各学校への教職員の配置につきましては、各学校の実情に応じて配置するというので、文科省のほうからはその図書館担当事務職員にすることも勧めるというそういうお話も伺っております。

それを受けて他の都道府県でも、全国でも37都道府県が学校図書館担当事務職員として12学級以上の1名加配の分を活用しているということは事実でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん やっぱ教育庁としての方針をしっかりとそれは提示しなければいけないことなんですよね。

その学校の状況に応じてということではなくて、この事務職員の配置については、図書館機能の一層の重要性にかんがみ、図書館の果たす役割を一層円滑にしていきたいということでこの事務職員を充てたということですから、これは教育庁の姿勢に問題があるわけですね。それぞれの学校の状況に応じてじゃなくて、やっぱりそのことをしっかりと定数枠の中で司書を確保していかなければいけないということが、今問われているんじゃないでしょうか。そのことをやってこなかった、それを県単で枠外に外していったという

ことがそもそもの問題になっているわけですね。そのあたりどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 本県は、全国と異なりまして、全国に比べてとにかく図書館司書というのが全学校に配置された経過がございます、御承知のように。全国ではなかなか配置されていないところを沖縄県では配置されて、そういう面で図書館の教育の充実はこれまで大きな役割を果たしてきたと思っております。

今、議員の御指摘の件につきましては、各都道府県がまだまだ司書というのを配置していないことについて、その12学級以上のを活用しなさいということで、私はそういうふうに理解をしております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん これは11月議会から、最初からもうこのことは討議されていますよね。じゃ学校司書教諭が本当に図書館に常駐でいられるのかどうか、そういうことはできないわけですよ、授業があります。そして、そこに職務分掌で割り当てた人についても授業があるわけですね。やっぱり司書というのは、その図書館に常駐しなければ機能しないわけです。

この間、文厚委で高等学校を視察したときにも、やはり臨時の人でなかなか子供たちが今就職したいんだけど、その資料を調べたいんだけど適切に指導してくれない、賃金職員ではね。そういうことで大変困っていますというような現場からの声も上がっているわけですよ。ですから、教育長がおっしゃる司書教諭については配置されている、他県ではやられていない、だから沖縄県はしっかりとやっているよということは、それ当たらないと思うんですよ。どうなんですか。本当にそれは現場の声を聞いていらっしゃるんですか。

司書教諭が充てられているから、じゃ図書館はしっかり機能しているかということはそうではないんですよ。例えば、毎年本務職員が定年でやめていきますね、今22名です。来年は10名また減りますか。そういう状況の中で、賃金職員のところでもうどんどんどんどん本が積み重ねられて整理もできない状況にあるわけですね。そこへ今度は本務の職員をそこに異動させるわけです。お掃除です、それがもう1年もかかるんだそうです。そして、今はこれは本務職員がいるからそれができるんですよ。これからどんどん賃金で補充されてきた場合に、それができるのかどうか、本当に学校図書館が成り立たないということで私は質問をしているわけですよ。本当に教育長はどうお

考えですか、そのあたりは。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今、渡嘉敷議員が御指摘のとおり、司書が退職した場合は、不補充という形で今臨任を充てて対応しているところでございます。

しかしながら、全国的にも、本県においては全学校に学校司書は配置しております。そして、司書教諭との連携を図って、また、校務分掌等で教職員を複数配置することで、今、図書館業務の円滑な運営を図っております。

しかしながら、議員が指摘する面で、私たちとしては図書館業務のさらなる充実に向けて、その12学級以上の学校としての事務職員の枠を活用して、図書館の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん そもそも司書教諭が学校に1人しかいないということで、定数の枠の外に出されていたということが問題ということは、教育長もそれは認めますか。

そして、今教育長の話では、その定数枠に徐々にではあるけれども戻していきたいという今の答弁でしたか、確認したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 全国でもその枠を活用して図書館担当事務職員を配置するということが多くなっております。そういうことを一応参考にして、本県でも今やっている学校図書館の業務をさらに充実する意味で、学校図書館担当事務をこれから配置していくことを検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 司書を定数枠に戻すということが一番大切なことなんですよ。このことを一番弱い立場の学校に1人しかいない司書を定数枠から外して、県単でそれを補充してきた。それも本務がやめると賃金で雇っていく。そういうふうにして行革の中で賃金を雇っていく、そういうことが問題の発端なんですよ。ですから、今、一度にその定数枠に戻しなさいとは言いませんけれども、徐々にでもいいですから、二、三名でもいいから毎年ふやしていくというようなそういう考え方はおありですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今、渡嘉敷議員がおっしゃることにつきましては、学校図書館担当事務職員として、今はその加配されている12学級以上の人については事務職員として配置されております。これからやっぱりさらに学校の図書館業務の充実に向けて、そ

の事務職員を12学級以上で1人加配されている部分を、これから学校図書館担当事務職員として振り向けていくということについて前向きに取り組んでまいります。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん これは、加配されている事務職員というのは国の予算ですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） はい、そのとおりです。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 知事にお尋ねしますが、今のそのやりとりの中で、やはり図書館司書が定数枠の外に出されたがために県単で賃金で雇っていた、そういうことに問題の発端が起こっているわけですね。そして、定数法についてのこの質問をしないでくれということを、もう2月から私言われていたんですよ。というのは、部長にもお尋ねしますが、司書が県単で雇われているということを、国からもちゃんと来ているのに何で司書を県単で補充するのかということで、このことすべて削られてしまうんじゃないかという心配で、定数法については聞くなということがあったわけですね。ですけれども、もうそれは財政課のほうでもよく御存じのことだと思いますので、そのあたりはぜひ定数枠に司書を戻して、そして事務職員を県単で補っていくという考え方はおありでしょうか。お二方にお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の図書館司書の方々についての議員の御質問は、私もかなりよく傾聴させていただいておりますが、確かに学校における司書の方の役目というのは大変重要だと実は私もかねてから思っております。ただ、この点、教育委員会ともう一度私のほうもよく勉強させていただきたいと思っておりますので、きょうのところは私の答弁はこれぐらいにさせていただいて、今、定数その他について総務部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 知事がお答えしたとおりで、少し教育委員会とその辺についてのいきさつも含めて、今後のことも含めて相談させていただきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 鳩山前首相が、勉強すればするほど抑止力の意味がわかりましたということではないんですけれども、知事、6月議会も勉強させていただき、もう一度私に預けてくださいというそういう答弁

ではもう通らないんですよ。もう本当に緊急性があるんですよ、このことは。それを12月議会、あるかどうかかわかりませんが、そのことを教育長、しっかりと示していただきたいと思います。

それでは知事にお尋ねしますが、6月議会でこのようなお答えをしています。知事、いいですか。辺野古反対と言ったときに、「絶対的なたった1つの答え、判断しか持たないというのは、私ども行政実務上の現実、処理をする中では非常に危険になる可能性すらある」ということで、その辺野古移設反対は言えないというような答弁をしました。覚えていらっしゃるでしょうか。そういう答弁したことを覚えていらっしゃるでしょうか。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと確認させてください。

○渡嘉敷喜代子さん じゃ、今、資料を上げますので、ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡嘉敷喜代子さん 知事、行政機関の責任者として絶対的に決めつけることは大変危険だということで反対とは言えないというような答弁をしました。これはもう議事録に載っているとおりですね。そのときに、じゃ、宜野湾市の市長や名護市長も反対だとはっきり言った。それは行政上の問題はありませんかと言ったら、その違いは同じだということを答えられましたよね。

そこでお尋ねしたいのは、その危険というのは一体何のことを指していらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の点は、何といいますか、オール・オア・ナッシングだとか、白か黒かとか、賛成か反対かというこういう二律といいますか、そういう物の決め方、進め方に合うもの、合わないものがあって、行政上の判断をするときに、白か黒かとか、オール・オア・ナッシングというような判断というのは、後でみずからの弾力性、事情変更に対する対応というものが非常に硬直化してくるという危険があるという意味でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん これまで辺野古移設について大変厳しいと、困難だと。名護市長さんの誕生、それから市議選で反対の人たちが多数誕生したということで、今回は県外移設も言及しております。それでは、

県外移設は言うけれども、まず県内移設があつての後の県外移設・国外移設ということを2月議会で私たちは全会一致で決議しているわけですね。県内移設反対だと、そして県外移設を求めますというのが、それが手順だと思ふんですけれども、今回知事は、県外移設と言っているけれども、県内移設反対とは言っていないですね。今おっしゃったその危険というのは、このことにも関係してくるのでしょうか。県内移設も選択肢としているということになるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 県内移設が選択肢となるかという御質問につきましては、県内、特に辺野古への移設というのは、何度も申し上げましたように非常に厳しい、そして事実上、実施するのがまず無理だろうというぐらい厳しいということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん そんなに難しい、無理であれば、県内移設反対と言えさっぱりするんじゃないでしょうか。これから知事選も戦っていくわけですね。そこでも絶対に県内移設は言えないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 私は、かねてから県外移設というのはベストな選択、ベストであるということを申し上げてきたところです。ですから、私の用語として反対であるとか、絶対何であるということは使うつもりはありません。しかし、もう現実的に非常に厳しいというのも申し上げてきたとおりです。そうすると、一日も早い危険性の除去という点からは、当然県外になっていくではありませんか。それを申し上げているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 今回の市議選で多数を反対派が占めました。そして、市長も誕生しました。このことを知事は民意と受けとめていますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 橋本晃和先生で言う「民意の研究」という本をこの間読んでいましたら、まさしく先生の言う定義上の民意に合っていると思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 知事の公約の中で「解決力おきなわ」、その中で県民の立場に立ち、そして県益を踏まえた基地問題解決を目指すということを言っております。でしたら、県民の立場に立つのであれば、今こそ県民の立場に立って、その民意に立って県内移設反対だと言うべきではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） まさにおっしゃるように県民の立場に立って、県民の意に沿うような形で私は県外を求めていくと、こう申し上げているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 普天間の危険性の除去の話が出ましたけれども、嘉手納から1年半にわたって戦闘機が飛び交いますよね。そのことについて9月28日の答弁の中で、「米軍に対して適切な運用を求め、安全管理を求めていく」というような答弁がありました。戦闘訓練をしているわけですから、どのようにして安全管理を求めていくのか。そして、知事が今求めている危険性の除去、それに逆行するのではないか。ということであれば、3年以内の閉鎖状態も今本当に実効性がありません。そのことで、今この戦闘機の訓練について即やめなさいということが言えないのかどうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議会で再三答弁させていただいておりますが、普天間飛行場の最近のこの嘉手納飛行場からの訓練というものは、答弁しておりますように、嘉手納飛行場の滑走路の補修工事が行われ、運用が1本になると。1本で何か支障があったときに他の飛行場に飛ばなければいけないという事態が生じるというような前提でございます。したがって、その1本の滑走路で支障が生じるような事態がないように、そこにおりられないような事態がないようにということで安全管理を徹底していただきたいと言っているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 今、21日に報道がされて、22日からずっと飛び交っているんですよ。きのうも7時に家に帰りましたら、7時に飛び立ちました、3機が。そして9時半に戻ってきたんですよ。こういう状況がもう既にあらわれているわけです、騒音をまき散らしてですね。そのことに対して、いやだめなんだと、危険性の除去から。本当に世界一危険な普天間飛行場ですよ。それに対してやはり知事として、それはだめなんだということをはっきり言えないのかどうか、知事に御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） それはもう既に申し入れているんですけれども、私どもは。

○渡嘉敷喜代子さん 申し入れているけれども飛んでいるんですよ。そういうことをとめさせなきゃいけないんですよ。県民の命や暮らしを守る、そういう立場であればしっかりとそのことを言ってほしいと思いま

す。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 民主党の新垣です。よろしくお願いします。

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」憲法前文の一説です。そういう憲法のもとにあっても自由か共産かという、米ソの冷戦の時代は、圧倒的なアメリカの経済力と軍事力のもとで、アメリカに国家の安全保障を依存し、国民は生活の豊かさを求めて邁進しました。そして沖縄と一部の地域に米軍基地を受け入れることで、みずからの安全と安心を得てよしとしてまいりました。

このたびの尖閣諸島での事件をめぐる中国との対立を通して、多くの国民は、我が国の安全保障問題が新たな局面にさらされていることを認識したのではないのでしょうか。これから中国の軍事力はアメリカに迫いつき迫い越せと、拡大の一途をたどるものと思われる。どの国も食べていくために豊かさを求めて、それぞれの国益を中心に、生き馬の目を抜くような熾烈な外交交渉を展開しているのが現実であります。そして力を伴わずしてみずからの正義は守れないとの認識のもと、軍事力を強化しています。そんな国際環境の中で、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し、みずからの生存を保持できる状況にあるというならばそれ以上のことはありません。

伊波普猷は、敗戦直後に沖縄歴史物語の最後の部分に書いています。「地球上で帝国主義が終りを告げる時、沖縄人は「にが世」から解放されて、「あま世」を楽しみ十分にその個性を生かして、世界の文化に貢献することが出来る、」と。

残念ながら、それぞれの国益を中心に対立の絶えないアジアにおいて、いつ我が国の安全や県民の生存が脅かされる事態にならないとも限らない。いまだ危うい現実があるのもまた事実ではないのでしょうか。だからこそ、県議会において、お互い平和な沖縄を願いつつ、それぞれの立場から率直な議論を交わし、行くべき進路ととるべき方策を誤らないようにすることが大事ではないかと思います。

そういう思いを持ちつつ、質問に入らせていただきます。

まず、安全保障関連についてお伺いいたします。

(1)、民主党政権の安全保障政策を知事はどのように評価しておられるのでしょうか。

(2)、尖閣諸島沖での中国漁船の領海侵犯と衝突事件をめぐる日本政府と中国政府の対応についての御見解をお聞かせください。

(3)、米中冷戦の状況がアジアにおいて展開される可能性と、そのことが本県に及ぼす影響についてどのような認識を持っておられるのでしょうか。

(4)、自衛隊の沖縄への配備を強化する国の方針について知事の見解をお聞かせください。

(5)、自衛隊への県民の意識について、知事はどのように認識しておられるのでしょうか。

(6)、有事に対する県としての認識はどのようなものか伺います。

次に、基地問題についてお伺いいたします。

(1)、菅内閣から日米合意に至った経緯の説明があったと思いますが、その感想をお聞かせください。

(2)は取り下げます。

(3)、オスプレイの配備が明言されましたが、環境影響評価の見直しは必要ではないのでしょうか。また、環境影響評価への追加の意見を述べる必要があるのではないのでしょうか。

(4)、普天間飛行場の飛行ルートが変わり、上空を通過する自治体が増加したとの報道がありますが、どの地域か県は把握しているのでしょうか。

(5)、飛行ルート及び航空機騒音についての説明を国に求めるべきではないのでしょうか。また、必要に応じて測定器の設置などが必要になってくるのではないのでしょうか。

(6)、故岸本元名護市長は、普天間の移設受け入れの条件として、県の立ち会いのもとで政府と名護市との間に基地使用協定を結ぶことを求めており、そのことは政府も受け入れました。岸本元市長が求めた基地使用協定に関する県の認識を伺います。

3番目に、エネルギー対策について伺います。

(1)、島嶼地域での循環型エネルギーの視察内容について伺います。また、それを受けて今後どのような対応をとるのかお聞かせください。

(2)、海洋温度差発電の実験について意見のやりとりはありませんでしたでしょうか。

4番目に、鉄軌道の導入について伺います。

(1)、国の可能性調査の進捗と県とのかかわりについてお聞かせください。

(2)、調査及び路線導入を求める声を出している県内の自治体はありますか。前議会でも述べたように、それらの自治体を集めた協議会や県民を盛り上げる期成会のようなものが必要ではないのでしょうか。

(3)、調査終了後は具体的に建設の財源の問題が出て

くと思われますが、どのような見通しを特っているのでしょうか。

5番目に、資源について伺います。

(1)、将来的に有望な本県の資源はどのようなものがあるのでしょうか。

(2)、レアメタルやレアアースの取得に県がかかわっている事業はありますか。

(3)、取得の可能性と取得された場合の本県への影響について伺います。

(4)、外資による水資源の買い占めが問題となっていますが、ヤンバルの森と水は大丈夫でしょうか。

6番目に、人材育成について伺います。

(1)、国外留学生派遣事業の成果と今後の見通しをお聞かせください。

(2)、若者の就職に関して、県内志向から県外・国外へと意識を高めるにはどうすべきでしょうか。

(3)、奨学金制度はどのように工夫されており、またどのような課題を抱えているのでしょうか。

7番目に、国の出先機関の廃止について伺います。

(1)、今後、沖縄総合事務局はどのようなようになっていくと予想されますか。

(2)、沖縄総合事務局の廃止または整理縮小となった場合、県への影響はどうでしょうか。

(3)、現時点で県の事前の対応、準備は必要でしょうか。

8番目に、「地方交付税算定基準」について伺います。

(1)、地方交付税の算定基準に海洋面積を考慮すべく国へ働きかけるべきではないでしょうか。

最後に、国直轄事業における地方の負担金の廃止と同時に、公共事業における事務費補助金の廃止がなされましたが、県を初め各市町村にどのような影響を及ぼしているのか伺います。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣安弘議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、安全保障関連についての中で、民主党政権の安全保障政策についての御質問にお答えいたします。

民主党政権は、「日本外交の基盤として緊密で対等な日米同盟関係をつくる」ということや、「東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する」こと等をマニフェストに掲げ発足しました。しかしながら、これまでの政権運営や去る9月10日に公表されま

した防衛白書の内容を見ても、安全保障政策においてこれまでの自由民主党・公明党政権と際立った違いはないように感じております。また、沖縄県との関連としましては、普天間飛行場移設問題への対応や、日米地位協定の改定作業が進んでいないことはまことに遺憾であります。本年12月には新たな「防衛計画の大綱」が公表されると言われておりますが、その中でどのような政策が示されるか注視してまいりたいと考えております。

次に、同じく安全保障関連についての御質問の中で、中国漁船の領海侵犯等における日中両政府の対応についての御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、尖閣諸島沖での中国漁船の領海侵犯と巡視船との衝突事件において、日中両政府の対応については報道等により承知いたしている限りであり、日本政府には事件の経緯や日本政府の措置について説明を求めているところでございます。また、今後どのように事態が進展するか不明ですが、今後とも沖縄県の領域において県民の生命財産や漁業を初めとする諸権利が侵害されることがないように、日本政府に対し外交上の適切な対応を要望していきたいと考えております。

同じく安全保障関連の御質問の中で、自衛隊への県民の意識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今日、自衛隊は、離島の緊急患者の搬送や不発弾の処理、災害時の要員派遣など、県民の生命と財産を守るため大きく貢献しております。これらの活動は、昼夜を問わず文字どおり命をかけて取り組まれていると考えております。また、沖縄県出身の若者が多数自衛隊に入り活動していることも承知いたしております。私は、自衛隊のこれらの活動を評価しており、多くの県民にも支持されているものと考えております。

次に、人材育成についての御質問の中で、留学生派遣事業の成果と今後の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るため、昭和57年より平成21年度までの27年間に1500人余の高校生や大学生等を海外に派遣してまいりました。留学終了後は、大使館職員や医師、ジャーナリスト、公務員、教員等として県内外の各界において活躍いたしております。また、公約であります海外留学生派遣100人は本年度中に達成できるものと考えております。

今後とも、沖縄県の将来を担う多様な人材の育成を目的として、海外留学生派遣事業を抜本的に充実して

まいりたいと考えております。

次に、国の出先機関に関する御質問の中で、沖縄総合事務局に係る御質問にお答えいたします。7の(1)と(2)が関連いたしておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきます。

国の出先機関の原則廃止につきましては、去る6月に閣議決定された地域主権戦略大綱において、補完性の原則に基づき国と地方の役割分担を見直し、業務の地方移管等を進めるとの基本姿勢が示されたところでございます。沖縄総合事務局も対象機関とされております。政府が年内に策定する「アクション・プログラム（仮称）」において、他の地域の国の出先機関と同様に、改革に向けた考え方が整理されるものと理解いたしております。

沖縄総合事務局を廃止または整理縮小した場合の県への影響につきましては、業務移管が二重行政の弊害是正、そしてガバナンスの確保、行政の簡素化、そして効率化等の観点からなされるものであれば、県において施策を効果的かつ総合的に展開することがより可能となるものと考えております。ただし、全国知事会の考え方と同様に、移管される業務の円滑な遂行に必要な財源などが確保されることは当然の前提と認識いたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 安全保障関連についての御質問で、米中冷戦の可能性とその影響についてとの御質問にお答えいたします。

沖縄は、日本本土、中国大陸、東南アジア諸国に近接する位置にあり、その地理的特性から、過去に大国の影響を受けてきた歴史があります。このことから、県としましても、米中両国の動向には強い関心を持っておりますが、現時点で将来の米中関係を予測することは困難であります。

県においては、米中両国の友好関係が続くことが重要と考え、今後ともその動向を注視していきたいと考えております。

次に、有事に対する県の認識についてお答えいたします。

防衛省の国民保護計画において、自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、これに支障のない範囲で、住民の避難・救援の支援や、武力攻撃災害への対処を可能な限り実施するものとされており、また、米

軍は日米安保条約に従って武力攻撃を排除するための行動を実施するものと認識しております。

沖縄県民は、去る大戦での悲惨な地上戦の経験から、有事の際の国民の保護がいかに困難なものであるかを身をもって体験していることから、政府においては、今後ともいわゆる有事が発生しないよう、これまでも増して不断の外交努力をする必要があると考えております。

次に、基地問題についての、日米専門家検討会合の報告に関する政府の説明についてお答えいたします。

県は、去る8月31日に「普天間飛行場の代替の施設に係る二国間専門家検討会合の報告」について、政府から説明を受けましたが、名護市辺野古への移設を受け入れることは極めて厳しいという県の考えに変わりはなく、説明内容にかかわらず、現時点で辺野古移設を前提とした代替施設の位置、配置、工法等について議論する状況にはないと考えております。

次に、オスプレイ配備と環境影響評価についてお答えいたします。

県は、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること、及び現在米本国などにおいて配備されていることについては承知しております。また、2010会計年度海兵隊航空計画においては、普天間飛行場のCH46と代替更新することが記述されております。これらのことを踏まえ、県は政府に対し再三照会しており、去る9月9日及び14日に外務省沖縄事務所に対し問い合わせをしたところ、現時点で具体的に決まっているわけではないと米国から回答を得ているとのことであります。

県としましては、配備の有無を含め、政府から県民に十分な説明をすべきであると考えており、引き続き具体的な説明を求めてまいります。

いずれにしましても、環境影響評価手続については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の規定に基づき適切に対応することになります。

次に、普天間飛行場の飛行ルートについての御質問にお答えいたします。

平成19年8月に政府から発表された「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」において、住宅密集地上空の飛行を避けるため、西原町や中城村寄りの飛行ルートが示されております。

次に、国に説明を求めることと、測定器の設置等についてお答えいたします。

県は、去る9月14日、沖縄防衛局に対し、米軍機による航空機騒音の軽減措置等について要請を行い、そ

の際、普天間・嘉手納両飛行場周辺における航空機の飛行コース、飛行高度等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表するよう、申し入れたところであります。また、軍転協や渉外知事会とも連携し、これまで政府に対して同様の申し入れを行っており、今後とも粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、代替施設に関する基地使用協定についての御質問にお答えいたします。

平成14年当時名護市が求めていた使用協定は、代替施設の受け入れ条件として地域の安全対策及び基地から発生する諸問題の対策等を講じるために、基地の提供責任者である国に対し、使用協定の締結を求めたものであります。しかし、現在、名護市長は名護市辺野古への移設案に反対しており、現時点で代替施設の使用協定について議論する状況にはないと考えております。

陸上自衛隊の配備につきましてお答えいたします。

北澤防衛大臣は、9月21日の記者会見におきまして、先島諸島への部隊配備について調査をスタートさせていきたい旨の発言をしております。

自衛隊の配備については、政府において、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきものであり、県民の理解なしに進めることは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） エネルギー対策についての中で、視察内容及び今後の対応等についての御質問にお答えします。

平成22年8月22日から9月4日にかけて、米国政府、ハワイ州、日本政府、沖縄県のエネルギー専門家や行政担当者が沖縄県とハワイ州を相互に訪問し、エネルギーの現状や再生可能エネルギーの導入可能性の技術的・政策的課題等についての調査が行われました。

沖縄県内では、琉球大学や沖縄科学技術大学院大学との意見交換や、沖縄電力、糸満市役所などのエネルギー関連施設の視察が行われ、ハワイ州では、ハワイ大学やハワイ州立自然エネルギー研究所などの視察、ハワイ電力などと意見交換を行いました。今後は、省エネルギー建築や再生可能エネルギーなどの分野で日米間でワーキンググループを設置し、双方で情報交換をしながら、具体的な共同プロジェクトの可能性を検討していくことになっております。

同じくエネルギー対策の中で、海洋温度差発電に関する意見についての御質問にお答えします。

ハワイ州での視察の終了後、日米両国で今回の調査の総括をした際に、米国側からの要望で海洋温度差発電についての意見交換を行いました。今後、ハワイ自然エネルギー研究所と沖縄県、久米島町の間で情報交換やワークショップの開催などを通して、海洋温度差発電の技術的課題等について検討していくこととしております。

資源についての御質問の中で、将来的に有望な本県の資源についての御質問にお答えします。

県では、平成15年度から平成17年度まで学識経験者及び専門家等で構成する検討委員会を設置し、海洋資源の開発及び利用等に関する基本調査を行ってまいりました。その結果、本県周辺海域には石油、天然ガス、熱水鉱床等の海洋資源賦存の可能性が示されております。また新聞報道によると、東京大学や高知大学、独立行政法人海洋研究開発機構などのチームは、ことし9月に沖縄県の北西100キロ、深さ500メートルの海底で、レアメタル等が堆積してできる海底熱水鉱床が存在する可能性がある熱水活動域を新たに発見したと発表しております。

県としましては、これらの調査結果を踏まえ、有望な資源の開発に向け、関係機関とも連携を図り対応してまいりたいと考えております。

同じく資源関係の中で、県の取得事業及び沖縄への影響についての御質問にお答えします。一括してお答えいたします。

レアメタル等が堆積してできる海底熱水鉱床が存在する可能性がある熱水活動域が確認されましたが、現時点では調査検討の段階であります。海底熱水鉱床は新たな金属鉱物資源として期待されており、取得可能となれば新たに産業の創出や雇用の増大につながることから、県としても今後の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

人材育成について、若年者の県外就職意識を高めることについての御質問にお答えします。

沖縄県としては、若年者が自立心と働くことに対する高い意欲を持ち、広く県外や海外にも目を向け、積極的にチャレンジすることは重要と考えております。そのためには、本人と家族、教育現場において県外就職に対する理解等を深めることが必要であります。このため、高校生や大学生等を対象に、大学や関係機関と連携し、県外企業合同説明会の開催や県外インターンシップの実施、県外企業を招聘して採用試験等を行うなど、県外就職支援を実施しております。また、今

年度から新たに、県外での就労風景などを収録したDVDの制作や、県外企業で働く県出身者の体験発表会を開催するなど、県外就職に向けたキャリア教育の充実に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 鉄軌道の導入についての御質問の中で、国の可能性調査の進捗と県とのかかわりについてお答えします。

国が実施する鉄軌道を初めとする新たな公共交通システム導入可能性調査は、2年間の予定で実施することとなっております。現在、10月からの調査着手に向け手続を進めている状況であり、その調査の中で、鉄軌道を初めとする新たな公共交通システムを導入した場合の事業採算性、大規模な返還跡地の有効利用との関係などについて検討することとなっております。

県としては、昨年度行った新たな公共交通システム可能性調査成果等を活用し、国の調査に積極的に協力していきたいと考えております。

次に、期成会等の設置についての御質問にお答えいたします。

鉄道を含めた新たな公共交通システムについては、地域住民の利便性の向上、渋滞緩和、観光振興による地域の活性化等の観点から県民の関心も高く、その導入を求める自治体も複数あります。昨年、県は、概略的に鉄軌道導入について検討を行ったところであり、今年度は国において、その成果等も参考に2年間の予定で調査を実施することとなっております。

期成会等の設置については、その調査におけるさまざまな課題や方策等の成果を踏まえ、検討されていくものと考えております。

次に、財源に対する見通しについてお答えします。

鉄道導入に要する負担額は、現行制度では建設コストや維持コストなど膨大な額が見込まれ、経営及び財政上の大きな課題があると考えております。したがって、鉄道の導入については、その整備及び運営に要する費用を軽減することが前提であり、そのための新たな仕組みについて検討し、必要に応じて国に求めてまいりたいと考えております。

次に、国の出先機関の廃止についての御質問の中で、県の事前の対応、準備についてお答えいたします。

今後、国のアクションプランと国の出先機関の見直しの動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 資源の中で、外国資本によるヤンバルの水源地の買収についてお答えします。

ヤンバルの水源地につきましては、国・県・市町村等の公有地が大部分を占めている状況にあります。1ヘクタール以上の土地取引につきましては、国土利用計画法に基づき県に届け出ることとなっておりますが、外国資本によるヤンバルの森林買収については、過去3年間、届け出はありません。また、ことし4月、林野庁から外国資本による森林買収の情報収集等の依頼があり、市町村及び森林組合に対し照会しておりますが、現在のところ、森林買収に関する情報の報告はありません。今後とも、市町村及び関係部局と連携して情報収集に努めてまいります。

次に、国直轄事業についての中で、農林水産省所管の補助事業に係る事務費等の廃止の影響についてお答えいたします。

国直轄事業の維持管理に係る負担金については、平成22年度から原則廃止され、同時に公共事業に係る県や市町村の事務費等の補助も廃止されました。農林水産省所管事業に係る事務費等の廃止による沖縄県への影響額は、当初予算ベースで、国直轄事業の県負担金約2000万円を差し引いて、約10億6000万円となっております。また、市町村への影響額は約3億5000万円を見込んでおります。

なお、補助対象外となった事務費等については、一般公共事業債の適用を受けることになっており、後年度の地方財政措置の対象となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは人材育成についての御質問で、奨学金制度の工夫と課題についてお答えいたします。

本県では、就学意欲がありながら、経済的理由等により、就学が困難な生徒に対して、奨学金の貸与を行い、有為な人材の育成に努めているところであります。

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の実施する奨学金貸与事業は、奨学金を無利子で貸与し、貸与終了後10年間で返還することとなっております。奨学生の採用につきましては弾力的な採用を行い、家計の急変に際しては緊急採用制度を活用するなど随時採用に努めております。また、返還については、年収にかか

わらず、病気や災害、生活保護、その他の事由により返還が困難な場合には、返還の猶与を行っているところであります。さらに、沖縄県高校生修学支援基金の活用により、昨年度から制度の拡充を図っております。課題としましては奨学金の返還率向上が挙げられますが、返還金が次世代の奨学事業の重要な財源の一つであることから、返還が円滑に行われるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 地方交付税の算定基準に海洋面積を考慮するよう国へ働きかけるべきではないかとの質問にお答えいたします。

本県を取り囲む海洋は、我が国の貴重な経済水域や海洋資源を確保する上で非常に重要な役割を果たしており、国において何らかの財政的な配慮が必要であると考えております。これらの海洋面積を新たに地方交付税の算定基準とするには、都道府県ごとの海洋面積の捕捉、当該面積を測定単位とするような財政需要があると認められること等の課題があります。

県としましては、国に対して、どのような形で海洋面積の財政的な配慮を要望できるか研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 国直轄事業についての御質問で、国直轄負担金廃止と補助事務費廃止の影響についてお答えいたします。

国直轄事業の維持管理に係る負担金については、平成22年度から原則廃止され、同時に国庫補助事業に係る事務費補助も廃止されました。ちなみに、平成21年度の国土交通省所管事業の影響額で比較しますと、沖縄県の維持管理に係る国直轄負担金は約3億7000万円で、事務費は約23億円となっており、その差額は約19億3000万円となっております。また、市町村につきましては、直轄事業負担金はありませんが、補助事業に係る事務費は13億3000万円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、新垣安弘君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き新垣安弘君の再質問を行います。

新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事にお伺いいたします。

今議会になって、知事が辺野古の件、普天間の件はもう県外ということで明確に主張するというふうにおっしゃっておりますが、これに関しては、例えばあさって馬淵大臣も来沖されますし、その後また知事が上京される折には官房長官あるいは前原大臣等々とお会いになるかと思えます。そのときにはっきりと自分の方針はこうですと明確に主張されるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） おっしゃるとおりです。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事は、再三本部のほうから、政府のほうから、辺野古に戻った説明がないということでよくおっしゃっておりました。それを受けてでしよう、福山副大臣が来られて説明があったと思います。恐らくその説明が知事からすれば県民の怒りや失望にこたえる内容のものではなかったとそういうことだと思うんですね。そこは大変大事なところだとも思いますので、この問題は恐らくこれから副知事も交渉の前面に立ってされると思うんですね。その政府からの説明があったときには副知事も同席されたかと思えます。そこら辺、その思い、感想を副知事からもお聞かせ願えればと思います。

○副知事（上原良幸君） 両方ですか。

○新垣 安弘君 両方ですね。知事はもう大体お伺いしています、知事はそうおっしゃっていましたから。副知事も同席されていますから、今後、副知事前面に立って政府とやるわけですからね。そこら辺お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後3時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

上原副知事。

○副知事（上原良幸君） ちょっと日付ははっきり覚えておりませんが、8月に福山それから瀧野官房副長官といろいろその間の経緯等について御説明いただきましたけれども、まだまだ先ほど知事から申し上げましたけれども、この間の経緯等、どういう認識の変化があったかとかそれをお聞きしましたけれども、我々が納得できる回答はなかったということで、そのことを踏まえて引き続き今後もそういうレベルの

協議といいますか、話し合いをやっていきたいということになっております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事にお伺いいたします。

この普天間の移設に関しては、民主党政権になる前は、アメリカは政権がかわっても交渉はもう一切やらないとそういうかたくなな姿勢だったんですが、その後、アメリカは変化がありました。昨今もいろんな方のアメリカから伝わってくるところによると、海兵隊不要論もあれば、ごく最近ではアーミテージさんが知事選の結果によっては、これは別の対応も考えないといけないんじゃないかとそういう発言があったりもしています。日本政府のほうはまだ変わっていないんですが、知事としてアメリカから伝わってくるさまざまなこの問題に関する情報を受けて、我々の中にも、多くの人の中でもアメリカがあきらめるんじゃないかとそういう思いを持っている部分もあるんですね。知事御自身も今回はっきりと明確に県外ということでおっしゃっていますから、そこら辺アメリカからのその伝わってくる感触ですね、日本の政府とまたちょっと違うと思うんですが、そこは知事としてはどういうふうに感じておられるのでしょうか。これはその辺野古をあきらめさせるという可能性があるかと踏んでおられますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員がおっしゃったように、アメリカの公聴会でいろんな議員がいろんな意見をおっしゃり、さらにまた御存じのようにアメリカはこういう防衛・安全保障については、いろんなシンクタンクとか研究者が結構いろんなことを自由におっしゃっています。ですからそういう中で、可能性とかフィージビリティとか現実の日米両政府のこのテーブルにのってくるまでの時間を抜きにすれば、もういろんな議論があるんですね。ですから、これまでと特に変わった感じは余り受けておりません。つまり自由に皆さん発言をしておられるんですが、実際政府の国防総省（D o D）の責任者に上がってくる話、ステートディパートメントで上がってくる話、それで日本の防衛・外務に上がってくるまでの、これはどこまでがそうなのかというのは実はまだ私もよくわかりません。私は無論、前からの友人の研究者たちがワシントンにいるわけですが、いろんなことを彼らからも聞きますけれども、ただ何がどんなふうこれから行くのか、ちょっとまだ定かにはわかりません。ただ、一方でこの間の民主党の皆さんの代表をお決めになるときに、小沢さんと菅さんとの間でのこの意見が

ちょっと違いありましたよね。納得のいく説明が要るというようなことを小沢さんが言っておられたり、県民の納得とか、米軍でしたかアメリカ政府の納得とか、いろんな表現を使っておられました。この巨大な公党の中でも代表されるお二人が違う意見が微妙にあったということも踏まえると、まだこの民主党の皆さんの中でもいろんな意見があるんだなという気がしますし、川内さんの動きも聞いています。ですから、一体どうなっているのかよくわかりませんが、とりあえず今公式に公表され、決まっているのが日米共同声明のあの内容ですよ。ですから、あれは破って捨てるというわけには恐らくそう簡単にはいかないと思うんですが、ただ現実には辺野古への移設は極めて厳しい、まさにもっともっと厳しくなってきたという状況を踏まえると、あの一番の根幹のところの実現可能性があるか、そして無論県外も特に日本国内そう簡単ではない。一方でこの普天間の一日も早い危険性の除去と、今この3つが現実問題みんな展望が開けないぐらい壁にぶち当たっている。そして一方で前岡田外相でしたか、このまま固定化しますよなんて無責任な発言が出たりしています。ですから、これは私も実は考え方においてかなり迷いが生ずることもありますけれども、そして私は1月24日までは当時の自公がお決めになったあの段階で、条件つきではありましたが、もう受け入れ地域があそまで変わってきますとそう簡単ではないどころか、事実上はもう無理だというのが近いとこういうことを踏まえて、そうするとやっぱり空間的にも内容的にも当時の鳩山政権がどこまで一体研究されたのか、北海道からこの鹿児島県に至るものを。ここら辺もおさらいしながらなお県外の可能性がゼロではないと思いますよ、無論。ここはもう少し政府の意見ももらいながら、いろんな方の情報も受けながらこの可能性を追求するということは、やっぱり少しでも可能性があれば追いかけていくというのは、我々行政の責任を預かる一人としては当然必要なことかと最近また決断するに至ったわけです。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 辺野古、普天間の移設がこのまますぐには進んでいかないと。そうすると危険性の除去の問題が出てくると思うんですね。政府は、最近のニュアンスですといわゆる目に見える形で危険性の除去、負担の軽減をしないと辺野古の話も進まない。そういう立場から、具体的な負担軽減を何とかしていこうという姿勢にはなっていると思うんですね。

そこで、公室長にちょっとお伺いしますけれども、

先ほど名護の岸本元市長が提案された使用協定のお話がありました。私は、この問題再三やっています、上原副知事にも以前聞きました。これは、それをつくって辺野古へ進めろという意味ではないんですよ。普通に考えたら使用協定はアメリカと日本政府が結ぶんでしょと、そういうことですね。嘉手納町も言っているのはそれなんです、やってくれと。これは、ただ一つ、名護が使用協定の問題を閣議でしっかり持ち出したのは、よく見てみると明確に名護市と政府との間で使用協定を県の立ち会いのもとで結んでいくということを確認に言っているんですよ。当然、名護市と政府が使用協定を結ぶからには政府はアメリカと使用協定を結ばないといけないんです。県外の自衛隊基地の場合は、市町村と自衛隊とが使用協定を結んでいますから、何かあるときには直接言えるわけです。ですから、そういう意味でこの名護市が政府に突きつけた、名護と政府が県の立ち会いのもとで使用協定を結ばないと容認しませんよというそこをしっかりと大事に生かしてほしいと思うわけなんです。ですから、そういう意味で辺野古に結ぶといった使用協定が嘉手納や普天間で結ばないはずはないと思うんですよ。ですから、政府が負担軽減と言うのであれば、それこそ普天間の危険性の除去と言うのであれば、例えば政策協議会で名護がやろうとした、そして政府が一応それやると言った地元市と政府との間の使用協定、県の立ち会いのもとでそれを結んでくれと。そこはこれは一つのその道具として手段として使ってやるべきだと思うんですよ。これは辺野古の問題じゃないんですよ、私は。嘉手納とか普天間とかそういうところに生かせる一つの立派な案だから、それをそういう形で使えないかということを言っているわけなんです。それについて知事どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 我々もほとんど議員がおっしゃっている方向で使用協定、使用協定を結んでもあと彼らが守るかという点でちょっといろいろあるんですが、それでもそういうことをさらに地位協定に絡んでくる部分がありますよね、どうにもならないという最後。ここも含めてもう一つの負担軽減部会でしっかりまとめていきたいと考えていますよ。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 騒音協定が守れないから使用協定も守れないでしょうと、そういう意見もあるんですよ。地位協定の中にもまだこれやらないといけないからという意見もあるんです。地位協定はそれよりもっと難しいんです。だから、ここはぜひ政府にしっかりそれ

を突きつけてやってほしいというふうに思いますので、ぜひそういう観点から取り上げていただきたいと思います。

○知事（仲井真弘多君） しっかりやってまいります。

○新垣 安弘君 はい、よろしくお願いします。

もう1点、人材の育成の件でお伺いしたいんですが、これは教育長にお伺いします。

知事の方針としても国外の留学生出していますね。これ前、私中国との関係で、いわゆる戦略的な面で中国にもらみながら、将来中国との関係にもらみながら人材育成やるべきじゃないですかということを申し上げたんです。そのとき教育長は、高校の何方所かで授業をやっているとかという話がありました。今年度の海外の留学生の派遣先、行き先を見たら中国は1人なんです、1人。ですからそういう意味で、奨学金を使って海外留学をさせると、そこに本当に戦略を持ってそれを考えてやっているのかどうかというと、私はこれは全くないんじゃないかというふうに思うわけなんです。ですから、そういう意味で中国の問題、今回のことでこういう形にもなっていますし、中国へのその留学生について、ことし1人だということは、全くその戦略がない海外留学だと思うわけなんです。そこは、戦略を持って海外留学生はちゃんとやっていかないとはいけないと思うんですが、その部分を教育長と知事にもお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 教育長とも無論、相談して最終的には方向を定めたいとも思うんですが、やっぱり中国でしっかりと勉強してくるという留学生というのはかなり多くするべきだと私は思います。ただ、教育委員会といいますか教育長ともちょっと相談させてください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 議員御指摘のとおり、中国への派遣は今1名となっております。やはり国際舞台で活躍する芸術・文化・スポーツ選手等に対して、活躍していく人材を育成することは重要なことだと考えておりますので、中国、韓国それから東南アジア等も含めて人材育成について私たちもこれから施策を立てて、そして人材派遣の計画を立てて進めてまいりたいと思っております。頑張ります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事、最後に、先ほど昼休みに漁業組合の皆さんが陳情に来られました。しっかり安心して漁業ができるようにやってくれと。我々がいること

が一つの国土の保全、領土を守ることにもつながっているんだとおっしゃっていました。まさにそうだと思うんです。

そこで、民主党政府というのは南西諸島の問題、中国との関係もあってすごく今注目していますから、そういう意味でチャンスと言ったらなんですけども、南西諸島、特に宮古・八重山の小さな島々もそうなんです、その防衛の観点から、国土の保全の観点から、そういう観点からその振興策をしっかりと求めていくというか、そういう観点からのその要求といいますか、そこをぜひ組み立ててもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 御指摘のとおりですが、議会の議員とも無論よく相談して今度の振興計画の中に、我々は定住条件の整備というようなことで、人口が減らないように、それぞれの小さい島でも大きい島でもきちっと人が生活してやっていけるようにというのを定住条件の整備ということで表現しています。ですから、その中には無論、そういう国境の問題であるとか、そして領土の問題であるとかというものもありますし、ある意味で防衛上の感覚もないわけではありませんが、全体にこの定住条件の整備ということでしっかり埋め込んでまいりたいと考えております。またお知恵をひとつ出してください。お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん こんにちは。

一般質問を行います。

通告に従いまして、まず普天間基地問題をめぐる知事の政治姿勢について伺います。

鳩山前総理は、学べば学ぶほど沖縄の基地は一体として機能していると。だから、それによって抑止力が全体として発揮されているんだと。だからこそ普天間の移設先が辺野古でなければならないんだということになって、それで「最低でも県外」というのをあっさり取り下げた。そして県内に回帰をするという経過をたどりました。このことを踏まえるならば、今回、知事が普天間を県外に求めるということを主体的な意思で断言をされて政府に突きつけるということは、日米安保そのものの根幹、そこにかかわる重大な要求を知事が発したというふうに政府は受けとめなければならないというふうに思っています。その認識に基づいて知事に見解をお尋ねいたします。

(1)、知事は現在、日米合意に反対か伺います。

(2)、普天間基地の県外移設を政府に求めることは、

県内移設反対と同じ意味であるか伺います。

(3)、オスプレイの配備、有視界飛行経路など環境に重大な影響が予想される事態となりました。当初から環境アセスメントの違法性が指摘されていましたが、知事はどう対処されますか。

(4)、高江ヘリパッド建設について、県は去る6月議会で着実に実施するとの認識を示されましたが、なぜですか。その必要性を示していただきたいと思えます。また、政府から納得のいく説明があったか伺います。

(5)、知事は、普天間問題について知事選の争点にしたいと考えていますか、見解を伺います。

2点目、沖縄振興の財源と推進体制について伺います。

(1)、現行の復帰特別措置についてはすべての存続を求めていくのか。新たな特別措置の創設等も考えているのか伺います。

(2)、新たな沖縄振興計画は県が策定して、その実現について政府が責任を負うということが必要だと思えますが、沖縄総合事務局の役割、存廃についてはどう考えますか。

(3)、沖縄振興一括交付金についての実現の見通し、交渉の進捗を伺います。

(4)、児童福祉、保健、医療、保育、教育、進学・就職、貧困対策など子供の発達や権利を保障する総合的な施策を新たな沖縄振興の柱の一つに据える必要があると考えますがいかがでしょうか。待機児童、学童など福祉行政のおくれ、不足への対策が急がれますが、知事はどのように考えていらっしゃいますか。

3点目、児童虐待死事件のその後の対応について伺います。

児童虐待死亡事例検証報告書を踏まえて、県社会福祉審議会から指摘のあった課題等への対応や現状について伺います。

(1)、児童相談所の相談対応件数について、児童虐待防止法成立後の10年間の推移を示してください。全国に比べてどうでしょうか。

(2)、市町村への相談件数の推移を示してください。

(3)、相談通告元の割合はどうなっていますか。それぞれの推移と傾向を示してください。

(4)、2008年に導入されました臨検とか搜索、これが適用されたケースはありますか。

(5)、児童福祉司1人当たりの平均担当ケースは現在何件ですか。専門職員の人員不足についてどのような対応がなされているか伺います。

(6)、一時保護所に入れない保護委託児童数、その割

合は現在どうなっていますか。

(7)、スクールソーシャルワーカーの配置を急ぐ必要があると思いますがいかがですか。

(8)、県立病院ごとに虐待防止委員会を立ち上げ、通報の判断について医師個人の負担を軽減するとともに、民間病院にも呼びかけて連携をとっていく必要があると思うがどうですか。

(9)、八重山分室の体制づくり、宮古分室の設置についてどのような検討・対応がなされましたか。

4点目、幼稚教育と特別支援教育の理念、方向性について伺います。

(1)、公立小学校に併設されている「沖縄型」の公立幼稚園をどのように評価していますか。国が進める幼保一元化、一体化との関連で今後どのような影響があるか、県の幼児教育のビジョンを伺います。

(2)、特別支援学校における親子通園・通学についての考え方を示されたい。親の条件が整わない場合、子供の学ぶ権利をどのように保障されますか。

お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村未央議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、普天間基地問題をめぐる知事の政治姿勢の中で、日米共同発表に対する考え方といいますか、反対かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、去る5月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと繰り返し申し上げてきたところでございます。そして、名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえまると、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてきましたが、政府から、この間の県民の怒りと失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておられません。

県としましては、このような状況にかんがみ、政府に対し、日米共同発表を見直し普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく普天間基地問題に絡む御質問の中で、県外移設を求めることについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、これまでの県からの求めにもかかわらず、政府からは県民の納得のいく説明と解決策は依然として示されておられません。このた

め、県内移設は事実上困難と考えており、日米共同発表の見直しを求めることとしたもので、その内容は県外移設を求めるということに尽きると考えております。

同じく普天間関係の御質問の中で、普天間問題を争点にするかしないかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、私は、支援者など多くの方々から出馬要請を受け、次期知事選挙へ出馬することを決意したところであります。普天間問題を含めさまざまな課題の解決を県民の皆様へ訴えていきたいと考えております。

次に、沖縄振興の財源に係る御質問の中で、沖縄総合事務局の役割、そして存廃についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄総合事務局が、復帰後40年近くにわたり沖縄の振興に係る国の責務を果たしてきた役割は高く評価されるものと考えます。特に社会資本の整備については、目的が相当程度達成されつつあると認識いたしております。また、政府においては、地域主権改革の基本的理念に基づき二重行政の弊害是正、ガバナンスの確保などの観点から、国の出先機関の原則廃止に向けた取り組みが進められております。

このような時代の大きな流れを踏まえ、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという考え方に沿って、沖縄総合事務局の業務についても精査の上、国に残すべきとされた業務以外は必要な財源等が確保されることを前提として、近い将来、県に移管することを検討する時期に来ているものと考えております。

次に、同じく沖縄振興に係る御質問の中で、子供の発達や権利を保障する総合的な施策及び待機児童、学童などの対策についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

沖縄県では「おきなわ子ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童の解消や放課後児童クラブの設置促進、母子保健の増進、教育環境の整備、ひとり親家庭の自立支援など、子育てにかかわる関係機関が連携をして各種施策に取り組んでいるところであります。

今後、新たな振興計画の策定に当たっては、子育て支援や次世代育成対策につきまして主要な柱として位置づけていきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間基地問題をめぐ

る知事の政治姿勢について、オスプレイ配備と環境アセスメントについてお答えいたします。

県は、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること及び現在、米本国などにおいて配備されていることについては承知しております。また、2010会計年度海兵隊航空計画においては、普天間飛行場のCH46と代替更新することが記述されております。

これらのことを踏まえ、県は政府に対し再三照会しており、去る9月9日及び14日に外務省沖縄事務所に対し問い合わせをしたところ、現時点で具体的に決まっているわけではないと米側から回答を得ているとのことであります。

県としましては、配備の有無を含め、政府から県民に十分な説明をすべきであると考えており、引き続き具体的な説明を求めてまいります。いずれにしましても、環境影響評価手続については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の規定に基づき適切に対応することになります。

次に、高江ヘリパッド建設についてお答えいたします。

県は、平成19年3月28日、沖縄防衛局に対し、住宅地上空や生活道路上空を除外して飛行ルートを設定する措置を講じることなどを要請したところ、同年4月20日に要請に対する回答を受けております。また、東村及び高江区は、去る7月20日、進入回避標識灯の設置などを沖縄防衛局に要請したところ、沖縄防衛局は8月30日に、標識灯については設置箇所等を検討する、米海兵隊は住宅地等の上空はできるだけ回避するとしている等の内容について回答を行ったとのことであります。

ヘリパッドの移設については、国による環境調査の結果や高江区及び東村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興の財源と推進体制についての知事の見解を伺うという御質問の中で、復帰特別措置の存続等についての御質問にお答えいたします。

復帰特別措置法による措置事項は、復帰時の143件

から次第に減少し、現在では26件となっております。このうち弁護士、医師資格等の身分上の特例措置や県民負担軽減に係る特例措置等については、基本的に継続が必要であると考えております。「介補及び歯科介補の医療等の特例」など、該当者がなく役割を終えた特例措置については、終了することが適当であると考えております。また、「酒税の軽減措置」及び「揮発油税の軽減措置」の税制上の特例措置等については、県民生活や産業に与える影響が大きいことから、継続方策について関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興の財源と推進体制についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の実現の見通し、交渉の進捗についてお答えいたします。

政府は、平成22年6月22日閣議決定の「地域主権戦略大綱」において、平成23年度から一括交付金を導入するとしており、その配分については、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえるとしております。一括交付金の制度設計は、国の予算編成作業を通じて決まるとされております。

これまで沖縄県は、8月6日に沖縄及び北方担当大臣を初め政府関係要路へ、また、9月10日に開催された沖縄政策協議会においても、「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設による自由度の高い財源措置を要請したところであります。県の要望に対しては、前原前沖縄担当大臣からは、政府がやる場合は沖縄を先行して、原口前総務大臣からは、しっかりと検討させていただくという言葉がございました。

今後とも、本県が行う施策に必要な財源が確保できるよう、あらゆる機会をとらえ、同交付金の実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 児童虐待死事件のその後の対応についての御質問の中の、児童相談所の相談対応件数の推移についてお答えします。

県の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、10年前の平成12年度には275件でしたが、17年度には451件まで増加し、過去最高の件数となりました。それ以降は、18年度364件、19年度440件、20年度408件、21年度435件と増減を繰り返しております。この間、全国の相談対応件数は増加を続けており、12年度の1万7725件から、21年度には4万4210件となっております。これを10年間の伸び率で比較しますと、全国が2.49倍、沖縄県が1.58倍となっております。

次に、市町村の相談対応件数の推移についてお答えします。

すべての市町村に児童相談窓口が設置された平成17年度以降、本県の市町村が対応した児童虐待相談件数は、17年度528件、18年度563件、19年度651件、20年度572件、21年度703件となっており、5年間で1.33倍の増となっております。

次に、相談通告元の割合、推移等についてお答えします。

平成21年度に県の児童相談所が対応した虐待に関する相談のうち、県の関係機関からの通告等を除いた355件の相談経路の状況を見ると、「警察等」が21.7%で最も多く、次いで「学校等」が16.6%、「近隣・知人」が16.3%となっております。このほか、「虐待者以外の家族」と「市町村」が同率で13.5%、「親戚」が5.4%、「医療機関等」が3.7%と続いております。

平成17年度以降の推移で見ますと、「学校等」及び「市町村」からの相談、通告等の割合は従来から高い状況にあります。また、「近隣・知人」については19年度から目立って増加しており、「警察等」は21年度に急増しております。

次に、臨検・搜索の適用ケースについてお答えします。

児童虐待防止法では、家庭訪問で児童の安全確認ができず、その後の出頭要求や任意の立入調査、再出頭要求に保護者が応じない場合には、裁判官の許可状を得た上で強制的な立入調査である「臨検・搜索」を行うことができるとされています。これまで本県では「臨検・搜索」を行ったケースはなく、全国でも3件にとどまっております。

次に、児童福祉司1人当たりケース数及び専門職員不足への対応についてお答えします。

現在、児童相談所における児童福祉司1人当たりの担当ケース数は、平均で約62件となっております。児童相談所の専門職につきましては、平成17年度から22年度までの6年間で児童福祉司13名、児童心理司6名を増員したほか、児童虐待対応協力員などの嘱託員も11名増員してきており、増加する児童虐待等に対応するため、体制強化を進めてきているところであります。

今後も、児童相談所の専門性の強化を図るため、スーパーバイザーの養成や職員研修の充実など、引き続き体制強化の取り組みを進めてまいります。

次に、一次保護委託児童数とその割合についてお答えします。

平成21年度中に新規に一時保護を行った児童数は全

体で433人となっており、このうち一時保護所に保護した児童は213人で49%、児童養護施設や里親等に一時保護を委託した児童は220人で51%となっております。

次に、県立病院への虐待防止委員会の設置及び民間病院を含めた連携についてお答えします。

各県立病院については「子ども虐待対策拠点病院」として位置づけており、虐待が疑われるケースに迅速に対応するため、院内に「子ども虐待対策委員会」の設置を進めております。現在、委員会を設置しているのは、南部医療センター・こども医療センター、中部病院、宮古病院の3病院ですが、他の県立病院においても委員会設置に向けた検討を行っているところであります。また、民間病院への委員会設置の働きかけについても、県医師会を通じて調整を進めていくこととしており、今後、医療機関との連携を一層強化してまいります。

次に、八重山分室の体制づくり及び宮古分室の設置検討についてお答えします。

児童相談所八重山分室については、虐待事例検証報告書の提言を受け、今年度から児童福祉司1名、嘱託の児童虐待対応協力員1名を増員し体制を強化したところであります。また、宮古分室については、体制強化後の八重山分室の状況も踏まえながら、引き続き検討を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは児童虐待死事件のその後の対応についての御質問で、スクールソーシャルワーカーの配置についてお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの配置は平成20年度から始まり、昨年度は8名、今年度は各教育事務所に合計11名を配置しております。配置の内訳は、中頭教育事務所に3名、国頭、那覇、島尻教育事務所にそれぞれ2名、宮古・八重山教育事務所にそれぞれ1名となっております。

県教育委員会といたしましては、現在配置されているスクールソーシャルワーカーを有効活用し、問題を抱えた児童生徒の背景にある家庭、地域、友人関係などの児童生徒が置かれたさまざまな環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用するなど、児童生徒が抱える課題の解決を図ってまいりたいと思っております。

次に、幼稚園教育、特別支援教育の理念、方向性についての御質問で、沖縄型の幼稚園教育についてお答

えいたします。

公立幼稚園が小学校に併設する本県では幼小連携が充実し、5歳児の就園率が全国一高く、80%が幼稚園教育を受け、幼児の健やかな成長や本県の人材育成に大きな役割を果たしております。

国においては、幼稚園と保育所、「認定こども園」の垣根を取り払い、幼児教育と保育を共有する「こども園（仮称）」に一体化する構想で進められておりますが、実施方針や財政的裏づけ、具体的な計画等はまだ明らかにされておきませんので、本県幼稚園教育への影響については不明であります。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の重要な時期であることから、本県においては、「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」に基づき、一人一人が持っている個性や可能性を伸ばし、健やかに育つよう、幼児教育の推進を図っているところであります。

県教育委員会としましては、今後の幼保一元化等を含めた幼児教育について国の動向を注視し、関係部局や幼稚園等の設置主体である市町村と連携しながら幼児教育の振興に努めてまいります。

次に、特別支援学校の親子通園等についてお答えいたします。

特別支援学校幼稚部は、市町村の幼稚園等で支援が困難な障害のある幼児の教育を行うとともに、教育相談等のセンター的役割により市町村の幼稚園等における特別支援教育を支援しております。

入学に際しては、志願前教育相談、入試説明会を通して幼稚部の教育内容を周知するとともに、入学後はこれまでと同様、母子分離が可能な時期まで幼児の状況に応じ親子での授業参加をお願いしております。

今回新たな特別支援学校幼稚部教育要領が示され、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう、保護者の保育参加を年間指導計画に位置づけ実施することが求められております。各学校では、幼児期のかかわり方の学びや良好な親子関係の育成等を目指して親子共学を実施することとし、次年度入学者選抜要項に明記したところであります。

県教育委員会としましては、特別支援学校幼稚部教育要領の趣旨を生かし、幼稚部教育の充実が図られるよう学校を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは知事に普天間問題についてお尋ねいたします。

県外移設を政府に求めることは県内移設と同じ意味ですかということをお尋ねしましたが、大体同じなん

ですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 県外移設を求めるに至ったということは、状況を認識する上でおよそ趣旨というか考え方の基本はほぼ同じようなものだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今、ほぼ同じということでありませう。知事のその方針転換を受けて、自民党県連と公明党の県本のそれぞれの代表のコメントからもこのような反応が出ているんですね。自民党からは、県内に新たな基地をつくらせないという県民の意思を酌み取った判断であり評価、よくぞ踏み込んだということ。それから公明党さんからは、県外を求めることと県内反対は同じ意味だということで、とても評価するというふうになっているわけですね。知事は今、大体同じということの認識を示されましたので、そのことの趣旨に沿って次の質問に入っていきたいと思ひます。

そうであれば、やはり今の政府の反応というのは非常に知事にとっては心外ではないかというふうに思ひうんですね。というのは、知事に対してあたかもいずれ容認するだろうというような反応が出てくるわけですよ。そのとおりであれば、これはまさに知事選の争点にならざるを得ないわけです。これについて、やはり知事があえて容認の余地を残しているのではないということをしかりと政府に対して伝えることが必要ではないかと思ひますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 政府のほうでどういふふうなコメントをされたか、私は聞いてもおりませんけれども、私は私の表現で県外を求めると。今の日米共同声明を見直して県外を求めるといふ表現で十分だと思ひておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは方針転換のタイミングについて、このタイミングについてやはり遅かったんじゃないかなという指摘もあるんです。これは我々の側からもやはりあります。というのは、日米合意の前に今の県外移設を求めることを知事が明確におっしゃってれば、日米合意そのものにも影響を与えたのではないかという、そういう期待があったわけですね。それで我々は何度も知事に県外移設を求めるといふこと、そして県内移設はだめだといふことをはっきりおっしゃるのはこのタイミングじゃないですかということはこの議会で何度も何度も迫ってきた経過がありますが、この今回の方針転換がなぜ今なのか

ということについてお尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これも何度も申し上げていきますように、5月28日の共同声明の後、つまり悪くとも県外といって選挙をやった人々がもどくというものの説明を何でやらないかというのが私は不思議なんです。ですからそれは当然求めるべきでしょう。ですから先ほどもどなたかから御質問がありましたが、事務的・技術的説明に加えて、そのマニフェストの政治的説明を何でしないのか。ここをやらないと県民はまず納得いきませんよと。そのとき条件つきで受け入れた人々だって、名護市長選挙で粉砕されて、それで何とまあもとへ戻るなどということはいかに、両側から見てもこれは沖縄の人をちょっと愚弄し過ぎじゃないかということで怒っていると思います。だから納得のいく説明がないというのをそのままにすること自身がおかしいので、それを私は要求してきたので、遅かったか早かったかについては人それぞれかもしれませんが、私はちょうどいいタイミングだと思っているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 名護市議選の相当な恨みがあるなというふうに、今、知事の発言の中から感じられたんです。タイミングが今だということのその背景にはいろいろ市議選の動向もあったのかというふうに感じたわけですが、いずれにしても知事は、県外移設を求めるということでその日米合意の見直しに踏み込んでいるわけですので、この踏み込みがこれからどういう影響を日米両政府に与えてくるかということは、これは非常に大きなことになってくるだろうというふうに私は思っているんです。

1つは、先ほどなぜ高江のヘリパッドを受け入れるというか、進めるという立場に立てるのですかということ聞いたのは、高江のヘリパッドは、当然ヘリパッドですから、これは辺野古のヘリ基地のヘリとの一体的な運用でそこに建設をされるというそういうもののなんですね。にもかかわらず、一方では普天間のそのものは県外移設を求める。そしてヘリパッドは県内につくることを容認するというのは、これはやはり何か整合性がないんじゃないかと。当然、普天間のヘリ基地を外に出せということであれば、それに付随する機能を持つヘリパッドだって県外移設を求めるという、そういう立場に立つのが今の知事の立場ではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の御提案としては

私は受けとめますが、あらゆる例えば海兵隊のヘリ基地関連、海兵隊の訓練関係が鳩山さんが言われたように一体的な運用のもとにあるかどうか、私は疑義があるわけですが、これはもう少し私も勉強してみたいと思います。ですから高江のヘリパッドと今の辺野古への移設、それがすべて一条乱れず厳密な精密機械になっているとはゆめ思いません。ですから普天間の基地が仮に九州でもいいんですが、どこかに移るときには訓練の施設がかなりやはり移らざるを得ないだろうという推測はできますよ。ですが、すべてのものが一体的にみんな動き回らないと機能しないとはちょっと思えないんですが。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それは知事もいろいろな形で考えていらっしゃるというのはわかりますが、ただこの間のSACOの合意とかあるいはその後の米軍再編、こういった中でなぜ沖縄に、辺野古でなければ普天間の代替がいけないんだというその理屈は、むしろ彼らがはっきり言っているんですね。普天間の代替施設は、普天間飛行場のヘリコプターが日常的に活動をとにする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならないと。そこが起点になって、だから県内なんだ、辺野古なんだということでSACO以来ずっとこの話がぐるぐると来て県内だということで、鳩山さんも学べば学ぶほどそこに一体的な運用、それによって抑止力があるということで落ちついたというふうに、納得はいきませんがそういう説明をされた。だから民主党政権の理屈に従えば、知事が県外移設を、普天間を県外に出せと言った時点でこれは海兵隊にとどまるだけじゃなくて、沖縄の抑止力全体の影響も含めて非常に大きな問題提起になると私は見るわけです。それについてもう一度知事の御見解をお尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうも私の見解よりも仲村未央議員の見解のほうをむしろ伺いたいんですが、この一体的な運用、それは確かにみんな横にいればいいに違いないというのは素人でもわかりますよ、すぐ近くにいたほうがいいと。ですからその範囲以上の説明に鳩山さんの説明とか今のSACO合意のときの我々民間に対するPR文章は、その素人論以上に出てないと思うんです。近くにあればより便利だろうという以上の意味はないでしょう。ですからそれは別に少し遠くにいても、分断しても分割してもベストなシステムになっているか、セカンドベストか知りませんが、システム的にはいろんな段階、いろんなやり方がある

んであって、こうでなきゃいけないという理屈にはならぬでしょう、今の話は。と思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 私の考えというか、この間の米軍再編等々で出された資料の中で、ヘリコプター自体が海兵隊の移動手段になるわけですから、当然それは一体として機能する必要があるから県内移設にこだわっているというのが彼らの理屈の中に相当強調されている。だから辺野古じゃないといけない、だから県内じゃないといけないということで、我々はこの何年間もこのことに翻弄されながら普天間の代替施設問題を問うてきたわけですね。本当にそうなのかというのは私の疑問でもあり、知事と同じ疑問を持っているからこそ、なぜ普天間は県内なんだということを強く言ってきたわけですよ。だから県内でなければならないという理屈がないはず。だからこそ県外へということを知事も言われたわけだから、これは何も沖縄のその他の基地を県内に押し込めるといふ彼らの発想に従う必要はない。そういうふうな立場に立てば、やはり普天間も県外ということであれば、その一体的な機能を持つそういった付随するものも今までどおりのフリーズした思考じゃなくて、それも含めてやはり県外の可能性というのは当然考えられるべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 論理的意見としては当然です。ですから、いろんなものが本当はベストなものとしては彼らも全部持っていくというのが一番便利だろうと思う。だから、あとはいろいろちょん切っていくとこれはベター論になっていくことだと思うんですね。ですから、言われる意味はよくわかりますが、ただここは軍事の専門家と軍事システム系の人々とよく意見交換しないと、我々横から見たらおおよその検討、そうじゃないかと思いますが、もう少しこれは詰める必要があらうかと思いますね。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん いずれにせよ、このような事態の中で知事が埋立許可を出すということは、もうほぼなくなったというふうに考えてよろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） これも私の表現ですが、極めて極めて厳しいとしか言いようがありません。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それから政府への具体的な要求、これをアクションとしてどのように起こしていくのか。いつ今の県外移設の要求というのを政府に直接伝

えることになるのかお尋ねいたします。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時0分休憩

午後5時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） これは今議会で私、御質問に対しては答えて決断をしたわけで、これからどういう形で政府に伝えていくか。口頭でいくか、お邪魔して防衛大臣にお話しをするのか、官邸で官房長官にお話しするのもわかりませんが、ちょっとここら辺は政府の担当の大臣にきちとお話ししたいと思います。

もう1点、私、見直しをすると申し上げましたが、共同発表というのは辺野古へ移設する部分と、それ以外のいわゆる8000人のグアム移転、その他嘉手納より南の基地の返還といういわゆるグアム協定に大体なっている部分と、それから負担軽減の部分といろいろあるわけですね。ホテル・ホテル海域を早く返してくれとか。私はこの辺野古に移設する分以外は、やはりこれはこれで一定の評価をすべきだと思っています。ですからこれをもっと深く掘り下げることはあってもこれは進めるべきだと思っていますから、共同声明全部をおっしゃるように反対だということは全く言えません。これはイエスの部分もあるし、上等の部分もあるし、これはちょっと反対に近い部分もありますから。ですから、ここら辺もちょっと整理して政府とは話し合いをしていきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事が今、全体の合意の内容に触れたので私も少し聞きたいんですが、実は我々がこの合意を批判してきた根拠は、この合意がすべてパッケージになっていて、辺野古に代替施設の完成がない限りグアム移転も起こらない。そしてグアムの移転が成功するためには日本の資金提供によってグアムのインフラがつけられないといけない。そういったことがない限り、さらに中南部の嘉手納以南の返還がないという、これがすべて辺野古の進展にかかっているという書かれ方をされたものですから、非常にこの問題は辺野古が滞ると、まるで白紙に戻すぞと言わんばかりの合意内容になっているこのパッケージを物すごく批判したわけですよ。今、知事は、この辺野古を起点にしたパッケージ合意についてどのような見解をお持ちですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさにおっしゃるように、このパッケージ論というのは我々自身もおかしいと思います。ですから、これはただ2プラス2といいますか、共同発表にも書かれているようでして、ちょっと私、今、正確にチェックできていないんですが、書かれているとすれば、そう簡単ではないとも思います。ですが、やっぱり何で普天間が動かないとこれらができないかという理由は本当はないんですよ、昔のSACOから言って。ですからここは押し返せるかどうか、これこそ民主党政権も——民主党の方もおられますから——一緒になってここは押し戻すべきで、後先逆にすべきじゃないかとも思っております。これはちょっと我々の力がどこまでできるかですが、これはもう議会の皆さんと一緒にやってやらなきゃいかぬなと思ったりもしております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今、本当に知事は明確な方針転換をされたと私は受け取りました。というのは、1年前の私の同じ質問に対して知事は、パッケージとして推進されるべきものだとして評価しているという答弁を私にしていますので、ぜひその明確な方針転換をいただいた上で次の質問に移りたいと思います。

ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○仲村 未央さん 時間が限られておりますので、教育委員会のほうからお尋ねをいたしたいと思います。

まず、先ほど幼保一体化、これに向かうときの影響はどうだということで、はっきりしないから不明だというような答弁を教育長がされました。

今、幼保一体化、去る9月、今月の24日に政府は第1回会合を持って、そこに至るまでも結構具体的な内容が出てきております。例えばその幼保一体化の中で先ほど教育長がおっしゃるように、幼稚園・保育園・認定こども園、これは垣根をなくす、これが大前提。それから保育に欠ける要件を撤廃すると言っているわけですね。そして多様な事業者の参入を認めていくということなんです。今、沖縄型の公立幼稚園を

評価するということであれば、沖縄型の公立幼稚園は校長管理のもとに、同じ校長と園長がいて、その施設の中で一体的に運営されているわけですね。それで今、保育要件の緩和、いわゆる保育に欠ける子も欠けない子もそれはもう要件関係なく、一体として施設に差を設けないんだということで、今の幼稚園の施設の使い方も含めてかなり沖縄はほかの県にはない大変な影響を受けると思っているんですね。それで、その24日の第1回の会合の際には全国公立幼稚園会とか、全国知事会とかそういったところがこういう意見があります、どうでしょうかということではいろんなプランも出しているんですよ。でも、どの文章を見ても、沖縄のこの特殊な状況について触れたものは一つもない。だから、教育長はいつもその状況を見て判断します、影響は後で考えますとおっしゃるけれども、今のプランがそのまま実行された場合、沖縄県の今の形態は維持できますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

ただいま仲村未央議員がおっしゃられたことについて、やはりそういう懸念はあるわけです。ですから、国が今、幼児教育、保育教育をいろんな形で一つにするという形で、もう方針が年度ごとに動いているわけです。そういう状況もありますし、実際にこのこども園という構想が、構想自体は私も把握はしておりますけれども、これが実際に沖縄の中にどういう形で財政的なものも含めて具体的な計画を立てて入れてくるかというところが見えないわけです。ですから、そのところを見ないと何とも言えないという意味での答弁でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん これは福祉保健部長、知事も聞いていただきたいんですが、何も教育委員会だけの問題じゃなくて、福祉保健部そのものにかかわる問題なんです。全国の4倍もの待機率がある今の待機児童の現状がありながら、保育の要件が撤廃されるということの中で、どれぐらいの変化がこの幼保一体化の中で起きてくるかとか、あるいは事業者のいろんな参入によって、これはサービスが契約に変わっていくときに、今の低所得の方々にどんな影響があるかというのは、これは23年度のもう通常国会に法案を上げていくという話なんです。でも、沖縄の今のこの現状を全国一律の中で議論していたら、今までの資源、特に教育委員会が持っている幼稚園の資源というのは私は失われてしまうと思うんですよ。これについては、教育委員会と福祉保健部と両方の協議も必要だし、こんな

に悠長なことを言っている場合ではないと思うんですが、福祉保健部長の見解をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今、教育長からもあったように、やはり幼稚園というのが他県と違う公立という形態があるということですから影響があるのかなという懸念はございます。この子供システムの基本的要件の中での課題とこちらが認識しておりますのは、実施に当たって必要な財源がどれくらい確保できるのかということ、それから多様な事業者の参入によって保育の質の低下を来さないようにするにはどんなふうにしていけるのか、それから保育に欠ける要件を撤廃することに伴う混乱ですね、待機児童との関連も含めて、現在の公立幼稚園も含めて、その辺が非常に懸念されるところでございます。そういう中で全国知事会としては、その移行に当たっては地方公共団体との十分な協議を行うことを国に求めているということでございますので、そのあたりを国に対してきちんと財源も含めて明確な方針を示してもらうように求めていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん もう余り私の時間がありませんので、最後に知事に今の件も含めて、先ほど沖縄振興の柱の中にと申し上げましたが、やはり沖縄だけ違うということが余りにも子供をめぐる現状の環境にも多過ぎる。非行やそれから児童福祉のおくれということを全然取り戻せないままこの間来たということ。このことと、それからこれからの制度の余りにも大胆な変革の中で沖縄だけがついていけない部分というのがやっぱりあると思うんですね。それを教育委員会と福祉保健部と本当に緻密に連携を通じて、何が今足りないのかということと、これから沖縄が本当に独自性を持って振興に当たっていくときに、人材育成や将来にかけるといふこの部分を柱に据えるというこの決意がないと、これまでの振興策となかなか違いが出てこないと思いますが、その辺について知事のお考えをお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさに次の沖縄振興法というのは、本当に県民の将来を担う子供たち、孫たちのためにという部分が第一の柱になると思います。そして今まで日本全国版の施策だとか基準だとかに合わないものが結構残っているんですね。おっしゃったような子供関係の部分とか認可外保育園とか幾つものいろんな種類あると思います。ですからそれを全部いろんな分野にある、そういう沖縄だけはどうもはまらないと

いうものをもう一回束ねて、いろんな分野を、次の沖縄振興法の特例であれ、何か沖縄振興法の中にきちっと位置づけてやっていきたいというふうに考えております。これはもう将来の孫たちのためですから当然です。おっしゃるとおりです。

○仲村 未央さん 以上です。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子です。

一般質問を行います。

まず最初に、米軍基地問題について。

(1)、ことしの名護市長選挙、名護市議選、県民大会で「県内移設反対」、県民の民意が示されました。知事は「県内移設反対」を明確にすべきではありませんか。知事は、普天間基地問題について「極めて厳しい」ということを繰り返していますが、反対と明言しないのはどうしてでしょうか。県民がわかるように説明すべきであります。知事の御所見をお伺いいたします。

(2)、7月末に返還された北中城村の米軍泡瀬ゴルフ場跡地から、米軍の未使用弾2789発以上が見つかり、県民の間に不安が広がっています。米軍の責任で早急に撤去すること。また、返還跡地全域についても磁気探査を実施すべきです。基地返還跡地は米軍に原状回復の責任を義務づけるよう、日米地位協定4条の改定を実施すること。

(3)、県の「生活環境保全条例」に基づいて、米軍基地内における汚染物質や危険物の使用、貯蔵履歴を明らかにするよう要求すること及び県が立入調査を行うことについて伺います。

2、不発弾対策について。

糸満市真栄里で沖縄戦当時のものと見られる米軍製の未使用弾2113発が発見されました。同地域は、7月にも902発の未使用弾が見つかっております。那覇市首里の住宅地では8インチ艦砲弾が、米軍泡瀬ゴルフ場跡からも大量の不発弾が発見され、地域住民を恐怖に陥れています。不発弾が相次いで発見された糸満市真栄里は、沖縄戦当時、日米両軍の激しい戦闘があったところ。昨年1月には糸満市小波蔵で不発弾が爆発し、工事中の男性が重傷を負う事故が起きています。沖縄戦は、国策によって引き起こされたものであり、不発弾対策は戦後処理の一環として、探査、処理、補償すべてについて国が責任を持って行うべきであります。

質問いたします。

(1)、2008年から2010年の各年度の発見された不発弾の数量、磁気探査の費用について伺います。

(2)、2009年から2010年の各年度の「不発弾広域探査発掘加速化事業」の申請件数。

(3)、民間事業の磁気探査機器の貸し出し件数。

(4)、沖縄戦当時の米軍製未使用弾の情報収集と実態調査を実施し、直ちに国の責任で処理するよう求めること。

(5)、不発弾の磁気探査処理については、公共工事、民間工事問わず国が責任を持って処理するよう要求すべきであります。伺います。

3、がん対策について。

(1)、子宮頸がんを予防するワクチンが日本でも認可され接種が始まっています。既に世界では100カ国を超える国で予防ワクチンが使われ、先進国約30カ国で公的助成が行われています。公費の接種を実現してほしいと求める女性たちの要求が広がり、厚生労働省は2011年度政府予算要求の中に子宮頸がんを予防する助成事業150億円を盛り込んでいます。県でも子宮頸がん予防ワクチンへの公的助成を実施することについて伺います。

(2)、本県はがんが死亡原因のトップとなっています。「沖縄県がん条例」を制定し、がん対策を総合的に推進し、拡大強化することが求められています。知事の御所見を伺います。

4、介護保険制度について。

(1)、介護保険制度が発足して10年、介護の現場は「保険あって介護なし」の深刻な実態になっています。日本共産党が140自治体、652事務所、ホームページにアンケートを掲載して167人から回答を得て、アンケート調査を行った結果、介護事業所からは「重い負担を理由にサービスを抑制している」との回答が76.2%、また特別養護老人ホームの深刻な不足の実態が浮き彫りになりました。沖縄の県民所得は全国平均の7割、失業率は全国よりも極めて厳しいという県民生活の実態から、高齢者の介護現場は大変深刻な状況になっていることは明らかです。県は、介護の実態調査を直ちに実施し、具体的な対策を講ずるべきではありませんか。

(2)、特別養護老人ホームの抑制指標となっていた国の参酌標準が2012年度から廃止する方針が閣議決定されました。地域の実情に応じた施設整備が可能となります。県は、その決定に基づき施設整備を促進すべきであります。特別養護老人ホームの入所待機者数と施設整備の計画について伺います。

(3)、国に保険料、利用料の減免制度を創設すること、国庫負担金を当面10%引き上げるよう要求すべきではありませんか。

(4)、県独自の支援策を実施し、保険料、利用料の軽減を図ることについて伺います。

5、食料自給率の向上と地産地消の推進について。

(1)、学校給食と観光関連産業での県産食材の5カ年間の使用量の推移について伺います。

(2)、学校給食、観光関連産業での使用率が上がっていないのはなぜか、今後の課題と対策について伺います。

(3)、食育推進基本計画は今年度で最終年度になりますが、食育の推進目標値の検証は行われておりますか。

(4)、食料自給率の引き上げと農水産物の地産地消の推進のために、その理念や意義、数値目標を明確にした条例の制定が必要であります。知事の御所見を伺います。

(5)、県内市場における農水産物の安定供給を確保するため、漁協、農協に直売所、加工センターなどの流通拠点の整備拡充が必要です。県の対策を伺います。

(6)、農産物に安心・安全を求める消費者の要求が高まっております。長寿県沖縄のウチナーブランドづくりとして、安全性の高い農産物の生産県として推進を図っていくことについて伺います。

(7)、農業後継者育成のための「就農者支援制度」を確立することについて伺います。

(8)、農産物の補償基準価格の引き上げ、対象品目の拡大など、価格補償が確立されてこそ農業の振興と食料自給率の向上になります。県の対策を伺います。

6、野生鳥獣対策について。

(1)、野生鳥獣被害の実態と被害面積、被害総額と具体的な対策について伺います。

(2)、2008年から2010年の「鳥獣被害防止総合対策交付金」の各年度の交付金と要望額について伺います。

(3)、「鳥獣被害防止総合対策交付金」は、来年度以降の継続実施と必要な予算の増額を要求することについて伺います。

(4)、沖縄県として野生鳥獣被害への独自支援対策を実施すること、次期沖縄振興計画の農業生産振興の中で位置づけて対策を講じることについて伺います。

7、沖縄含みつ糖振興について伺います。

(1)、さとうきびの生産農家に対する直接支払制度（甘味資源作物交付金）を含みつ糖地域にも同様に措置することについて伺います。

(2)、黒糖価格の暴落に対する支援措置について伺い

ます。

(3)、法令に基づいて表示基準を明確にし、含みつ糖製品の適正表示を図ることについて伺います。

8、我が党の代表質問との関連について。

民間地域で起きた米海兵隊による住居侵入、強制わいせつ事件は、県民を恐怖に陥れました。平成13年度以降、女性や子供に対する事件や事故は実に1072件にも上っています。そのほとんどが米海兵隊の犯罪であります。人殺しを任務としている海兵隊に女性や子供たちの人権や生命を守ることなどできるはずがありません。海兵隊が存在する限り、県民や女性、子供たちはその恐怖におびえ続けなければなりません。

沖縄県民の生命財産、安全を何よりも優先して守り抜かなければならない知事として、危険な海兵隊の撤退を要求すべきではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍基地問題についての御質問の中で、県内移設に反対することについての御質問にお答えいたします。

県としましては、去る5月の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと繰り返し申し上げてきたところであります。そして名護市長選挙や県議会の意見書議決、そして県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえ、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考え、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を示すよう求めてきましたが、政府からこの間の県民の怒りと失望にこたえ得る説明と方策は依然として示されておられません。

県としましては、このような状況にかんがみ、政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄含みつ糖振興に係る御質問で、分みつ糖と同等な含みつ糖の支援対策についての御質問にお答えいたします。

沖縄産含みつ糖の生産は、分みつ化の困難な離島地域において行われており、これらの離島経済において重要な地位を占めております。国は、含みつ糖に対する支援といたしまして、毎年、予算を計上し、補助金により生産農家及び含みつ糖製造事業者への経営安定化を図っており、厳しい状況にあります。一方、分みつ糖に対する支援は、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づいて、生産農家及び分みつ糖製造

事業者への支援がなされております。

このため、県としましては、含みつ糖対策についても同じ甘味資源作物としてさとうきびを生産振興していることや厳しい生産条件、そして国土保全等の観点から、分みつ糖地域と同等な制度が適用できるよう、町村、そしてJA、黒砂糖工業会等の関係機関と連携をし、国へ要請しているところでございます。

次に、代表質問との関連の中で、海兵隊の撤退についての御質問にお答えいたします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による沖縄県の過重な基地負担の軽減を求めてきております。とりわけ海兵隊については構成員が最も多いことから、その削減に最優先に取り組む必要があると考えております。このため、米軍再編で示された海兵隊司令部及び約8000人の海兵隊将校及び兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小等は、県民の要望している在沖米軍兵力の削減及び米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題について、日米地位協定第4条の見直しについての御質問にお答えいたします。

キャンプ瑞慶覧の泡瀬ゴルフ場は、本年7月31日に返還されたものの、8月以降数多くの未使用弾等が発見されております。

米軍施設・区域の返還に当たっては、国の責任において原状回復等必要な措置がとられることになっておりますが、返還跡地から汚染物質や不発弾等が発見される事例がたびたび発生しております。こうした状況を踏まえ、県としましては、米軍施設・区域の返還に当たっては、事前に日米両政府が共同して原状回復等の必要な措置をとることなど、日米地位協定第4条の見直しを求めているところであります。政府は、「日米地位協定の改定を提起する」としてありますが、これまで改定の方針等が示されていないことから、県としては、引き続き渉外知事会等と連携しながら、日米両政府に対し、同協定の抜本的な見直しを求めてまいります。

次に、不発弾対策についての中で、2の(1)のア、2の(1)のウ、不発弾の数量、磁気探査費用、民間事業の

磁気探査機器の貸し出し件数についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

2008年度から2010年度の不発弾の発見数量及び磁気探査費用は、2008年度約2.9トン、約3億8000万円、2009年度約2.6トン、約3億8000万円、2010年度約2.4トン、約5億5000万円となっております。また、民間事業の磁気探査機器の貸し出しについては、平成22年7月に開始し、現在、貸し出し実績はないことから、同制度の周知徹底を図っているところであると聞いております。

次に、同じく不発弾対策についての御質問の中で、2009年、2010年の各年度の「広域探査発掘加速化事業」の申請件数についてお答えいたします。

2009年度から2010年度の「広域探査発掘加速化事業」の申請件数は、2009年度22件、2010年度31件となっております。

次に、同じく不発弾対策の中で、沖縄戦当時の米軍製未使用弾の情報収集、実態調査及び国が処理することについてお答えいたします。

沖縄戦当時の米軍製未使用弾を含む不発弾の処理については、国庫負担により措置されております。情報収集及び実態調査については、平成元年度から3年度にかけて未使用弾を含む不発弾の埋没調査を行っており、現在も情報収集を継続して行っているところであります。

県内の不発弾の処理をできるだけ早期に行っていくために、不発弾探査の加速化・効率化を図るなど、不発弾対策の抜本的拡充が必要であるため、不発弾探査要望地域の調査を行うとともに、今年度中に不発弾探査の重点地区や加速化の方策等を内容とする沖縄不発弾等対策中期プログラムを策定する等、「広域探査発掘加速化事業」の拡充を図っております。

次に、不発弾探査について、公共・民間を問わず国が行うよう要求すべきとの御質問につきましてお答えいたします。

県としましては、不発弾対策は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきと考えております。今後とも、不発弾探査の全額国庫負担について、市町村等の関係機関と連携を図りながら、引き続き国に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 米軍基地問題についての御質問の中で、汚染物質の使用履歴の開示の要求及び立入調査についてお答えいたします。

県生活環境保全条例第3条の2第2項において、県は、米軍基地の返還に当たって土地の利用の履歴と土壌の汚染状況等に関する情報について公表する旨を協定に盛り込むよう申し入れることができるものとなっております。一方、日米地位協定では、環境に関する条項がなく、特別な定めがない限り、米軍に対し一定の義務を課したりすることはできないこととなっております。そのため、県では、渉外知事会を通じて、環境保全に関する日本国内法を適用することや、基地返還にあっては日米両国政府が責任を持って、土地の使用履歴や汚染状況等に関する情報の公表、返還前の環境調査、環境の浄化等適切に対処する旨を国に対し求めているところであります。

県としましては、今後とも国の動向も踏まえ、関係機関と連携しながら、生活環境保全条例の協定締結の申し入れについて検討していきたいと考えております。

基地内の立入調査については、これまでも油流出事故等が発生し調査が必要となった場合は、防衛局などを通し、立入許可を求めるなど事故発生現場などの状況の把握に努めているところであります。ちなみに、平成8年から平成22年8月まで26件の立入許可を得て環境調査などを実施しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） がん対策についての御質問の中の、子宮頸がん予防ワクチン接種に対する県の助成についてお答えします。

厚生労働省が予算要求している助成事業は、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集・分析し、10歳代にはワクチンを接種、20歳代からはがん検診を受けるという一貫性のある「子宮頸がん予防対策」を効果的・効率的に推進する方策を検討する目的で実施されるものであります。その結果は、国の厚生科学審議会において予防接種法上の位置づけを検討する資料となるものであります。

県としましては、予防接種への公的助成は、予防接種法等の法制度に基づく定期接種として実施することが望ましいと考えており、引き続き国の審議を見守ることとしております。

次に、がん条例の制定についてお答えします。

県としましては、がん対策基本法に沿って制定された「沖縄県がん対策推進計画」及び「アクションプラン」を着実に実施し、予防から医療提供に係る適切ながん対策の充実強化を図っていくこととしておりま

す。このような中で、がん条例の制定については、その必要性を含め総合的に検討することとしております。

次に、介護保険制度についての御質問の中の、介護実態調査の実施及び具体的な対策についてお答えします。

各保険者においては、これまで高齢者の実態とニーズを把握の上、介護保険事業計画を策定し、適切なサービスの提供に努めてきたところであります。各保険者が次年度策定する予定の第5期介護保険事業計画においては、地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するための新たな調査手法が国から示されることになっております。この調査手法を用いて高齢者の実態把握を行い、介護、医療、生活支援サービス、住まいの4つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づく事業計画が策定される予定であります。

県においても、地域における高齢者のニーズがより反映されるよう保険者を支援し、第5期事業支援計画を策定してまいります。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者数と整備計画についてお答えします。

県における特別養護老人ホームの入所待機者数は、平成21年11月末現在で1901人となっております。そのうち、要介護3から5の高齢者は865人となっております。県では、平成23年度末までの第4期沖縄県介護保険事業支援計画において、広域型特別養護老人ホーム160床、小規模特別養護老人ホーム170床、合計330床を整備することとしております。次年度に策定予定の第5期介護保険事業計画では、施設整備に係る参酌標準が撤廃されることが示されており、県としましては、適切なサービス量を見込むよう、各保険者に働きかけてまいります。

次に、保険料等の減免制度創設と国庫負担割合の引き上げについてお答えします。

介護保険料は、所得区分を6段階に設定し、一定の低所得者対策がなされているところですが、所得区分をふやしてさらに低所得者への配慮を行うことが可能となっており、県内でも14保険者のうち8保険者が実施しております。また利用料は1割負担が原則ですが、低所得者等に対して社会福祉法人等における減免や離島地域における利用者負担の軽減などが実施されております。県では、これらの軽減策が円滑に実施されるよう取り組んでいるところであります。

国の負担割合引き上げについては、九州各県とも連携し、地方自治体の負担増や高齢者が負担する保険料

等の引き上げにならないよう、国において十分な財源措置を講じるよう要請しているところです。

次に、県独自の支援策による保険料等の軽減についてお答えします。

介護保険は、介護を国民みんなで支え合う仕組みとして、高齢者も含めて40歳以上の全国民で保険料を負担している制度であります。その理念に基づき、介護費用は、保険料や国・県・市町村の公費負担も含めてそれぞれの負担割合が定められております。このような制度運用においては、保険料等の減免を目的に、県や市町村が独自に一般財源による財政支援等を行うことは適当でないとされております。

次に、食料自給率の向上と地産地消の推進についての御質問の中の、食育推進計画に係る目標値の検証についてお答えします。

沖縄県食育推進計画は、平成18年度から平成22年度の5年計画となっております。現計画に係る目標値の進捗状況等については、沖縄県食育推進協議会及び食育推進本部会議において毎年確認しているところであります。目標値を含めた計画全体の評価及び検証については、来年度策定する次期食育計画に向けた取り組みの中で行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは食料自給率の向上と地産地消の推進についての御質問で、学校給食における県産食材の使用量の推移についてお答えいたします。

本県の学校給食における県産食材の使用状況については、県産農水産物の利用状況調査によると、平成16年度は32.2%、17年度は35.1%、18年度は33%、19年度は31.5%、20年度は33.4%となっております。

次に、県産食材使用についての今後の課題等についてお答えいたします。

学校給食に県産食材を使用することは、児童生徒へ本県の食文化や郷土食のよさを理解させるとともに、産業振興を図る上で効果があると考えております。

学校給食における県産食材の活用については、安価で年間を通じて安定した供給量の確保が困難なことから使用率が上がっていないものと思われます。現在、県においては「地産地消推進県民会議」等で、市町村、JA関係者、地域直売所等と地場産物の利用促進に向けた協議を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも、県産食材使用率向上に向けて、読谷村での「紅芋」、八重瀬町で

の「ピーマン」、北中城村での「アーサ」などの県産食材を活用している事例を他市町村へ紹介するなど、学校給食への県産食材の積極的な活用を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 食料自給率の向上と地産地消の推進について、観光関連産業での県産食材の使用量の推移及び県産食材の使用率が上がっていないことに関する今後の課題と対策について、一括してお答えいたします。

沖縄県が平成15年度及び21年度に実施した観光産業実態調査では、観光関連産業の飲食部門における県産食材の使用比率は、平成15年度の57.7%から平成21年度は48.5%となっており、9.2ポイント低下しております。観光関連事業者の県産食材の使用については、価格や安定供給などが課題として挙げられております。

沖縄県としましては、農商工連携により県産食材を活用した商品開発を支援するとともに、県産食材を積極的に活用する飲食店を「おきなわ食材の店」として登録を行っております。今後は、県内の観光関連事業者に対し、県産食材のさらなる積極的な使用を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 食料自給率の向上と地産地消の推進についての中で、食料自給率向上と地産地消推進のための条例制定についてお答えいたします。

県では、沖縄県農林水産業振興計画において、食料自給率の数値目標を定め、農林水産業の基盤整備や生産供給体制の強化など各種施策・事業に取り組んでいるところであります。また、地産地消についても沖縄県農林水産業振興計画に基づき、目標値や年度別活動計画を定めた沖縄県地産地消推進計画により、地産地消運動を広く展開していることから、条例の制定は考えておりません。

次に、直売所や加工施設等の整備についてお答えします。

直売所や加工施設等の整備は、地産地消の推進や農林水産物の高付加価値化など地域経済の振興上、極めて重要であります。そのため、漁協や農協等において、沖縄市のファーマーズマーケット、糸満市の農林

水産物直売・食材提供供給施設、JAおきなわのハーブセンター、グリーンフィールドのカット野菜施設、恩納村の水産物加工流通施設、東村のパイン等総合農産加工施設、今帰仁村のきのこセンター、与那国町の長命草加工処理施設など、モズク、熱帯果樹、薬用作物等の県内の特産物を活用した加工施設、直売所の整備に取り組んでいるところであります。また、平成22年度には、読谷村、石垣市にファーマーズマーケットと名護市にキノコの生産施設を整備することとしております。

今後とも、県内市場における農林水産物の安定供給と生産振興を図るため、直売所や加工施設の整備を行い、地域経済の発展に努めていく考えであります。

次に、沖縄県の安全・安心、農産物の生産と供給の取り組みについてお答えします。

県では、安全・安心な農産物の生産・供給体制を強化するため、農薬の適正使用の普及啓発を行うとともに、農産物の出荷前自主検査やトレーサビリティの推進に取り組んでおります。また、環境保全型農業を推進するため、化学農薬や化学肥料の3割以上削減に取り組むエコファーマーの認定、5割以上削減に取り組む特別栽培農産物の認証、化学農薬や化学肥料を使用しない有機農業の支援を行っております。さらに、天敵農薬や性フェロモンを活用した防除技術の確立に努めているところであります。

今後とも、消費者に安全で安心な農産物を供給するため、農協や関係機関と連携し、各種施策を推進してまいります。

次に、就農者支援制度の確立についてお答えします。

県では、農業後継者の育成確保を図るため、平成22年度から「農でグジョブ推進事業」により、市町村、農業団体、農家代表等で構成する「沖縄県農でグジョブ推進会議」を平成22年6月に設立し、担い手の総合的な対策を講じているところであります。

具体的な取り組みとしては、農業大学校における実践的な研修教育、新規就農へ誘導するためのサポート講座や夜間講座の実施、農地を持たない新規就農者に農地を提供した「チャレンジ農場」での農業実践、耕作放棄地の再生利用による農地の確保やハウスの整備等を実施しております。また、農業後継者育成基金事業による新規就農者への研修支援や、就農支援資金の貸し付けなどの支援を行っております。

今後とも、農業後継者育成を促進するため、関係機関と連携し、研修から就農定着までの支援体制を強化してまいります。

次に、農産物の価格補償についてお答えします。

農産物の価格安定対策は、生産出荷の安定と消費地域の価格安定等を図ることを目的に実施しております。野菜等の価格安定対策は、国庫補助事業として特定野菜等価格安定対策事業、指定野菜価格安定対策事業等があります。また、県単独事業としては重要野菜価格安定対策事業があります。野菜の価格安定対策の仕組みとしては、国・県・市町村、生産者が資金を造成し、市場価格が補償基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付する制度であります。現在、本県では、サヤインゲンのほか20品目が対象となっております。新たな対象品目については、面積、共同出荷等の要件が整い次第検討してまいります。

県といたしましては、今後とも農業の生産振興を図るため、農産物価格安定対策事業の推進に努めてまいります。

次に、野生鳥獣対策の中で、鳥獣被害の実態と対策についてお答えします。

平成20年度の鳥獣被害については、カラス、シロガシラ、イノシシ等による被害面積が約217ヘクタール、被害額が約1億9900万円となっております。被害防止対策といたしましては、県や市町村、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会を設置し、被害防止対策を推進しているところであります。

具体的には、市町村が国の財政支援を受けられるよう被害防止計画の作成に必要な情報の提供や助言、カラス等の捕獲箱やわなの設置、猪垣や防鳥ネットの設置、銃器による捕獲等の支援を行っております。

今後とも、市町村、農協等の関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、平成20年度から平成22年度までの鳥獣被害防止総合対策交付金と要望額についてお答えいたします。

鳥獣被害防止総合対策交付金については、平成20年度から21年度までは国が直接採択で実施しておりますが、要望額については交付額とほぼ同額と聞いております。交付金実績額は平成20年度が1205万円、平成21年度が1585万3000円となっております。平成22年度からは、県を経由する交付金となり、市町村からの要望額が1985万3000円で、交付金額は1516万8000円を予定しております。

次に、鳥獣被害防止総合対策交付金の継続実施と予算増額についてお答えいたします。

平成23年度の鳥獣被害対策関係事業については、国において「鳥獣被害緊急対策事業」と「鳥獣被害防止総合対策交付金」で112億8400万円を概算要求してお

ります。

県としては、市町村の要望等を踏まえ、鳥獣被害防止対策に必要な予算額の確保を国に対し引き続き要望してまいります。

次に、県の独自支援対策の実施と次期沖縄振興計画への位置づけについてお答えします。

鳥獣被害対策につきましては、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」や「パインアップル構造改革特別対策事業」等を活用し被害対策を実施するほか、県の事業として「園芸ブランドステップアップ事業」で低コスト猪垣の設置などを実施しております。さらに、平成22年度から重点分野雇用創出事業を活用し、わなの改良と管理指導、被害度マップの作製等、野生鳥獣害対策に関する事業を実施してまいります。

鳥獣被害は、全国的に拡大の傾向にあり、県においても鳥獣被害防止対策は農業振興上重要であることから、新たな振興計画の中で鳥獣被害防止対策が講じられるよう検討してまいります。

次に、沖縄含みつ糖振興の中で、黒糖の市況対策についてお答えします。

黒糖を取り巻く環境は、近年の経済不況のもとで、輸入糖や再製糖との競合により厳しい販売状況となっております。このため、県としては、J Aや黒砂糖工業会、町村等で構成する「沖縄県含みつ糖対策協議会」で、毎年5月10日を「黒糖の日」として制定し、販売促進対策の強化を図っているところであります。

具体的な取り組みとしては、「機能性豊かな黒糖の可能性について」などの講演会やシンポジウムの開催、黒糖PR促進員を活用した沖縄黒糖の販売促進の実施、県外大手黒糖ユーザーとの情報交換、講演会の実施、「美ら島沖縄総体」への黒糖贈呈によるPR、ファーマーズマーケット及び黒糖生産町村での販売促進などに取り組んでいるところであります。また、J Aや企業とも連携して黒糖を使用した新製品開発を検討しているところであります。

次に、含みつ糖製品の適正表示についてお答えします。

含みつ糖は、製造方法や特徴等により、黒糖、輸入含みつ糖、再製糖に区分されております。沖縄黒糖ブランドの定着や一般消費者への正しい情報を提供する観点から、黒糖と輸入含みつ糖及び再製糖との表示区分を明確にする必要があります。

県としては、含みつ糖の品質表示基準や原産国表示を規定することについて、町村、J A、黒砂糖工業会等の関係機関と連携して国に要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

まず最初に、介護保険制度の問題ですけれども、日本共産党が行った調査の中で、76%の高齢者が重い負担を理由にサービスを受けることができないという事態になっているわけです。これは前に介護保険制度を取り上げたときにも私自身が県内の事業所何カ所か調査をいたしましたけれども、そのときにも非常に深刻な実態が事業所から寄せられておりました。

日本共産党が行ったこの調査の中でも、全国の事業所から高齢者が置かれている悲惨な実態の状況が報告をされているわけです。例えば月4万円の国民年金で生活をしているこの女性の方が、特別養護老人ホームに入所を申し込んだけれども、入所ができずに待機をしている間に、通所サービスもヘルパー派遣も利用料の負担ができないということで断って、結局体調を崩して一人でアパートで亡くなってしまうという、こういう事例も出ているわけです。もう一人、息子と二人暮らしの80歳代の男性が、息子の収入が不安定で年金だけでは十分な生活、サービスを受けることができないということで受けていたヘルパー派遣のサービスも減らして、結局この方も数カ月後に亡くなってしまうというこういう悲惨な事例が起きているわけです。特に沖縄の場合には、高齢者の方の年金の平均額も非常に少ないです。さらに県民所得も低いし、失業率も非常に高いというふうな状況の中で、貧困家庭の高齢者の置かれている実態というのは大変深刻な事態になっているわけです。ですから、これは早急に県のほうがその実態を掌握していく、把握していくということが必要であるというふうに思います。これはすぐに実態調査を実施するということが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 介護保険の運用上、どういう問題があるかということで、介護保険制度に関する国民の皆さんからの意見募集ということで今年の5月に厚生労働省のほうをやった概要の中で、この中で介護保険制度を6割は評価しているけれども、あと評価していないのが2割ということがございまして、その中で運用上の課題というのも出されています。その主なものは、介護職員の賃金の処遇改善や入所待機者を解消する施設整備の促進、それから認知症サービスの充実とか、24時間対応の在宅サービスの充実とか、保険料や利用料の軽減措置等々とかというものが挙げられております。それで、先ほども申し

上げましたが、このような課題に対応するために来年度国のほうでよりよい調査の手法が示されて、それをもとに来年度各保険者において介護保険事業計画が策定されることになっておりますので、県としてもそれを踏まえながら支援計画を策定していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 要するに、高齢者の皆さんが重い負担を理由にサービスが受けられないというふうな状況になっているのが76%もあるわけです。ですから、そういうことから考えると、やはり高齢者の皆さんの保険料、利用料に対する県の独自の支援策ということが必要であるというふうに考えるんですね。独自の支援策は適切ではないということをおっしゃっておられますけれども、しかし全国ではもう既に8割近くの各地方自治体が独自の支援策を図っているわけです。そうしないと、高齢者の方が本当に適切な介護サービスを受けることができないというふうな事態に立ち至っているわけです。もちろん国に対してこれは負担金を引き上げるよう要求する。それと同時に、今もう高齢者の皆さんの置かれている実態というのは日々厳しい状況になっているわけですから、県としてもやはり独自のそこに対する負担軽減の支援策を実施をしていくということが必要だというふうに考えるんですが、どうでしょう。知事、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時3分休憩

午後6時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 先ほども申し上げましたように、保険料につきましてもその所得に応じた区分ができるようになっておりまして、また利用料につきましても離島や社会福祉法人での軽減策も講じられております。基本的には介護保険制度の枠組みの中で、そういう支援という部分も制度設計はなされるものと考えておりますので、県独自での支援というのは困難であるというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 本当に残念です。高齢者がこんなにつらい、苦しい状況に置かれているということが今度の私たちの調査でも本当に明らかになっているわけなんです。そこに対して、県としてあの沖縄戦を生き抜いてこられて戦後の沖縄の復興のためにということで頑張ってきたこの皆さん方が、今はこの介護を受けなければならないというような状況にあるわ

けですよ。ところが、この高齢者の皆さんの置かれている状況というのは本当に「保険あって介護なし」というふうな状態です。それは保険料、利用料のこの負担が重いということで、利用サービスが受けられないという事態になっているわけです。これについてやはり県が独自の支援策を実施してでもこういう高齢者の皆さんにきちんとした生活を保障していくと、介護サービスを保障していくということでなくちゃいけないんじゃないかというふうに思いますよ。知事、それでもそれはできないという冷たい態度ですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時6分休憩

午後6時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、部長のほうから答弁したことに現実には尽きるんですが、ただ議員の御意見としてのお気持ちは受けとめさせてください。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん この気持ちを受けとめても実行しないとこれは実にはならないわけですよ、實際上。気持ちはみんな持っていますが、それが実行できないということであれば何にもならないんじゃないですか。皆さん方は、泡瀬干潟の埋立工事には公判であれだけ経済的効果がないというふうに言われてもなおかつそれをどんどん進めるといって、大型公共工事にはこんなにお金をどんどん使うのに、高齢者の皆さん、お年寄りのためには使えないというのはちょっとそれはおかしいんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 高齢者のお年寄りのためには我々は今考えられることは、いろんなことを先ほど部長も答弁しましたように微に入り細に入りやらせていただいている。しかし、今議員のおっしゃったようなお話はお話として承らせてくださいと申し上げて、やるべきことはやっている上での話ですから、誤解なきよう。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん やってないからこそ、高齢者の皆さん方がこういう実態に置かれているんじゃないですか。利用料や介護料、負担が重くて介護サービスが受けられないという高齢者の皆さんが8割近くにも上っているわけですよ。これは皆さん方が必要な施策をやってないからこそこういう事態になっているじゃないですか。それを私は言っているわけですよ。知事、それでも何の対策も打たないということになるん

ですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時9分休憩

午後6時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） この介護保険制度の中には、やはり低所得者の保険料の軽減、また利用料についても申し上げましたように軽減策もごございます。そしてまた、この低所得者のサービスのセーフティネットである生活保護制度とかそういうもろもろの社会保障制度もごございますので、その辺を利用しながら高齢者が安心して生活できるような仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。

それで先ほど申し上げましたように、次年度そういうふうな課題も抽出した形での調査を行って第5期の計画をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん これは今の県政にそういうのを期待しても無理だなというふうなことを感じて本当に残念です。

米軍基地について質問いたします。

知事は、県外移設だということを言っておりますけれども、県内移設反対ということを明確にしないのはなぜなのでしょう。名護市議選の結果は民意のあらわれということで真摯に受けとめるということをおっしゃっております。県民・市民の民意は県内移設反対ということなんです。名護市長も陸にも海にもどこにも基地はつくらせないと、宜野湾市の伊波市長も基地の県内移設反対、普天間基地閉鎖・返還を要求している、これが県民の総意なんですよ。

なぜ県内移設反対ということにならないんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 県内移設は極めて厳しい、特に辺野古への移設は厳しいと何度も申し上げてきたとおりです。そして日米共同発表を見直して県外移設を求めるということでありまして、議員のおっしゃっている表現を全部使えと言われてもそれは違います、それぞれですから。さらに、県外移設を求めると言っていない政党だっておありでしょうが。私は私の表現で言わせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 知事は県外移設だということを言っておりますけれども、こういう危険な基地を受け

入れるところはどこにもないわけですよ。政府が名前を前に挙げたところはどこでも反対と、結局反対ということを表示していますよ。結局どこも受け入れるところはなかったと、やはり沖縄県だと、沖縄県に舞い戻ってくるしかないということになるんじゃないでしょうか。政府内では、辺野古反対とまでは言っていない知事答弁は県内移設容認の余地を残したものというふうに受けとめられているわけですよ。知事はそういう意味で県内移設、この問題で結局県内に舞い戻って沖縄にまた基地をつくるということになるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時13分休憩

午後6時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員が戻ってこいというお話なら別ですが、今の御質問の趣旨がよくわかりません。確かに県内も特に辺野古は難しい、厳しいというのは前から私は申し上げているとおりでしょ。そして、だから県外を求めると言っているんですよ。県外も易しいなんて一つも言っていないよ。だけど、前の鳩山政権から始まって、どこまで詳しく県外をやったのか、これもはっきりしません。そして機能の移設、一部訓練移設はこの間の共同発表に載っています。ああいうものは僕は是としているんですよ。ですから、まだまだ可能性というものはあるに違いないということです。そしてまた、私の友人たる研究者がワ

シントンに何人もいるんですが、この人たちもいろんな意見があります。ですから、どこを手がかりにしていくなかはこれからです。これも政府だとかいろんなそういう情報を持っているところと研究しながら行くしかありません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ですから皆さん、県外、県外と言って、県内移設反対ということを明確にしないのは、結局はまたどこも基地を受け入れるところはないから、沖縄に舞い戻ってくるということになるんじゃないでしょうかということですよ。そうでなければ、県内移設反対と明確に出すべきじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これももう何度も申し上げました。日米共同発表を見直して県外への移設を求めるとい、もうこの言葉だけです。だから、議員が将来を、先を心配してまた来るんですかということは全く答えられません、そんなことは。私は、今県外を求めると言っているんですから。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 新 垣 良 俊

会議録署名議員 当 銘 勝 雄